

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年1月4日
【計算期間】	第5期（自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日）
【ファンド名】	パッシム・トラストーシリーズ2016 TOPIXファンド (PassIM Trust - Series 2016 TOPIX Fund)
【発行者名】	J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド（J.P. Morgan Mansart Management Limited）
【代表者の役職氏名】	取締役 シャザード・サディーク (Shahzad Sadique, Director)
【本店の所在の場所】	英国、ロンドン E14 5JP、カナリー・ワーフ、バンク・ストリート25 (25 Bank Street, Canary Wharf, London E14 5JP, United Kingdom)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健 同 廣本 文晴
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健 同 廣本 文晴
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

- （注1） 本サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、受益証券は、円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨をもって行う。
- （注2） 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- （注3） 本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもある。）とは7月1日に始まり翌年の6月30日に終わる1年を指す。ただし、第一計算期間は、2016年9月20日から2017年6月30日までの期間を指す。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的および基本的性格】

① ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

パッシム・トラスト - シリーズ2016 TOPIXファンド (PassIM Trust - Series 2016 TOPIX Fund)（以下「本サブ・ファンド」という。）は、パッシム・トラスト (PassIM Trust)（以下「本トラスト」という。）のサブ・ファンドである。本サブ・ファンドはケイマン諸島の法律に基づき、2016年6月15日付で、同日付補遺信託宣言（2016年7月5日付修正および改訂済み補遺信託宣言により修正および改訂済み）（以下「補遺信託宣言」という。）に従って設立された。2021年10月末日現在、本トラストは本サブ・ファンドを含む13のサブ・ファンドを有する。信託金の限度額は、定められていない。

本サブ・ファンドは、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券の募集および売出しを行っている。Aクラス受益証券およびBクラス受益証券は、日本円（以下「円」ともいう。）建てで表示される。

本サブ・ファンドの投資目的は、報酬および費用の差引前において、東証株価指数（以下「TOPIX指数」という。）のパフォーマンスに密接に連動したリターンを提供することを目指すことである。詳しくは、後記「2 投資方針（1）投資方針」をご参照されたい。

② ファンドの形態

(a) トラスト

本トラストは、ケイマン諸島の法律に基づき、2014年12月2日に、同日付信託宣言（以下「原信託宣言」という。）の条項に従い、オープン・エンド型のアンブレラ・ファンドとして組成された。このため、本トラストの資産は、異なる複数のサブ・ファンドに分割される。原信託宣言は、2016年4月26日付修正および改訂済み信託宣言に従い、全面的に修正および改訂された（以下「信託証書」という。）。

本トラストは、本トラストの設定日から最長150年の期間で設定されている。

(b) サブ・ファンド

各サブ・ファンドは分離された別個のトラストとして組成され、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に定める特定の投資目的、方針、表示通貨またはその他の個別の特徴によって区別される。サブ・ファンドごとに個別の資産プールが維持され、各サブ・ファンドのそれぞれの投資目的および方針に従って投資される。

各サブ・ファンドは明確に分別された投資ポートフォリオを有する。サブ・ファンドごとに別個の帳簿および記録が維持される。

管理会社と協議して行為する受託会社は、信託証書の補遺証書によって、信託証書の条件に基づき、信託証書の権能および規定に従い、随時、追加のサブ・ファンドを設定することができる。追加のサブ・ファンドの設定は受益者の承認を必要としない。

サブ・ファンド内の異なるクラスのローンチおよび上場（該当する場合）は、異なる時期に行うことができ、そのため、あるクラスのローンチ時に当該クラスに関連する資産プールについて取引が開始されている可能性がある。該当する場合、本件に関する追加の情報は、本サブ・ファンドの半期報告書および年次報告書において提供される。

信託証書の条件に基づき、受益者の同意を得ることなく、管理会社が適切とみなすサブ・ファンドを随時設定することができる。サブ・ファンドまたは今後設定されるサブ・ファンドの詳細は、関連する英文目論見書補遺に記載される。

管理会社は、その絶対的な裁量により、異なるサブ・ファンドおよびクラスに付随する権利を区別することができる。これには、議決権、各サブ・ファンドに関して支払われる分配金ならびに手数料および費用に関するものが含まれるが、これらに限定されない。

受託会社は、本トラストの受託者として行為し、受益者に代わりその利益のために本トラストおよび各サブ・ファンドの資産を保有する。管理会社は、本トラストおよびそのサブ・ファンドの投資運用者として行為し、信託証書の規定に従い、受託会社により解任されることがある。

本トラストおよびその各サブ・ファンドは、トラストとして構成され、別個の法人格を有さず、契約を締結し、または作為もしくは不作為を行うことはできない。したがって、英文目論見書、その付属書類または英文目論見書補遺における「本トラスト」もしくは「サブ・ファンド」による契約の締結、または作為もしくは不作為に対する言及はすべて、場合により、受託会社および／または管理会社および／または投資運用会社が、信託証書の条件に従い、本トラストまたは関連するサブ・ファンドの受託者および／または管理者および／または投資運用者としての立場において、当該行為を行うことを意味する。

本サブ・ファンドは、2016年6月15日付補遺信託宣言（修正および改訂済み）により設定された。本サブ・ファンドは、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 （5）その他 ①ファンドの解散」の項に従い終了するまで存続する。

(c) クラス

各サブ・ファンドに関して、複数のクラスを発行することができ、管理会社は、その絶対的な裁量により、特定のサブ・ファンド内の異なるクラスに付随する権利を区別することができる。これには、議決権、買戻権、分配方針、クラスの表示通貨、各クラスに関して支払われる管理報酬の水準、申込手数料および／または買戻手数料を含むが、これらに限定されない。さらに、サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、特定のクラスのために、金融デリバティブ商品を利用することができる。上記を条件として、クラスごとに個別の資産プールは維持されない。

(i) サブ・ファンド内に異なる通貨建てのクラスが設定され、関連する通貨エクスポージャーのヘッジを目的として通貨ヘッジ取引が締結される場合、(ii) サブ・ファンド内の特定のクラスに関して金利ヘッジ取引が締結される場合、または(iii) サブ・ファンド内の特定のクラスのために金融デリバティブ商品が利用される場合、当該取引は、いずれの場合も、特定のクラスに明確に帰属するものとし、関連するヘッジ取引および／または金融デリバティブ商品の費用および結果として生じる損益は、関連するクラスに対してのみ発生する。

また管理会社は、報酬の計算の目的上、各クラス内で受益証券をシリーズに分類することができる。発行済みのシリーズの受益証券は、管理会社の裁量により、（該当するすべての報酬および費用の支払または発生後に）他のシリーズのその時点の1口当たり純資産価格で当該他のシリーズの受益証券に再指定し、転換することができる。

(d) ヘッジ

管理会社が、サブ・ファンド内に基準通貨以外の通貨建てのクラス（以下それぞれ「ヘッジ・クラス」という。）を発行することを決定する場合、投資運用会社は、基準通貨建てのクラスで得られるであろうものと類似したリターンをヘッジ・クラスにもたらすために、ヘッジ・クラスの通貨と基準通貨の間の為替レートの変動から保護するための手法および商品を採用することがある。ヘッジ・クラスの投資家は、ヘッジ・クラスの通貨が基準通貨に対して下落した場合、当該戦略により利益が大きく制限される可能性があることに留意する必要がある。かかる状況においては、ヘッジ・クラスの投資家は、関連する金融商品に係る利益または損失、および費用が反映される1口当たり純資産価格の変動にさらされることがある。

基準通貨とヘッジ・クラスの通貨の間の為替レートの変動により、当該通貨で表示されるヘッジ・クラスの受益証券の価額が変動する場合がある。投資運用会社は、店頭および取引所で取引される通貨オプションならびに為替先渡契約（リスク管理プロセス説明書に記載されている場合）を含む手法および商品を利用して当該リスクの軽減に努める。為替先渡契約

は、将来のある日にある通貨を別の通貨に交換する（例えば、一定額の英ポンドを一定額のユーロに交換する）契約である。日付（合意された将来の固定日数の場合がある。）、交換される通貨額および交換が行われる価格は、契約締結時に交渉され、契約期間にわたり固定される。

為替ヘッジは、ヘッジ・クラスの利益のためにのみ用いられるため、その費用ならびに関連する負債および／または利益は、ヘッジ・クラスの所有者にのみ発生する。したがって、当該費用ならびに関連する負債および／または利益はヘッジ・クラスの1口当たり純資産価格に反映される。ヘッジ取引は、特定のヘッジ・クラスに明確に帰属するものであり、異なる通貨建てのヘッジ・クラスの通貨エクスポージャーを合算または相殺することはできない。サブ・ファンドの資産の通貨エクスポージャーを別々のヘッジ・クラスに配分することはできない。投資運用会社は、ヘッジ対象をヘッジ・クラスの通貨エクスポージャーの範囲に限定するため、一般にヘッジによりヘッジ・クラスにレバレッジが生じることはない。投資運用会社は、少なくとも月次ベースでヘッジを監視し、月末時点で関連するヘッジ・クラスに帰属する純資産価額の100%からヘッジ水準が著しく乖離しないように、ヘッジ水準の引上げまたは場合により引下げを行う。

投資家は、上述のクラスのヘッジに加え、各サブ・ファンドが基準通貨以外の通貨建て有価証券への投資が認められており、決済要件を満たすために通貨を購入する場合があることにも留意する必要がある。また、各サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドのポートフォリオに基準通貨以外の通貨建てで組み入れられている裏付資産に関する為替リスクをヘッジする目的で、ヘッジ取引を行うことがある。サブ・ファンドが保有する譲渡可能な有価証券の通貨エクスポージャーの特性を変える通貨取引は、当該サブ・ファンドのリスク低減および／または費用削減のみを目的として行われる。

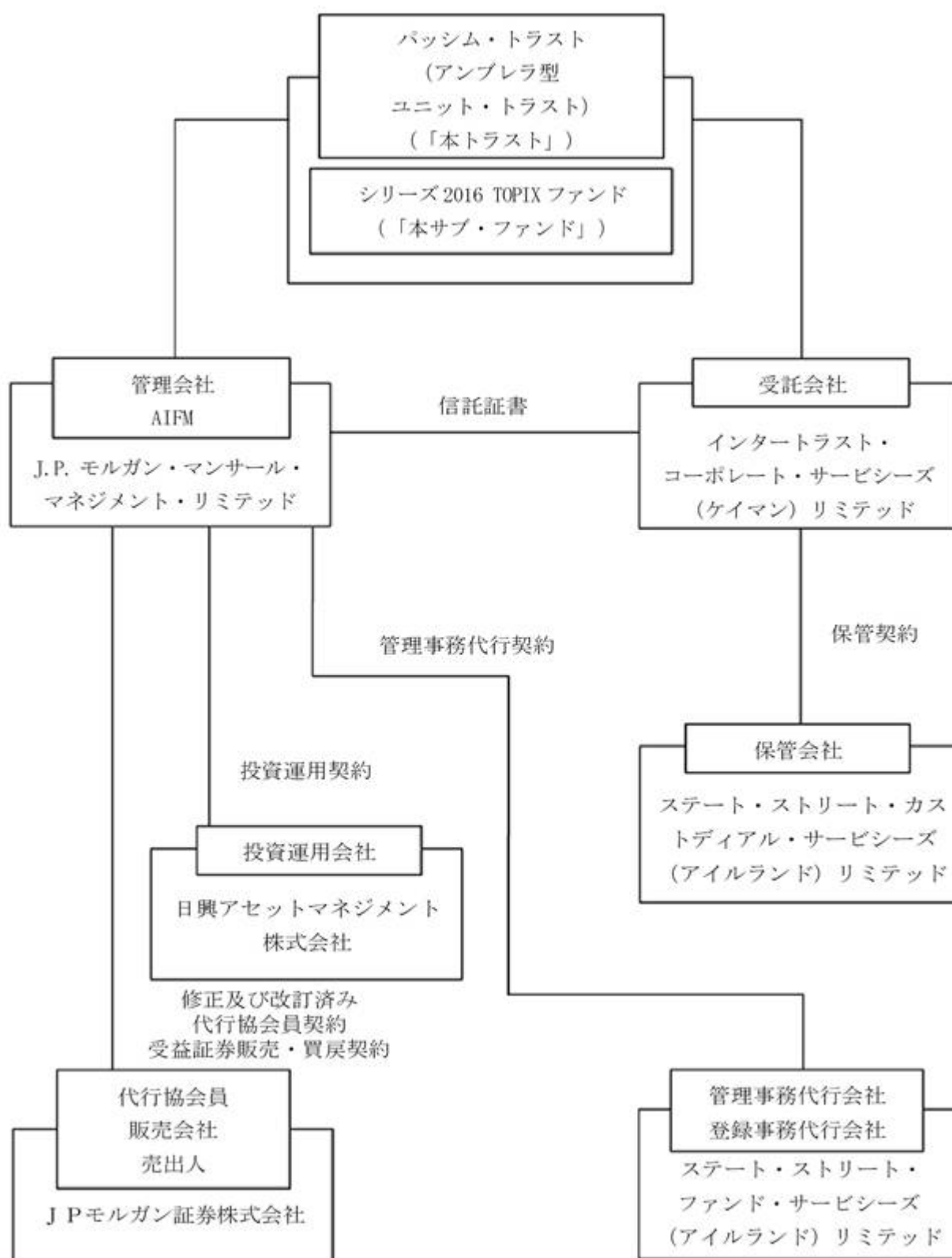
投資運用会社は、上述の為替リスクのヘッジに努めるものの、その成否は保証できない。

（２）【ファンドの沿革】

2007年11月7日	管理会社設立
2014年12月2日	原信託宣言締結
2016年4月26日	原信託宣言を修正する修正および改訂済み信託宣言締結
2016年6月15日	本サブ・ファンド設立に係る補遺信託宣言締結
2016年7月5日	本サブ・ファンド設立に係る補遺信託宣言を修正する修正および改訂済み補遺信託宣言締結
2016年9月16日	日本におけるAクラス受益証券の募集開始
2016年9月20日	運用開始（設定日）
2017年10月27日	日本におけるBクラス受益証券の募集開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド (J.P. Morgan Mansart Management Limited)	管理会社 AIFM	信託証書および補遺信託宣言を受託会社と締結。 信託証書および補遺信託宣言は、本サブ・ファンド資産の運用および管理、受益証券の発行および買戻しならびに本サブ・ファンドの終了等について規定している。
インタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド (Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited)	受託会社	信託証書および補遺信託宣言を管理会社と締結。 信託証書および補遺信託宣言は、本サブ・ファンド資産の運用および管理、受益証券の発行および買戻しならびに本サブ・ファンドの終了等について規定している。
ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ（アイルランド）リミテッド (State Street Custodial Services (Ireland) Limited)	保管会社	2016年9月7日付で保管契約 ^{（注1）} を受託会社と締結。 保管契約は、保管会社が保有している本サブ・ファンドの資産保管業務について規定している。
ステート・ストリート・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド (State Street Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社 登録事務代行会社	2016年8月25日付で管理事務代行契約 ^{（注2）} を管理会社と締結。 管理事務代行契約は、本サブ・ファンドの管理事務代行業務ならびに登録事務および名義書換業務について規定している。
日興アセットマネジメント株式会社 (Nikko Asset Management Company Co., Ltd.)	投資運用会社	2016年9月15日付で投資運用契約 ^{（注3）} を管理会社と締結。 同契約は、投資運用業務について規定している。
JPモルガン証券株式会社	代行協会員 販売会社 売出人	2016年11月22日付で修正及び改訂済み代行協会員契約（以下「代行協会員契約」という。） ^{（注4）} および受益証券販売・買戻契約 ^{（注5）} を管理会社と締結。 代行協会員契約は、代行協会員業務について規定している。 受益証券販売・買戻契約は、受益証券の募集、買戻しの取扱い業務および売出しについて規定している。

（注1）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、本サブ・ファンドに対し、本サブ・ファンドの資産の保管業務を提供することを約する契約である。

- (注2) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務を本サブ・ファンドに提供することならびに登録・名義書換事務代行業務を提供することを約する契約である。
- (注3) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、本サブ・ファンドに関する投資運用業務を提供することを約する契約である。
- (注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および／または日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注5) 受益証券販売・買戻契約とは管理会社によって任命された販売会社・売出人が、受益証券の日本における募集および売出しの目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび日本の受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

③ 管理会社の概況

(i) 設立準拠法

管理会社は、イングランドおよびウェールズ法に基づき、2007年11月7日に非公開有限責任会社として設立された。

(ii) 事業の目的

事業の目的は、集団投資スキームおよび特別目的ヴィークルの管理を行うことであり、とりわけ、世界（米国を除く。）の法人顧客および仲介業者に対して、個々に合わせてカスタマイズされた革新的な資産運用商品を提供することに重点を置いている。

(iii) 資本金の額（2021年10月末日現在）

払込済資本金の額 2,500万米ドルおよび1英ポンド（約28億4,175万円）

発行済株式総数 25,000,001株（1株1米ドルの普通株式25,000,000株および1株1英ポンドの普通株式1株）

授權株式数 管理会社は授權株式資本を有さず、そのため管理会社によって発行され得る株式数または株式資本に上限はない。

(注) 米ドルおよび英ポンドの円貨換算は、便宜上、2021年10月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.67円および1英ポンド＝156.80円）による。以下同じ。

(iv) 会社の沿革

2007年11月7日	管理会社設立（登録社番6420957、社名「WG&Mシェルフ158カンパニー」として設立）
2009年1月30日	管理会社社名変更（「J.P.モルガン・マーケッツ・リミテッド」に社名変更）
2009年3月27日	管理会社社名変更（「J.P.モルガン・マネジメント・リミテッド」に社名変更）
2012年5月23日	管理会社社名変更（現社名に変更）

(v) 大株主の状況

（2021年10月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ザ・ベアー・スターン ズ・カンパニイズ・エ ル・エル・シー	アメリカ合衆国 ニュー ヨーク州10179 ニュー ヨーク マディソン・アベ ニュー383	1株1米ドルの普通株式 25,000,000株および1株1英 ポンドの普通株式1株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

本サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（改訂済）（以下「信託法」という。）に基づき登録されている。本サブ・ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

② 準拠法の内容

（i） 信託法

ケイマン諸島の信託法（改正を含む。）は、実質的に、英国の信託法（ケイマン諸島の特定の法律により補足される）に基づく。投資家は、一般に受託会社が保管会社として保有し、いわゆる受益者である投資家の利益のために投資運用会社によって運用されるファンドに資金を拠出する。信託証書の特定の条項に従い、各受益者は、信託財産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合には、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定期間取得することができる。

一旦設定された信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。本サブ・ファンドは、2016年6月15日付補遺信託宣言により設定された。

本サブ・ファンドは、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 （5）その他 ① ファンドの解散」の項に従い終了するまで存続する。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ii） ミューチュアル・ファンド法（改訂済）

後記「（6） 監督官庁の概要」の項をご参照されたい。

（5）【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

（i） ケイマン諸島金融庁に対する開示

受託会社は、本トラストおよび本サブ・ファンドに関して英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資家となろうとする者が本サブ・ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報に基づいて要求される情報を記載しなければならない。英文目論見書は、本トラストおよび本サブ・ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出しなければならない。

加えて、既存の法令による虚偽表示に関する義務および一般的慣習法上の重要な事項に関する適切な開示に関する義務の適用がある。継続的な募集のある場合、取締役、受託者、ミューチュアル・ファンド・アドミニストレーター、監査人の変更等の重要な変更がある場合には、変更した英文目論見書を提出する義務がある。

本トラストは、認可を受けたミューチュアル・ファンド・アドミニストレーター（本トラストの場合、受託会社）の事務所に、ケイマン諸島における主要な事務所を指定しなければならないが、本トラスト自身において、ライセンスを取得する必要はない。

本サブ・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、本サブ・ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- (a) 弁済期に債務を履行できないこと、またはその可能性があること。
- (b) 投資家または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (c) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- (d) 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行していること、またはそのように遂行しようと意図していること。
- (e) 関係する法令に違反する方法で事業を遂行していること、またはそのように遂行しようと意図していること。

本サブ・ファンドの監査人は、グラントソントン ケイマン諸島である。本サブ・ファンドの会計監査は、国際会計基準に基づいて行われる。

本サブ・ファンドは、毎年12月31日までに、6月30日に終了する本サブ・ファンドの会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

受託会社は、ケイマン諸島のリテール・ミューチュアル・ファンド（日本）規則（改訂済）の第9規則によって要求される事項を記載した営業報告書をCIMAに提出する。

(ii) 受益者に対する開示

本サブ・ファンドの会計年度末は、毎年6月30日である。第一期監査済会計書類は、2017年6月30日に終了する期間について作成された。会計書類は、国際会計基準に従って作成される。会計年度末から6か月以内に、監査済会計書類の写しが受益者に送付される。また、管理会社によって、未監査の半期報告書の写しが受益者に送付される。

② 日本における開示

(i) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集または売出しをする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資家およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資家に交付する。また、投資家から請求があった場合には、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資家から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、本サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資家およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の修正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、本サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、本サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、本サブ・ファンドの資産について、本サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ii) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容およびその理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

本サブ・ファンドの交付運用報告書および運用報告書（全体版）は、日本の知れている受益者に交付される。

（６）【監督官庁の概要】

本サブ・ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。したがって、本サブ・ファンド（および受託会社）は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン諸島当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。本サブ・ファンドは、規制された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの免許および監督に服し、CIMAは、いつでも本サブ・ファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とする本サブ・ファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、本サブ・ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、CIMAに提出または開示しなければならない。CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合には、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、本サブ・ファンドの投資家の資産の保護のため適切と考えるかかる命令、または受託会社が本サブ・ファンドを解散させるための指示を上級裁判所に要求し、上級裁判所はかかる命令を発する権限を有する。CIMAは、必要であると考えられる場合はいつでも、ミューチュアル・ファンド法および適用されるマネーロンダリング防止規則が遵守されていることを確認するため、立入検査またはその他CIMAが決定する方法により、本サブ・ファンドの業務または事業の検査を行う。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合には、また投資家や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合には、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、本サブ・ファンドの免許の取消し、受託会社の交替を要求すること、本サブ・ファンドの適切な業務遂行について本サブ・ファンドに助言を与える者を任命すること、または本サブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

本サブ・ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてケイマン諸島政府の許可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資目的

本サブ・ファンドの投資目的は、報酬および費用の差引前において、TOPIX指数のパフォーマンスに密接に連動したリターンを提供することを目指すことである。

投資方針および実施

本サブ・ファンドは、その資産の全部または大部分をTOPIX指数とほぼ同じ組入比率の指数構成銘柄に投資することにより、投資目的の達成を目指す。

「指数構成銘柄」とは、関連する時点においてTOPIX指数を構成する会社の株式、および、本サブ・ファンドの投資目的の達成を補助する目的でかかる株式または投資運用会社が指定するその他の同等の有価証券のパフォーマンスを追跡するために利用される有価証券をいう。

指数構成銘柄への投資に加え、本サブ・ファンドは、TOPIX指数のパフォーマンスの追跡および効率的なポートフォリオ運用（現金エクスポージャーのエクイティエクスポージャーへの転換を含む。）を目的として、デリバティブ商品（先物を含むが、これに限られない。）に投資することがある。

本サブ・ファンドは、主に、指数連動型ファンドとして運用されるため、通常、指数構成銘柄のパフォーマンスの悪化により、当該指数構成銘柄が本サブ・ファンドのポートフォリオから除外されることはない。本サブ・ファンドは、本サブ・ファンドのパッシブ投資戦略やTOPIX指数の構成銘柄の変更等（ただし、これらに限られない。）の様々な要因により、常にTOPIX指数のすべての指数構成銘柄に投資されとは限らない（詳しくは、後記「3 投資リスク」の項をご参照されたい。）。例えば、ある指数構成銘柄がTOPIX指数の構成銘柄でなくなった場合、投資運用会社は、当該指数構成銘柄を売却し、その手取金を代替の指数構成銘柄への投資に利用することにより、本サブ・ファンドのポートフォリオのリバランスを行うことができ、これによりTOPIX指数の構成変更が反映される。ただし、本サブ・ファンドのポートフォリオには、任意の時期に、TOPIX指数を構成していないが本サブ・ファンドの認められた投資範囲内に含まれる有価証券が含まれる場合がある。

本サブ・ファンドの投資方針の受動的な性質を考慮すると、日本の国益に沿うものとみなされる特定の業界（航空、放送、電気通信等）内で運営される会社の株式が指数構成銘柄に含まれる可能性があるが、かかる会社の株主の権利（議決権等）は、一定の日本の適用法（航空法、放送法、NTT法等）の外国資本制限規定に基づき厳しく制限され、または全く行使されない可能性がある。

投資方針を実施するための商品

サブ・ファンドは、以下に掲げるものを含むが、これらに限定されない金融商品および戦略を用いることによって、投資目的の達成を追求することができる。

1. あらゆる種類の証券および投資。これには、政府、州もしくは地域（もしくは、その代理人、機関、団体もしくは部門）、会社、信託、パートナーシップもしくは個人を含む者または事業体が発行する株式、ストック、債券、受益証券、持分、債務証券、ディベンチャー・ストック、ワラント、証書、手形、ノート、転換社債、ローン・ストック、または譲渡性預金証書を含むが、これらに限定されない。
2. マネーマーケット商品
3. 投資証券、受益証券およびパートナーシップ持分を含むあらゆる種類の集団投資事業および投資ヴィークルに対する投資。これには、不動産に投資することのある集団投資事業および投資ヴィークルを含むがこれらに限定されない。
4. 取引所もしくは店頭での取引および／または清算の如何を問わず、投資またはヘッジ目的で現物または現金決済される金融デリバティブ商品（オプション、先物、スワップ、金利先渡契約を含むがこれらに限定されない。）。

サブ・ファンドは、主に店頭金融デリバティブ商品、すなわち本件スワップ取引に対する投資を通じて投資目的の達成を目指すことができる。

(i) 本件スワップ取引

本件スワップ取引は、サブ・ファンドまたはクラスに代わり投資運用会社とスワップ相手方当事者が締結する店頭スワップ取引である。スワップ相手方当事者は、各本件スワップ取引の条件に従い、関連するサブ・ファンドまたはクラスの勘定で、関連する本件スワップ取引の期間中、関連する参照資産のパフォーマンスに連動した金額を本トラストに対して支払う。したがって、本件スワップ取引を締結することにより、サブ・ファンドが関連する参照資産に直接投資することは予定されていない。

本件スワップ取引は、投資運用会社の裁量により、フル・ファンデッド・スワップまたはアンファンデッド・スワップとして締結することができる。

- ・ フル・ファンデッド・スワップは、サブ・ファンドが取引開始時に1回限りの支払を行い、関連するスワップ相手方当事者から裏付資産のファンデッド・パフォーマンスに連動した1回限りまたは複数回の支払を受領する店頭金融デリバティブ商品（スワップとして記録される。）である。
- ・ アンファンデッド・スワップは、サブ・ファンドが定期的に支払を行い、関連するスワップ相手方当事者から裏付資産のパフォーマンスに連動した1回限りまたは複数回の支払を受領する店頭金融デリバティブ商品（スワップとして記録される。）である。

本件スワップ取引に基づき、スワップ相手方当事者がサブ・ファンドに支払を行うが、当該支払は、サブ・ファンドの投資家に関連する参照資産のパフォーマンスに対するエクスポージャー（マイナスの場合もある。）を提供するために計算が行われる。

各本件スワップ取引の条件に基づき、サブ・ファンドは、当該本件スワップ取引の期間中に受領したサブ・ファンドに関する買戻請求に応じるために必要な場合、当該本件スワップ取引の一部を清算することができる。当該買戻請求に応じるための関連する本件スワップ取引の一部清算の結果として、または当該本件スワップ取引のロール・フォワードの結果として、サブ・ファンドに追加費用が発生する可能性がある。当該追加費用は、サブ・ファンドが負担するが、サブ・ファンドに関して定められている場合は、買戻しを行う受益者に対して、賦課金および手数料、または希薄化防止賦課金が徴求される場合がある。

通常、各本件スワップ取引には期限があり、そのため随時ロール・オーバーが行われる。各本件スワップ取引は、関連するサブ・ファンドの存続期間中に複数の期間に関して締結されることが予想されており、当該期間が経過した時点で、取引費用の水準が異なる可能性を除いて同等の条件の新たな本件スワップ取引に置き換えられる可能性がある。

サブ・ファンドがアンファンデッド・ベースで本件スワップ取引を締結するべきであると投資運用会社が判断した場合、サブ・ファンドが本件スワップ取引に基づく債務を履行するために、スワップ相手方当事者に対して支払われる収入の流れを確保するために資金調達投資を取得する。

サブ・ファンドが投資する本件スワップ取引がフル・ファンデッド・ベースであるかアンファンデッド・ベースであるかにかかわらず、サブ・ファンドは、資金調達投資を通じて投資家のリターン向上を目指すことは期待されておらず、むしろ資金調達投資を通じて達成したリターンを参照資産のパフォーマンスのリターンと引き替えにスワップ相手方当事者と交換する。投資運用会社は、各サブ・ファンドの投資方針が参照資産に対するエクスポージャーのみを提供することを目指す、当該資金調達投資によって追加リターンが生じる場合がある。

(ii) 資金調達投資

本トラストがサブ・ファンドに代わり、アンファンデッド・ベースの本件スワップ取引を締結する場合、当該サブ・ファンドは資金調達投資のポートフォリオに投資することが

でき、当該資金調達投資により生じたリターンを用いて、スワップ相手方当事者に対して定期的な支払を行う。それと引き替えに、当該サブ・ファンドは、スワップ相手方当事者から、本件スワップ取引のパフォーマンスに連動した支払を受ける。

サブ・ファンドの投資の構成により、当該サブ・ファンドの存続期間中に受領した買戻請求に応じるために必要な場合、当該サブ・ファンドは、当該投資の一部を売却することができる。当該買戻請求に応じるために当該投資の一部を清算した結果、当該サブ・ファンドに追加費用が発生する可能性がある。さらに、当該サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドの存続期間中に受領した申込みに応じるために当該投資の一部を増加させた結果、または当該投資のロール・フォワードを行った結果、追加費用が発生する可能性もある。当該追加費用は、当該サブ・ファンドが負担する。

5. レポ／リバース・レポ取引および証券の貸付け

サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ管理を目的としてレポ取引またはリバース・レポ取引を締結することができる（以下「レポ契約」という。）。当該取引に基づき、サブ・ファンドは、売却時に相互に合意した日付および価格で証券の買戻しに合意する関連機関から証券を購入する。売戻価格は、購入価格に合意済みの市場金利を加算した金額を反映する。またサブ・ファンドは、リバース・レポ取引も締結することができる。当該取引に基づき、サブ・ファンドは証券を売却し、売却時に相互に合意した日付および価格で当該証券を買い戻すことに合意する。レポ契約の相手方当事者は、最低でもA-2またはこれと同等の信用格付けを有するか、または本トラストによりA-2またはこれと同等のインプライド・レーティングを有するとみなされなければならない。関連するサブ・ファンドが、A-2またはこれと同等の格付けを有し、維持している事業体により、相手方当事者の不履行の結果として被る損失について補償または保証される場合には、無格付けの相手方当事者も許容される。サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ管理のみを目的として、通常の市場慣行に従い、保有する証券をブローカー、ディーラーおよびその他の金融機関に貸し付けることができる。

管理会社は、いつでも株券貸借取引を終了し、貸し付けた証券の一部または全部の返還を要求する権利を有する。当該契約には、当該通知が行われた場合、借り手が5営業日以内または通常の市場慣行によるその他の期間内に当該証券の再引渡しを行う義務を負うことを定めなければならない。

サブ・ファンドがリバース・レポ取引を締結する場合、サブ・ファンドは、発生主義または時価評価主義のいずれかに基づき、いつでも現金全額の回収を行い、またはリバース・レポ取引を終了する権利を有する。当該現金が時価評価主義でいつでも回収可能な場合、当該リバース・レポ取引の時価評価額を関連するサブ・ファンドの純資産価額の計算に使用する。

サブ・ファンドがレポ取引を締結する場合、サブ・ファンドは、いつでも取引対象の証券を回収し、または当該レポ取引を終了する権利を有する。

7日間を超えない期間の定めのあるレポ契約は、関連するサブ・ファンドによりいつでも当該資産の回収が可能な条件に基づく取引とみなされる。

レポ契約、株券借入れまたは株券貸付けは、借入れまたは貸付けを構成しない。

当該株券貸借取引の対象証券に対して支払われる利息または配当は、関連するサブ・ファンドの利益となる。

投資家は、スワップ取引のような店頭金融デリバティブ商品の利用に関連するリスクについての情報を得るため、後記「3 投資リスク （1）リスク要因 ①リスク要因」を参照すべきである。

投資戦略

各サブ・ファンドの資産は、以下に概要を記載する投資制限に従って投資される。

管理会社は、特定の法域において一般大衆に対する受益証券の販売を容易にするために、無制限に追加の投資制限を採用することができる。さらに、上記の投資制限は、現在受益証券の募集が行われている法域における適用法および規則の変更に従い、受託会社により随時変更されることがあ

る。ただし、サブ・ファンドの資産は常に英文目論見書に従い投資される。サブ・ファンドに適用される投資制限の追加または変更が行われる場合、当該変更前に受益者が保有する受益証券を買い戻すことができるように合理的な通知期間が与えられる。管理会社は、受益証券が上場されている、または上場が予定されている証券取引所の要件に従う場合を除き、当該投資制限の変更を行わない。

① ポートフォリオ投資手法

サブ・ファンドは、以下に記載する条件および制限に従い、サブ・ファンドの資産の効率的なポートフォリオ管理のための投資手法および投資商品（以下「ポートフォリオ投資手法」という。）を採用することがある。

ポートフォリオ投資手法に関する一般規定

譲渡可能な有価証券または金融市場商品に関連し、かつ効率的なポートフォリオ管理のために利用する手法および商品（直接投資目的で使用しない金融デリバティブ商品を含む。）は、以下のすべての基準を満たす手法および商品をいうものと理解される。

- (a) 費用対効果の高い方法で換金できるという点で経済的に適切であること。
- (b) 以下の具体的な1つ以上の目的のために締結されていること。
 - (i) リスクの軽減
 - (ii) 費用の削減
 - (iii) サブ・ファンドのリスク・プロファイルおよび英文目論見書に定めるリスク分散規則に合致した適切なリスク・レベルで、サブ・ファンドに追加の資本または利益をもたらすこと。
- (c) 当該リスクが、管理会社のリスク管理手続により十分に把握されていること。
- (d) サブ・ファンドの宣言された投資目的を変更し、またはサブ・ファンドの販売書類に記載された一般的リスク方針と比べて大幅なリスクの追加を招く可能性がないこと。

ポートフォリオ投資手法の利用は、本トラストの最善の利益に適うものであるが、個々の手法により、カウンターパーティ・リスクおよび潜在的な利益相反が増加する可能性もある。予定されているポートフォリオ投資手法およびサブ・ファンドによるその利用に関して管理会社が採用した方針の詳細は以下に記載されている。関連するリスクの詳細は、後記「3 投資リスク

（1）リスク要因 ① リスク要因」に記載されている。

ポートフォリオ投資手法により生じる収益はすべて、直接的および間接的なオペレーション・コストを差し引いた後で、関連するサブ・ファンドに返還される。

管理会社は常に、ポートフォリオ投資手法の条件（現金担保の投資を含む。）が本トラストの買戻債務の履行能力に影響を与えないよう努める。

② 金融デリバティブ商品の利用

サブ・ファンドが、投資方針の一環として、または効率的なポートフォリオ管理を目的として金融デリバティブ商品への投資を予定する場合、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に、当該サブ・ファンドに関して、(a) 当該方針への注意を促す記述、(b) 投資目的または効率的なポートフォリオ管理目的のどちらで金融デリバティブ商品を利用するかを確認、(c) 投資が予定されている金融デリバティブ商品の種類、および (d) 当該取引が関連するサブ・ファンドのリスク・プロファイルに及ぼすことが予想される影響に関する説明が記載される。主に金融デリバティブ商品への投資を予定するサブ・ファンドに関しては、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺において、当該影響が目立つように記載される。

金融デリバティブ商品への投資によりサブ・ファンドにレバレッジが生じる場合があるが、当該レバレッジは、後記「（5）投資制限」に定める制限を超えることはない。当該制限が確実に遵守されるよう、金融デリバティブ商品に関する相手方当事者に対するサブ・ファンドのエクスポージャーに担保が設定されることがある。

店頭金融デリバティブ商品の相手方当事者（関連機関を除く。）は、公認の格付け機関から最低でもA2またはこれと同等の信用格付けを取得しているか、または投資運用会社によりA2のインプ

ライド・レーティングを有するとみなされる。あるいは、サブ・ファンドが、A2の格付けを有し、維持している事業体により、スワップ相手方当事者の不履行の結果として被る損失について補償される場合には、無格付けの相手方当事者も許容される。

サブ・ファンドが金融デリバティブ商品を利用する限度において、当該サブ・ファンドの純資産価額のボラティリティが上昇するリスクが生じる可能性がある。

③ 店頭金融デリバティブ商品の担保差入れ

サブ・ファンドがカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーに関する要件に違反しないように、管理会社は、受託会社がサブ・ファンドに代わり保有する本件担保によってカウンターパーティ・リスクが軽減されるよう、サブ・ファンドの店頭金融デリバティブ商品の相手方当事者に対して、サブ・ファンドのエクスポージャーに担保を付すよう要求する。

相手方当事者は、担保をサブ・ファンドに移転する必要がある、本件担保は受託会社またはその委託先により分別口座に保管される。担保は日々値洗いされ、相手方当事者に債務不履行が生じた場合、サブ・ファンドは、当該相手方当事者に遡及することなく、関連する担保を利用することができる。

当該担保は相手方当事者のリスクで保有される。管理会社は、当該担保が許容される分類に常に該当し、レポ契約および証券貸付けに関して上述された要件に従い分散されるよう、当該担保を監視する。

投資家は、相手方当事者のサブ・ファンドに対するエクスポージャーに関する担保の差入れに伴い費用（市場の状況により変化する場合がある。）が発生する可能性があり、当該費用をサブ・ファンドが負担することに留意すべきである。

④ 許容される担保の種類

サブ・ファンドは、レポ契約および株券貸借取引に関して以下の種類の担保を受領する。

- (a) 現金
- (b) 政府証券またはその他の公的機関の証券
- (c) 関連機関が発行した譲渡性預金証書
- (d) 発行または発行体にA1または同等の格付けが付与されている場合における関連機関または非銀行発行体が発行する債券／コマーシャル・ペーパー
- (e) 関連機関が発行する残存期間が3か月以下の無条件かつ取消不能な信用状
- (f) EEA、スイス、カナダ、日本、米国、ジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドの証券取引所で取引されるエクイティ証券、および
- (g) 投資運用会社が随時適切とみなすその他の種類の担保

⑤ 担保の再投資

担保として受領した現金は、以下に定める方法以外で投資または使用してはならない。

- (a) 預金、または関連機関が発行した譲渡性預金証書への投資
- (b) 格付けの高い国債への投資
- (c) リバース・レポ契約のために使用。ただし、健全性監督に服する信用機関との取引に限り、関連するサブ・ファンドがいつでも、発生主義で現金全額を回収することができる場合に限る。
- (d) 欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督局のガイドライン（レファレンス：CESR/10-049）に定義する短期マネー・マーケット・ファンドへの投資

再投資される現金担保は、非現金担保に適用される分散化要件に従い分散される。投資された現金担保は、相手方当事者もしくは関連する事業体に預け入れ、または相手方当事者もしくは関連する事業体が発行する証券へ投資してはならない。

受領した非現金担保の売却、質権設定または再投資はできない。

⑥ ヘアカット方針

管理会社は、担保として受領した各種の資産に関し、ヘアカット方針を導入している。当該方針は、該当する資産クラスの特性を考慮しており、これには、担保の発行体の信用度、担保の価格

変動性、およびストレス・テストの方針に従い行われるストレス・テストの結果が含まれる。ヘアカット方針に照らして調整される担保の価値は、常に関連するカウンターパーティ・エクスポージャーの価値と同等、またはそれを上回らなければならない。

⑦ ブロック取引

投資運用会社は、投資運用会社により運用される任意の投資勘定または投資運用会社により運用される投資信託（本サブ・ファンドを含む。）の信託資産（以下「本件勘定」という。）において、同様の注文条件を共有する（すなわち、有価証券の種類および発行、買付けか売却かの別、取引の種類および成立価格（値幅を含む。）が同じである）、複数の勘定に係る有価証券の取引注文を行う場合、「ブロック取引」を行うことができる。かかるブロック取引は、投資運用会社が自己の海外の関連投資運用会社から実行を委託される注文（以下「海外委託取引」という。）を含む場合があり、複数の注文に分割される場合がある。投資運用会社が実行するこれらの取引において、投資運用会社は、単価の平均価格を取引単価に設定する「平均単価」を利用する。特定の勘定または投資運用会社自身の勘定の利益を他の勘定よりも促進することとなるおそれのある利益相反を防止するため、ブロック取引および平均単価を利用する取引は日本およびREITの有価証券のスポット取引に限定される。ブロック取引によって一部実行が生じた（注文の一部のみが実行された）場合、投資運用契約に基づき合意される配分方法に従って、各勘定および海外委託取引に対する配分が行われる。投資運用会社はまた、個別の勘定に関して同日における、かつ、同一の有価証券に係る複数注文を行う場合も、平均単価を利用することができる。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」をご参照されたい。

（３）【運用体制】

① 管理会社

管理会社は、本トラストのAIFMおよび投資運用者として行為し、本トラストの資産の日々の投資運用を行い、本トラストに関するリスク管理機能を担い、本トラストに関連するサポート業務を提供する責任を負う。また管理会社は、AIFMDの遵守について責任を負う。

② 投資運用会社

本サブ・ファンドを代理して行為する管理会社は、2016年9月15日付の投資運用契約に基づき、本サブ・ファンドに対する投資運用業務の提供に日興アセットマネジメント株式会社を任命した。投資運用会社は、日本法に基づき設立され、その登記上の事務所を郵便番号107-6242日本国東京都港区赤坂9-7-1に有する会社である。2021年9月末現在、投資運用会社は、31兆5,304億円の運用資産を有する。投資運用会社は、日本において、日本の金融庁の規制を受けており、日本の金融商品取引法に基づく金融商品取引業者として登録されている（登録番号：関東財務局長第368号）。

投資運用契約の規定により、詐欺、重過失、故意の不履行、義務の違反または違反を知りながらの適用法の違反がない場合、投資運用会社は、投資運用契約に基づく自己の義務および職務の履行に起因して直接または間接的に生じる損失または損害につき責任を負わない。

管理会社または投資運用会社は、投資運用契約の条件に従って、他方の当事者に対する90日前の書面による通知をもってまたは直ちに、投資運用契約を終了することができる。

（４）【配分方針】

本サブ・ファンドによる投資は、定期的に一定の金額の収益を生み出すと予想される。

管理会社は現在、Aクラス受益証券については毎年2月と8月に、Bクラス受益証券については毎年5月と11月に、関連する分配日の直前の営業日において本サブ・ファンドの受益者名簿に記載されている受益者に対して半期分配を行う意向である（ただし、かかる分配を行う義務は負わな

い。）。分配は、関連する期間に係る本サブ・ファンドの純収益、実現および未実現損失控除後の実現および未実現キャピタル・ゲインならびに元本から行うことができ、または信託証書に記載するその他の方法により行うことができる。管理会社は、本サブ・ファンドの受益者に支払われる分配の金額および時期に関して完全な裁量権を有する。ただし、管理会社は、毎回、かかる分配金額に関して投資運用会社と協議し、半期ベースにおいて持続的な支払いが継続できる金額に基づく分配可能額に関して、管理事務代行会社の継続的な計算および情報に依拠する。

分配金はすべて、源泉徴収が義務付けられる税金の控除後に支払われる。

分配日とは、Aクラス受益証券については毎年2月1日および8月1日、Bクラス受益証券については毎年5月1日および11月1日（2月1日、5月1日、8月1日または11月1日が営業日でない場合、分配日は翌営業日とする。）または管理会社はその絶対的な裁量により決定するその他の日をいう。

分配基準日とは、各分配日の1営業日前の日をいう。分配は、適用ある分配日に先行する分配基準日において受益者名簿に記載されている関連するクラスの受益者に対して行われる。

宣言された分配金額は、Aクラス受益証券については2月1日もしくは8月1日から5営業日後、Bクラス受益証券については5月1日もしくは11月1日から5営業日後（2月1日、5月1日、8月1日または11月1日が営業日でない場合、分配支払日は翌営業日とする。）または管理会社はその絶対的な裁量により決定するその他の日に受益者に支払われる。

かかる分配金額は、上記の受益者への支払いの1営業日後に日本における登録受益者に支払われる。

分配金の支払は、登録事務代行会社により電信送金により申込書に指定された口座宛てに行われる。ただし、受益者が、本来は現金で支払われる分配金を関連するクラスの追加の受益証券に自動的に再投資することを選択している場合を除く。現金で支払われる分配金は、関連するクラスの通貨で支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの受益者の普通決議を経て、当該サブ・ファンドの資産を受益者に現物で分配することにより、受益者に支払うべき分配金の全部または一部を支払うことができる。受益者が現物分配により分配を受け取ることを希望しない場合、当該受益者は、関連する分配を行うために必要な投資を（当該受益者自身の費用負担で）換金するよう受託会社に要求することができる。

なお、本サブ・ファンドの受益証券は、無議決権受益証券である。無議決権受益証券については、後記「第2 管理及び運営 4 受益者の権利等 （1）受益者の権利等 （iv）議決権」をご参照されたい。

分配の宣言日から6年が経過しても請求されない分配金の受領権は消滅し、関連するサブ・ファンドに返還される。

管理会社は、いかなるクラスの分配方針についても、当該クラスの受益者に事前に通知の上、その裁量により変更する権利を留保しており、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺は、当該変更を反映するために更新される。

（5）【投資制限】

本サブ・ファンドの資産は、前記「（1）投資方針」および以下に概要を記載する投資制限に従って投資される。

本サブ・ファンドは、規制を受ける証券取引所に上場し、もしくはかかる証券取引所において取引され、または店頭（OTC）市場において取引されるもの以外の有価証券には投資を行わないものとする。ただし、本サブ・ファンドは、コーポレート・アクションまたは突然の上場廃止等のやむを得ない事由により、未上場のもしくは取引が不可能な有価証券またはTOPIX指数の構成銘柄でなくなった有価証券を保有する場合がある。投資運用会社は、かかる場合において、実務上可能な限り速やかにかかる有価証券を清算する機会を求める合理的な努力を行う。

本サブ・ファンドの現金は、保管会社、またはS & Pグローバル・インクの部門であるS & Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）からBBB以上の格付け、もしくはムーディーズ・インベスター・サービス・インク（以下「Moody's」という。）からBaa2以上の格付けを取得して

いる発行済債券を有する銀行にのみ預託されるものとする。本投資制限の目的上適用される格付けは、S&PまたはMoody'sのいずれか低い方とする。

本サブ・ファンドは、その他のファンドの受益証券または投資証券への投資は行わないものとするが、本サブ・ファンドは、(a)効率的なポートフォリオ運用のみを目的とする上場投資信託（ETF）への投資および(b)不動産投資信託（REIT）への投資は行うことができる。

本サブ・ファンドは、証券化商品、銀行の融資債権およびコマーシャル・ペーパーには投資しないものとする。

本サブ・ファンドは、通常、株式に関するか現金に関するかを問わず、貸付人として行為しないものとするが、本サブ・ファンドの投資目的に関連して、随時短期貸付けに従事することが必要となる可能性がある（例えば、本サブ・ファンドの投資対象の合併等のコーポレート・アクションに伴うもの）。また、本サブ・ファンドは、通常、何人についてもその債務もしくは負債につき、またはこれに関して、引受け、保証もしくは裏書きを行わず、またはその他直接的、間接的もしくは偶発的に責任を負わないものとする。上記の制限は、本サブ・ファンドによるレポ契約の締結を妨げるものではない。

本サブ・ファンドのために空売りされる有価証券の時価総額は、いかなる場合においても、本サブ・ファンドの純資産総額を超えないものとする。

本サブ・ファンドは、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引等（新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券または同法第2条第1項第19号に規定するオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいう。）を含み、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に定められた選別基準（以下「選別基準」という。）（随時改訂または修正されることがある。）に規定するものをいう。以下同じ。）の残高に係るリスクに相当する額として、あらかじめ投資運用会社が日本証券業協会および投資信託協会の定める規則に従い定めた合理的方法により算出した額が、本サブ・ファンドの純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等を行わないものとする。

本サブ・ファンドは、信用リスク（本サブ・ファンドが保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得るリスクをいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ投資運用会社が日本証券業協会および投資信託協会の定める規則に従い定めた合理的方法に反することとなる取引を行わないものとする。

本サブ・ファンドは、取得の結果、本サブ・ファンドおよび管理会社の運用するすべてのファンドにより保有される議決権付株式の総数がその会社の議決権付株式の総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得または保有しないものとする。上記の比率の計算は、当該資産の買付時点基準または時価基準のいずれかで行うものとする。

本サブ・ファンドは、いかなる場合においても、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対して本サブ・ファンドの純資産総額の15%を超えて投資を行わないものとする。ただし、選別基準に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りでない。上記の比率の計算は、当該資産の買付時点基準または時価基準のいずれかで行うものとする。

管理会社、投資運用会社または当該投資信託証券の受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、または投資信託財産の運用の適正を害する取引は禁止するものとする。

受益証券の販売または売却が行われる国の法律を遵守するために追加の投資制限が必要であると管理会社および投資運用会社が考える場合、受益者への事前の通知なしに、かかる追加の投資制限が随時採択され、変更され、または撤廃される場合がある。

ただし、サブ・ファンドの資産は常に英文目論見書に従い投資される。サブ・ファンドに適用される投資制限の追加または変更が行われる場合、当該変更前に受益者が保有する受益証券を買い戻すことができるように合理的な通知期間が与えられる。管理会社は、受益証券が上場されている、

または上場が予定されている証券取引所の要件に従う場合を除き、当該投資制限の変更を行わない。

借入れおよびレバレッジ

本サブ・ファンドは、本サブ・ファンドの純資産総額の10%を超える金銭の借入れを行わないものとする。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的にこの10%を超える場合はこの限りではない。

英文目論見書において、レバレッジは、関連するサブ・ファンドのエクスポージャーを増加させる方法として定義されており、現金もしくは有価証券（信用枠を含む。）の借入れによるか、金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジによるか、レポ取引の利用によるか、または証券貸借その他の方法によるかを問わない。レバレッジは管理会社が頻繁に監視するものとし、管理会社および／またはその代理人が本トラストに代わり採用する上限水準を超えないものとする。本トラストのレバレッジ水準の上限の決定に使用する方法は、総額方式（AIFMD委任規則第7条に定義する。）およびコミットメント方式（AIFMD委任規則第8条に定義する。）である。受益者は、英国の金融行為監督機構（以下「FCA」という。）が、管理会社が採用することができるレバレッジ水準に制限を課し、または本トラストに関する管理会社の管理に対してその他の制限を課することがある点に留意すべきである。これにかかわらず、受益者は、総額方式に基づき算出されるレバレッジ水準は、必ずしも本トラストのリスク・プロファイル全体を合理的に示しているわけではないことに留意すべきである。

3【投資リスク】

（1）リスク要因

① リスク要因

受益証券の購入には、平均的なものを超えるリスクが伴うことがある。管理会社は、以下の要因によって、本トラストが本サブ・ファンドに関する義務を充足するための能力に影響が及ぶ可能性があり、および／または受益証券に付随する市場リスクの評価目的において重大であると考えている。これらの要因はすべて、実際に起きる可能性および起こらない可能性の両方を内包する偶発的なものであり、管理会社は、当該偶発性の発生の可能性について何らの見解も明示していない。以下に議論される、受益証券の取得または保有に係るリスクに関する要因は網羅的ではなく、かつ、管理会社の現在認知するところでないまたは現時点において管理会社が重要でないと考えている追加リスクおよび不確実性が本トラストもしくは受益証券の業務運営または財務状況に重大な影響を及ぼし得る可能性もある。

英文目論見書補遺の関連部分には、本サブ・ファンドに関する追加のリスク要因が記載されることがあり、また、本サブ・ファンドに関して義務づけられる修正（該当する場合）が施された、以下に議論される一定のリスク要因が記載されることもある。投資予定者は、英文目論見書に記載される本トラストおよび受益証券に関する詳細な情報も閲読し、投資決定を行う前に自身の見解に至るべきである。

何人も、受益証券への投資の性質と自己の潜在的損失に対するエクスポージャーの範囲を理解している場合を除き、受益証券の取引を行うべきではない。各投資予定者は、自己の状況および財務状態に照らして、受益証券が自己に適したものであるかどうかを慎重に検討すべきである。投資予定者は、受益証券が投資対象として当該投資予定者に適しているかどうかの判断を補助する自己の法務、税務、会計、財務およびその他の専門アドバイザーに相談すべきである。投資予定者は、本サブ・ファンドへの投資が随時その他の例外的なリスクにさらされる可能性があることを認識すべきである。

受益証券の購入に関する潜在的な投資損失および適性の潜在的欠如に関する「本質的なリスク」

受益証券の購入者は、当初投資金額を下回る返金を受けることがある。

受益証券の購入者は、以下の1つ以上の事由の発生により、自らの受益証券への全投資額について損失を出すことがある。

- (a) 本トラストもしくは本サブ・ファンドが、破産手続またはその他自らの義務の充足能力を損なう事由の対象となる場合。
- (b) 受益証券と連動する参照資産のパフォーマンスによる受益証券の価額の減少。
- (c) 購入者による、予定満期（もしあれば）前に行われる、関連する受益証券の売却の要求。
- (d) スワップ相手方当事者の債務不履行および本件担保の提供または本件担保自体に関する取決めの不履行。

関連する受益証券が1つ以上の参照資産のパフォーマンスと連動するにもかかわらず、当該受益証券の投資家は、参照資産に関する何らの権利も有さず、かつ、受けないものとし、また、自身に参照資産を引き渡すよう要求する権利も有しないものとする。本トラストは、参照資産の保有を義務づけられない。

受益証券が、すべての投資家の投資に適したものではないことがある。

受益証券の各購入予定者は、投資家自らが置かれている状況に鑑み、当該投資の適性を判断しなければならない。特に、各購入予定者は、

- (a) 英文目論見書もしくは該当する英文目論見書補遺の参照をもって記載または組み込まれる情報を利用して、（必要に応じて、投資家自らの法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問に相談の上）受益証券への投資および本サブ・ファンドへの投資に係る利点とリスクを評価する十分な知識および経験を有しているべきであり、
- (b) 投資家の特定の財務状況に関連して、受益証券への投資および受益証券が投資家の全般的な投資ポートフォリオに及ぼす影響を評価するための適切な分析ツールへのアクセスおよび知識を有しているべきであり、
- (c) 受益証券への投資に係るすべてのリスク（決済通貨が当該投資家の主な金融活動の主要通貨と異なる場合を含む。）を負うための十分な財源および流動性を有しているべきであり、
- (d) 受益証券の条件を（必要に応じて、投資家自らの法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問に相談の上）十分に理解しており、かつ、関連する金融市場に精通しているべきであり、
- (e) 1つ以上の参照資産のパフォーマンスと連動する受益証券およびその他の該当する金融デリバティブ商品に関して、当該参照資産ならびにその他の該当する金融デリバティブ商品の性質ならびにそのパフォーマンスが受益証券のペイアウトおよび価値に与える影響を、（必要に応じて、投資家自らの法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問に相談の上）十分に理解しているべきであり、また、
- (f) （単独で、または法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーおよび／もしくはその他の専門的な顧問の助力を仰いで、）経済、利率ならびに投資およびその他投資家が該当リスクに耐え得る能力に影響を与える可能性のあるその他の要因に関する予想シナリオを評価することが可能であるべきである。

購入予定者が、（単独で、または法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーもしくはその他の専門的な顧問をもって、）変動する状況の下での受益証券のパフォーマンス、その結果生じる受益証券の価値への影響および購入予定者の全般的な投資ポートフォリオに及ぶ影響を評価する専門性を有しない限り、購入予定者は受益証券への投資を行うべきではない。

本トラスト、管理会社、受託会社または投資運用会社のいずれも、受益証券購入予定者に対し、当該受益証券に関する利点、パフォーマンスもしくは適切性に関する（直接または間接的な）保証を現在に至るまで行っておらず、または将来的にも行わない。

投資予定者は、受益証券への投資には明確かつ多大なリスクが内在するにもかかわらず、独自の調査および自らが適当とみなす専門家の助言に基づき、受益証券への投資が、(i)自己の（または

受託者の資格において受益証券に投資する場合は受益者の）財務ニーズ、目的および状況に完全に一致するものであること、(ii)（本人としてまたは受託者の資格において受益証券に投資するにかかわらず）自己に適用されるすべての投資方針、投資ガイドラインおよび投資制限を遵守しており、完全に一致するものであること、および、(iii)自己（または受託者の資格において受益証券に投資する場合は受益者）にとって適当、適切かつ妥当な投資であることを判断しなければならない。

本トラスト、管理会社、受託会社または投資運用会社のいずれも、投資予定者による受益証券への投資の合法性および投資予定者に適用される法律、規制または政策・方針の遵守について責任を負わない。投資予定者は、当該事項に関する判断を下す際に、本トラスト、管理会社、受託会社または投資運用会社に依拠することができない。投資運用会社は、本トラスト、本サブ・ファンドもしくは受益証券に関する助言、情報または信用分析の提供元ではない。特に、英文目論見書および英文目論見書補遺のいずれも、投資助言を構成するものではない。

全受益証券に共通するリスク要因

受益証券の買戻時に支払われるおおよび／または提供可能な市場価値ならびに金額は、様々な要因による悪影響を受けることがあり、受益者が満期（もしあれば）前に受益証券を売却することのできる価格が当該受益証券の発行日時時点の市場価値から大幅に値引きされることがある。受益者は、買戻時に、受益証券の全投資額の一部または全部について損失を被ることがある。

- (a) 受益証券の市場価値ならびに／または受益証券の買戻時に支払われるおおよび／もしくは提供可能な金額は、裏付参照資産のパフォーマンスに依拠する。

受益証券は、関連する参照資産の景気に連動する投資であり、購入予定者は、自らが行う当該受益証券への投資のリターンがかかる参照資産のパフォーマンスに依拠する旨留意すべきである。購入予定者は、関連する参照資産のパフォーマンスがペイアウトおよび受益証券の価額に及ぼす影響（(i)自らの全投資対象につき損失を出す可能性、(ii)潜在的利益の制限および(iii)参照資産へのエクスポージャーに組み込まれるまたはその他内在するレバレッジの影響を含む。）を完全に理解することができない場合は、受益証券の購入を控えるべきである。

受益証券に関して支払われるおおよび／または提供可能な金額は関連する参照資産のパフォーマンスと連動することから、受益証券の購入者は、通常、関連する参照資産の価額の予想変動の方向、時期および規模に関する正確な予測を立てなければならない。ただし、一定の正確性をもって当該予測を立てることは不可能であり、受益証券の購入予定者は、関連する参照資産の過去のパフォーマンスを同参照資産の将来のパフォーマンスに関する信頼性ある指標として捉えてはならない旨留意しなければならない。

関連する参照資産への直接投資とは対照的に、受益証券は、関連する参照資産のパフォーマンスを参照して決定される支払いおよび／または金額の交付を受領する権利を表章するものである。購入予定者は、かかる参照資産と連動する受益証券の市場価値が、当該参照資産による影響を（正の方向または負の方向に）受ける一方で、変動が当該参照資産の価額の変動と同等ではないまたは直接的には比例しない旨にも留意すべきである。

- (b) 受益証券の市場価値は極めて変動的である。

参照資産の価格、パフォーマンスおよび／または投資リターンは、時間の経過と共に突然のおおよび大幅な予測不能の変動の対象となることがあり、かかる変動の程度は「ボラティリティ」として知られる。参照資産のボラティリティは、政府による措置を含む国内外の金融、政治、軍事もしくは経済上の事由（ただし、これらに限られない。）または関連する市場の参加者の活動による影響を受けることがある。当該事由または活動は、受益証券の価額に悪影響を及ぼす可能性がある。

- (c) 受益証券の市場価値および受益証券に関して支払われるまたは提供可能な金額は、本サブ・ファンドのレバレッジ適用による影響を受けることがある。

受益証券に関して支払われるおよび／または提供可能な金額を決定する際に使用される公式が乗数またはレバレッジ要素を含むものである場合、受益証券の価額の変動割合が、参照資産の正および／または負のパフォーマンスよりも大きくなる。本サブ・ファンドのレバレッジは、前記「2 投資方針 （5）投資制限」に定められる借入制限内に当該レバレッジを抑えるよう確保することを目的として測定されるが、当該乗数またはレバレッジ要素にさらされる受益証券は、参照資産の価額の損失に対応して大幅な損失リスクを伴うことから、より投機的およびリスクの高い形の投資となることがある。

- (d) 受益証券の買戻時に支払われるおよび／または提供可能な金額は、購入価格を下回ることがある。

元本確保型ではない受益証券の投資家は、参照資産の価額が予想される方向に反する動きをした場合に自らの全投資額について損失を出すリスクを負うことがある。

投資運用会社は、本サブ・ファンドの投資運用に関し、様々な潜在的利益相反の対象となり、これにより受益証券に悪影響が及ぶ可能性がある。

後記「②利益相反」の項をご参照されたい。

参照資産への投資に付随する市場リスクの完全なるヘッジとして受益証券を利用することは不可能であることがある。

参照資産への投資に付随する市場リスクのヘッジ目的で受益証券を購入する意向を有する購入予定者は、ヘッジを用いた受益証券の利用の複雑性を認識すべきである。例えば、受益証券の価額は、参照資産の価額と完全に合致しないことがある。受益証券の需給の変動があることから、受益証券の価額が参照資産の価額の変動と合致するという保証はない。これらの理由により、とりわけ、参照資産の価額の計算に用いられる価格で受益証券を購入または換金することができないことがある。

参照資産に連動する受益証券の保有者に対する規制上およびその他の影響が存在することがある。

参照資産に連動する一定の受益証券に係る一定の投資家による所有に付随する規制上およびその他の影響が存在することがある。受益証券の各購入者は（必要に応じて、購入者自らの法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問に相談の上）、受益証券の購入予定に関してその規制上の立場に係る調査を行わなければならない。また、本トラストおよび投資運用会社のいずれも、この点に関して当該購入者に対して何らの義務または責任その他を負わない。

保証の不存在

本トラストが、本サブ・ファンドに関してその投資目的を達成するとの保証をすることはできない。投資運用会社または本トラストの過去の投資実績が本トラストの将来の投資成果を示すと解釈することはできない。受益者の受益証券への投資へのリターンが、当該受益者が自らの投資対象の元本額を預金することで得られるリターンと同額またはそれを上回る金額になるという保証をすることはできない。

リターンに対するリスク

管理会社の意見において、投資目的は、前記「2 投資方針 （1）投資方針」に記載される投資対象の購入を通じて達成されるべきである。ただし、本トラストおよび本サブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証はない。

本サブ・ファンドのパフォーマンスは、関連する参照資産（該当する場合）のパフォーマンスに依拠する。結果として、投資家は、自らの投資が当該参照資産の構成要素の価格実績、市場の変動および信用実績にさらされることを認識すべきである。

信用リスク

投資家は、本件スワップ取引が満期に近づくにつれ本トラストに支払われる金額を反映した増価となることがあり、結果として本サブ・ファンドの純資産価額の増加分を示すことになり得る旨留意すべきである。受益者が自らの受益証券への投資額を取り戻すことができるという保証は明示的にも黙示的にもなされていない。

相手方当事者信用リスク

本トラストのために証券を保有する相手方当事者または発行体による支払いの不履行により、本トラストが支払義務を充足する能力に影響が及ぶことがある。投資家は、本サブ・ファンドには複数の相手方当事者（本件スワップ取引に関するJPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションおよび後記「資金調達投資の評価」と題する項に定められるところに従い本サブ・ファンドが行う資金調達投資のその他の相手方当事者）がいる可能性がある旨留意すべきである。各相手方当事者は当該相手方当事者に対する本サブ・ファンドのエクスポージャーを軽減するために本件担保を提供するが、相手方当事者の支払不能により、当該相手方当事者が本サブ・ファンドに対して負う自らの支払義務を充足する能力に悪影響が及ぶことがある。特に、投資家は、相手方当事者の支払不能があった場合に本サブ・ファンドが当該時点で保有する本件担保が投資目的を満たすに足るものでない可能性がある旨留意すべきである。

決済リスク

本トラストは、自らの取引相手の信用リスクにさらされることがある。いくつかの市場（特に、新興市場）における取引の決済、清算および登録の運営または実績に関する保証をすることはできない。公認の証券市場ならびに銀行業務および電気通信システムが未発達である場合、証券が直接投資以外の状態で取得される取引において、決済、清算および登録に関する懸念が生じるのは必然的である。さらに、同様に未発達の現地郵便および銀行業務システムを理由として、本トラストのために取得される上場証券および店頭取引証券（配当に関するものを含む。）に付帯されるすべての資格が実現されるという保証はない。

流動性リスク

本トラストの投資対象は、オープン・エンド型の集団投資スキームへの投資に関連するリスクを認識する投資家のみに適したものである。管理会社の裁量により本サブ・ファンドの全部または一部の受益証券が証券取引所で上場される可能性があるにもかかわらず、管理会社は、当該受益証券の流通市場が発達するとの予想は立てておらず、また、投資予定者は、受益証券に関する公開取引市場がない旨留意すべきである。受益証券の流動性確保の唯一の手段は買戻しとなることが予想される。

ローンチ・リスク

受益者は、本サブ・ファンドのローンチを進めるための判断が管理会社次第である旨留意すべきである。英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺の発行日時点において、管理会社は、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に定める受益証券の諸条件を達成することが可能であると考えているが、当該諸条件がその後のいずれかの日に達成可能であるという保証をすることはできない。本トラストが行う意向を有する投資は、通常の市場変動ならびに証券および金融デリバティブ商品への投資に内在するその他のリスクの対象となる。

通貨リスク

受益証券は、基準通貨以外の通貨建てであることがある。この場合、1口当たり純資産価格は、該当する評価日時点における関連する実勢為替レートを用いて算出される。したがって、当該受益

証券の純資産価額は、為替レートの変動により有利または不利に影響を受けることがあり、外国為替リスクの対象になることを余儀なくされる。

税務リスク

本トラストの課税上の地位または課税に関する法律の変更により、本トラストが保有する投資対象の価額および本トラストが投資家に対してリターンを提供する能力に影響が及ぶ可能性がある。投資予定者および受益者は、後記「4 手数料等および税金（5）課税上の取扱い」にある課税に関する記載が、本書の日付時点においてケイマン諸島にて有効な法律および慣行に関する本トラストの了解事項を示すものである旨留意すべきである。あらゆる投資と同様、本トラストによる投資時点で有効な課税上の地位または予定される課税上の地位が永続するという保証をすることはできない（また、税法が遡及効果をもって変更されることがある。）。

投資予定者は、本トラストへの投資に付随する課税リスクに注意されたい。さらなる詳細については、後記「4 手数料等および税金（5）課税上の取扱い」をご参照されたい。

本トラストは、その投資対象に関する発生収益およびキャピタル・ゲインに関するケイマン諸島以外の国における税金（源泉徴収税を含む。）について責任を負うことがある。本トラストは、ケイマン諸島とその他の諸国との間における二重課税防止条約のために海外の税率での減額による恩恵を受けることができないことがある。したがって、本トラストは、特定の諸国において負う外国での源泉徴収税の返金要求を行うことができない可能性がある。立場の変更があった場合および本トラストに外国税の払戻しが行われた場合、本トラストの純資産価額は修正再表示され、当該時点での既存受益者に対し、払戻し時点での一定の比率に応じて利益が割り当てられる。

本件スワップ取引に関連する支払いに関する源泉徴収税の課税は、本件スワップ取引の投資対象の価額を必然的に下落させ、本件スワップ取引を終了させることがある。かかる状況における本トラストへの損失の度合いは、当該課税上の事由発生タイミングおよび当該事由発生時の本件スワップ取引の価額次第である。

投資対象の換金による手取金に関して支払うべき源泉徴収税の課税は、本サブ・ファンドの純資産価額、ひいては投資家に支払われるリターンを減らすことがある。本トラストの分配に関して支払われる源泉徴収税の課税により、特定の受益者向けの分配の価額に悪影響が及ぶことがある。

さらに、受益者または受益証券への利益を保有する者は、自らの法域において、自らの投資に起因するもしくはそうみなされる収益またはキャピタル・ゲインに関する課税の対象となることがある。したがって、かかる者は、受益証券への投資を検討する前に税務に関する助言を求めるべきである。

FATCA

本トラストは、受益者に、FATCAの目的上における当該受益者の立場に関する情報の証明および当該受益者のFATCA上の立場に関連するその他の様式、文書および情報の提供を要求する。本トラストは、義務づけられる証明書または情報の提供を受益者が行わない場合、自らのFATCA上の義務を遵守することができないことがある。かかる状況において、米国内国歳入庁が本トラストをFATCA目的における「非参加金融機関」とであると明確に特定した場合、本トラストは米国で得られた収益に関する米国FATCA上の源泉徴収税の対象となり得る。かかる米国FATCA上の源泉徴収税により、本トラストの財務パフォーマンスに悪影響がおよび、当該状況においてすべての受益者が悪影響を受けることがある。

投資運用会社への依拠

本サブ・ファンドは、その投資戦略の実施に当たり、投資運用会社（または副投資運用会社）の裁量に依拠する。投資運用会社は、かかる本サブ・ファンドのローンチに先立ち、管理会社の承認を得て、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に記載される本サブ・ファンドの投資方針を決定し、投資運用会社は、継続的に当該投資のパフォーマンスを監視する。本サブ・

ファンドは、自らの投資方針の決定および実施にあたり、投資運用会社の判断に依拠しなければならない。

資金調達投資の評価

投資家は、前記「2 投資方針（1）投資方針」に定める条件および制限に従い、本サブ・ファンドが金融市場商品（マネー・マーケット・ファンド（MMF）またはコマーシャル・ペーパー等）および／もしくは譲渡可能な有価証券（通常は高い格付を有する国債もしくは商業債またはその他のコマーシャル・ペーパー）またはレポ取引、逆レポ取引、売戻条件付購入取引、スワップ取引もしくはその他の類似する相手方当事者との取引に投資することがある旨、ならびに当該商品の評価が市場の流動性の状況による影響を受ける可能性がある旨留意すべきである。当該市場が不安状態にある場合、当該商品の評価に影響が及ぶことがあり、その結果本サブ・ファンドの日々の評価に影響が及ぶことがある。

担保再投資リスク

相手方当事者から受け取る現金担保が再投資される場合、担保金の価値の減少（投資対象の価値の減少の場合）となり得る。本サブ・ファンドには、受領する担保の価値と等しい担保の返却が義務づけられることから、結果的に、本サブ・ファンドへの損失を招くことがある。このリスクを管理するために、管理会社は、前記「2 投資方針（1）投資方針」に定められる方針に従い現金担保の再投資を行う。

スイング・プライシング

後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（1）資産の評価 ④ スイング・プライシング」の項に記載されるとおり、管理会社は、その判断により、本サブ・ファンドの正味申込みまたは買戻しがあった申込日または買戻日時点での純資産価額の取引の希薄化の可能性ある影響を軽減するために、本サブ・ファンドの純資産価額を「スイング」させることができる。かかる場合、必ずしもスイング・プライシングによって取引経費による純資産価額の希薄化が防げるとは限らない旨および本サブ・ファンドの受益者全体に対して特定の投資家が利することがある旨投資家は留意すべきである。例えば、本サブ・ファンドからの正味買戻しの結果純資産価額が下方にスイングされた日時点における本サブ・ファンドの申込者は、自らの申込みに関して、本来請求される金額よりも低額の1口当たり純資産価格を支払うことにより恩恵を受けることがある。反対に、本サブ・ファンドからの正味申込みの結果純資産価額が上方にスイングされた日時点において、本サブ・ファンドから買戻しを行う受益者は、自らの買戻しに関して、本来受領する金額よりも高額の1口当たり純資産価格を受領することにより恩恵を受けることがある。さらに、その評価方法の結果、本サブ・ファンドの純資産価額および短期パフォーマンスのボラティリティが大きくなる可能性がある。

本件スワップ取引に関するリスク要因

デリバティブの使用

本サブ・ファンドは、様々な投資手法（元本保護または投資リターンの向上をもたらすことを目的とする、為替先渡取引、為替先物、スワップ、オプションおよびオプションに関するスワップション、証券に関するプットおよびコール・オプション、株式指数および金利先物ならびにこれに関するオプション、ストック・レンディング、レポ取引、逆レポ取引、ワラントならびに差額決済契約等（以下併せて、「デリバティブ」という。）をいうが、これらに限定されない。）を用いることがある。当該デリバティブのポジションは、取引所取引または店頭取引のいずれかで実施される。当該デリバティブの利用に付随する主要リスクは、(i)市場動向の方向性を正確に予測できないことおよび(ii)市場リスク（例：流動性の欠如または原資産の価値と本サブ・ファンドのデリバティブの価額の変動との間の相関性の欠如）がある。これらの手法は、リターンの向上もしくはリスク軽減を行うに当たり必ずしも可能なまたは効果的な手法であるとは限らない。

ある目的による本サブ・ファンドによるデリバティブの利用は、法令の想定外の適用により、または契約が法律上執行可能でないもしくは正確に文書化されていないことを理由として、損失リスクにさらされることがある。

本件スワップ取引はデリバティブ取引である。当該デリバティブの慎重な利用は有益である一方で、デリバティブは、従来型の投資によるリスクとは異なるリスクを伴い、一定の場合においてはより大きなリスクを有するものである可能性がある。

本件スワップ取引の側面に関しては、本トラスト、受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社、保管会社または相手方当事者もしくは販売会社による何らの表明または保証（明示的または黙示的かを問わない。）も行われていない。投資家は、投資家自らの法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問から、本件スワップ取引から得られるリターンの適性に関する助言を請うべきである。受益者は、本件スワップ取引から得られるリターンが本件スワップ取引の原資産から得られるものよりも変動的である可能性がある旨留意すべきである。

リターンに対するリスク

すべての投資家は、自らの受益証券の価額が、該当する本件スワップ取引期間にわたる関連する参照資産のパフォーマンスに依拠する旨留意すべきである。

したがって、受益証券は、以下の場合にのみ、投資家に適しているとみなされるべきである。

- (a) 参照資産のパフォーマンス結果により受益証券がどのように利益を上げるかを完全に理解するため、本件スワップ取引の機能方法を読了および理解していること。
- (b) （該当する場合は自らの顧問の助力を仰いで）自身の所見を通じて、本書に記載される方法により、投資期間にわたり参照資産が収益を上げると考えていること。これは、当該方法で収益を上げられない場合には自身の受益証券の買戻時に当初投資よりも少ない金額を受領することになるからである。

店頭金融デリバティブ商品に関するリスク

- (a) 規制の欠如、相手方当事者の債務不履行

通常、店頭取引市場に向けられる政府による規制および監督は取引所で行われる取引よりも少ない。さらに、一定の取引所の参加者に与えられる保護（取引所の決済機関の履行保証等。）には、店頭金融デリバティブ商品に関する取引に関連して受けられないものがある。本トラストは、本サブ・ファンドの投資目的を実施する目的で、本サブ・ファンドのために1つ以上のデリバティブ取引を締結することができる。したがって、本サブ・ファンドは、当該デリバティブの相手方当事者の信用リスクおよび当該相手方当事者の取引に基づく義務の不履行リスクにさらされる。投資運用会社もしくは本サブ・ファンドの相手方当事者の破産もしくは清算があった場合または当該相手方当事者が契約上の義務を充足することができないもしくはこれを望まない場合に、本サブ・ファンドの純資産価額もしくは店頭金融デリバティブ商品または本サブ・ファンドの投資目的の実現能力に悪影響が及ぶことがある。相手方当事者が本サブ・ファンドとのデリバティブに基づく自らの義務の履行を怠った場合、関連するデリバティブの価額、ひいては本サブ・ファンドの純資産価額に悪影響が及ぶことがある。

エクスポージャーが本サブ・ファンドの純資産価額の10%を超過する場合、本トラストは、相手方当事者への本サブ・ファンドのエクスポージャーを監視すること、相手方当事者に従来よりも多くの本件担保の差入れまたは関連する取引の手仕舞いを要求すること、または、本サブ・ファンドの相手方当事者リスクを低下させることとなるその他の措置を取ることににより、当該リスクを最小限に抑えることを追求する。ただし、これらの措置が本サブ・ファンドの相手方当事者のエクスポージャーを軽減することに成功するという保証はない。

- (b) 本サブ・ファンドの課税

本サブ・ファンドが投資する店頭金融デリバティブ商品に関し、関連する税務に関する制定法または慣行に変更があった状況において、本サブ・ファンドに悪影響が及ぶこともあり、

これにより、本サブ・ファンドが予期せぬ納税義務を負うことがある。税務関連の法令の想定外の適用により、損失リスクも存在する。

(c) 法務

原商品、満期日、契約規模およびストライク・プライスに関して標準化されている取引所取引のデリバティブ商品とは異なり、店頭金融デリバティブ商品の条項は、原則として、商品の相手方当事者との交渉を通じて確立される。こういった種類の取決めは、本トラストが本サブ・ファンドのニーズにあった商品に仕立て上げる大きな柔軟性を有することを可能にする一方で、店頭金融デリバティブ商品が法律上実行可能であるとみなされていないまたは正確に文書化されていないものである場合に損失リスクを有することから、店頭金融デリバティブ商品は取引所取引商品よりも多大な法務リスクを伴うことがある。

店頭金融デリバティブ商品の当事者においてその条項に関する適切な解釈に関する意見の不一致があるという法務リスクまたは文書化リスクもある。かかる紛争が生じた場合、本トラストが本サブ・ファンドの契約上の権利を実施するために必要とされる法律上の手続に係る経費および予測不可能性によって、本サブ・ファンドが店頭金融デリバティブ商品に基づく請求を行わないよう決定することがある。よって、本サブ・ファンドは、店頭取引契約に基づく支払いを得ることができないリスクを負い、また、当該支払いは、遅滞するまたは本サブ・ファンドに訴訟費用が発生した後にのみ行われることがある。

(d) 評価リスク

投資予定者は、店頭金融デリバティブ商品等の商品が単一の市場価値を有するものではないことがあることに留意すべきである。店頭金融デリバティブ商品の呼値のスプレッドまたはその他の市場相場の間の差額は、その価格形成パラメーターに係る様々な見積もりをもって部分的に説明できる。

(e) 利益相反

相手方当事者が投資運用会社のグループ会社の構成会社でもある場合、店頭金融デリバティブ商品は、独立当事者間取引として交渉される通常の商業上の条件で、かつ、受益者の最善の利益に適う場合にのみ締結することができる。

相手方当事者（投資運用会社のグループ会社の構成会社を含む。）は、店頭金融デリバティブ商品の実施の結果として自らまたはその関係者が所有することとなった情報について、当該情報の通知による影響を受けるもの、または当該情報をサブ・ファンドに開示する義務を負うものとはみなされない。相手方当事者およびそれらの関係者はいずれも、かかる取引によりまたはこれに関連して生じたまたは派生した収益または利益について、サブ・ファンドに説明する義務を負うものではない。

相手方当事者の価格を確認する当事者もまた、相手方当事者から独立し、かつ、投資運用会社による任命を受けたJ.P.モルガン・グループ会社の構成会社であることがある。各相手方当事者は、銀行業務、証券取引業務および仲介業務に従事し、ならびに投資銀行サービスおよび投資顧問サービスを提供する証券金融会社である。通常の業務過程において、各相手方当事者および／もしくはその関連会社ならびに／またはそれらの各従業員、取締役、役員、代理人もしくは代表者は、サブ・ファンドの投資先資産の持分もしくはポジションを有しているもしくは有していたことがある場合があり、またはかかる資産に関連するポジションもしくは契約の売買その他取引を行うことがある。かかる業務は、当該サブ・ファンドの投資先資産の価値に影響を及ぼす場合もあれば、及ぼさない場合もあるが、投資予定者は、潜在的な利益相反が生じ得ることに留意すべきである。

(f) 本件担保投資対象の債務不履行により生じるリスク

店頭金融デリバティブ商品に関する本件担保は、1つ以上の発行体の債務不履行により起こる元本割れリスクを最小限に抑えるために、店頭金融デリバティブ商品に関する本件担保は、G7諸国の国債で受領されるか、現金で受領された場合にはG7諸国の国債を対象範囲として投資が行われる。ただし、例えば発行体または本件担保として保有される債券の債務不履行により元本割れがあった場合、本件担保の価値が下がる可能性がある。この結果、本サブ・ファンドは、債務不履行時と本件担保の翌評価日時点との時間差の間に完全な担保を受

けることができないことがある。本サブ・ファンドの純資産価額は、関連する相手方当事者が同時債務不履行に陥らない限り、影響を受けない。

(g) 休業日リスク

本件スワップ取引は、1つ以上の参照資産の評価の休業日に調整がなされる可能性が高い。本サブ・ファンドは自らの営業日ではない日における申込みまたは買戻しを受け付けることはできないが、本件スワップ取引は、その条項に従い、自動的に再調整することが可能であり、当該再調整により本サブ・ファンドの純資産価額に悪影響が及ぶことがある。

参照資産に連動する受益証券の一般的リスク要因

参照資産の所有権の不存在

受益証券の購入者は、関連する参照資産が、当該受益証券の購入者の利益のため、本サブ・ファンドのためまたはその勘定で受託会社により保有されず、それゆえ購入者には所有権（議決権、配当もしくはその他の分配を受領する権利または受益証券が参照する参照資産に関するその他の権利を含むが、これらに限られない。）がない旨留意すべきである。疑義を避けるために付言すると、J.P.モルガンの関係会社のいずれも、参照資産を取得および保有する義務を何ら有しない。

参照資産のパフォーマンスに連動する受益証券のパフォーマンス

受益証券が1つ以上の参照資産を参照する場合、当該受益証券の購入者は、同参照資産のパフォーマンスにさらされる。

参照資産の過去のパフォーマンスは、将来的なパフォーマンスを示すものではない。

受益証券の購入時点における参照資産の過去のパフォーマンスに関する情報は、将来的に生じる参照資産の変動幅または動向を示すものと考えられるべきではない。

参照資産の評価の延期または代替的な提供は、受益証券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

計算代理人は、評価を行う日が、(i)取引予定日もしくは関連する参照資産の条項および条件に従った調整対象となる他の日ではない日に該当する場合ならびに／または(ii)参照資産の評価に影響を及ぼす、関連する参照資産に関する市場混乱事由が発生した場合に、計算代理人が、受益証券の条項および条件に定められるかかる参照資産の評価の当然の停止または代替的な提供を行う広い裁量（計算代理人による、その裁量によるかかる参照資産の評価の決定を含み、これにより受益証券の価額に悪影響が及ぶことがある。）を有すると決定することがある。

通常、参照資産の通貨とは異なる通貨で支払われる受益証券に関する外国為替通貨エクスポージャーが存在する。

受益証券の条項および条件が、受益証券の支払いを参照資産の通貨とは異なる通貨で行う旨規定し、かつ、当該受益証券には通貨リスクをヘッジする特性がない場合、当該受益証券の投資家は、参照資産のパフォーマンスにさらされるだけでなく、予想することのできない外国通貨の実勢為替レートにもさらされることがある。購入者は、外国為替レートが極めて変動的であり、かつ、海外為替市場における通貨の需給（経済要因（関連諸国のインフレ率、各国間の利率の差、経済予測、国際政治要因、通貨兌換性および関連通貨での財政投資の安全性および投機性ならびに政府および中央銀行により取られる措置（例えば、規制管理または税金の賦課、既存の通貨に取って代わる新しい通貨の発行、通貨の平価切下げもしくは平価切上げによる為替レートもしくは為替特性の変更または特定の通貨の為替レートおよび利用可能性に影響を及ぼす特定通貨の為替もしくは送金に関する為替管理の強制）を含む。）による）により決定されるまたは決定されている旨留意すべきである。受益者の本国通貨と受益証券の償還額の支払いの関連通貨間における外国為替変動は、受益証券の行使または売却により得られる利益または損失を本国通貨に換算する予定の受益者に影響を及ぼすことがある。

1つ以上の特定の種類の参照資産に連動する受益証券に付随するリスク要因

参照資産としての譲渡可能な有価証券に付随するリスク

- (a) 受益証券のパフォーマンスに影響を与える要因は、受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがある。

譲渡可能な有価証券のパフォーマンスは、資本市場における金利および価格の水準、為替の動向、政治的要因ならびに会社独自の要因（収益ポジション、市場ポジション、リスク環境、受益者の構成および分配方針等）等のマクロ経済的要因に依拠する。

- (b) 譲渡可能な有価証券の発行者に対する請求権または譲渡可能な有価証券に対する遡及権の不存在

参照資産としての譲渡可能な有価証券は、譲渡可能な有価証券に対する請求権または譲渡可能な有価証券への投資を示すものではなく、受益者は、譲渡可能な有価証券の発行者または当該譲渡可能な有価証券に対して、当該譲渡可能な有価証券に基づく遡及権を有しない。受益証券は、いかなる形であれ、譲渡可能な有価証券の発行者によって後援、保証、または販売促進もされておらず、かつ、かかる発行者は、受益者に関して自己の行為がもたらす結果を考慮する義務を負わない。したがって、譲渡可能な有価証券の発行者は、受益証券の購入者の利益を考慮することなく、当該譲渡可能な有価証券に関して措置を講じることができ、かかる措置は受益証券の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。

- (c) 計算代理人が本件スワップ取引に関して行う決定は、受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがある。

市場混乱事由が参照資産に関して発生したと判断した場合、本件スワップ取引に基づく計算代理人は、(i)当該参照資産の条件に関して調整を行うこと、および／または(ii)（参照資産の場合は）本件スワップ取引を早期終了させることを含む、当該事由に対応するための一定の決定を行う広範な裁量権を有する。かかる決定はいずれも、受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがある。

参照資産としての指数に付随するリスク

- (a) 指数のパフォーマンスに影響を与える要因は、受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがある。

指数は譲渡可能な有価証券またはその他の資産の合成ポートフォリオにより構成されるため、指数のパフォーマンスは、資本市場における金利および価格の水準、為替の動向、政治的要因および（受益証券の場合は）会社独自の要因（収益ポジション、市場ポジション、リスク環境、受益者の構成および分配方針等）を含む、受益証券または当該指数を構成するその他の構成要素に関連するマクロ経済的要因に依拠する。

- (b) 受益証券に関するリターンをもたらすリスクに対するエクスポージャーは、指数の構成銘柄である裏付投資証券またはその他の資産への直接的な投資を反映していない。

指数を参照する受益証券に関して支払われるリターンは、購入者が当該指数の構成銘柄から構成される関連する資産を実際に所有する場合に当該購入者が実現するであろうリターンを反映していないことがある。例えば、指数の構成銘柄が譲渡可能な有価証券である場合、受益者は、当該譲渡可能な有価証券に関して支払われる配当を受領せず、またかかる配当に関するリターンに参加しない（当該指数が関連する水準を計算するためにかかる配当を考慮する場合を除く。）。同様に、受益者は、関連する指数の構成銘柄から構成される譲渡可能な裏付有価証券またはその他の資産に対して議決権を有しない。したがって、参照資産としての指数を参照する受益証券の購入者が当該受益証券の買戻時に受領する支払額は、当該購入者が当該指数の構成銘柄に直接投資していた場合に受領したであろう金額よりも少なくなることがある。

- (c) 指数の構成銘柄の変更または指数の廃止は、受益証券の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。

指数のスポンサーは、1つ以上の構成銘柄の水準を変更する可能性のある、当該指数の構成銘柄の追加、削除、もしくは置換えまたはその他の方法による変更を行うことができる。新たに追加される構成銘柄のパフォーマンスが元の構成銘柄よりも著しく悪く、または良好となることがあるため、指数の構成銘柄の変更は当該指数の水準に影響を与える可能性がある。

り、これによって当該指数を参照する受益証券の価値に影響が及ぶ可能性がある。かかる指数のスポンサーはまた、当該指数の計算または提供の変更、中止または停止も行うことができる。指数のスポンサーは、受益証券の募集および販売には関与せず、当該受益証券の購入者に対していかなる義務も負わない。指数のスポンサーは、受益証券の購入者の利益を考慮することなく、当該指数に関して措置を講じることができ、かかる措置は受益証券の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。

- (d) 指数変更、指数取消し、指数障害および指数水準の訂正に対するエクスポージャー
指数の計算代理人は、特定の指数の規則に従って当該指数に関する一定の決定および調整を行う広範な裁量権を有する。指数の計算代理人による決定、計算および解釈ならびに当該指数の規則は、関連する参照資産の価値および関連するサブ・ファンドの純資産価額に影響を与えることがある。かかる決定、計算および解釈は、指数の変更、取消しまたは障害に関連して、受益者に悪影響を与えることがある。
- (e) 後記「参照資産に関する計算代理人」を参照のこと。「自社指数」または「戦略」に関連する追加のリスクが存在する。
後記「②利益相反」を参照のこと—J.P.モルガンの関連会社が、参照資産に該当する指数または戦略のスポンサーである場合がある。
- (f) 商品指数に関する追加のリスクが存在する。
後記「「ローリング」の潜在的効果を含む商品指数に関連する追加のリスク」を参照のこと。
後記「②利益相反」を参照のこと—J.P.モルガンの関連会社が、参照資産に該当する指数または戦略のスポンサーである場合がある。

参照資産としてのコモディティに付随するリスク

投資家は、本トラストおよび本サブ・ファンドのいずれも、コモディティに直接投資することができないことに留意すべきである。

- (a) コモディティのパフォーマンスに影響を与える要因は受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがあり、コモディティの価格はその他の資産クラスよりも変動性が高くなることがある。コモディティの取引は、投機的であり、非常に変動性が高くなることがある。コモディティの価格は、予想不可能な様々な要因（例えば、需給関係の変化、天候の傾向および異常気象、政府のプログラムおよび政策、国内のおよび国際的な政治的、軍事的、テロおよび経済的事由、会計、財政および為替管理のプログラム、金利および為替レートの変動ならびにコモディティおよび関連契約における市場取引行為の変更および停止または途絶を含む。）による影響を受ける。コモディティの価格は、その他の資産クラスよりも変動性が高くなるため、コモディティへの投資はその他の投資よりもリスクが高くなる。
- (b) 商品契約および一定の商品契約は、規制されていない取引所または「規制を受けている」取引所において取引されることがある。
本サブ・ファンドがエクスポージャーを取得するコモディティは、(a) 予め定められた価格および受渡期間（限月といわれる場合もある。）において一定の金額の裏付現物商品を売買する契約、または(b) 裏付現物商品の価格の変動に基づく現金の支払および受領を行う契約のいずれかである商品契約により構成される。
商品契約は、規制を受ける専門の先物取引所において取引されることがある（先物契約等）。商品契約はまた、規制度合いがより低いか、あるいは実質的な規制が全くない取引施設において市場参加者間で「店頭で」直接取引される可能性もある。したがって、かかる「店頭」契約の取引は、規制を受ける専門の先物取引所で取引される契約と同一の規定には服さず、またかかる契約に与えられる保護を受けない場合があるため、当該「店頭」契約の流動性および価格履歴に関する追加のリスクが存在することがある。
- (c) 商品先物契約に連動する投資は、関連する現物商品に連動する投資とは異なるリターンをもたらすことがあり、一定のその他のリスクを伴う。

コモディティに関する先物契約の価格は、一般に、裏付コモディティの現物価格の割増価格または割引価格となる。この不一致は、(i)関連費用（保管費用、輸送費用および保険費用等）を原因とする現物価格を調整する必要性、および(ii)スポット市場および先物市場に影響を与える全般的な要因を評価するために異なる手法が用いられること等の要因によるものである。また、コモディティの種類に応じて、スポット市場および先物市場の流動性が大幅に異なる可能性がある。したがって、商品先物契約に連動する投資は、関連する現物商品に連動する投資とは異なるリターンをもたらすことがある。

先物契約への投資は、一定のその他のリスク（流動性が不足する可能性を含む。）を伴う。先物ポジションの保有者は、かかるポジションの流動性が不足した原因が、一定の商品取引所が「1日の値幅制限」に基づきかかる先物契約の価格の変動に制限を課したことであると判断することがある。特定の先物契約の価格が1日の値幅制限に相当する金額の幅で上昇または下落した場合、当該契約におけるポジションは、保有者が当該制限額でまたは当該制限額の範囲内で取引を実行することを望む場合を除き、取得または清算することができない。その結果、保有者は、好ましくないポジションを迅速に清算することを妨げられ、重大な損失を被る可能性がある。様々なコモディティにおける先物契約価格が、時に、ほとんどまたは全く取引がないまま数日間連続して1日の値幅制限を超えたことがあった。かかる状況における損失は、影響を受ける先物契約連動型商品指数を参照資産とする本サブ・ファンドのリターンに悪影響を及ぼすおそれがある。

(d) 「ローリング」の潜在的効果を含む商品指数に関連する追加のリスク

商品指数は、特定の指数に依拠して、一定のコモディティに関する商品契約のバスケットのパフォーマンスを追跡する指数である。商品指数に含まれる各コモディティの組入比率は、特定の指数に依拠し、一般に当該指数の関連する指数規則に記載される。商品指数は、かかるコモディティに対する継続的なエクスポージャーを維持するため、構成銘柄である商品契約のうち満了するものに「ローリング」を適用する。具体的には、満了する商品契約は関連する指数規則に基づきロールされるよう要求されるため、当該商品指数は、清算される当該満了商品契約に対するエクスポージャー、および同等のエクスポージャーを取得するための別の（通常は期先の）商品契約に対する新たなエクスポージャーを反映するために計算される。商品契約は、予め定められた満了日、すなわち当該商品契約に係る取引が停止する日を有する。商品契約を満了時まで保有することにより、裏付現物商品の受渡しが行われ、または現金精算の実行もしくは受領を行う要件が生じる。また、商品契約のローリングとは、満了が迫っている商品契約（以下「期近商品契約」という。）が満了前に売却され、満了日より遠い商品契約（以下「期先商品契約」という。）が買い付けられることをいう。

「ローリング」は、以下を含む方法によりコモディティへの投資の価値に影響を与える可能性がある。

- (i) 商品契約への投資は、「ローリング」により増加または減少することがある：期近商品契約の価格が期先商品契約の価格を上回る場合（当該コモディティは「逆鞘」であるといわれる。）、前者から後者へのローリングにより、期先商品契約に対するより大きいエクスポージャーが取得される。したがって、当該商品契約の価格の変動に関する新たなポジションに係る損失または利益は、「ロール」前と同じ金額のエクスポージャーを合成的に有していた場合よりも大きくなる。反対に、期近商品契約の価格が期先商品契約の価格を下回る場合（当該商品は「順鞘」であるといわれる。）、ローリングにより、期先商品契約に対するより小さいエクスポージャーが取得される。したがって、当該商品契約の価格の変動に関する新たなポジションに係る利益または損失は、ロール前と同じ金額のエクスポージャーを合成的に有していた場合よりも小さくなる。
- (ii) 商品契約が順鞘（または、逆鞘）である場合、当該契約は、時間の経過とともにマイナス（または、プラス）の影響をもたらすと予想される（が、かかる影響をもたらさないこともある）。商品契約が順鞘である場合、期先商品契約の価格は、一般に満了

が近づくにつれ下落すると予想される（が、下落しないこともある）。かかる場合において、ローリングは、一般に、当該商品契約への投資にマイナスの影響を及ぼすと予想される。商品契約が逆鞘である場合、期先商品契約の価格は、一般に満了が近づくにつれ上昇すると予想される（が、上昇しないこともある）。かかる場合において、ローリングは、一般に、当該商品契約に対するエクスポージャーにプラスの影響をもたらすと予想される。

商品契約のバスケットを参照する指数に連動する本サブ・ファンドの場合、満了する商品契約は、清算または新たな期先商品契約のポジションの締結を行うことなく、単に変更される。したがって、上記のローリングの影響は、直接的には参照資産に適用されない。そのため、投資家は、ローリングに直接的に参加せず、またその結果直接的な影響を受けることもない。ただし、その他の市場参加者は、「ローリング」のメカニズムに従って行動する可能性があり、かかる行為が、参照資産の価値に間接的な悪影響を及ぼすことがある。

- (e) コモディティに関する法律上および規制上の変更は、早期償還を招くことがある。

コモディティは、本サブ・ファンドに対するスワップ相手方当事者の義務に関して裏付取引またはヘッジ取引に従事するスワップ相手方当事者の能力に影響を与えるおそれのある方法で変更される可能性のある法規制制度に服する。かかる制度の変更は、関連するスワップ取引の早期終了、およびその結果として本サブ・ファンドの早期終了を招くおそれがある。

コモディティは、本サブ・ファンドの受益証券の価値に悪影響を及ぼすおそれのある方法で変更される可能性のある米国の法規制制度に服し、またかかるその他の国の法規制制度にも服する場合がある。例えば、米国の下院および上院は、コモディティ市場の投機性を低下させ、透明性を向上させることを意図した法律を検討している。かかる法律が成立すれば、特に、米国商品先物取引委員会または各取引所は、商品先物契約のポジションに対してポジション制限を設ける規則を採用することを求められる可能性がある。

参照資産としての様々な構成銘柄により構成されるバスケットに付随するリスク

- (a) バスケットおよびその裏付構成銘柄のパフォーマンスに対するエクスポージャー

受益証券が参照資産のバスケットを参照する場合、当該受益証券の購入者は、当該バスケットのパフォーマンスにさらされる。当該購入者は、バスケットの各構成銘柄のパフォーマンスに係るリスクを負う。個別のバスケット構成銘柄に付帯する特定のリスクに関する詳細については、上記をご参照されたい。

- (b) バスケット構成銘柄に高い相関関係がある場合、支払金額に重大な影響を与えることがある。

バスケット構成銘柄の相関関係は、個別のバスケット構成銘柄のパフォーマンスが同時に変動する傾向がある範囲を示す。例えば、すべてのバスケット構成銘柄が同一のセクターおよび同一の国に由来している場合、一般に高いポジティブな相関関係が想定されることがある。過去の相関率は将来の相関率を決定する要因とはならない。投資家は、バスケット構成銘柄が過去のパフォーマンスに基づき相関していないように見受けられても、全般的な不況またはその他の政治経済的事由により同一の不利なパフォーマンスを被ることがあることを認識すべきである。バスケット構成銘柄が高い相関関係にある場合、バスケット構成銘柄のパフォーマンスの変動により、受益証券のパフォーマンスが過大評価される。

- (c) 単一のバスケット構成銘柄のマイナスのパフォーマンスが、1つ以上のその他のバスケット構成銘柄のプラスのパフォーマンスを上回ることがある。

受益証券の購入者は、1つ以上のバスケット構成銘柄のパフォーマンスがプラスとなった場合でも、後記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （1）海外における販売 ② 申込手続」に記載の条件および条項に基づき、その他のバスケット構成銘柄のパフォーマンスが大幅にマイナスとなれば、バスケットのパフォーマンス全体がマイナスとなることを認識すべきである。

- (d) 小規模バスケットまたは不平等加重バスケットは、一般に、特定のバスケット構成銘柄の価値の変動による影響をより受けやすい。

構成銘柄がより少ないバスケットのパフォーマンスは、一般に、後記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （1）海外における販売 ②申込手続」に記載の条件および条項に基づき、より多くのバスケット構成銘柄を含むバスケットと比較して、特定のバスケット構成銘柄の価値の変動による影響を受けやすい。

一部のバスケット構成銘柄により重きを置くバスケットのパフォーマンスは、一般に、後記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （1）海外における販売 ②申込手続」に記載の条件および条項に基づき、各バスケット構成銘柄に比較的平等に重きを置くバスケットと比較して、当該特定のバスケット構成銘柄の価値の変動による影響を受けやすい。

- (e) バスケットの構成銘柄の変更は、バスケットのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

参照資産の条件により、一定の状況下においてバスケットの構成銘柄を調整する権利が計算代理人に付与される場合、投資家は、変更後のバスケット構成銘柄のパフォーマンスが当初のバスケット構成銘柄と異なる場合があり、これによりバスケットのパフォーマンスが悪影響を受ける場合があるということを認識すべきである。

計算代理人の使用に関するリスク

本件スワップ取引に基づく計算代理人

本件スワップ取引に基づき計算代理人が行うすべての決定および計算は、誠実に、かつ、商業上合理的な方法により行われる。本件スワップ取引の規定に基づく計算代理人の計算および決定における誠実な間違いまたは不作為に関して、計算代理人は関連するサブ・ファンドに対して一切責任を負わず、当該サブ・ファンドは計算代理人に対して請求を行う権利を有しない。計算代理人の決定および計算は、明白な誤りがない限り、最終的かつ確定的なものであり、本件スワップ取引の当事者を拘束するものである。

参照資産に関する計算代理人

参照資産の計算代理人による決定および計算は、当該参照資産の価値および関連するサブ・ファンドの純資産価額に影響を与えることがある。

指数または戦略（以下「指数等」という。）に該当する参照資産の計算代理人は、指数等の規則（以下「指数等規則」という。）に基づき自己が行う決定または計算に関して、誠実に、かつ、商業上合理的な方法により行為する。かかるすべての決定、計算および計算代理人による指数等規則の解釈は、最終的かつ確定的なものであり、拘束力を有する。いかなる者も、かかる決定、計算および解釈に関して計算代理人に対して請求を行う権利を有しない。

関連する指数等の計算代理人は、通常、

- (a) 理由の如何を問わず、指数等または指数等規則に関連して行った決定もしくは計算または講じた措置を修正する義務を負わず、また
- (b) 指数等もしくは指数等の水準の公表（もしくはかかる水準の公表の不履行）に関して、またはいずれかの者による指数等もしくはその水準の利用に関して行われる決定または事項（または行われなかった決定または事項）につき、いかなる者に対しても責任を負わない（過失の結果としてかその他によるかを問わない。）。

指数等に関して、

- (a) 関連する指数等の営業日における当該指数等の水準に関する計算に用いられる裏付構成銘柄、変動要素、インプットまたはその他の事項の水準または価格が、後日訂正され、当該訂正が当該裏付構成銘柄または関連する公表源の関連するスポンサーにより公表された場合、または
- (b) 関連する指数等の計算代理人が当該指数等の営業日における当該指数等の水準に関して、自己の計算または決定における間違いまたは不作為を特定した場合は、

当該指数の計算代理人は、実務上可能かつ自己が重要と考える限りにおいて、当該指数等の当該営業日および／またはその後の各営業日における公表済みの当該指数等の水準を調整または訂正し、実務上合理的に可能な限り速やかに当該指数等の訂正後の水準を（当該指数等の計算代理人が決定する方法により）公表することができる。

指数等に関して、当該指数等の計算代理人（またはその関連会社）に（必要に応じて）付与された裏付構成銘柄を当該指数等のために利用するライセンスが終了した場合、または裏付構成銘柄を当該指数等のために利用する計算代理人の権利がその他争われ、損なわれ、または停止された場合（理由の如何を問わない。）には、当該指数等の計算代理人は、当該裏付構成銘柄を当該指数等から除外し、または当該裏付構成銘柄を置き換えることができ、また指数等規則に関して、当該指数等の計算代理人が選定する日においてかかる事由に対応するために適切であると判断する調整を行うことができる。

計算代理人は、指数等に関して、適用法令の変更の発生（および／または継続）後必要に応じて裏付構成銘柄を除外し、または置き換えることができる。計算代理人が適用法令の変更の結果、裏付構成銘柄を除外し、または置き換えた場合、関連する指数等の計算代理人は、関連する指数等規則に関して、当該指数等の計算代理人が選定する日においてかかる除外または置換えに対応するために適切であると判断する調整を行うことができる。

指数等の計算代理人による決定、計算および解釈ならびに当該指数等の指数等規則は、関連する参照資産の価値および本サブ・ファンドの純資産価額に影響を与えることがある。

本サブ・ファンド特有のリスク

リターンに対するリスク

すべての投資家は、本書に記載される自己の受益証券の価値がTOPIX指数のパフォーマンスに依拠することを認識すべきである。

したがって、受益証券は、以下の場合にのみ投資家に適しているとみなされるべきである。

- ・ 主に本サブ・ファンドのリターンをもたらすTOPIX指数のパフォーマンスによって投資家の受益証券がどのようなパフォーマンスとなるかを十分に理解するため、投資家が本サブ・ファンドの投資方針の遂行方法を読了し、理解している場合。
- ・ TOPIX指数が下落した場合、投資家は、受益証券の償還時に自己の当初投資額を下回る金額を受領することになるため、自己の投資期間中はTOPIX指数がプラスのリターンを生み出すと考えている場合。

運用歴の欠如

本サブ・ファンドは、最近設立された。本サブ・ファンドがその投資目的を達成するという保証はない。投資運用会社の過去の実績は、本サブ・ファンドへの投資の将来の成果を示唆するものと解釈してはならない。

株式リスク

本サブ・ファンドの受益証券への投資は、TOPIX指数で取引される株式の幅広いポートフォリオに投資する場合のリスクと類似するリスクを伴い、これには政治経済の動向、金利の変更および認知された株価の動向等の要因により生じる市場変動が含まれる。

パッシブ投資

本サブ・ファンドは、主に、TOPIX指数に含まれ、またはこれを反映する有価証券（その投資上の利点を問わない。）に投資する。投資運用会社は、個別に株式を選定することまたは低迷した市場において防御色の強いポジションを取ることを試みない。したがって、本サブ・ファンド固有の投資特性により市場変化に適応する裁量権がないことにより、TOPIX指数が下落すれば本サブ・ファンドの価値が呼応して下落することが予想される。

運用リスク

本サブ・ファンドは常にTOPIX指数の構成銘柄を完全に再現することができるとは限らず、また随時指数構成銘柄でない有価証券を保有することができるため、本サブ・ファンドは運用リスクを負う。投資運用会社の手法および戦略は、とりわけ投資運用契約および適用法令に基づく多くの制限に従って実施されるため、意図した結果をもたらすことができないリスクがある。

また、投資運用会社は、本サブ・ファンドの利益のため、本サブ・ファンドを構成する有価証券に関して株主の権利を行使する絶対的な裁量を有する。

かかる手法、戦略または裁量権の行使によって本サブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証はない。投資家は、管理会社、投資運用会社、本サブ・ファンドまたは受益者のいずれも本サブ・ファンドを構成する有価証券に関して議決権を有しない場合があるということにも留意すべきである。

トラッキング・エラー・リスク

本サブ・ファンドのリターンは、多数の要因により、TOPIX指数のリターンから逸脱する可能性がある。例えば、本サブ・ファンドの報酬および費用、市場の流動性、本サブ・ファンドの資産とTOPIX指数の構成銘柄である有価証券との間のリターンの不完全な相関関係、株価の端数処理、外国為替費用、TOPIX指数の構成銘柄の変更ならびに規制上の方針は、本サブ・ファンドとの密接な相関関係を形成する投資運用会社の能力に影響を及ぼす可能性がある。さらに、本サブ・ファンドは自己の資産から収益を受領することができるが、TOPIX指数はかかる収益源を持たない。常にTOPIX指数のパフォーマンスが正確にまたは全く同様に再現されるという保証はなく、また本サブ・ファンドの投資方針または投資運用会社の手法および戦略の利用がトラッキング・エラーの減少または回避に役立つという保証もない。

投資運用会社はTOPIX指数に対するトラッキング・エラーに関して本サブ・ファンドを定期的にモニタリングするが、本サブ・ファンドが特定の水準を下回るようトラッキング・エラーを回避し、または減少させることができるという保証はない。

投資対象の構成の変更

指数構成銘柄の上場廃止または新規証券のTOPIX指数への組入れにより、TOPIX指数の構成銘柄が変更される可能性がある。TOPIX指数の構成銘柄に変更があった場合、本サブ・ファンドが所有する有価証券の組入比率または構成は、投資運用会社が本サブ・ファンドの投資目的に基づいて適当とみなす時に適当とみなすものに変更される可能性がある。本サブ・ファンドは、通常、TOPIX指数についてその構成銘柄の変更を反映するが、かかる構成銘柄の変更に一致しないことがある。

指標を再現するための資産の不足

本サブ・ファンドの管理下にある資産が不十分であることにより、本サブ・ファンドが当該時点で適切にTOPIX指数のパフォーマンスを再現するために指数構成銘柄に投資することができない可能性がある。かかる場合、投資運用会社は、管理会社と協議の上、本サブ・ファンドがTOPIX指数に完全に連動するために指数構成銘柄に投資できるようになるまで、期間を限定して、本サブ・ファンドに現金または現金等価証券へ投資させることを決定することができる。投資家は、かかる現金または現金等価物への投資を行う限定期間において、本サブ・ファンドがその主要な投資目的を達成しないことに留意すべきである。かかる状況が定期的にまたは長期間にわたって発生することは想定されていないが、発生した場合には、本サブ・ファンドの投資目的が悪影響を受け、本サブ・ファンドの停止および／または終了につながる可能性がある。

デリバティブ商品

本サブ・ファンドは、様々なデリバティブ商品（先物、オプション、先渡契約、スワップその他のボラティリティが大きく、投機的であるデリバティブを含むが、これらに限られない。）を利用

することができる。投資運用会社は、効率的なポートフォリオ運用のためにデリバティブ商品を利用することもできる。デリバティブ商品を通じて保有される一定のポジションは、市場価格の広汎かつ急激な変動にさらされ損益額の変動につながる可能性がある。デリバティブ商品の利用には様々なリスクが伴う。かかるリスクには、以下が含まれるが、これらに限られない。

- (a) トラッキングーヘッジ目的で利用される場合、デリバティブ商品の価格変動とヘッジしようとする裏付投資対象の価格変動の間に不完全なまたは異なる程度の相関があると、投資運用会社が意図したヘッジ効果の達成が妨げられるか、または本サブ・ファンドのポートフォリオが損失リスクにさらされる場合がある。
- (b) 流動性ーデリバティブ商品は、特に多額の取引が行われる場合、常に流動性が確保されるとは限らない。そのため、ボラティリティが大きい市場では、投資運用会社が損失を負わずにポジションを手仕舞うことができない場合がある。さらに、投資運用会社が一定のデリバティブ商品の取引を行う取引所は、日々の値幅制限および投機的ポジション制限を受ける場合がある。これらの制限により、投資運用会社はポジションの速やかな清算を妨げられ、それにより、ポートフォリオがさらなる損失の可能性にさらされる場合がある。
- (c) レバレッジーデリバティブ商品の取引は、結果として多額のレバレッジをもたらす可能性がある。デリバティブ商品の取引がもたらすレバレッジにより、本サブ・ファンドが得る利益および本サブ・ファンドが被る損失が増幅する可能性がある。これにより、投資運用会社がデリバティブ商品のレバレッジ特性を利用しなかった場合よりも本サブ・ファンドの純資産価額が激しく変動する可能性がある。
- (d) 店頭取引ー本サブ・ファンドのポートフォリオに関して売買されるデリバティブ商品には、取引所で取引されていない商品が含まれる場合がある。店頭オプションは、取引所で取引されるオプションとは異なり、価格その他の条件が買い手と売り手により交渉される二当事者間の契約である。店頭商品に係る債務者の不履行リスクは、取引所で取引される商品より大きくなる場合があり、また、投資運用会社がかかる商品を処分するまたは当該商品に関する反対売買を行うことが、取引所で取引される商品と比べて容易でない場合がある。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ商品の「買い呼び値」と「売り呼び値」の間に大幅な差が生じる場合がある。また、取引所で取引されていないデリバティブ商品は、取引所で取引される商品と同種の規制に服するものではなく、かかる商品に関連して、より厳しい規制環境にある参加者に提供される保護の多くが受けられない場合がある。

販売会社への依拠

受益証券の売買は、販売会社を通じてのみ行うことができる。販売会社は、かかる業務提供に係る報酬を請求することができる。販売会社は、とりわけ、TOPIX指数の集計または公表が行われていない期間中は、受益証券の申込みまたは買戻しを行うことはできない。また、販売会社は、本サブ・ファンドの純資産価額の計算を妨げるその他の事由が発生し、または本サブ・ファンドのポートフォリオ証券の処分を行うことができない場合は、受益証券の申込みまたは買戻しを行うことはできない。いかなる場合においても販売会社は1社しか存在しないため、投資家が常に受益証券の売買を自由に行うことができないかもしれないリスクがある。最終投資家は、販売会社を通じた本サブ・ファンドへの投資により、受益証券の法的権原を有さず、販売会社に係る支払不能リスクを負う。投資家は販売会社に対し、受益証券を投資家に譲渡するよう要求することができるが、いかなる譲渡も管理会社の裁量に服するものであり、かかる譲渡は、販売会社が支払不能に陥った場合等において、阻害または遅延される可能性がある。

遅れて行われた受益証券の買付注文を販売会社が受領した結果として、関連する取引日の取引期限またはその前後に本サブ・ファンドが購入申込書を受領することにより、投資家が買い付ける受益証券が翌営業日まで第三者である販売会社の関係者により誠実に保有され、かかる第三者が当該受益証券を投資家の口座への転送のために販売会社に譲渡するという事態が発生する可能性がある。かかる事態となった場合、最終投資家は、受益証券の法的権原を有さず、第三者である販売会社の関係者および販売会社に係る支払不能リスクを負う。さらに、かかる意図された受益証券の転

送は、当該第三者である関係者が支払不能に陥った場合等において、阻害または遅延される可能性がある。

流動性

本サブ・ファンドのポートフォリオ証券の取引市場が限定され、無効となり、もしくはなくなった場合または呼び値のスプレッドが拡大した場合、本サブ・ファンドがリバランス行為またはその他の行為を行う場合の指数構成銘柄の売買価格および受益証券の価値は、悪影響を受ける。

受益証券保有者の権利の制限

本サブ・ファンドへの投資は、パッシブ投資とみなされるべきである。受益者は、本サブ・ファンドの日々の運営に参加する権利を有しない。そのため、受益者は、本サブ・ファンドの管理またはサービス提供者の任免を支配することはできない。

知的所有権に関するリスク

本サブ・ファンドは、ライセンス契約に依拠しているが、当該ライセンス契約はTOPIX指数のライセンサーにより終了される可能性がある。ライセンス契約の終了により、本サブ・ファンドの投資目的および投資方針に関連したTOPIX指数ならびに関連する商品名、商標およびサービスマークの使用は妨げられる可能性がある。

ライセンスの条件

ライセンス契約の元で、TOPIX指数のライセンサーは、とりわけ、ライセンサーへの事前の通知およびライセンサーの同意なしに、TOPIX指数の計算および公表の方法を変更し、TOPIX指数の計算および公表をとりやめ、または関連する商品名、商標およびサービスマークのTOPIX指数に関連する使用を変更もしくはとりやめる権利を留保している。かかる状況において、本サブ・ファンドは、英文目論見書の定めに従い停止または終了しなければならない可能性がある。

② 利益相反

一般開示事項

管理会社、受託会社、投資運用会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社、保管会社および各スワップ相手方当事者ならびにそれらの各持株会社、子会社および関連会社（以下それぞれを「利害関係者」という。）が行うまたは行うことのできる業務において、利益相反が生じることがある。

本トラストは、利害関係者との間で、または利害関係者を通じて取引を行うことがある。

利益相反が生じた場合、管理会社は、当該相反が公正かつ受益者の最善の利益に適うように解決されることを確保すべく努力する。

非独占的サービス

利害関係者は、自らが本トラストに提供するサービスが損なわれないことを条件として、類似するサービスを第三者に提供することができる。利害関係者は、同一または類似する投資対象が本トラストにより、もしくは本トラストの勘定で、またはその他本トラストに関連して保有される可能性があるか否かにかかわらず、投資対象を取得または処分することができる。さらに、利害関係者は、本トラストのために実行された自らが関与した取引により投資対象が本トラストのために取得または処分された場合であっても、当該投資対象を取得、保有または処分することができる。ただし、利害関係者による当該投資対象の取得または処分が独立当事者間取引として通常の商業的条件で実行され、また、本トラストが保有する当該投資対象が受益者の最善の利益に適うよう取得されることを条件とする。取引は、(a)独立した適格者であると受託会社が認めた（または受託会社が関与する取引の場合は、受託会社が満足する条件の）者から当該取引についての証明付評価が得ら

れた場合、(b)組織化された投資取引所において、当該取引所の規則に従い、最良の条件で当該取引が執行された場合、または(c)(a)および(b)が実務上不可能な場合には、独立当事者間取引として受益者の最善の利益に適うよう交渉された通常の商業的条件による執行原則に従っていると受託会社（または受託会社が関与する取引の場合は、管理会社）が満足する条件で当該取引が執行された場合には、独立当事者間取引として交渉された通常の商業的条件で実行されたものとみなされる。非上場証券を評価する適格者が利害関係者の場合、純資産価額に基づき本トラストが支払う報酬は、本トラストの投資対象の価値の上昇に応じて増額されることがある。

投資運用会社および／またはその関連会社は、本トラストも売買する可能性のある資産に直接もしくは間接的に投資し、またはかかる資産に投資する他の投資ファンドもしくは勘定の運用もしくはそれらに対する助言を行うことができる。投資運用会社およびその関連会社はいずれも、かかる者が認識した投資機会を本トラストに提供し、または当該取引もしくはかかる者が当該取引から得た利益に関して本トラストに説明する（またはかかる取引もしくは利益について本トラストと共有し、もしくは本トラストに通知する）義務を何ら負うものではない。

投資運用会社は、FCAから認可を取得した結果として、本トラストの勘定以外で自らが現在または将来保有し得る勘定にサービスを提供する際には、投資対象を各勘定に公平に配分する義務を負う。

J.P.モルガンー利益相反の管理

関連するJ.P.モルガン事業体は、利益相反を管理するためにそれぞれの規制上の義務を遵守し、また、かかる利益相反の取扱いに関する方針を策定する。このような体制の整備が、顧客の利益が損なわれるリスクの予防を合理的な確実性をもって確保するのに十分でない場合には、該当する企業は、当該顧客のために業務を行う前に、かかる相反について当該顧客に開示するものとする。投資者は、以下の事項に留意すべきである。

- (a) JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション、J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーおよび投資運用会社は、同一グループ会社の一員である。
- (b) JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションは、スワップ相手方当事者として行為する。また、JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションまたはその関連会社は、金融デリバティブ商品または資金調達投資に関する相手方当事者として行為することもある。
- (c) J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーは、様々な役割を担うことがあり、そのため、本件スワップ取引に関して潜在的な利益相反が生じることがある。J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーは、本件スワップ取引に関する計算代理人として行為するほか、J.P.モルガン自社の指数または戦略に関する指数計算代理人または戦略計算代理人としても行為する。

JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションおよびJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーまたは場合によりそれらの関連会社は、これらの者が明示的に同意した自らの関連する資格における義務および責任のみを負い、これらの者が行為するにあたっての各資格に関して明示的に定められる以外の他の義務もしくは責任または注意義務を負うものとはみなされない。

J.P.モルガン自社の指数または戦略

自社の指数または戦略は、裏付けとなる構成銘柄およびその保有割合を決定する一定の規則に従い運用される。よって、以下の記載に従うものとする。

- (a) 通常の業務過程において、J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーまたはその関連会社もしくは子会社は、自己勘定または顧客の勘定で、自社の指数もしくは戦略の構成銘柄または関連するデリバティブの取引を、当該自社の指数または戦略の組入比率の再調整が実

施される日またはその同日頃を含むがこれらに限られない日に行うことができる。かかる業務を行う際、J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーならびにその関連会社および子会社はいずれも、本サブ・ファンドの投資者の状況を考慮し、またはかかる投資者に有利な方法で行為する義務を負うものではない。かかる業務は、本件スワップ取引および本サブ・ファンドの価値に影響を及ぼす場合もあれば、及ぼさない場合もあるが、投資予定者は、利益相反が生じ得ることに留意すべきである。

- (b) 潜在的な利益相反は、自社の指数もしくは戦略または関連するデリバティブについて、当該自社の指数または戦略の組入比率の再調整が実施される日またはその同日頃を含むがこれらに限られない日におけるそれらの仕組みおよび運用、ならびにJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー、その関連会社もしくは子会社またはそれらの各受託者、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人の通常の業務過程における本件スワップ取引に存在することがある。

開示制限

J.P.モルガン・グループ会社の構成会社は、自己勘定または顧客の勘定で自社の指数もしくは戦略の構成銘柄のデリバティブまたは関連するデリバティブの取引を実行した結果として自らまたはその関係者が所有することとなった情報について、当該情報の通知による影響を受けるもの、または当該情報をサブ・ファンドに開示する義務を負うものとはみなされない。投資運用会社、相手方当事者およびそれらの関係者はいずれも、かかる取引によりまたはこれに関連して生じたまたは派生した収益または利益について、本トラストまたはサブ・ファンドに説明する義務を負うものではない。

スワップ相手方当事者

スワップ相手方当事者は、銀行業務、証券取引業務および仲介業務に従事し、ならびに投資銀行サービスおよび投資顧問サービスを提供する証券金融会社である。通常の業務過程において、スワップ相手方当事者および／もしくはその関連会社ならびに／またはそれらの各従業員、受託者、役員、代理人もしくは代表者は、本サブ・ファンドの投資先資産の持分もしくはポジションを有しているもしくは有していたことがある場合があり、またはかかる資産に関連するポジションもしくは契約の売買その他取引を行うことがある。かかる業務は、本サブ・ファンドの投資先資産の価値に影響を及ぼす場合もあれば、及ぼさない場合もあるが、投資予定者は、潜在的な利益相反が生じ得ることに留意すべきである。

最良執行、ソフト・コミッションおよび仲介手数料の払戻し

本トラストのためにサブ・ファンドの勘定で売買を行うブローカーを選定する際、投資運用会社は、本トラストについて最良執行の確保に同意したブローカーを選択する。この点について、最良執行とは、注文の執行および決済の価格、コスト、スピード等、注文の規模および性質、ならびに注文の執行に関連するその他の勘案事項を考慮した上で、本トラストにとって実現し得る最良の結果を得るためのあらゆる合理的な措置を講じることをいう。各サブ・ファンドの資産を運用するにあたり、投資運用会社は、ブローカーから一定のリサーチならびに統計その他に関する情報および支援を受けることがある。投資運用会社は、本トラストおよび／または投資運用会社が投資裁量権を行使するその他の勘定にかかるリサーチおよび支援を提供したことのあるブローカーに対し、仲介業務を割り当てる可能性がある。手数料の取決めにに基づき提供される利益は、本トラストに対する投資サービスの提供を支援するものでなければならない。投資運用会社は、かかる手数料の取決めについて本トラストに通知するものとし、当該取決めは、本トラストの定期報告書で開示されるものとする。

投資運用会社または副投資運用会社がサブ・ファンドのために行う証券の購入および／または売却に関してブローカーから仲介手数料の一部の払戻しを受けた場合、かかる払戻金は、（当該払戻

しの取決めにおいて、投資運用会社または副投資運用会社が直接負担し、その支払いが適切に証明され、本トラストとの間で合意された合理的な手数料および費用を控除した上で、）当該サブ・ファンドに払い込まなければならない。投資運用会社は、この点について、当該サブ・ファンドの資産から、投資運用会社が請求した手数料ならびに投資運用会社が直接負担し、その支払いが適切に証明された合理的なコストおよび費用の支払い／払戻しを受けることができる。これまでに、本トラストに関してかかる取決めが行われたことはない。

(2) リスクに対する管理体制

管理会社のシステムおよび統制は以下のとおり構成される。

- (a) 管理会社取締役会：取締役会は、四半期に一度（また、必要に応じて臨時に）会議を開催し、管理会社のリスク管理に責任を負う。
- (b) 管理会社ビジネス・コントロール・フォーラム（以下「BCF」という。）。BCFの構成員は以下のとおりである。

委員長	最高経営責任者
秘書役	内部コントロール部門
常時委員	リスク管理部門 ミドル・オフィス／オペレーション部門 コンプライアンス部門 ポートフォリオ運用およびストラクチャリング 監督および取引部門 マネジメント・オフィス

BCFは、月に一度会議を開催し、3名の定足数を必要とし、統制システムの実施の監視およびこれに対する問題について責任を負う。この統制システムは、

- ・ すべての適用ある規制上その他の投資制限に従って管理会社により運用されるファンドおよびサブ・ファンド内のリスクを特定および管理し、
- ・ 管理会社がグループおよび管理会社特有の方針および規則に従って統制および管理されることを確保する。

管理されるリスクの範囲には、取引相手方リスク、信用リスク、市場リスク、評価リスク、業務リスクが含まれ（ただし、これらに限られない。）、監視される統制には、金融上および第三者の監視が含まれる。

BCFは、管理会社の取締役会に情報および決定を上申し、適切な場合には、軽減および是正を勧告する。

- (c) BCFは、特定のリスクまたは問題の上申および管理点として行為するための活動範囲が定められた小委員会を招集する。

最初のかかる小委員会は、価格設定および評価委員会であり、未解決の許容範囲外の金融デリバティブ商品の（第三者の評価代理人または金融デリバティブ商品の取引相手方との）評価差額を検討する責任を負う。許容範囲外の差額は、解決のために管理会社のBCFにより価格設定および評価委員会に上申される。

- (d) 取締役会、小委員会およびBCFをサポートするJ.P.モルガンの共有の管理およびサポート部門には、法務部門、内部監査部門、コンプライアンス部門、リスク部門、ミドル・オフィスおよび運用部門、組織統制部門、技術部門、財務および事業管理部門ならびに人事部門が含まれる。

管理会社は、以下を有する。

- ・ BCFに報告を行う専門のリスク・マネージャー
- ・ J.P.モルガンEMEAのコンプライアンス・オフィサーであるスティーブン・サンダースに報告を行うコンプライアンス部門の人材。この専門の人材は、諮問コンプライアンス・チームに在籍し、管理会社に関連するコンプライアンス活動を主導する。さらに、個人勘定取引、AML、制裁、コンプライアンス調査、教育および登録、利害関係の開示、監督、内部ガバナンスならびに規制上の進展を含むさまざまな中央コンプライアンス部門チームのサポートを受ける。

BCFは、管理会社のシステムおよび統制目的の実施について責任を負い、最高経営責任者および取締役会の両者に対して報告を行う。これらの責任には、評価リスク、取引相手方リスク、市場リスク、流動性リスクおよび業務リスクを含むファンド内のリスクの管理が含まれる。

- (a) 反対評価：内部コントロール部門は、最低でも週に一度、UCITSのファンドについて管理事務代行会社または第三者から独自の評価を得ることを確保する。かかる評価と取引相手方の評価との差額がファンドの設立時に合意された許容範囲を超える場合、内部コントロール部門は、かかる差額の原因を調査し、評価の締切日までに解決されない場合、かかる差額を評価小委員会に上申し、当該小委員会は、純資産価額の計算のために独自の評価を用いるか、純資産価額の公表を遅らせるか、取引相手方の価格を基準として純資産価額を公表するか、または最高経営責任者および／もしくは取締役会にさらに上申するかを決定する。内部コントロール部門は、反対評価の管理情報を維持し、あらゆる差額を最高経営責任者および取締役会に報告し、評価小委員会によりなされる決定が適切に文書化および記録されることを確保する責任を負う。
- (b) 取引相手方の信用リスク：管理会社はリスク管理委員会の承認過程を通過し、ISDAおよびCSA契約を締結した者とのみ店頭取引を行う。内部コントロール部門は、担保の適格性および格付による限度額を決定するために取引相手方をカテゴリー別に分類する責任を負う。ミドル・オフィス部門は、担保を要求、計上および決済し、担保に関する紛争を内部コントロール部門に上申する日々の責任を負う。内部コントロール部門は、UCITSまたはファンド特有の制限内で取引相手方の信用リスクを監視し、制限違反を最高経営責任者および取締役会に上申する。内部コントロール部門は、承認された取引相手方および信用リスクに関して最高経営責任者および取締役会に対して管理情報を提供する。店頭取引の相手方として承認された者のリストは定期的に見直され、必要に応じて更新される。
- (c) グローバル・リスク／レバレッジ：レバレッジは、コミットメント・アプローチまたはバリュエーション・アット・リスク・アプローチを用いて測定することができる。
- (d) 市場リスク：大半のファンドは、パッシブ運用であるため、募集文書に明記される市場リスクにファンドをさらすことを意図している。
- (e) 流動性リスク：内部コントロール部門は、専門の流動性の枠組みを監視し、流動性の限度額違反を最高経営責任者および取締役会に上申する責任を負う。

（３）リスクに関する参考情報

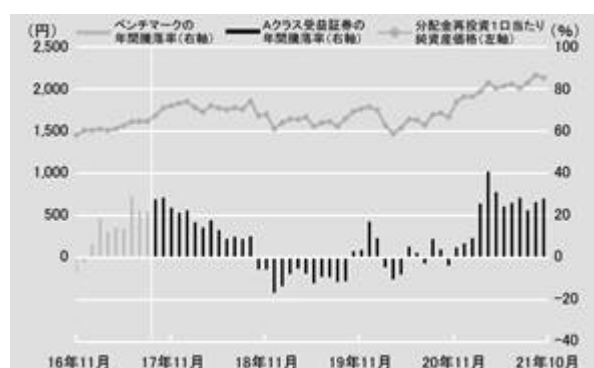
本サブ・ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価額の推移

本サブ・ファンドと代表的な
資産クラスとの年間騰落率の比較

2016年11月～2021年10月の5年間における本サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価額（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。なお、本サブ・ファンドは2016年9月20日に運用を開始し、Bクラス受益証券は2017年10月27日に設定された。

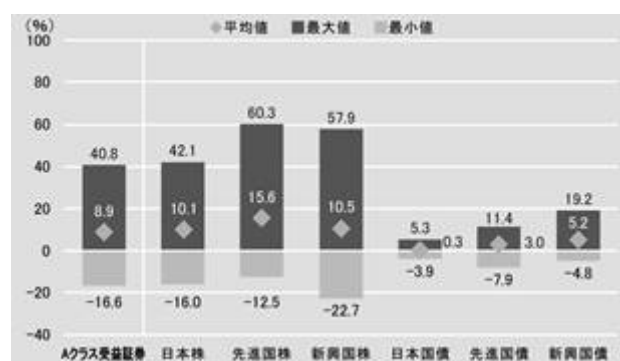
< Aクラス受益証券 >

(2016年11月～2021年10月)



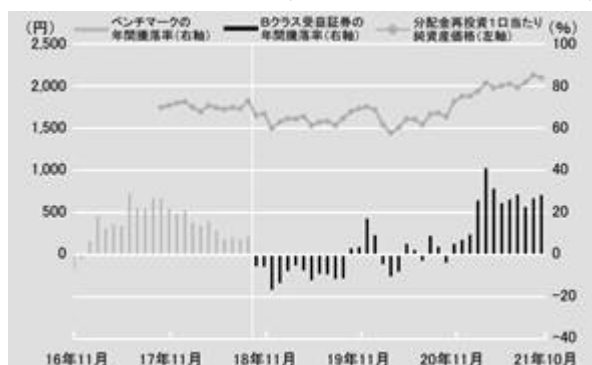
左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、本サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものである。このグラフは、本サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。

(2016年10月～2021年10月)

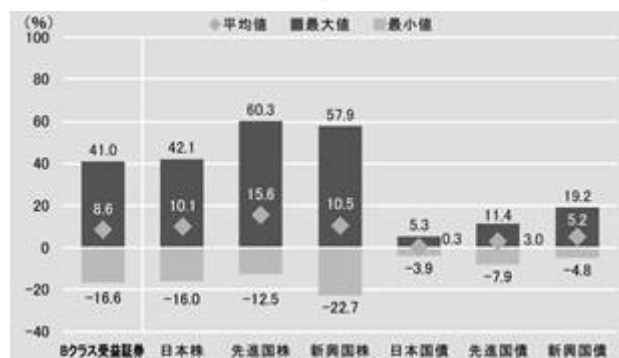


< Bクラス受益証券 >

(2016年10月～2021年10月)



(2016年10月～2021年10月)



出所：代行協会員、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

※各資産クラスは、本サブ・ファンドの投資対象を表しているものではない。

※本サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。上記の5年間に於いて、本サブ・ファンドの年間騰落率が算出できない期間（Aクラス受益証券については2016年11月から2017年8月まで、Bクラス受益証券については2016年11月から2018年9月まで）については、ベンチマーク（配当なし）の年間騰落率で代替して表示している。

※代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。

※本サブ・ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。

※本サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時に本サブ・ファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある。

各資産クラスの指数

日本株……………TOPIX（配当込み）

先進国株……………FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株……………S&P新興国総合指数

日本国債……………ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債……………FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債……………FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「**㈱東京証券取引所**」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、**㈱東京証券取引所**が有している。なお、本サブ・ファンドは、**㈱東京証券取引所**により提供、保証または販売されるものではなく、**㈱東京証券取引所**は、本サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有さない。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 海外における申込手数料
申込手数料は課されない。
- ② 日本国内における申込手数料
申込手数料は課されない。

（２）【買戻し手数料】

- ① 海外における買戻し手数料
買戻し手数料は課されない。
- ② 日本国内における買戻し手数料
買戻し手数料は課されない。

（３）【管理報酬等】

本サブ・ファンドの運用管理費用として、本サブ・ファンドの純資産総額に対して最大年率0.23%および年額2,500米ドルが課される（本サブ・ファンドの純資産総額の水準等により、当該年率および年額と異なる場合がある。）。その他に、後記「（４）その他の手数料等」に記載する費用が課される。

（i）管理報酬

以下において①、②および③として記載される各管理報酬の合計額が、本サブ・ファンドの資産から管理会社に支払われる。管理会社は、当該管理報酬から、投資運用会社、販売会社の報酬（管理会社がその絶対的な裁量に従い、以下の通り配分する。）を支払う。各管理報酬は、各評価日毎に計算され、日々発生し、各四半期毎に日本円で後払いされるものとする。

① 管理会社報酬

管理会社は、本サブ・ファンドの資産から、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.02%の管理会社報酬を受領する権利を有する。

管理会社報酬は、本サブ・ファンドに対する管理業務の対価として管理会社に支払われる。

② 投資運用会社報酬

投資運用会社は、本サブ・ファンドの資産から、（i）本サブ・ファンドの純資産総額の合計の250億円以下の部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.07%の報酬、（ii）本サブ・ファンドの純資産総額の合計の250億円を超え、かつ500億円以下の部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.06%の報酬、および（iii）本サブ・ファンドの純資産総額の合計の500億円を超える部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。ただし、投資運用会社は、1年当たり最低10,000,000円の報酬を受領する権利を有する。

投資運用会社報酬は、本サブ・ファンドに対する投資運用業務の対価として投資運用会社に支払われる。

③ 販売会社報酬

販売会社兼売出人兼代行協会員は、本サブ・ファンドの資産から、販売会社兼売出人としての受益証券の募集、買戻しの取扱い業務および売出しにつき、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.04%、代行協会員としての本サブ・ファンドの目論見書の配布、純資産価額の公表および運用報告書等の日本における提供等につき、本サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の、年率合計0.05%の報酬を受領する権利を有する。

販売会社報酬は日々発生し、各四半期毎に計算され支払われる。

販売会社報酬は、受益証券の募集、買戻し等の取扱い業務および売出しならびに本サブ・ファンドに対する代行協会員業務の対価として販売会社兼売出人兼代行協会員に支払われる。

(ii) 受託会社報酬

受託会社は、本サブ・ファンドの資産から、各四半期毎に後払いされる年額2,500米ドルの受託報酬を、追加的に費やした時間に対する報酬、立替金、立替費用および設立費用を加算して受領する権利を有する。

受託会社報酬は、本サブ・ファンドに対する受託業務の対価として受託会社に支払われる。

(iii) 管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、本サブ・ファンドの資産から、(i) 本サブ・ファンドの純資産総額の合計の100億円以下の部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.07%の報酬、(ii) 本サブ・ファンドの純資産総額の合計の100億円を超え、かつ250億円以下の部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.06%の報酬、(iii) 本サブ・ファンドの純資産総額の合計の250億円を超え、かつ500億円以下の部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.05%の報酬、および(iv) 本サブ・ファンドの純資産総額の合計の500億円を超える部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。ただし、投資運用会社は、1月当たり最低720,000円の報酬を受領する権利を有する。

管理事務代行報酬は、各評価日毎に計算され、日々発生する。管理事務代行報酬は、各四半期毎に日本円で後払いされるものとする。

管理事務代行会社は、立替金および立替費用について本サブ・ファンドから払戻しを受ける。

管理事務代行会社報酬は、本サブ・ファンドに対する管理事務代行業務ならびに登録事務および名義書換業務の対価として管理事務代行会社に支払われる。

(iv) 保管会社報酬

保管会社は、本サブ・ファンドの資産から、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。ただし、保管会社は、1月当たり最低120,000円の報酬を受領する権利を有する。

保管報酬は、各評価日毎に計算され、日々発生する。保管報酬は、各四半期毎に日本円で後払いされるものとする。

保管会社は、立替金および立替費用について本サブ・ファンドから払戻しを受ける。

保管会社報酬は、本サブ・ファンドに対する保管業務の対価として保管会社に支払われる。

(v) ライセンス料

ライセンスされた指数の参照に係る報酬は、本サブ・ファンドが負担し、指数のライセンサーに支払われる。

ライセンス料は、(i) 本サブ・ファンドの純資産総額の合計の100億円未満の部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.01%、(ii) 本サブ・ファンドの純資産総額の合計の100億円以上、かつ500億円未満の部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.005%、(iii) 本サブ・ファンドの純資産総額の合計の500億円以上、かつ1000億円未満の部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.003%、(iv) 本サブ・ファンドの純資産総額の合計の1000億円以上、かつ3000億円未満の部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.002%、(v) 本サブ・ファンドの純資産総額の合計の3000億円以上、かつ5000億円未満の部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.001%、および(vi) 本サブ・ファンドの純資産総額の合計の5000億円以上の部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.0005%となる見込みである。ただし、ライセンサーは、年間最低100,000円の報酬を受領する権利を有する。

ライセンス料は、各評価日毎に計算され、日々発生し、日本円で支払われる。

ライセンス料は、TOPIX指数のライセンスの対価としてライセンサーに支払われる。

（４）【その他の手数料等】

上記の他、本トラストは、以下を各サブ・ファンドの資産から支払うことができる。

- ・ 純資産価額の計算および公表に関する報酬
- ・ すべての税金および付加価値税
- ・ 受益者集会に関して発生する会社秘書役事務の報酬および費用
- ・ マーケティングおよび販売の費用
- ・ 監査人、税務顧問および法務顧問の報酬および費用
- ・ 独立評価機関の報酬
- ・ 各サブ・ファンドの（当初）承認およびその維持に係る手数料および費用、ならびにケイマン諸島金融庁に支払う毎年の賦課金
- ・ 他の法域における受益証券の証券取引所への上場および販売のための受益証券の登録に関連する手数料

前記「（３）管理報酬等」記載の報酬を含む当該報酬、賦課金および手数料は、それらの発生に係るサブ・ファンドに請求される。監査報酬等の定期的または反復的な性質の報酬または費用については、受託会社が、あらかじめ１年またはその他の期間の見積額で当該報酬および費用を計算し、任意の期間にわたり同じ割合でこれらを計上することができる。

サブ・ファンドは、本トラストおよびサブ・ファンドの設立にかかる全般的な報酬および費用（以下「当初費用」という。）を管理会社がその絶対的な裁量により決定する方法で負担する。受託会社および関連するサブ・ファンドの受益者の書面による同意を受領次第、管理会社は、(a) 本トラストおよび２以上のサブ・ファンドの設定に関連して、または (b) 本トラストおよび２以上のサブ・ファンドの設定後に負担した当初費用の合計額を当該サブ・ファンド間で割り当てる際の基準を決定する絶対的な裁量権を有するものとする。かかる場合、当初費用の合計額は、通常、(i) 償却期間中の関連するサブ・ファンドそれぞれの純資産額に比例してサブ・ファンドに割り当てられ、または (ii) 管理会社がその絶対的な裁量により（全部または一部を）引き受ける。

本トラストおよびサブ・ファンドの継続的な管理および運営に関連して管理会社または受託会社が負担する報酬および費用が、特定のサブ・ファンドから払い戻されない限りにおいて、管理会社は、サブ・ファンド間で費用を割り当てる際の基準を決定する絶対的な裁量権を有するものとする。ただし、管理会社は、その絶対的な裁量により、本トラストおよびサブ・ファンドに関連して、管理会社自身の年間報酬から当該報酬または費用を支払うことを選択できるものとする。

また取引費用も本サブ・ファンドの資産から支払われる。取引費用は、商品取引時の買い／売りのスプレッドのような（ただし、これに限られない。）本サブ・ファンドの投資方針の実施に要する費用を含む。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、本サブ・ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

(A)日本

2021年12月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (１) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (２) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるため原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。
- 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。)

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。
- III 2021年12月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。
- IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。
- ※ 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、2014年1月1日以降の非課税制度である。NISAを利用する場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる。利用できるのは、満20歳以上のもので、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当するものが対象となる。なお、未成年者向けの少額投資非課税制度（ジュニアNISA：新規投資額で年間80万円を上限）が2016年4月1日に開始している。ただし、NISAで取り扱っている商品は販売会社によって異なる。詳しくは、販売会社にご照会されたい。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、直接課税は存在せず、本トラストについて受託会社に支払われる利子、配当および利益は、ケイマン諸島のあらゆる課税を受けずに受領される。各サブ・ファンドは信託法（その後の改正を含む。）に従い「免税信託」として登録される。受託会社は、ケイマン諸島政府に対し、本サブ・ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、本サブ・ファンドに保有される資産もしくは本サブ・ファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得している。

(C) 自動情報交換（以下「AEOI」という。）：米国外国口座税務コンプライアンス法および米国以外の類似の制度

追加雇用対策法の米国外国口座税務コンプライアンス法は、外国に口座を有する租税米国人による米国の脱税に対する対策を強化することを目的として施行された。FATCAに従い、米国外の金融機関（以下「外国金融機関」という。）、例えば銀行、運用会社、投資ファンド等は、租税米国人の特定の収入について特定の報告義務を負うか、または(i) 特定の米国を源泉とする収入（とりわけ配当および利子を含む。）、(ii) 配当および利子を生じさせる米国資産の売却または処分による利益の総額、(iii) FATCAを遵守していない特定の外国金融機関および参加外国金融機関により保持される利子に関して特定情報を提供しない投資家（FATCAの適用を免除されている場合を除く。）への

外国パススルー支払いについて30%の源泉徴収を行わなければならない。上記の場合を除き、FATCAを遵守しない外国金融機関は、米国を源泉とする支払いに30%の源泉徴収税を課される。

2013年11月29日、ケイマン諸島政府は、FATCAの適用に関し、米国との間で、非互惠的政府間協定ひな型1B（以下「IGA」といい、米国との間のIGAを「米国IGA」という。）を締結した。米国IGAは、FATCAの下での税務情報の自動交換を目的とする。ケイマン諸島政府および米国政府は、税務情報が自動的に交換される法的な仕組みの概要を定める税務情報交換協定も締結した。

2014年7月4日、ケイマン諸島政府は、税務情報局法（改訂済）（以下「TIA法」という。）に伴うものとして、税務情報局（国際税務コンプライアンス）（米国）規則（改訂済）（以下「米国FATCA規則」という。）を公布した。米国FATCA規則は、米国IGAの規定を導入するものである。米国FATCA規則は、特定の直接および間接の米国投資家であり米国市民である者について身元の特定および報告について規定し、本トラストおよびその投資家に影響がある。

本トラストまたはサブ・ファンドに係る投資家は、本トラストがFATCAの目的において投資家を適正に区分するために、本トラストに対し、身元を特定する情報を提供しなければならず、投資家がかかる情報を請求に応じて提供しない場合、当該投資家の口座は「米国報告口座」として分類され、当該投資家（および本トラストおよび／またはサブ・ファンドにおけるその保有）に係る情報がケイマン諸島税務情報局またはその下部組織（以下「TIA」という。）へと伝達され、さらにTIAにより米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）へと提供される可能性があることに留意すべきである。さらに、各投資家は、本トラストに提供された本トラストおよび／またはサブ・ファンドにかかる権利の直接または間接の所有権を特定する情報は、TIAおよび／またはIRSに報告される可能性があることにも留意すべきである。

本トラストは、FATCA上、報告ひな型1外国金融機関の資格で登録されている。本トラストに投資すること（または投資を継続すること）により、投資家は、以下に同意したものとみなされる。

- (i) 本トラストは、FATCAを遵守する目的で、IRSに登録されており、報告ひな型1外国金融機関にあたる。
- (ii) 適用ある税務規定を遵守するため、本トラストのFATCA上の資格により、投資家は、FATCAの下での現在の資格に係る追加の身元特定情報を提供する必要がある。

2014年10月29日、ケイマン諸島政府は、経済協力開発機構が発行した共通報告基準（以下「CRS」という。）の導入に取り組むことを明らかにするため、他の50の法域と共に、所轄官庁多国間合意を締結した。現地規制は、新設および既存の口座についてデュー・ディリジェンスを要求するものであり、かかる口座の報告を2017年中に開始することを見込んで2015年10月16日および2016年12月19日に制定された。CRSは、他の調印法域の税務居住者である投資家について米国IGAと類似の報告その他義務を課すものであり、100超の国がCRSを採用することに合意している。ファンドは、TIAが世界中の税務当局に広めている口座情報とともに、毎年TIAに報告を行うことを要求される。ケイマン諸島政府は、将来、他の国との追加の協定を締結する可能性があり、また、他の国がCRSを採用する可能性があることにより、本トラストの報告義務をさらに増大させる可能性がある。

投資家は、本トラスト、委任を受けた機関、管理会社、登録事務代行会社または販売会社に対し、AEOI資格を自ら証明すべきであり、その際には米国FATCA規則またはその他TIA法に従って随時制定される規則に規定され、定期的に更新される形式（例えばIRS W8、W9または同等の記入フォーム）に従い、かつ／または、投資家が外国金融機関である場合には、本トラスト、委任を受けた機関、管理会社、登録事務代行会社または販売会社に対し、GIIN番号を提供すべきである。投資家は、自らのAEOI資格に係る状況に変更があった場合には、直ちに本トラスト、委任を受けた機関、管理会社、登録事務代行会社または販売会社に対し、書面で通知する。

- (iii) 管理会社および／または本トラスト（または本トラストもしくは管理会社によりAEOI義務の履行の代行を委託された機関）は、その報告義務の一環として、投資家から（または投資家に関して）取得した特定の秘密情報（投資家の名称、住所、納税者番号（ある場合）

および本トラストへの投資家の投資、自己証明、GIIN番号または他の記録に係る特定の情報を含むが、これに限られない）を開示しなければならないことがあり、FATCA、関連するIGAまたは他の適用ある法令に従うため必要がある場合には上記の情報をTIAまたは他の権限ある当局との間で自動的に交換しなければならないことがある。投資家は、本トラストは適用あるIGAに規定された集合体規則を尊重することを周知されている。

- (iv) AEOI資格を請求に従って適正に文書化しなかった、または、法定の期間内にかかるAEOI資格を開示することを拒否した投資家は、米国との関連がある場合には「米国報告口座」として、または金融受益者に該当する投資家については非参加外国金融機関として分類される可能性があり、管理会社および／または本トラスト（または本トラストもしくは管理会社によりAEOI義務の履行の代行を委託された機関）による上記の税務または政府機関への報告の対象となる可能性がある。
- (v) 2017年1月1日より適用することのできる「外国パススルー支払い」メカニズムにより将来生じうる問題およびかかる支払いに対する源泉課税を避けるため、本トラスト、管理会社またはその委任を受けた機関は、特に本トラストの投資家の一般的な利益を保護するために適法かつ正当であると考えられる場合はいつでも、英文目論見書の日付以降非参加外国金融機関へ受益証券を売却すること、または非参加外国金融機関が第三者のために受益証券を保有することを禁止する権利を留保する。

英国およびケイマン諸島に加えて多くの政府が、自動情報交換協定の締結を検討し、または締結した可能性がある。当該協定により、関連政府間で税務情報交換協定が締結されている場合に、適用ある現地法に基づき投資家の情報を収集する関連税務当局は、他国に居住する投資家に関する情報を当該居住国の税務当局と共有することができる。かかる協定に基づく情報報告の範囲および適用は、政府の監督対象であり、規則は変更される可能性がある。投資家は、各人の固有の状況における政府間の情報交換の適用につき、自らの税務アドバイザーに相談すべきである。

上記は関連する税務上の規則および考慮事項の完全な分析を意図するものではなく、受益証券の購入または保有に伴う潜在的な税務上のリスクのすべての列挙または税務上の助言も意図しない。各投資家は、適用ある管轄権における法の下での受益証券の購入、所有、売却および償還に係り課税される可能性のある税およびその他の影響について、本トラストおよびサブ・ファンドへの投資に関するFATCAならびにその他報告および源泉徴収制度の適用性を含めて、専門のアドバイザーに相談すべきである。

申込みにより、各受益者は、当該受益者が請求された情報を本トラストまたはサブ・ファンドに対し提供しなかったことによって生じた、本トラストまたはサブ・ファンドが支払う源泉徴収税ならびに本トラストまたはサブ・ファンド、受託者、管理会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社もしくは他の投資家、または前記の者の代理人、受任者、従業員、取締役、役員もしくは関連会社が負担する関連費用、利子、罰金その他損失および債務が、当該受益者（以下「債務不履行受益者」という。）に経済的に負担されることを確保するため、当該受益者の所有に関連して管理会社が必要と判断する行為を適用ある法律に従い行うことに同意する。管理会社が決定できる行為は、以下を含むがこれに限られない。

- (a) 「減額」の結果他の受益者がその受益証券の価値の減少を受けないことを確保するため、債務不履行受益者の受益証券を償還または買い戻すこと
- (b) 「減額」による経済的負担を債務不履行受益者に有効に移転するため、強制的な買戻しおよび受益証券の発行により、債務不履行受益者の受益証券を他のクラスまたはシリーズに転換し、かかる債務不履行受益者の受益証券の純資産価額を調整すること
- (c) 管理会社が（直接または間接に）債務不履行受益者に関連すると判断する「減額」による経済的負担を当該受益者に移転するため、管理会社が必要または適切とみなす方法により、債務不履行受益者の保有する受益証券の純資産価額を調整すること

- (d) 管理会社が（直接または間接に）債務不履行受益者に関連すると判断する「減額」について
受託会社および管理会社ならびにその代理人を免責するために必要な金額を、債務不履行受益者に支払われる償還金または買戻代金から差し引くこと。

上記において、「減額」とは、管理会社が、その絶対的な裁量に基づき、受託会社、管理会社、管理事務代行会社もしくは登録事務代行会社またはその代理人が報告義務その他義務を遵守するためおよび／または関連する法律の下で源泉徴収税を避けるために必要と判断して請求した書類、証明その他情報を関連する受益者が正確かつ適時に提供しなかったことにより、本トラストまたはサブ・ファンドが直接または間接に負担したと判断する源泉徴収税、利子および罰金の額をいう。

5【運用状況】

本サブ・ファンドは2016年9月20日に運用を開始し、その運用状況は以下のとおりである。なお、Bクラス受益証券は2017年10月27日に設定された。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2021年10月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
先物取引	日本	1,568,000	0.28
小計		1,568,000	0.28
現金・その他の資産（負債控除後）		566,213,881	99.72
合計（純資産総額）		567,781,881	100.00

(注1) 投資比率とは、本サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) 先物取引については、対象証券の評価損益で評価されている。以下同じ。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項なし（2021年10月末日現在）。

②【投資不動産物件】

該当事項なし（2021年10月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

<先物取引>

(2021年10月末日現在)

順位	銘柄名	発行地	種類	償還期限	数量	取引通貨 の種類	契約額（円）	評価損益 （円）	投資比率 （%）
1	TOPIX INDX FUTR DEC21	日本	先物	2021年12月9日	28	日本円	560,308,000	1,568,000	0.28

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2021年10月末日および同日前1年以内における各月末および下記会計年度末の各クラスの純資産の推移は、以下のとおりである。

(i) Aクラス受益証券

	純資産価額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度末 (2017年6月末日)	27,877,604,601	1,611.14
第二会計年度末 (2018年6月末日)	18,421,106,662	1,733.83
第三会計年度末 (2019年6月末日)	10,837,076,589	1,553.81

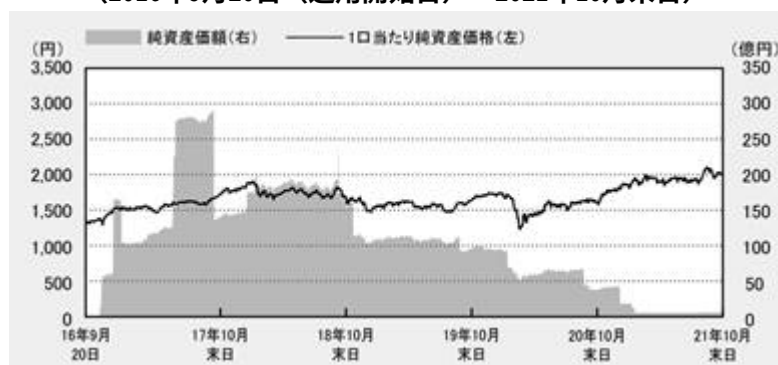
第四会計年度末 (2020年6月末日)	6,408,489,245	1,563.05
第五会計年度末 (2021年6月末日)	529,004,046	1,937.94
2020年11月末日	4,109,202,357	1,753.84
12月末日	4,243,980,960	1,811.37
2021年1月末日	1,781,822,035	1,812.69
2月末日	506,033,601	1,853.79
3月末日	532,225,429	1,949.74
4月末日	516,831,120	1,893.35
5月末日	523,217,639	1,916.74
6月末日	529,004,046	1,937.94
7月末日	517,262,500	1,894.93
8月末日	533,144,079	1,953.11
9月末日	556,147,687	2,037.38
10月末日	547,955,913	2,007.37

(注) 本表における純資産価額および1口当たり純資産価格は、各月の最終営業日時点の公式値であり、本サブ・ファンドの財務書類の数値と一致しないことがある。以下同じ。

<参考情報>

純資産価額および1口当たり純資産価格の推移

(2016年9月20日（運用開始日）～2021年10月末日)



(ii) Bクラス受益証券

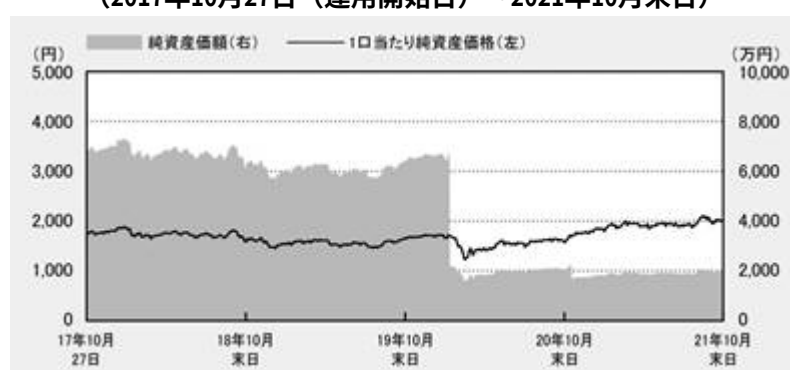
	純資産価額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第二会計年度末 (2018年6月末日)	66,608,119	1,712.69
第三会計年度末 (2019年6月末日)	59,663,174	1,534.11
第四会計年度末 (2020年6月末日)	19,882,238	1,542.33
第五会計年度末 (2021年6月末日)	19,140,257	1,935.12
2020年11月末日	17,187,792	1,737.72
12月末日	17,751,534	1,794.72
2021年1月末日	17,764,615	1,796.04

2月末日	18,309,148	1,851.09
3月末日	19,256,812	1,946.90
4月末日	18,699,820	1,890.59
5月末日	18,930,895	1,913.95
6月末日	19,140,257	1,935.12
7月末日	18,715,429	1,892.17
8月末日	19,290,051	1,950.26
9月末日	20,122,360	2,034.41
10月末日	19,825,968	2,004.45

＜参考情報＞

純資産価額および1口当たり純資産価格の推移

（2017年10月27日（運用開始日）～2021年10月末日）



②【分配の推移】

2021年10月末日日前1年間および下記会計年度中に支払われた各クラスの1口当たりの分配金は、以下のとおりである。

（i）Aクラス受益証券

	1口当たりの分配金（円）
第一会計年度	0.4142
第二会計年度	20.8294
第三会計年度	26.5229
第四会計年度	25.8663
第五会計年度	26.5615
2021年2月	14.1261
8月	0

（ii）Bクラス受益証券

	1口当たりの分配金（円）
第二会計年度	12.5257
第三会計年度	26.2821
第四会計年度	25.5562
第五会計年度	8.7725

2020年11月	8.7725
2021年5月	0

③【収益率の推移】

(i) Aクラス受益証券

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	23.97%
第二会計年度	8.91%
第三会計年度	-8.85%
第四会計年度	2.26%
第五会計年度	25.68%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

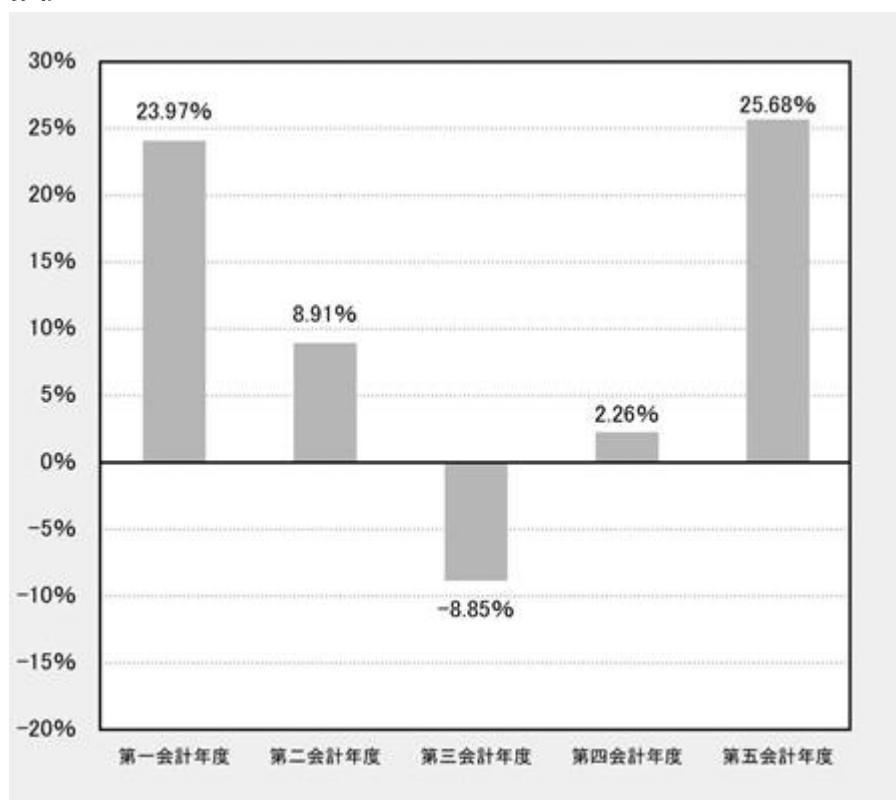
a = 当該会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

ただし、第一会計年度については、1口当たり当初発行価格（2016年9月16日付、1,300円）

<参考情報>

収益率の推移



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

ただし、第一会計年度については、1口当たり当初発行価格（2016年9月16日付、1,300円）

(ii) Bクラス受益証券

会計年度	収益率（注）
------	--------

第二会計年度	-1.42%
第三会計年度	-8.89%
第四会計年度	2.20%
第五会計年度	26.04%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

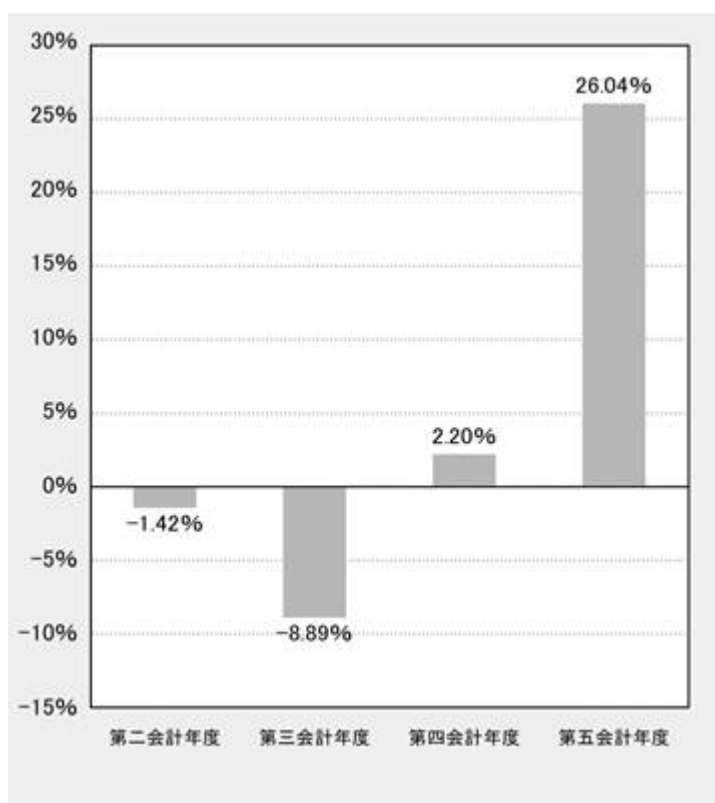
a = 当該会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

ただし、第一会計年度については、1口当たり当初発行価格（2016年9月16日付、1,300円）

<参考情報>

収益率の推移



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

ただし、第二会計年度については、1口当たり当初発行価格（2017年10月27日付、1,750円）

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりである。

(i) Aクラス受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	21,303,000 (21,303,000)	4,000,000 (4,000,000)	17,303,000 (17,303,000)
第二会計年度	2,560,000 (2,560,000)	9,238,500 (9,238,500)	10,624,500 (10,624,500)
第三会計年度	2,750,000 (2,750,000)	6,400,000 (6,400,000)	6,974,500 (6,974,500)
第四会計年度	0 (0)	2,874,500 (2,874,500)	4,100,000 (4,100,000)
第五会計年度	2,972 (2,972)	3,830,000 (3,830,000)	272,972 (272,972)

(注1) () 内の数字は日本国内における販売、買戻しおよび発行済みの口数を示す。以下同じ。

(注2) 第一会計年度の販売口数は、当初募集期間中の販売口数を含む。

(ii) Bクラス受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第二会計年度	38,891 (38,891)	0 (0)	38,891 (38,891)
第三会計年度	0 (0)	0 (0)	38,891 (38,891)
第四会計年度	0 (0)	26,000 (26,000)	12,891 (12,891)
第五会計年度	0 (0)	3,000 (3,000)	9,891 (9,891)

(注) 第二会計年度の販売口数は、Bクラス受益証券の募集期間中の販売口数を含む。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

① 受益証券の申込み

信託証書に基づき、管理会社は、受益証券の発行を行い、新たなクラスを設定する権限を付与されており、受益証券の申込みの全部または一部を受理し、または拒否する絶対的な裁量権を有する。申込金は、現金または下記「② 申込手続 受益証券の支払」に記載される方法により送金することができる。申込みが拒否された場合、登録事務代行会社は、適用法により認められる場合は、申込金またはその残額を現金または上記の申込金の送金方法と同様の方法で返金し（十分なマネーロンダリング要件の遵守を条件とする。）、前者の場合は、申込者の費用およびリスク負担で支払元の口座に電信送金により返金する。疑義を避けるために付言すると、申込者への返金前の当該金額に対して一切の利息は支払われない。

管理会社はその裁量により、クラスの当初発行日前に、当該受益証券の当初募集の中止を決定することができる。かかる場合、申込みの申請を行った申込者は正式に通知を受け、すでに支払われた申込金は前段落に定める方法で返金される。

受益証券は小数第4位（四捨五入）までの端数で発行することができる。受益証券の小数第4位未満の端数を表章する申込金は、申込者に返金されずに関連するサブ・ファンドの資産の一部として保持され、結果的に、関連するサブ・ファンドにおいて各受益者が保有する受益証券の純資産価額に基づき比例按分して当該サブ・ファンドの受益者に提供される。

申込書には、受益証券の申込手続に関する一定の条件、ならびに一定の申込者による受益証券の取得または保有により、本トラスト、受託会社、関連するサブ・ファンド、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社およびその他の受益者が被った損失に関する、これらの者に対する一定の補償が記載されている。

申込手数料は課されない。

② 申込手続

当初募集期間中は、受益証券は当初発行価格で投資家に対して募集が行われる。当初発行価格は、各受益証券の当初募集期間における申込みのための募集価格であり、受益証券1口当たりクロージング日の1営業日前におけるTOPIX指数の終値の上下100円の範囲内で管理会社が決定した価格である。管理会社は、その絶対的な裁量により、関連するサブ・ファンドのクロージング日までいつでも、受益証券の募集の停止を決定することができる。かかる場合、受益証券の配分の基準は、管理会社の単独の裁量によるものとし、管理会社はいかなる申込みについてもその全部または一部を拒否する権利を留保する。管理会社は、申込みの全部または一部を拒否する場合、申込者のリスク負担により、かつマネーロンダリング防止要件の十分な遵守を条件に、申込金（利息なしで）またはその残額を当該拒否から7営業日以内に電信送金により申込者の費用負担で返金する。当初募集期間中は、申込金は、クロージング日までに引出可能な資金またはその他の方法で受領されるよう、申込書に記載された口座にまたはその他の口座に支払われなければならない。

クロージング日後は、受益証券は、関連する評価時点における各資産の価額に基づき、かつ関連する評価日に実務上可能な限り速やかに公表される1口当たり純資産価格から、適用される賦課金および手数料（管理会社により徴収されないことがある。）を差し引いた額で申し込むことができる。

記入・署名済みの申込書は、マネーロンダリング防止確認に関する補完書類とともに、原本を郵送または交付しなければならない。ファックスまたは電子的に送信した場合は、その後可能な限り速やかに、関連する申込日の取引期限の2営業日前までに原本が受領されるように、後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要（1）受益証券の名義書換」および申込書に記載する登録事務代行会社の住所宛に原本が送付されなければならない。申込日は、各評価日および／または管理会社が受益者に事前に通知の上随時決定するその他の日とする。上記にかかわらず、受益証券の当初申込みは、口座開設前に記入・署名済みの申込書および関連するマネーロンダリング防止に関する補完書類の原本

を交付し、またはファックスで送信することによってのみ行うことができ、ファックスで当該申込みを行った場合は、その後可能な限り速やかに原本を送付しなければならない。下記に記載する関連する取引期限前に登録事務代行会社が受領しなかった申込書は、翌申込日まで持ち越される。関連する取引期限までに登録事務代行会社が申込書を受領した場合でも、未記入または誤記入がある場合には、適切に記入した申込書を登録事務代行会社が受領するまで持ち越される。

受益者の登録情報または支払指図の変更に関する通知も、原本が受領されなければならない。いかなる状況においても、申込書の複写は受理されない。

投資家は、いったん申込書に記入し、提出すると、追加購入および／または買戻しの注文を行うために利用可能なファックスまたは電子取引（例えばSWIFT）の設備（その詳細は申込書に記載される。）を利用することができる。追加購入注文および追加買戻注文は、投資家の当初の申込み申請に従い投資家が提供した支払口座情報と同一のものまたはその他を使用する場合、関連する取引期限までにファックスまたは電子的方法のいずれかにより、登録事務代行会社が受理することができる。ただし、関連する受益者が当該設備を選択した場合に限る。ファックスおよび電子的方法による注文は、投資家が当初申込みのために署名した申込書に記載されているファックスおよび電子的方法による補償に基づいてのみ行われる。受益証券の申込みの決済およびその他の申込事項に関する詳細は、受益証券の申込みに応用される条件および申込手続の全詳細とともに申込書に記載されている。

販売会社は、当該販売会社から登録事務代行会社への申込書の送付を滞りなく行うために、上記の期限よりも早い申込みの受領期限を設定することがある。ただし、関連する申込みが上記および申込書に記載する規定に従って受領されない限り、登録事務代行会社は申込日に一切の申込みを処理しない。申込者はまた、販売会社が営業を行わない日には、当該販売会社を通じて受益証券を購入できない場合があることに留意する必要がある。

受益証券の支払

発行価格は、適用ある取引日の評価時点現在の1口当たり純資産価格に相当する。

発行価格は以下のいずれかの方法により充足される。

- (a) 原則として、銀行手数料を控除後に、電信送金により現金で充足する方法（以下「現金申込み」という。）による。
- (b) 現金申込みがやむを得ない状況により行えない場合には、販売会社による本サブ・ファンドへの該当するバスケット（またはその一部）の譲渡および現金部分（ある場合）の支払い（以下「現物申込み」という。）による。

「バスケット」とは、投資運用会社の決定に基づき、TOPIX指数をベンチマークとすることを目指す指数構成銘柄のポートフォリオをいう。ただし、投資運用会社が別途許可しない限り、かかるポートフォリオを構成する指数構成銘柄の個数は整数であり、端数は含まないものとする。

「現金部分」とは、現物申込みにおいては、当該申し込みに係るすべての受益証券の発行価格から、譲渡の対象となる対応するバスケット（またはその一部）のバスケット価額を引いた金額をいう。

「バスケット価額」とは、バスケット（バスケット1個分に満たない価額の申込みまたは買戻しの場合はその一部）において、当該バスケット（該当する場合はその一部）を構成する指数構成銘柄の、関連する取引日におけるTOPIX指数のライセンサーの発表する終値の総額をいう。

受益証券の発行に関する申込金の送金は、取引期限までに、現金支払に関しては関連するクラスの表示通貨による決済資金で、電信送金により行われなければならない。登録事務代行会社は、その裁量により、その他の通貨による支払を受けることができるが、当該支払は、登録事務代行会社が取引可能なその時点の実勢為替相場に関連するクラスの表示通貨に交換され、当該換算の正味受取金（換算費用差引き後）のみが受益証券の申込みで使用される。当該換算により、申込みの処理に遅延が生じることがある。申込金の受領期限は、当初募集期間中は関連する申込日の1営業日後、および当初募集期間終了後は関連する申込日の3東京営業日後または管理会社が随時決定するその他の日である。

取引期限は、関連する取引日に関して、(a)申込みが現金申込みである場合は、当該取引日の午後1:30（東京時間）、(b)申込みが現物申込みである場合は、当該取引日の午後2:00（東京時間）、または、管理会社が随時決定するその他の時間とする。

申込みの制限

関連するサブ・ファンドの純資産価額の計算が停止されている期間における受益証券の発行および販売は、後記「3 資産管理等の概要 （1）資産の評価 ⑥一時的な停止」に記載される方法で制限されることがある。かかる場合、本トラストの同意を得て取り消されない限り、当該停止終了後の翌申込日に申込みが行われたものとみなされる。

申込金の未払に関する補償

行われた申込みに関連して（関連するサブ・ファンドのために、関連するサブ・ファンドに代わり）本トラストに支払われる申込金が、関連する取引期限までに全額受領されない場合、または申込金の未決済が発生した場合は、当該申込みに関して行われる受益証券の割当ては、管理会社の裁量により取り消されることがあり、または管理会社が、当該申込みを、全額の支払もしくは引出可能な資金を受領した後の翌申込日に、当該支払により購入できる数の受益証券の申込みとして扱うことができる。かかる場合、管理会社は、関連するサブ・ファンドの受益証券の申込者に対し、受益証券の申込者から受領するはずであった申込金に関して投資方針を実行したことにより、関連するサブ・ファンドに結果として生じた銀行手数料または損失を請求することができる。管理会社の当該損失を請求する決定は最終的なものとなる。受益証券の申込者は、関連する取引期限内に全額にて行われた申込みに関連して（関連するサブ・ファンドのために、関連するサブ・ファンドに代わり）本トラストに対して申込金が支払われなかったことにより、または当該申込金の未決済が発生した場合に生じるいかなる損失または損害に関しても、本トラスト、受託会社、管理会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社および投資運用会社に対して補償する。

本トラストが、申込金の決済の不履行または遅延により損失を被った場合において、関連する申込者が受益者である場合は、管理会社は、関連する取引期限までに引出可能な資金が受領されなかった結果として本トラストが被った一切の損失、費用、経費または手数料を支払い、これを補填するために、当該受益者が保有する受益証券の全部または一部を買戻しまたは売却し、その手取金を使用することができる。

③ 受益証券の発行

管理事務代行契約に従い、登録事務代行会社は、受益証券の発行および譲渡がすべて記録される本トラストの受益者登録簿を維持するよう選任されている。受益証券は記名式でのみ発行される。受託会社が別途定める場合を除き、受益証券の券面は発行されないが、受益証券の発行後30日以内に保有確認書が受益者の登録住所宛てに送付される。本トラスト、受託会社、管理会社、投資運用会社、販売会社、管理事務代行会社または登録事務代行会社のいずれも、そのいずれかが受益者であると合理的に信じる者の指図に基づき行為することに対して、いかなる点についても責任または義務を負わない。

④ 取得申込みの拒絶

前記「①受益証券の申込み」をご参照されたい。

⑤ 適格投資家

AIFMDの目的のため、本トラストは、欧州経済領域のAIFMを伴う欧州経済領域外のAIFに該当する。欧州経済領域の各加盟国は、AIFMDを履行する法を自国の法に取り入れる過程にあるかまたは取り入れ済みである。AIFMDの下では、受益証券の欧州経済領域内における、または欧州経済領域内に居所のあるもしくは登録上の事務所がある投資家に対する勧誘はかかる法律によって制限され、かかる法律によって許可される場合以外は勧誘は行われてはならない。

AIFMDの規制に加えて、英国法の下では、本トラストは集団投資スキームであり、その英国内での販売促進は、2000年金融サービス・市場法（以下「FSMA」という。）第238条および240条によって規制される。そのため、英文目論見書は、FSMAの下で認可された者によってのみ、英国外の者へ伝達されることができる。

英文目論見書および関連する英文目論見書補遺の配布ならびに受益証券の募集または売出しは、特定の裁判管轄では規制され得る。英文目論見書は、かかる募集または勧誘をその中で行うことが不適法である裁判管轄内、またはかかる募集もしくは勧誘をすることが認められていない地域の者によってもしくはかかる者に対してなされる、またはかかる募集もしくは勧誘をすることが認められていない者に対して行う募集もしくは勧誘を構成せず、そのように扱われてはならない。英文目論見書および関連する英文目論見書補遺を保有する者ならびに英文目論見書および関連する英文目論見書補遺に従って受益証券の申込みを行うことを希望している者は、当該裁判管轄において適用あるすべての法令を自ら情報収集し、注視する必要がある。

受益証券は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933年法」という。）または米国のいかなる州の証券法の下でも登録されておらず、登録される予定もない。また、登録を検討していない。受益証券は、直接または間接に、米国内で、または「米国人」の勘定もしくは利益に対してまたはそのために、募集され、売り出され、引き渡されることはできない。

受益証券は、1933年法に基づくレギュレーションSによる登録の免除により、米国外で募集することができる。

受益証券のための公的な市場はなく、今後展開される見込みもない。英文目論見書によって募集される受益証券は、譲渡および転売が規制され、1933年法の下で許可される場合を除き、譲渡または転売をすることができない。

本トラストは、米国の1940年投資法人法（その後の改正を含み、以下「1940年法」という。）の下で、1940年法第3(c)(7)条の規定に従って登録されておらず、登録される予定もない。1940年法は、第2(a)(51)条に定義されるように、「投資法人」の定義から、米国外で組成され、米国人の有価証券保有者のみが「適格購入者」を構成する私募ファンドを除外する。

本トラストは、米国の1974年従業員退職所得保障法（その後の改正を含み、以下「ERISA法」という。）第1章に基づく従業員給付年金、米国の1986年内国歳入法（その後の改正を含む。）第4975条に基づく一定の課税適格年金、かかる年金に関する資産を保有するその他の主体である投資家（総称して「給付年金」という。）からの申込みを、かかる申込みの後、給付年金により保有されるクラスの受益証券がそのクラスの総未償還受益証券の25%以上になる場合、受け付けない。給付年金により保有されるクラスの受益証券が25%の限度を超える場合、本トラストの資産はERISA法の下で「年金資産」とみなされる可能性があり、本トラスト、投資運用会社および給付年金の受託者に対して不利な結果をもたらし得る。

⑥ マネーロンダリング防止手続

本トラストのマネーロンダリング防止に係る責任の一環として、受託会社、管理会社、管理事務代行会社および／または登録事務代行会社（それらの関連会社、子会社、受任者または関係者を含む。）は、各申込者の身元および申込支払金の資金源について詳細な証明を要求する。各申込みの状況に応じて、以下のいずれかに該当する場合は、詳細な証明が要求されないことがある。

- (a) 申込者が、ケイマン諸島のマネーロンダリング防止規則（改訂済）（以下「マネーロンダリング防止規則」という。）を遵守することが求められる金融事業者である、もしくは当該事業者の過半数所有子会社である場合、または、
- (b) 申込者が、規制当局の規制機能に関連する業務を行い、マネーロンダリング防止規則に従ってマネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与のリスクが低いと本トラストにより評価される国（以下それぞれを「低リスク国」という。）に所在する、もしくは当該申込者の過半数所有子会社である場合、または、
- (c) 申込者が、ケイマン諸島もしくは低リスク国の中央もしくは地方の政府組織、法定組織もしくは政府系機関である場合、または、

- (d) 申込者が、認可された証券取引所に上場しており、かつ、実質的支配者の十分な透明性を確保することが要求される開示要件が適用される企業である、もしくは当該企業の過半数所有子会社である場合、または、
- (e) 申込者が、（職能団体のための）年金基金もしくは労働組合である、もしくは上記（a）から（d）に記載される事業体の従業員を代理して行為している場合、または、
- (f) 申込みが、上記（a）から（e）に該当する名義人を通じて行われる場合、または、
- (g) 申込みが、上記（a）から（e）に該当する紹介者による紹介に依拠する場合。

上記（f）および（g）に言及される状況において、本トラストは、以下の事項を確認する当該名義人または紹介者（場合による。）からの書面による保証に依拠することができる。（i）事業および（紹介者の場合においては）その実質的支配者に関する申込者についての必要な身元確認・証明手続が実施された旨、（ii）取引関係の性質および意図された目的、（iii）事業に関する資金の源泉を当該名義人または紹介者が確認している旨、（iv）紹介者の場合においては、当該紹介者が、外国の規制当局により監督または管理されており、顧客管理および記録管理要件に適合するための体制を整備している旨、ならびに（v）当該名義人または紹介者は、あらゆる身分証明書および確認資料または情報および関連書類の利用可能なコピーを遅滞なく作成しなければならない旨。

また、申込支払金がケイマン諸島の銀行または低リスク国の規制を受ける銀行において申込者の名義で保有されている口座（または共同口座）から送金される場合、申込時に詳細な確認が必要とされないことがある。この場合、本トラストは、当該金銭の送金元の銀行の支店または営業所を特定する証拠の提出を求め、当該口座が申込者の名義であることを確認し、およびかかる詳細についての書面による記録を保持することができる。ただし、買戻しの前に、詳細な確認が実施される必要がある。

ケイマン諸島の居住者（登録事務代行会社を含む。）が、（申込みその他による）本トラストまたはサブ・ファンドに対する支払いに犯罪行為による収益が含まれているとの疑惑を抱いている場合、当該者は、犯罪収益に関する法律（改訂済）に従い、当該疑惑について報告することが義務付けられている。

申込みによって、申込者は、受託会社、管理会社、管理事務代行会社および登録事務代行会社（またはそれらの関連会社、子会社、受任者もしくは関係者）が、ケイマン諸島およびその他の法域におけるマネーロンダリングおよび類似の事項に関連する要請に応じて、申込者に関する情報を規制当局その他に開示することに同意する。

各申込者の身元、住所および資金源を証明するために必要となる情報は、申込書に詳細が記載される。一例を挙げると、個人の場合、パスポートまたは身分証明書の認証謄本に、公共料金の請求書や銀行取引明細書等住所を証明するものおよび生年月日を証明するもの各一通を添えて提出する必要がある。申込者が法人の場合は、会社設立証明書（および名称変更証明書）の認証謄本、基本定款および通常定款（またはこれらに相当するもの）、会社の取締役の氏名、役職、生年月日、居住地および勤務先住所、法人申込者の実質的所有権を有する者の詳細ならびに申込者の署名権者の一覧を提出する必要がある。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および登録事務代行会社（それらの関連会社、子会社、受任者または関係者を含む。）は、それぞれ、申込者の身元確認に必要な情報を請求する権利を留保する。申込者が確認目的で要求された情報の提出を遅延し、またはこれを行わなかった場合、登録事務代行会社は、当該申込みの受理を拒否し、申込金を全額返還するか、または当該受益者の受益証券を強制買戻しし、および／もしくは買戻代金の支払いを延期する（ただし、受益者が当該情報を提出しなかった場合は、買戻代金は支払われない。）ことができ、本トラスト、受託会社、管理会社、管理事務代行会社および登録事務代行会社（それらの関連会社、子会社、受任者または関係者を含む。）はいずれも、上記の状況において受益証券の申込書が処理されなかったか、または受益証券が強制買戻しされた場合には、申込者または受益者に対し責任を負うものではない。申込みが拒否された場合、登録事務代行会社は、申込金またはその残額を現金または現物で返還し、現金による返還の場合は、適用法に従い、申込者の費用および危険負担で申込金の支払元である口座に電信送金される。登録事務代行会社は、確認目的により必要な情報が受益者により提出されていない場合には、買戻代金の支払いを拒否することができる。

登録事務代行会社（またはその代理人）が申込者の身元について追加の証拠を要求する場合には、登録事務代行会社は、申込書の受領時に当該申込者に連絡を行う。

マネーロンダリング防止規則に従って、本トラストは、マネーロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネーロンダリング・レポート・オフィサーおよびデュプティ・マネーロンダリング・レポート・オフィサー（以下「AMLオフィサーの役割」という。）として行為する自然人を指名しなければならない。受託会社はケイマン諸島の法律に従って当該AMLオフィサーの役割を担う自然人が指名されていることを確認している。投資者は当該AMLオフィサーの役割についての更なる情報を受託会社より入手することができる。

（２）日本における販売

① 募集に係る手続

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報 １ 募集外国投資信託受益証券（７）申込期間」に記載の申込期間に、有価証券届出書「第一部 証券情報 １ 募集外国投資信託受益証券（４）発行（売出）価格」に記載の発行価格で販売会社により取扱いが行われる。

販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込手数料は課されない。

② 売出しに係る手続

有価証券届出書「第一部 証券情報 ２ 売出外国投資信託受益証券（７）申込期間」に記載の申込期間に、有価証券届出書「第一部 証券情報 ２ 売出外国投資信託受益証券（４）売出価格」に記載の売出価格で売出人により取扱いが行われる。

売出人は口座約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込手数料は課されない。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し

① 受益証券の買戻し

受益者は、買戻手続に従い、買戻日に、適用ある取引日の評価時点現在の1口当たり純資産価格に相当する金額で買い戻すことを本トラストに請求することができる。ただし、適切に記入された買戻請求書を、登録事務代行会社が要求することのある所有権の証拠と共に、関連する取引期限よりも前に登録事務代行会社が受領することを条件とする。

本サブ・ファンドに適用される最低買戻金額は1,000,000円である。管理会社は、その絶対的な裁量により、各クラス全体に関して、または特定の買戻請求の全部もしくは一部に関して最低買戻金額を放棄することができる。

受益者が、買戻日に関連するサブ・ファンドの純資産価額の5%以上に相当する受益証券の買戻しを請求した場合、管理会社は、その絶対的な裁量により、当該請求の全部もしくは一部を受理し、または拒否することができる。

買戻手数料は課されない。

② 買戻手続

記入済みの買戻請求は、登録受益者により、または登録受益者のために署名され（該当する場合）、関連する買戻日の取引期限までに登録事務代行会社によって受領されるよう、郵送、配送、ファックス、または電子的方法（例えば、SWIFT）により送付されなければならない。関連する取引期限前に登録事務代行会社が受領しなかった買戻請求は、翌買戻日まで持ち越される。関連する取引期限までに登録事務代行会社が買戻請求を受領した場合でも、未記入または誤記入がある場合は、適切に記入済みの買戻請求を登録事務代行会社が受領する時点まで持ち越される。記入済みの申請書（マネーロンダリング防止手続に関連する書類を含む。）が受益者から受領され、かつ、マネーロンダリング防止手続が完了するまで、受益者に対して買戻代金は一切支払われない。

ファックスまたは電子的方法により受領された買戻請求は、受益者の名前および口座番号ならびに該当する約定書の送付先が、登録事務代行会社に登録されている受益者の登録情報と一致する場合にのみ処理される。受益者からファックスまたは電子的方法により与えられた指示は、当該受益者のリスク負担により実行され、当該受益者は、管理会社またはその代理人（投資運用会社、管理事務代行会社および登録事務代行会社を含む。）のいずれも、ファックスまたは電子的方法により送信された指示の真正性を確認する義務を一切負わないことを理解する。

受益者が、買戻約定書の送付先の名前および／もしくは住所を指定する場合、または登録事務代行会社に登録されている口座とは異なる口座に買戻代金を送金するよう要求する場合には、当該注文が処理される前に、当該指示／要求に関する書面による確認書の原本が受益者により提出され、かつ登録事務代行会社により受領されなければならない。

受益者は、本トラスト、受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社および登録事務代行会社に対して、かかる者または事業体が正当な指示であると合理的に信じたファックスまたは電子的方法による指示に基づいて行為した結果、これらの者が負担することになったすべての損失、費用、要求、経費、訴訟、申立ておよび請求について補償する。

③ 買戻規模

申請者は、あらゆるクラスの保有する受益証券の全部または一部の買戻しを請求することができる。本サブ・ファンドの最低買戻金額は、1,000,000円である。

本サブ・ファンドには最終支払日はない。最終支払日が指定されていないサブ・ファンドは、信託証書に従い終了される可能性があり、受益証券は、当該決定が効力を生じる買戻日に関連する評価日の評価時点に計算された1口当たり純資産価格（実際の投資の実現価格および実現費用を考慮する。）で買い戻される。

登録事務代行会社は、受益者が保有し続ける受益証券の価額を最低保有条件である1,000,000円未満に減少させる効果を有する買戻請求の実行を拒否することができる。また当該効果を有する買戻請

求は、本トラストまたは登録事務代行会社により、当該受益者が保有するすべての受益証券を買い戻させる請求として取り扱われることがある。

登録事務代行会社は、要求した必要な情報すべてを取得するまで、買戻請求を受理しない。

④ 買戻価格

買戻日における買戻価格は、関連する評価日の評価時点で計算される関連するクラスの1口当たり純資産価格である。サブ・ファンドの純資産価額およびクラスの1口当たり純資産価格の算出方法は、信託証書に定められており、後記「3 資産管理等の概要 （1）資産の評価」の項に記載されている。

買戻手数料は課されない。

⑤ 買戻代金の支払

買戻価格は以下のいずれかの方法により充足される。

- (a) 原則として、銀行手数料を控除後に、電信送金により現金で充足する方法（以下「現金買戻し」という。）による。
- (b) 現金買戻しがやむを得ない状況により行えない場合には、本サブ・ファンドへの販売会社への該当するバスケット（またはその一部）の譲渡および現金部分（ある場合）の支払い（以下「現物買戻し」という。）による。

「現金部分」とは、現物買戻しにおいては、買戻代金から対応するバスケット（該当する場合はその一部）のバスケット価額を引いた金額をいう。

申込書原本に記載のとおり、受益証券の買戻時に支払われる額は、関連するクラスの表示通貨（または管理会社が定めるその他の通貨）で、関連する取引期限後10営業日以内、またはそれよりも遅い場合は記入済みの買戻書類の受領後10営業日以内に、関連する受益者の登録口座に電信送金で支払われる。買戻代金の支払は、登録受益者、または共同で登録されている受益者については、最初に名前が掲載されている受益者に対して行われる。受益証券の買戻代金は、登録事務代行会社がファックスで買戻請求を受領次第支払われる。ただし、登録事務代行会社が受益者の当初の申込みに関する申込書原本、関連するすべてのマネーロンダリング防止関係書類および登録事務代行会社が要求することのあるその他の書類を受領済みであることを条件とする。

本サブ・ファンドの英文目論見書補遺の記載に従い、買戻代金は、関係する受益者の同意を得て、本トラストの資産を当該受益者に現物で譲渡することにより支払うこともできる。現物で譲渡される資産は、管理会社が公平かつ残りの受益者の利益に著しい不利益を及ぼさないと考える基準に基づき、管理会社の裁量により選択される。2名以上の受益者がこのような形での現物譲渡により充足される買戻請求を提出した場合、受託会社は、当該受益者に分配予定の資産を選択する際に、分配用に選択した資産を按分して分配し、各受益者が保有する受益証券に比例した資産を受領し、端数処理によるわずかな差のみが発生するようにする。当該資産配分は受託会社の承認を必要とし、当該資産は、本トラストが買い戻す受益証券の買戻価格決定の際に用いられる価額で引き取られる。受益者から請求があった場合、本トラストは受益者の費用負担で受益者に代わって資産を売却し、売却による手取金を当該受益者に交付する。

買戻代金の支払いは、関連する取引期限の5東京営業日後に、または管理会社が随時決定するその他の日までに行われる。

⑥ 買戻しの制限

後記「3 資産管理等の概要 （1）資産の評価 ⑥一時的な停止」に記載する方法で関連するサブ・ファンドの純資産価額の計算が停止されている期間中は、受益証券の買戻しが制限されることがある。当該期間中に買戻しを請求した受益者は、当該延期がある場合は通知され、管理会社の同意を得て撤回されない限り、当該受益者の買戻請求は、当該停止期間終了後の翌買戻日に行われたものとみなされる。

管理会社は、買戻日に1サブ・ファンドにおいて買い戻される受益証券の口数を、当該買戻日における当該サブ・ファンドの純資産価額の合計の10%に制限する権利を有する。かかる場合、当該制限は按分で適用され、その結果、当該買戻日に当該サブ・ファンドの受益証券の買戻を請求した受益者全員が、買戻を請求した受益証券に関して同一比率で実現することになる。当該買戻日に買い戻されない残りの受益証券は、翌買戻日に繰り越され、その後に受領した買戻請求に優先して（按分して）処理される。買戻しの請求がこうして繰り越される場合、登録事務代行会社は影響を受ける受益者に対して通知を行う。

⑦ 強制的な買戻しおよび譲渡

管理会社は、理由の有無にかかわらず、保有されている受益証券を強制的に買い戻し、または譲渡させることができる。これには、(a) 当該受益証券が、本トラストが米国証券法に違反することとなる者、または給付年金（前記「1 申込（販売）手続等（1）海外における販売 ⑤ 適格投資家」に定義される。）により直接的または実質的に保有されていることに管理会社が気付いた場合、(b) 当該投資家による受益証券の継続的な保有が違法であり、もしくは本トラスト、関連するサブ・ファンドもしくは受益者全体に規制上、法律上、金銭上もしくは税務上の悪影響もしくは管理上の重大な不利益をもたらし、もしくはその可能性があるとして管理会社が考える場合、(c) 受益者がサブ・ファンドにおいて保有する受益証券の純資産価額が、最低保有条件を下回っている場合、または (d) 受益者もしくはその代理人が申込みの際に行った宣言、提供した情報、もしくは行った表明が有効もしくは正確でなくなった場合が含まれるが、これらに限定されない。受益証券の強制的な買戻しまたは譲渡前に、管理会社は該当する受益者に書面により通知し、当該受益者に対して、最低保有条件を満たすために受益証券の追加購入を行うための30日間の猶予を認める。

管理会社は、以下のいずれかの場合に、発行済みのシリーズまたはクラスの受益証券のすべてを買い戻すことができる（ただし、義務ではない。）。

- (i) 議決権を有する受益者または関連するサブ・ファンドの議決権を有する受益者による普通決議が可決され、当該決議に関して、受益証券の買戻しを承認する2週間から6週間前までの通知が行われている場合
- (ii) 関連する受益証券の保有者に対して、2週間から6週間前までに通知が行われている場合はいつでも
- (iii) 関連するサブ・ファンドがミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとしての規制対象でなくなった場合、または関連するサブ・ファンドがミューチュアル・ファンド法に基づく規制対象ミューチュアル・ファンドとしての義務を遵守することができなくなる可能性が高いと、この点に関して法的助言を受けた上で管理会社が合理的に考える場合
- (iv) 本トラストもしくはそのいずれかのサブ・ファンドの存続を違法とし、またはこれを存続させることが現実的でないもしくは望ましくないと管理会社が合理的に考える事態が発生した場合
- (v) 管理会社が書面により退任の意向を表明した日から3か月以内に、受託会社が後任の管理会社を選任することができなかった場合
- (vi) 投資運用会社が書面により退任の意向を表明した日から3か月以内に、管理会社が新たな投資運用会社を選任することができなかった場合
- (vii) 受託会社が書面により退任の意向を表明した日から6か月以内に、管理会社が新たな受託会社を選任することができなかった場合
- (viii) サブ・ファンドの純資産総額が1,500万ユーロ相当の基準通貨額を超えることができなかったか、またはこれを下回った場合
- (ix) 本トラストまたはサブ・ファンドに悪影響を及ぼす政治、経済、財政または規制上の不利な変更を理由として、管理会社が適切と考える場合

いずれの場合も、関連するサブ・ファンドまたはクラスの受益証券の買戻しは、当該受益証券の保有者全員に対して2週間から6か月前までに通知を行った上で行われる。受益証券は、関連する買戻日における1口当たり純資産価格から、関連するサブ・ファンドの資産の見積換金費用ならびに買い戻される受益証券の買戻しおよび償却に関する賦課金および手数料または希薄化防止賦課金に対する適切な引当と管理会社がその裁量により随時判断する額を控除した額で買い戻される。

信託証書に基づき、英文目論見書、関連する英文目論見書補遺、申込書または信託証書に違反して受益証券を保有していることを認識し、かつ上記の規定に従い保有受益証券の譲渡もしくは買戻しのための受渡しを怠り、または本トラストに対して適切な通知を怠った者は、かかる者が上記のいずれかの規定に従った義務の遵守を怠ったことに起因し、またはこれに関連して、受託会社、本トラスト、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社および受益者（以下それぞれを「被補償当事者」という。）が直接もしくは間接的に被り、または当該被補償当事者に生じた請求、要求、申立て、賠償責任、損害、損失、費用および経費について、被補償当事者それぞれに対して補償し、被補償当事者に何らの損害も与えないものとする。

⑧ 流動性管理

管理会社は、本トラストの流動性リスクの監視を可能にすることを目的とした流動性管理方針を導入している。これに関して管理会社が採用するシステムおよび手順により、管理会社は、買戻しの請求に適宜対応するために必要な様々な手段を用い、取決めることができる。

通常の状態においては、買戻しの請求は本「（１）海外における買戻し」に定めるとおりに処理される。管理会社は、前記「⑥ 買戻しの制限」に定める一定の状況において一時的に買戻しを停止することができる。管理会社は、本トラストの投資戦略、方針、流動性プロファイルおよび買戻方針を考慮の上、流動性リスクを管理する。当該目的のため、管理会社は、流動性の低い市場環境により引き起こされる可能性のあるキャッシュ・アウトフローを抑制し、流動性の低い市場環境において買戻しの支払を行うために即座に換金可能な資産が十分に利用可能となるよう努める。

⑨ 受益証券の譲渡

受益証券は、譲渡人が署名した（または、法人による譲渡の場合は、譲渡人を代表して署名し、もしくは譲渡人が押印した）証書により譲渡することができる。管理会社またはその代理人は、譲渡人が譲渡を行う権利を有していることを示すため、および譲受人の身元を確定するために管理会社が合理的に要求するその他の証拠を添付した譲渡申請書が、登録事務代行会社の事務所、または管理会社が合理的に要求するその他の場所に届けられない限り、受益証券の譲渡の登録を拒否することができる。譲渡人は、受益者登録簿に譲受人の名前が記録されるまでは、受益証券の保有者であるものとみなされる。譲受人が既存の受益者でない場合は、管理会社の満足する形で関連する受益証券に関する申込書の記入が完了するまでは、受益証券の譲渡の登録は行われない。また管理会社は、譲受人が保有する受益証券の純資産価額が関連するクラスの最低当初投資額を下回る結果になる場合、または譲渡人が保有する受益証券の純資産価額が関連するクラスの最低保有条件を下回る結果になる場合には、その絶対的な裁量により、譲渡の登録を拒否することがある。

共同受益者の1名が死亡した場合は、生存する受益者が、当該共同受益者の名義で登録されている受益証券の権原または権利を有すると認められる唯一の者となる。

受益証券は自由に譲渡可能である。ただし、(a) 譲渡が米国の証券法に抵触する場合、(b) 予定されている譲受人が、給付年金（前記「1 申込（販売）手続等 （１）海外における販売 ⑤ 適格投資家」に定義される。）でないことを証明する十分な証拠がない場合、(c) 管理会社の意見において、譲渡が違法であるか、または本トラスト、関連するサブ・ファンドもしくは受益者全体にとって、規制上、法律上、金銭上、もしくは税務上不利な結果もしくは重大な管理上の不利益を引き起こすか、もしくは引き起こす可能性が高い場合、(d) 譲受人の身元の十分な証拠がない場合、または(e) 譲渡に関して、本トラストが、受益者の適切な納税義務を果たすために必要となる適切な口数の受益証券を買戻しもしくは償却するよう要求される場合には、管理会社は、受益証券の譲渡の登録を

拒否することができる。予定されている譲受人は、受益証券の譲渡および当該譲渡に関連するあらゆる事柄に関して管理会社が要求する表明、保証または文書の提供を要求されることがある。

登録事務代行会社は、譲渡を行う際に発生する費用を譲渡人に請求する。

⑩ 受益証券の交換

後記「3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 ⑥一時的な停止」に記載する状況において、受益証券の売買が一時的に停止されている場合を除き、受益者は、営業日に、あるクラス（以下「原クラス」という。）の受益証券をその他のサブ・ファンド（本項において、以下「新クラス」という。）の受益証券と交換する請求を行うことができる。ただし、適切に記入した交換請求書を取引期限前に登録事務代行会社が受領していることを条件とする。取引期限後に受領した交換請求書は、保管され、管理会社が別段の決定を行わない限り、該当する翌評価日に処理される。受益証券の交換が行われる価格は、関連する評価日における関連する受益証券の1口当たり純資産価格を参照して決定される。投資家は、受益証券の交換の一環としてサブ・ファンドの受益証券を買い戻させる際に、賦課金および手数料を負担する可能性があることに留意すべきである。

受益証券の交換請求は、管理会社が承認する様式により、本トラストに対して書面により通知することにより行われる。原クラスの受益証券の買戻しおよび新クラスの受益証券の申込みに関する一般規定および手続が、受益証券の交換に適用される。したがって、上記の目的上、交換請求は、原クラスに関する買戻し請求および新クラスの受益証券に関する申込請求として取り扱われる。

交換請求書は、交換請求書に記載されている登録事務代行会社の連絡先に、郵送、ファックス、または電子的方法により送付する必要がある。

受益者は、新クラスへの当初投資として受益証券の交換請求を行う場合、交換される受益証券の純資産価額が新クラスの最低当初申込額以上となるようにしなければならない。ただし、一般的にまたは特定の場合において、管理会社がその絶対的な裁量により最低当初申込額の要件を変更し、または放棄する場合はこの限りでない。交換時に発行される新クラスの受益証券の口数が整数でない場合、本トラストは端数の受益証券を新たに発行し、または発生した余剰金を受益者に返却することができる。管理会社は、当該交換が受益者全体の最良の利益にならないとみなした場合には、その絶対的な裁量により、受益証券の交換請求の一部または全部を拒否することができる。

登録事務代行会社は、交換を行う際に発生する事務管理費用を受益者に請求する。

(2) 日本における買戻し

① 買戻しに係る手続

日本における投資家は、営業日に限り、販売会社・売出人を通じ、登録事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。

買戻し価格は、各取引日における受益証券の1口当たり純資産価格である。

買戻し請求の最低金額または最低単位は、1口以上1口単位である。

大量の買戻し請求があった場合には、前記「(1) 海外における買戻し ⑥買戻しの制限」が適用されることがある。

買戻し代金の支払いは、原則として、買戻し請求日の5東京営業日後から行われる。

買戻し手数料は課されない。買戻し代金の支払いは、口座約款の定めるところに従って行う。

② 買取に係る手続

日本における投資家は、東京営業日に限り、販売会社・売出人に対して買取を申し込むことができる。

買取価格は、投資者の申込時点における各受益証券の1口当たり純資産価格の理論値に基づいて、販売会社・売出人が提示した価額である。理論値とは、本サブ・ファンドの裏付けとなる信託財産の時価をいう。詳細は、販売会社・売出人にご照会されたい。

買取請求の最低金額または最低単位は、1口以上1口単位である。

大量の買取請求があった場合には、前記「（１）海外における買戻し ⑥買戻しの制限」が適用されることがある。

買取代金の支払いは、原則として、日本時間午後１時30分までに販売会社・売出人所定の事務手続きが完了したものは申込日の５東京営業日後、それ以降に完了したものは６東京営業日後から行われる。ただし、申込日が営業日でない場合は、申込日直後の営業日の５東京営業日後とする。

買取手数料は課されない。買取代金の支払いは、口座約款の定めるところに従って行う。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 純資産価額の計算

各サブ・ファンド、または場合により各クラスもしくは各シリーズの純資産価額および１口当たり純資産価格は、後記「③ 評価原則」の項に詳細を記載する原則に従い、管理事務代行会社が各評価日の評価時点に計算する。

評価日における各サブ・ファンドの純資産価額は、当該サブ・ファンドに帰属する資産の合計価額（未償却費用を含むが、これに限定されない。）から当該サブ・ファンドに帰属する負債総額（発生した費用、および受託会社が公正かつ合理的と考える偶発的または予想される費用についての金額を含むが、これらに限定されない。）を控除したものである。クラスまたはシリーズの１口当たり純資産価格は、関連するクラスまたはシリーズに帰属する当該サブ・ファンドの純資産価額を、当該クラスまたはシリーズの発行済受益証券口数で除すことにより、小数第２位（四捨五入）または受託会社がサブ・ファンドについて随時決定し受益者に通知する桁数まで計算する。

サブ・ファンドが複数のクラスで構成されている場合、各クラスまたは各シリーズの純資産価額は、各サブ・ファンドの純資産価額のうち当該各クラスまたは各シリーズに帰属する部分を決定し、その価額を当該クラスまたはシリーズの発行済受益証券口数で除すことにより計算する。各サブ・ファンドの純資産価額の増加または減少は、その日の関連する申込みおよび買戻しを考慮して調整を行った上で、クラスおよびシリーズ間で、それらの前日の純資産価額の終値に基づき按分して割り当てる。サブ・ファンドの基準通貨ではない通貨で表示されるクラスまたはシリーズの純資産価額は、関連する評価日に一般的な関連する為替相場を用いて計算する。

管理会社がサブ・ファンド内で異なるクラスの受益証券を設定し、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に従い、(i) 各クラスが異なる水準の報酬を負担すること（詳細は当該サブ・ファンドの該当する英文目論見書補遺に定める。）、(ii) 基準通貨以外の通貨建てのサブ・ファンド内のクラスの関連する通貨リスクをヘッジするために通貨ヘッジ取引が行うことができること、(iii) サブ・ファンド内の特定のクラスについて金利ヘッジ取引を行うことができること、または (iv) サブ・ファンド内の特定のクラスのために金融デリバティブ商品を利用することができることを決定し、関連する英文目論見書補遺に開示している場合、管理事務代行会社は、それぞれの場合において、各クラスについて支払う異なる水準の報酬および／または当該ヘッジ取引および／もしくは金融デリバティブ商品の費用およびその結果として生じる利益／損失を反映させるため、クラスごとの純資産価額を調整するものとする。

関連するサブ・ファンドの１口当たり純資産価格は、当該サブ・ファンドの純資産の評価額の増減に従って増加または減少する。

② 資産および負債の配分

信託証書は、サブ・ファンドを以下の方法で設定することを義務付けている。

- (a) 信託証書の規定に従い、各受益証券の発行による手取金は当該受益証券に関して設定されたサブ・ファンドの帳簿および記録に組み入れられ、当該受益証券に帰属する資産から負債を控除して収益（支出を控除後）を加えたものが、当該サブ・ファンドに組み入れられる。
- (b) 資産が別の資産（現金であるか否かを問わない。）から派生した場合においては、派生した資産は派生元の資産と同じサブ・ファンドに組み入れられ、資産の再評価に際してはその都度、価額の増加または減少が当該サブ・ファンドに組み入れられる。
- (c) 受託会社または管理会社が特定のサブ・ファンドに帰属しないとみなす資産については、管理会社は当該資産をサブ・ファンド間で割り当てるための基準を決定する裁量を有し、管理

会社は受託会社の同意を条件としていつでも当該基準を変更する権限を有する。ただし、資産がすべてのサブ・ファンド間に割当て時点の純資産価額に比例して割り当てられない場合、受託会社の同意は求められない。

- (d) 管理会社は負債（投資の取得および売却における印紙税、税金、仲買手数料、もしくはその他の費用、監査人ならびに税務および法律顧問の報酬および費用、報告書、計算書類および目論見書またはその他の募集もしくはマーケティング書類の印刷および配布費用、出版費用、ならびに関連する登録手数料等、本トラストのあらゆる運営費用を含むことがあるが、これらに限定されない。）をサブ・ファンド間に割り当てる基準（状況が許す場合には、その後の再割当てについての条件が含まれる。）を決定する絶対的な裁量権を有する。サブ・ファンドは、本トラストおよびサブ・ファンドの設定に関連する全般的な報酬および費用（以下「当初費用」という。）を管理会社はその絶対的な裁量により決定する方法で負担する。受託会社および関連するサブ・ファンドの受益者の書面による同意を受領次第、管理会社は、(a) 本トラストおよび2以上のサブ・ファンドの設定に関連した、または (b) 本トラストおよび2以上のサブ・ファンドの設定後に負担した当初費用の合計額を当該サブ・ファンド間で割り当てる際の基準を決定する絶対的な裁量権を有するものとする。かかる場合、当初費用の合計額は、通常、(i) 償却期間中の関連するサブ・ファンドそれぞれの純資産価額に比例してサブ・ファンドに割り当てられ、または (ii) 管理会社はその絶対的な裁量により（全部または一部を）引き受ける。

③ 評価原則

以下の規定が純資産価額の各決定に適用されるものとする。

- (i) 各サブ・ファンドの純資産価額は、関連する評価日の評価時点で決定されるものとし、その時点の当該サブ・ファンドのすべての資産からすべての負債を控除したものに等しい。
- (ii) 各サブ・ファンドの資産は、以下のすべてを含むものとみなされるものとする。
- (a) 割り当てられた受益証券の未収申込金、経過利息を含むすべての手許現金、貸付金もしくは預金または請求可能な現金
- (b) すべての手形、要求払い約束手形、譲渡性預金証書、約束手形および売掛金
- (c) 各サブ・ファンドが保有し、または契約するすべての債券、為替先渡取引、約束手形、株式、ストック、転換証券、集団投資スキームの受益証券または集団投資スキームへの参加、証書、債務証書、ディベンチャー・ストック、新株引受権、ワラント、先物契約、オプション契約、スワップ契約、固定利付証券、変動利付証券（当該変動利付証券のリターンおよび／または買戻額は指数、価格またはレートを参照して計算される。）、金融商品ならびにその他の投資および証券（各サブ・ファンドが発行する権利および証券を除く。）
- (d) 本トラストがサブ・ファンドについて受領すると受託会社が考えており、純資産価額が決定される日より前の日に登録株主に支払われることが宣言されているものの、本トラストがまだ受領していない株式ならびに現金配当および現金分配のすべて
- (e) サブ・ファンドの一部を構成する利付証券に生じた利息のすべて（当該証券の元本に含まれているか、反映されている範囲とする。）
- (f) サブ・ファンドのその他のすべての投資
- (g) サブ・ファンドの設定の際に発生する設定費用、およびサブ・ファンドの受益証券発行および販売の費用（未償却の範囲とする。）
- (h) 当該サブ・ファンドに関連する前払い費用のすべて、および一般に本トラストに関連する前払い費用の一部（当該前払い費用は、受託会社が随時評価し、定めるものとする。）
- (i) あらゆる種類および性質のサブ・ファンドのその他の全資産
- (iii) 本トラストの費用または負債は、管理会社の決定する期間にわたり償却することができ（また管理会社は、当該期間をいつでも延長し、または短縮することを決定できる。）、その未償却額も常に本トラストの資産とみなされる。

(iv) 資産は以下のとおり評価するものとする。

- (a) 公認の市場で、またはその規則に従い相場表示、上場または取引が行われている各資産は、管理会社がサブ・ファンドについて決定する各申込日もしくは各買戻日（該当する方）の当該市場における取引終了時の市場の直近取引価格もしくは前日終値、最終買呼値、直近買呼値、最終仲値または最新仲値で評価しなければならない。かかる目的上、管理会社は、関連市場を専門とする公認の価格情報サービスまたはブローカー等の独立した情報源であって、客観的で正確な情報源であると管理会社が判断するところから価格を取得する。投資の相場表示、上場もしくは取引が通常複数の公認の市場で、またはその規則に従い行われている場合、関連する市場が投資の価額の最も公正な基準を提供すると管理会社が判断する市場である。当該公認の市場で相場表示、上場または取引が行われている投資の価格が関連する時点で入手できないか、典型でないと管理会社が判断した場合、当該投資は、管理会社が当該目的のために選任し、受託会社が当該目的のために承認した適任者が、慎重かつ誠実に見積もった推定実現価額で評価する。投資の相場表示、上場または取引が公認の市場で行われているが、その取得または取引が、当該公認の市場外でプレミアムまたはディスカウントにより行われた場合、当該投資の評価は、当該商品の評価日時点におけるプレミアムまたはディスカウントのレベルを考慮に入れて行う。ただし、受託会社は、証券の推定実現価額を設定する際に、こうした手順を採用することが正当と認められることを確認していなければならない。管理会社もしくはその代理人または受託会社のいずれも、入手可能な最新の取引価格、または場合により当面の仲値であると合理的に信じた価格が、そうではないと判明した場合、いかなる責任も負わない。
- (b) 公認の市場で、またはその規則に従い、通常、相場表示、上場もしくは取引が行われていない投資の価額は、管理会社（当該目的のために受託会社から承認されていなければならない。）が受託会社と協議の上、または当該目的のために受託会社が選任し、承認した適任者が、慎重かつ誠実に見積もった推定実現価額で評価する。
- (c) 債券は、信頼できる市場相場が入手できない場合は、格付け、利回り、満期日およびその他の特性が同等とみなされる証券の評価を参照して、管理会社がまとめた方法を用いて評価することができる。
- (d) 預金および類似の投資は、額面金額に経過利息を加えた額で評価する。ただし、管理会社が（受託会社と協議の上）公正な価額を反映させるために調整を行うべきである判断した場合は、この限りでない。
- (e) 集団投資スキームの受益証券または投資証券（サブ・ファンドが他のサブ・ファンドに保有する受益証券を含む。）は、当該集団投資スキームが公表する入手可能な最新の1口当たり純資産価格に基づき評価する。当該価格が入手不可能な場合、当該受益証券は、管理会社（当該目的のために受託会社から承認されていなければならない。）が、または管理会社が当該目的のために選任し、受託会社が当該目的のために承認した適任者が、慎重かつ誠実に見積もった推定実現価額で評価する。
- (f) サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を決定する際には、外国通貨で当初表示されていた資産および負債はすべて、評価時点の実勢市場レートを用いて当該サブ・ファンドの基準通貨に換算する。当該相場が入手不可能な場合は、管理会社が誠実に定めた方針に従い為替レートを決定する。
- (g) 公認の市場で取引されているスワップ、金利先物契約ならびにその他の金融先物およびオプション契約を含むデリバティブ商品は、当該公認の市場がその取引終了時に決定する決済価格で評価する。ただし、決済価格を提示することが当該公認の市場の慣行ではない場合、または決済価格が何らかの理由で入手できない場合、当該商品は、管理会社（当該目的のために受託会社から承認されていなければならない。）が、または管理会社が当該目的のために選任し、受託会社が当該目的のために承認した適任者が、慎重かつ誠実に見積もった推定実現価額で評価する。

- (h) 店頭デリバティブは、相手方当事者の評価、または管理会社もしくは独立の価格情報提供者による評価を含む代替的评价を用いて評価する。店頭デリバティブは、1日に1回以上評価するものとする。相手方当事者の評価を用いる場合、当該評価は、当該相手方当事者から独立した、受託会社が承認した当事者（管理会社または店頭相手方当事者に関係する当事者を含めることができる。ただし、当該当事者が、同じグループ内の独立した主体であり、相手方当事者が採用する価格設定モデルと同じものに依拠しないことを条件とする。）が、週に1回承認し、または検証しなければならない。管理会社は、代替的评价の採用を選択する場合、国際的に最良の慣行を遵守の上、証券監督者国際機構（IOSCO）およびオルタナティブ投資運用協会（AIMA）等の機関が定める店頭商品の評価についての原則を遵守し、当該目的のために受託会社が承認した適任者を選任し、または他の評価方法を使用する。ただし、受託会社が当該代替的评价額を承認することを条件とする。代替的评价は、1か月に1回、相手方当事者の評価と調整される。相手方当事者による評価との間に著しい差異がある場合は、速やかに調査および説明が行われる。
- (i) 為替先渡契約および金利スワップ契約は、店頭デリバティブに関する上記(h)項の規定に従い、または自由に入手できる市場相場を参照して評価することができる。
- (j) サブ・ファンドの投資方針が、主に現金および残存満期が397日以下の（または、少なくとも397日ごとに定期的な利回り調整が行われ、もしくは満期が最長397日の金融商品に相当するリスク・プロファイルを有する）質の高い金融市場証券に投資することである場合、当該サブ・ファンドは、償却原価評価法により評価することが可能であり（ただし、受託会社の承認が必要である。）、当該評価法により、関連する証券は、そのプレミアムの償却またはディスカウントの増加を調整した取得原価で評価される。さらに、他のサブ・ファンドにおいても、残存満期が3か月以下の証券に投資している場合には、当該証券も償却原価評価法により評価することができる（ただし、受託会社の承認が必要である。）。管理会社またはその代理人としての管理事務代行会社は、管理会社が適切と考える間隔で（週1回以上）当該証券の評価を検討し、償却原価評価法に従い計算した証券の価額が時価で評価した場合の価額から乖離するか否かを判断し、大きな乖離があれば、投資運用会社に通知するものとする。当該検討において、償却原価評価法により計算した証券の価額が時価で評価した場合から0.1%乖離する場合、管理会社、受託会社および投資運用会社に通知されるものとする。ポートフォリオの時価と償却原価価額の間に0.3%を超える差異が生じる場合は、毎日の検討が必要である。かかる状況においては、管理会社は、当該希薄化を軽減するための措置（もしあれば）を講じる。
- (k) 上記の規定にかかわらず、管理会社は、受託会社の事前の同意を得た上で、(a) 上場されている投資の評価を調整し、または (b) 特定の資産について、受託会社が承認するその他の評価方法の使用を許可することができるが、これは、状況（関連するサブ・ファンドの受益証券の大量の申込みもしくは買戻し、または投資もしくは他の財産の市場性、通貨、適用金利、満期、市場性および／または管理会社が関連するとみなすその他の考慮事項を含むが、これらに限定されない。）を考慮した上で、当該調整または代替的评价方法がより公正にその価額を反映させるために必要であると考えられる場合に限られる。
- (l) 上記にかかわらず、管理会社は、サブ・ファンドに関して、当該営業日の買戻しが申込みを超える場合には、評価時点における当該投資買呼値を参照して、または当該営業日の申込みが買戻しを超える場合には、評価時点における当該投資の売呼値を参照して、投資の価額を計算することを決定することができる。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの正味申込みまたは正味買戻しがある営業日においてサブ・ファンドに関して計算する純資産価額を、投資の取得または売却の費用（取引手数料、税金、お

よび投資の取得価格と売却価格の差額が含まれるが、これらに限定されない。）に起因する取引の希薄化効果を回避または軽減するために調整することを決定することができる。管理会社はまた、サブ・ファンドの投資を最終買付値、最新買付値、最終仲値または最新仲値に基づき評価することを決定することもできる。こうした方針は、サブ・ファンドについて、また当該サブ・ファンドのすべての投資について一貫して適用しなければならない。

- (m) 純資産価額および1口当たり純資産価格の計算に際し、管理事務代行会社は、自らが決定する自動価格情報サービスに依拠することができ、または、本トラストまたは投資運用会社が指示する場合には、特定の価格情報サービス、ブローカー、マーケット・メーカー、またはその他の仲介業者から提供される情報を利用することができる。かかる状況において、管理事務代行会社は、管理事務代行会社に過失または故意の不履行がない場合、当該価格情報サービス、ブローカー、マーケット・メーカー、またはその他の仲介業者から提供された情報の不正確さに起因する純資産価額および1口当たり純資産価格の計算の誤りにより本トラストまたは受益者が被る損失に対して責任を負わないものとする。さらに、純資産価額および1口当たり純資産価格の計算に際し、管理事務代行会社は、投資運用会社、相手方当事者、投資顧問会社または関係者から提供された価格情報を検証するために合理的な努力を行うが、投資家は、一定の状況においては、管理事務代行会社が当該情報を検証することが可能でない、または実務上可能でない場合があることに留意すべきである。かかる状況において、管理事務代行会社は、かかる者により提供された情報の不正確さに起因する純資産価額および1口当たり純資産価格の計算の誤りにより本トラストまたは受益者が被る損失に対して責任を負わないものとする。

④ スイング・プライシング

サブ・ファンドに関する正味申込みまたは正味買戻しが発生した申込日または買戻日には、当該サブ・ファンドのための資産の取得または売却にかかる実際の費用は、取引手数料、税金および資産の取得価格と売却価格の差額により、サブ・ファンドの受益者全体に損失をもたらすほどにサブ・ファンドの純資産価額に影響を及ぼすものになる可能性がある。当該費用が純資産価額に及ぼし得る悪影響は「希薄化」と呼ばれている。

希薄化効果の緩和を図るため、管理会社は、その裁量により、希薄化により発生し得る悪影響に対応するために純資産価額の調整（以下「スイング」という。）を決定することができる。管理会社が当該決定を行った場合、管理事務代行会社は、上記のとおり関連するサブ・ファンドの純資産価額を計算した上で、希薄化効果の補填を目的とした額だけ純資産価額をスイングする。

スイングの方向は、関連する申込日または買戻日に関連するサブ・ファンドに正味申込みまたは買戻しがあるか否かに左右される一方、スイングの大きさは当該サブ・ファンドの取引費用に基づく。

例えば、関連するサブ・ファンドに正味の流入／申込みがある場合は、その純資産価額が上方にスイングするため、入ってくる投資家が本来の申込みよりも高い1口当たり純資産価格を支払うことにより、申込みによって生じる取引費用を事実上負担している。逆に、サブ・ファンドから正味流出／買戻しがある場合は、純資産価額が下方にスイングするため、出て行く受益者が本来を下回る1口当たり純資産価格を受領することにより、買戻しによって生じる取引費用を事実上負担している。これらの純資産価額のスイングは、取引を行う投資家がもたらす取引費用の影響から、取引を行わない受益者を保護することを目的としている。

サブ・ファンドについて純資産価額をスイングする決定は、管理会社または投資運用会社が、管理会社の代理人として行為する管理事務代行会社と共に、管理会社が随時定める基準に従い、申込日または買戻日における関連するサブ・ファンドにおける取引活動（すなわち、申込みおよび買戻しの水準）を考慮の上行われる。当該基準は、申込日または買戻日におけるサブ・ファンドへの正味流入またはサブ・ファンドからの正味流出による投資または売却の費用が、重大な希薄化効果を

生じさせるか否かに関する管理会社の判断を含む。スイング・プライシングは、サブ・ファンドの受益者全体の利益のために希薄化を抑えることをもっぱらの目的として行われ、サブ・ファンド、当該サブ・ファンドの全クラス、および当該サブ・ファンドの全資産について一貫して適用される。

疑義を避けるために付言すると、管理会社が、特定の申込日または買戻日において、サブ・ファンドについて純資産価額のスイングと希薄化防止賦課金の賦課の両方を決定することはない。

⑤ 純資産価額の公表

1口当たり純資産価格は、各評価日の後実務上可能な限り速やかに公表され、各営業日にBloombergおよび／またはwww.fundinfo.com（該当するもの）で公表される。

管理会社は、1口当たり純資産価格の公表を新聞または他の媒体（例えばウェブサイト）を通じて行うことを随時決定することができる。かかる場合、すべての受益者および投資予定者に対して、1口当たり純資産価格の公表が行われる他の媒体が通知される。

1口当たり純資産価格は登録事務代行会社からも入手することができる。登録事務代行会社は、受益証券が上場されている証券取引所に対して、上場受益証券の各クラスについて1口当たり純資産価格を計算後直ちに連絡するものと予想される。

1口当たり純資産価格は、情報提供のみを目的として公表され、当該純資産価額での受益証券の申込みまたは買戻しを勧誘するものではない。1口当たり純資産価格の公表方法が変更される場合は、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺の改訂分に記載される。

⑥ 一時的な停止

管理会社は、受託会社に通知した上で、各サブ・ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドについて、(a) 純資産価額の決定、および／または (b) 受益証券の申込み、および／または (c) 受益者の選択による受益証券の買戻し（全部もしくは一部）、および／または (d) 受益証券の買戻しに関連した買戻しを行う受益者に対する金額の支払の一時的な停止を宣言でき、いずれの場合も期間の全体または一部を対象とし、管理会社が決定する状況において宣言される。当該状況は以下の期間を含むが、これらに限定されない。

- (a) 公認の市場、証券取引所またはサブ・ファンドの資産の大部分が上場、相場表示、取引もしくは取扱いされている市場が（祝日／銀行休業日の場合を除いて）閉鎖されている間、または当該公認の市場、証券取引所または市場が臨時に制限されているか、または停止されている間
- (b) 管理会社の意見において、サブ・ファンドによる保有資産の処分が合理的に実行できない、または当該処分が受益者に重大な悪影響を及ぼす事態を引き起こす状況が存在する時
- (c) 関連する通信網の混乱その他の理由により、関連するサブ・ファンドの資産の大部分の価値を決定することが不可能もしくは実行不能な期間
- (d) 買戻しが適用法もしくは規則に違反する可能性があると考え管理会社が考える期間
- (e) 関連するサブ・ファンドが投資の換金もしくは取得に関連して資金を移動できない期間、または受益証券の買戻しの際に受益者への支払を通常の為替相場で行うことができないと管理会社が考える時
- (f) サブ・ファンドの1つが投資するファンドが、その純資産価額の計算を停止し、またはその受益証券の買戻しを停止している時
- (g) 管理会社の支配、責任および影響の及ばない政治、経済、軍事、金融その他の緊急事態により、通常の条件で関連するサブ・ファンドの資産の大部分を処分することが不可能もしくは実行不能であり、または当該処分が受益者の利益に有害と考えられる時
- (h) 受益証券の販売または買戻しによる手取金を本トラストまたは関連するサブ・ファンドの口座に対して、または当該口座から送金することができない時
- (i) その他の理由により、本トラストの資産の大部分の価値を決定することが不可能または実行できない時

- (j) 管理会社が、その単独の裁量により、そうすることが関連するサブ・ファンドの受益者の最善の利益であると判断する場合
- (k) 市場環境の悪化により、管理会社の意見において、買戻代金の支払が関連するサブ・ファンドまたは当該サブ・ファンドの残りの受益者に対して悪影響を与える可能性がある期間
- (l) 関連するサブ・ファンドの清算、解散または併合を要求する決議が提案されている場合
- (m) 関連するサブ・ファンドに関して市場混乱事由が発生している場合

当該停止の通知は、適用法に従い要求される場合にはケイマン諸島金融庁、および適用される市場規則に従い要求される場合には受益証券が上場されている証券取引所に対して行われ、可能な場合は、停止期間をできる限り迅速に終了させるためのあらゆる合理的な措置を講じる。

（２）【保管】

日本の投資家に販売される受益証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合には、この限りではない。

（３）【信託期間】

本サブ・ファンドは、後記「（５）その他 ①ファンドの解散」の項に従い終了するまで存続する。

（４）【計算期間】

本サブ・ファンドの計算期間は、毎年６月30日に終了する。

（５）【その他】

① ファンドの解散

管理会社は、関連する受益証券の保有者に適宜２週間から６週間前までに通知を行うことを条件に、いつでも本トラストまたはサブ・ファンドを終了することができる。特定の日に、または特定の事由の発生時に自動的に終了することが条件に明示されているサブ・ファンドについては、管理会社は、当該サブ・ファンドの終了について受益者に事前に通知する義務を負わない。管理会社または受託会社は、次のいずれかの事由が発生した場合、本トラストまたはサブ・ファンドを終了することができる。

- (i) 関連するサブ・ファンドが、ミューチュアル・ファンド法に従ったミューチュアル・ファンドとして規制を受けなくなる場合。
- (ii) 本トラストもしくはサブ・ファンドの存続を違法とする法律が可決される場合、または費用、本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの合計規模、および管理会社が関係すると考える他の要素を勘案して、本トラストもしくはサブ・ファンドを存続させることが現実的でない、望ましくない、または受益者の最善の利益とならないと管理会社が考える場合。

サブ・ファンドの受益者は、信託証書に従い適法に可決された決議により、当該サブ・ファンドを適宜終了することができる。

本トラストまたはサブ・ファンドの清算に関する書面による通知は、すべての受益者に交付されなければならない。本トラストまたはサブ・ファンドの終了後、合理的な期間内に、（債権者の債権を充足した上で）分配可能な資産が受益者に分配される。

サブ・ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で自動的に終了する。

- (i) 信託期間の満了の30日前の日
- (ii) 当該サブ・ファンドのすべての受益証券が買い戻された日
- (iii) サブ・ファンドを終了する特別決議が可決され、または有効となる日

本トラストは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で自動的に終了する。

- (i) 信託期間の満了の30日前の日
- (ii) すべてのサブ・ファンドの終了

管理会社は、本サブ・ファンドがその投資目的を達成する見込みがないかまたは達成できないと考える場合、受益者に対して、受益者特別決議によって本サブ・ファンドを終了するよう推奨することができる。

管理会社はまた、経済環境もしくは市場環境または自己の支配を超えるその他の理由（規制または税制の変更等）により、投資目的を達成する自己の能力または投資方針を追求する自己の能力が著しく損なわれた、および／または当該目的または方針がもはや適当でなくなった、および／または本サブ・ファンドの運営がもはや実行可能ではなくなった、または本サブ・ファンドの運営の継続が受益者に不利益なものとなると合理的に考える場合にも、受益者に対して本サブ・ファンドの終了を推奨することができる。かかる状況が発生した場合、管理会社は、代替の選択肢を検討し、ケイマン諸島金融庁の必要な承認を得た上で、かつ、受益者の最善の利益を考える自己の義務に常に従って、本サブ・ファンドを終了する。

なお本サブ・ファンドの受益証券は無議決権受益証券である。無議決権受益証券については、後記「4 受益者の権利等（1）受益者の権利等（iv）議決権」をご参照されたい。

② 信託証書の変更

信託証書の定めに従い、管理会社および受託会社は、一切の目的のために必要または適切であると思料する方法および範囲で、補遺証書により信託証書の規定を変更、修正または追加することができる。ただし、当該変更、修正または追加は、すべてのサブ・ファンドの受益者または（当該変更が特定のサブ・ファンドの受益者のみに影響を与えると受託会社および管理会社が判断する場合は）関連するサブ・ファンドの受益者の普通決議により承認されているものとする。

受託会社はその意見として以下の事項を書面により証明した場合、管理会社および受託会社は、信託証書第39.1条の定めを遵守せずに信託証書を修正することができる。

(a) かかる変更、改定または追加が、

- (i) 受益者もしくは関連するサブ・ファンドの受益者またはかかるいずれかの受益者の利益を著しく害するものではなく、
- (ii) 受益者または関連するサブ・ファンドの受益者に対する責任につき管理会社または受託会社を免責するものではなく、かつ、
- (iii) 受益者に対し、その受益証券に関する追加の支払いを行う義務または当該受益証券に関する責任を引き受ける義務を課すものではないこと。

(b) かかる変更、改定または追加が、関連するケイマン諸島の法律の遵守を目的として、ケイマン諸島の規制当局の規制により要求されること。

(c) かかる変更、改定または追加が、明白な誤りの訂正のために必要であること。

受託会社は、修正が行われたすべてのサブ・ファンドの受益者に、当該修正の効力発生日から30日以内に通知を行うものとする。ただし、クラスもしくはシリーズの追加もしくは削除またはサブ・ファンドの追加設定に関する修正の通知は不要である。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

管理会社または投資運用会社は、投資運用契約の条件に従って、他方の当事者に対する90日前の書面による通知をもってまたは直ちに、投資運用契約を終了することができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

受託会社または保管会社は、保管契約の条件に従って、他方の当事者に対する90日前の書面による通知をもって、または直ちに、保管契約を終了することができる。

本契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

本契約は、イングランドおよびウェールズの法に準拠し、同法に従って解釈される。

管理事務代行契約

管理会社または管理事務代行会社は、管理事務代行契約の条件に従って、他方の当事者に対する90日前の書面による通知をもって、または直ちに、管理事務代行契約を終了することができる。

本契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

受益証券販売・買戻契約

一方の当事者は、受益証券販売・買戻契約の継続期間中いつでも、他方の当事者に対する3か月前の通知を行うことにより、または、(i)他方の当事者（以下「債務不履行当事者」という。）が破産を宣言した場合、(ii)債務不履行当事者に関して、もしくはその資産に対して支払猶予が宣言された場合、(iii)債務不履行当事者の管財人、管理人もしくは清算人が選任された場合、(iv)債務不履行当事者が債権者と和解もしくは協定を結んだ場合もしくは債務不履行当事者の解散に関して決議が可決され、もしくは命令が出された場合、または(v)債務不履行当事者が適用法に基づき債務を履行できなくなった場合に、債務不履行当事者に差し入れられる書面による通知により直ちに、受益証券販売・買戻契約を終了することができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

本契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として、登録されていなければならない。したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者は、受益証券に関し、受託会社または管理会社に対していかなる権利も有さず、また取得しないものとする。ただし、信託証書により受益者に対し明示的に付与されている権利を除く。

受益者の債務は、受益証券の申込みのために自らが払い込むことに同意した金額に限定されるものとする。

サブ・ファンドの受益者は、申込書の署名および交付により受託会社に対して契約上の義務を約する。サブ・ファンドの申込者は、当該サブ・ファンドの受益者として承認された時点で当該サブ・ファンドの受益証券を取得する。受益者は、サブ・ファンドが行う投資に対して法的利益を直接に取得しない。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(i) 分配金受領権

前記「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (4) 分配方針」の項をご参照されたい。

(ii) 買戻請求権

前記「2 買戻し手続等」の項をご参照されたい。

(iii) 償還金の受領権

本トラストまたはサブ・ファンドの解散時には、本トラストまたは関連するサブ・ファンドの（債権者の債権を充足した上で）分配可能な資産は、本トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益証券の各クラス間で按分した上で、受益者に対してその受益証券の価額に応じて分配される。市場の状況により、受益者が当該分配で実現する金額は、当該受益者がその受益証券に関して支払った金額を上回ることも下回ることもある。

本トラストまたはサブ・ファンドの終了時には、受託会社は、受益者の普通決議を経て、本トラストまたは場合によりサブ・ファンドの資産を現物で受益者に分配することができる。ただし、該当する受益者が現物分配に同意する場合は、受託会社は、本トラストまたは場合によりサブ・ファンドの終了に際して受益者の普通決議を経ずに受益者に現物分配を行うことができる。普通決議によるか、現物分配を受ける受益者の承認によるかにかかわらず、受託会社が本トラストまたはサブ・ファンドの終了に際して資産の現物分配を行う場合において、受益者から要請があった場合は、受託会社は当該受益者が受領する権利を有する資産を売却し、当該売却による代金を当該受益者に送金することができる。ただし、受託会社は、当該資産の売却で得られる価格についていかなる保証も行わず、また当該資産の売却に関連する費用は当該受益者が負担するものとする。

なお、本サブ・ファンドの受益証券は無議決権受益証券である。無議決権受益証券については、後記「(iv) 議決権」をご参照されたい。

(iv) 議決権

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズの受益証券は、以下のいずれかとして発行できる。

- 受益者に対して、関連するサブ・ファンドまたはクラスもしくはシリーズの受益者集会の通知を受領し、かかる集会で発言し、投票する権利を付与する議決権付受益証券または
- 受益者に対して、関連するサブ・ファンドまたはクラスもしくはシリーズの受益者集会の通知を受領し、かかる集会で発言し、投票する権利を付与しない無議決権受益証券

本サブ・ファンドのクラスの受益証券は、無議決権受益証券である。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する本サブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (i) 管理会社または本サブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
 - (ii) 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限
- を委任されている。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健
同 廣本 文晴

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資家が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。ただし、確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従い行われる。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるグラントソントン ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。

(1) 【貸借対照表】

パッシム・トラスト

財政状態計算書

2021年6月30日現在

シリーズ2016 TOPIXファンド

2021年6月30日

	注記	千円
資産		
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3,4	-
未収配当金		-
現金および現金等価物		453,870
ブローカー現金		120,523
管理報酬の割戻し未収金		6,812
その他の未収金		3,612
資産合計		584,817
負債		
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	3,4	(3,293)
投資対象購入未払金		-
未払管理報酬	9	(11,038)
未払源泉徴収税		-
未払保管会社報酬	12	(7,573)
未払管理事務代行会社報酬	11	(8,640)
未払ライセンス料		-
未払弁護士報酬および専門家報酬		(4,281)
未払監査報酬		(1,283)
その他の未払金		(565)
負債合計		(36,673)
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産		548,144

本財務書類は、受託会社および管理会社の取締役によって2021年12月22日付で承認され、発行を許可された。

受託会社として
 インタートラスト・コーポレート・サービスズ
 （ケイマン）リミテッド
 署名

管理会社として
 J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド
 署名

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

パッシム・トラスト

財政状態計算書

2020年6月30日現在

シリーズ2016 TOPIXファンド

2020年6月30日

	注記	千円
資産		
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3,4	6,197,618
未収利息		-
未収配当金		9,929
ブローカー債権		5,654
現金および現金等価物		149,530
ブローカー現金		124,472
その他の未収金		7,068
資産合計		6,494,271
負債		
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	3,4	(8,715)
未払管理報酬	9	(11,620)
未払源泉徴収税		(1,520)
未払保管会社報酬	12	(30,610)
未払管理事務代行会社報酬	11	(10,589)
未払弁護士報酬および専門家報酬		(1,272)
未払監査報酬		(712)
ブローカー債務		-
その他の未払金		(862)
負債合計		(65,900)
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産		6,428,371

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

パッシム・トラスト

包括利益計算書

2020年7月1日から2021年6月30日までの会計年度

シリーズ2016 TOPIXファンド

2021年6月30日

	注記	千円
収益		
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に係る純利益	7	844,952
受取配当金		44,992
受取利息		-
その他の収益		15,494
純収益合計		905,438
費用		
管理報酬	9	(12,109)
保管会社報酬	12	-
管理事務代行会社報酬	11	(6,781)
弁護士報酬および専門家報酬		(2,967)
設立費用		-
監査報酬		(719)
ライセンス料	13	(324)
受託会社報酬	10	(141)
その他の費用		(1,332)
運営費用合計		(24,373)
財務費用：		
受益者への分配	14	(64,984)
税引前利益		816,081
源泉徴収税		(6,890)
運営による受益者に帰属する純資産の当期における純増加		809,191

包括利益計算書で扱われている以外に当会計年度における損益はなく、したがって認識済損益の合計についての計算書は表示されない。

すべての実績は、2021年6月29日付で償還したシリーズ2016 JPX日経400ファンドを除き、継続事業によるものである。

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

パッシム・トラスト

包括利益計算書

2019年7月1日から2020年6月30日までの会計年度

シリーズ2016 TOPIXファンド

2020年6月30日

注記

千円

収益

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に係る純（損）益	7	424,355
受取配当金		188,111
利差損		-
純収益／（損失）合計		612,466

費用

管理報酬	9	(16,541)
保管会社報酬	12	(10,587)
管理事務代行会社報酬	11	(8,687)
弁護士報酬および専門家報酬		(2,533)
設立費用		(84)
監査報酬		(693)
ライセンス料	13	(849)
受託会社報酬	10	(380)
その他の費用		(1,082)
運営費用合計		(41,436)

財務費用：

受益者への分配	14	(163,104)
---------	----	-----------

税引前（損）益

407,926

源泉徴収税

(28,804)

運営による受益者に帰属する純資産の当期における純増（減）

379,122

包括利益計算書で扱われている以外に当会計年度における損益はなく、したがって認識済損益の合計についての計算書は表示されない。

すべての実績は継続事業によるものである。

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

パッシム・トラスト

買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2020年7月1日から2021年6月30日までの会計年度

シリーズ2016 TOPIXファンド

2021年6月30日

注記

千円

期首現在の買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産	6,428,371
買戻可能参加型受益証券の発行受取額	5,145
買戻可能参加型受益証券の買戻支払額	(6,694,563)
受益証券取引による純減少額	(6,689,418)
運営による受益者に帰属する純資産の当期における純増加額	809,191
期末現在の買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産	548,144

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

パッシム・トラスト

買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2019年7月1日から2020年6月30日までの会計年度

シリーズ2016 TOPIXファンド

2020年6月30日

注記

千円

期首現在の買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産	10,896,740
買戻可能参加型受益証券の発行受取額	-
買戻可能参加型受益証券の買戻支払額	(4,847,491)
受益証券取引による純増（減）額	(4,847,491)
運営による受益者に帰属する純資産の当期における純増（減）額	379,122
期末現在の買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産	6,428,371

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

パッシム・トラスト

キャッシュ・フロー計算書

2020年7月1日から2021年6月30日までの会計年度

シリーズ2016 TOPIXファンド

2021年6月30日

千円

運営活動によるキャッシュ・フロー

運営による受益者に帰属する純資産の当期における純増加	809,191
----------------------------	---------

調整：

受益者への支払分配金	64,984
------------	--------

受取配当金	(44,992)
-------	----------

受取利息	-
------	---

受取配当金に係る源泉徴収税	6,890
---------------	-------

運転資金変動前運営利益	836,073
-------------	---------

損益を通じて公正価値で測定する金融資産の（増）減	6,197,618
--------------------------	-----------

損益を通じて公正価値で測定する金融負債の増（減）	(5,422)
--------------------------	---------

未収金の（増）減	2,298
----------	-------

未払金の減少	(23,805)
--------	----------

ブローカー現金の（増）減	3,949
--------------	-------

運営により生じた現金純額	7,010,711
--------------	-----------

所得税支払額	(6,890)
--------	---------

受取配当金	54,921
-------	--------

受取利息	-
------	---

運営活動により生じた現金純額	7,058,742
----------------	-----------

財務活動に使用されたキャッシュ・フロー

買戻可能参加型受益証券の発行受取額	5,145
-------------------	-------

買戻可能参加型受益証券の買戻支払額	(6,694,563)
-------------------	-------------

受益者への支払分配金	(64,984)
------------	----------

財務活動による現金流出純額	(6,754,402)
---------------	-------------

現金および現金等価物の純変動	304,340
----------------	---------

現金および現金等価物の期首残高	149,530
-----------------	---------

現金および現金等価物の期末残高	453,870
-----------------	---------

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

パッシム・トラスト

キャッシュ・フロー計算書

2019年7月1日から2020年6月30日までの会計年度

シリーズ2016 TOPIXファンド

2020年6月30日

千円

運営活動によるキャッシュ・フロー

運営による受益者に帰属する純資産の当期における純増（減）	379,122
------------------------------	---------

調整：

受益者への支払分配金	163,104
------------	---------

受取配当金	(188,111)
-------	-----------

利差損	-
-----	---

受取配当金に係る源泉徴収税	28,804
---------------	--------

運転資金変動前運営（損）益	382,919
---------------	---------

損益を通じて公正価値で測定する金融資産の（増）減	4,368,783
--------------------------	-----------

損益を通じて公正価値で測定する金融負債の増加	7,484
------------------------	-------

未収金の（増）減	7,767
----------	-------

未払金の増加	6,426
--------	-------

ブローカー現金の（増）減	(33,932)
--------------	----------

運営により生じた／（に使用された）現金純額	4,739,447
-----------------------	-----------

所得税支払額	(28,804)
--------	----------

受取配当金	194,453
-------	---------

利差損	-
-----	---

運営活動により生じた／（に使用された）現金純額	4,905,096
-------------------------	-----------

財務活動（に使用された）／により生じたキャッシュ・フロー

買戻可能参加型受益証券の発行受取額	-
-------------------	---

買戻可能参加型受益証券の買戻支払額	(4,847,491)
-------------------	-------------

受益者への支払分配金	(163,104)
------------	-----------

財務活動による現金（流出）／流入純額	(5,010,595)
--------------------	-------------

現金および現金等価物の純変動	(105,499)
----------------	-----------

現金および現金等価物の期首残高	255,029
-----------------	---------

現金および現金等価物の期末残高	149,530
-----------------	---------

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

パッシム・トラスト

財務書類に対する注記

1. 一般事項

パッシム・トラスト（以下「トラスト」という。）は、2014年12月2日付信託証書（2018年7月25日付修正および改訂済み信託宣言）（以下「信託証書」という。）に従い、ケイマン諸島の法律に基づくアンブレラ・ファンドとして組成されたユニット・トラストである。

オルタナティブ投資ファンド運用者指令（以下「AIFMD」という。）の目的のため、トラストは、欧州経済領域（以下「EEA」という。）のAIFMを伴う欧州経済領域外（以下「NON-EEA」という。）のAIFに該当する。本トラストの販売は、日本の投資家に限定される。

トラストは、アンブレラ・ファンドとして設定されており、このため、トラストの資産は、異なるサブ・ファンド（以下、総称して「サブ・ファンド」という。）に分割される。2021年6月30日現在、トラストは、以下の活動中のサブ・ファンド13本を保有している。（シリーズ2016 日経225ファンド、シリーズ2016 TOPIXファンド、シリーズ2018 S&P 500ファンド、中国2倍ブル・ファンド、中国2倍ベア・ファンド、ゴールド2倍ブル・ファンド、ゴールド2倍ベア・ファンド、インド2倍ブル・ファンド、インド2倍ベア・ファンド、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612、米国テクノロジー2倍ブル・ファンドおよび米国テクノロジー2倍ベア・ファンド）

本年次報告書および監査済財務書類が作成されるシリーズ2016 TOPIXファンド、シリーズ2016 JPX日経400ファンド、シリーズ2016 日経225ファンドおよびシリーズ2018 S&P 500ファンドについて、サブ・ファンドの管理事務代行会社は、ステート・ストリート・ファンド・サービスーズ（アイルランド）リミテッドおよびステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドである。サブ・ファンドの保管会社は、ステート・ストリート・カストディアル・サービスーズ（アイルランド）リミテッドおよびステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーである。残りのサブ・ファンド10本について、サブ・ファンドの管理事務代行会社は、BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズおよびBNPパリバ・ファンド・アドミニストレーション・サービスーズ（アイルランド）リミテッドで、サブ・ファンドの保管会社は、BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズである。それらのサブ・ファンド10本について、別個の年次報告書および監査済財務書類が作成される。

シリーズ2016 TOPIXファンドは2016年9月20日から、シリーズ2016 日経225ファンドは2016年10月24日から、そしてシリーズ2018 S&P 500ファンドは2018年11月27日からその運用を開始した。

シリーズ2016 JPX日経400ファンドは2016年10月14日からその運用を開始した。当該サブ・ファンドは2021年6月29日付でその運用を終了した。

サブ・ファンドは、JPX日経インデックス400、日経225、スタンダード・アンド・プアーズ500インデックスおよびTOPIX指数とほぼ同じ組入比率の指数構成銘柄（サブ・ファンドの補遺信託証書に定義される）、ならびにJPX日経インデックス400、日経225、スタンダード・アンド・プアーズ500インデックスおよびTOPIX指数のパフォーマンスの追跡および効率的なポートフォリオ運用（現金エクスポージャーのエクイティエクスポージャーへの転換を含む）を目的とする先物を含むが、これに限らない金融デリバティブ商品（以下「FDI」という。）に投資する。

サブ・ファンドは、主に、指数連動型ファンドとして運用されるため、通常、指数構成銘柄のパフォーマンスの悪化により、当該指数構成銘柄がサブ・ファンドのポートフォリオから除外されることはない。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのパッシブ投資戦略やJPX日経インデックス400、日経225、スタンダード・アン

ド・プアーズ500インデックスおよびTOPIX指数の構成銘柄の変更等（ただし、これらに限られない。）の様々な要因により、常にJPX日経インデックス400、日経225、スタンダード・アンド・プアーズ500インデックスおよびTOPIX指数の全ての指数構成銘柄に投資することはできない。例えば、ある指数構成銘柄がJPX日経インデックス400、日経225、スタンダード・アンド・プアーズ500インデックスおよびTOPIX指数の構成銘柄でなくなった場合、日興アセットマネジメント株式会社（以下「投資運用会社」という。）は、当該指数構成銘柄を売却し、その手取金を代替の指数構成銘柄への投資に利用することにより、サブ・ファンドのポートフォリオのリバランスを行うことができ、これによりJPX日経インデックス400、日経225、スタンダード・アンド・プアーズ500インデックスおよびTOPIX指数の構成銘柄の変更が反映される。ただし、サブ・ファンドのポートフォリオには、任意の時期に、JPX日経インデックス400、日経225、スタンダード・アンド・プアーズ500インデックスおよびTOPIX指数の構成銘柄ではないがサブ・ファンドの認められた投資範囲内に含まれる有価証券が含まれる場合がある。

2. 重要な会計方針の要約

本財務書類の作成に適用された基本的会計方針は以下に記載されている。別段の記載のない限り、表示対象の会計年度に対し、当該方針が一貫して適用される。

本財務書類の純資産価額（以下「NAV」という。）に関する参照の全ては、別段の記載のない限り、登録済の受益証券保有者（以下「受益者」という。）に帰属する純資産をいう。

(a) 作成の基礎

サブ・ファンドの財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。

財務書類は取得原価主義に基づいて作成されているが、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の再評価による修正が加えられている。各サブ・ファンドの財務書類は、非継続企業的前提基準で作成されるシリーズ2016 JPX日経400ファンドを除き、継続企業的前提基準で作成されている。

IFRSに準拠した財務書類の作成にあたり、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響する判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。

実際の結果は、かかる見積りと異なることがある。見積りおよび裏付けとなる仮定は、継続ベースで見直される。会計見積りの修正は、当該見積りが修正される会計年度、および影響を受ける将来の期間に認識される。

サブ・ファンド（シリーズ2018 S&P 500ファンドを除く）の機能通貨および買戻可能参加型受益証券（以下「受益証券」という。）の運用通貨は日本円である。シリーズ2018 S&P 500ファンドの機能通貨は米ドルである。サブ・ファンド（シリーズ2018 S&P 500ファンドを除く）の財務書類は日本円で表示される。シリーズ2018 S&P 500ファンドの機能通貨が米ドルであるのは、サブ・ファンドが保有する投資対象の大部分が当該通貨のためである。

2021年6月30日に終了した会計年度から効力を生じる公表済の新基準、修正基準および解釈指針

サブ・ファンドの財政状態、パフォーマンスまたは財務書類の開示に重大な影響を及ぼす、2020年7月1日以降に開始する会計年度から効力を生じる公表済の新基準、既存の基準に対する解釈指針または修正はない。

2021年6月30日に終了した会計年度に対して効力を生じておらず、また早期適用もしていない公表済の新基準、修正基準および解釈指針

IFRS第17号「保険契約」は、2017年5月に公表され、2023年1月1日以降に開始する会計期間から効力を生じる。事業体により発行される再保険契約、事業体により保有される再保険契約を含む保険契約、および保険契約を発行する事業体により発行された裁量的な利益参加権の特徴を有する投資契約に適用される。保険契約とは、ある主体（保険者）が他の主体（保険契約者）から、特定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利益を与えた場合に保険契約者に補償を行うことを同意することにより、重大な保険リスクを引き受ける契約と定義される。当該新基準が、サブ・ファンドの財政状態、パフォーマンスまたは財務書類の開示に重要な影響を及ぼすことはないと思料される。

その他の基準、既存の基準に対する解釈指針または修正はない。

b) 損益を通じて公正価値で測定される金融資産および負債

(i) 分類

サブ・ファンドは、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）に従って、資本証券およびFDIへの投資を損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債として分類する。

(ii) 投資有価証券の評価

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）は、ステート・ストリート・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）との間で証券評価額提供契約を締結し、サブ・ファンドのNAVの計算ならびに同契約に概説されている価格ヒエラルキーおよび手続きに沿って各資産を評価することを委託している。

投資運用会社は、管理事務代行会社および管理会社がサブ・ファンドの資産を値付けする際に、必要に応じて値付情報の裏付けの提供を含む支援をしなければならない。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る実現損益は、売却手取額または評価額と取得原価との差額を表章しており、かつブローカーの請求および手数料の全てを考慮したものである。損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る実現および未実現損益は、包括利益計算書に計上される。

(iii) 認識および認識の中止

投資の売買は、取引日（サブ・ファンドが投資の購入または売却を約定した日）に認識される。投資は、当該投資からのキャッシュ・フローを受取る権利が失効した、またはサブ・ファンドがリスクおよび所有に伴う便益を実質的に全て移譲した時に、認識を中止する。

(iv) 測定

投資は、当初に公正価値で認識され、損益を通じて公正価値で計上される金融資産の取引コストは、発生時に費用計上される。

当初認識後、投資は公正価値で測定される。活発な市場で取引される金融資産および負債の公正価値は、報告日における取引終了時点の市場価格に基づく。サブ・ファンドが保有する金融資産に使用された市場価格は、報告日現在の終値である。

「損益を通じて公正価値で測定する金融資産」カテゴリーの公正価値の変動から生じる損益は、これらが発生した会計年度における包括利益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益」に含まれる。

(c) 金融デリバティブ商品

FDIは、FDI契約が締結された日付に公正価値で認識され、その後、その公正価値で再測定される。全てのFDIは、その公正価値がプラスの場合、資産として計上され、その公正価値がマイナスの場合、負債として計上される。FDIの公正価値の変動は、包括利益計算書に含まれる。価格は、取引相手方の取引可能な市場価格に基づく。先物契約の公正価値は、日々の決済相場価格に基づく。契約の価値の変動は、包括利益計算書の未実現損益として認識される。未決済の先渡為替契約および未決済の外国為替スポット契約の公正価値は、約定利率と当該契約を財政状態計算書日に手仕舞いするであろう決済日先渡利率の差額として計算される。

(d) 公正価値の見積り

活発な市場で取引されている金融資産および負債（公開市場で取引されているFDIおよび売買目的証券など）の公正価値は、財政状態計算書の日付現在における市場価格に基づく。サブ・ファンドは、市場リスクを相殺するFDIを有する場合、リスク相殺ポジションの公正価値の設定基準として、中値を使用し、ネット・オープン・ポジションに対しては、必要に応じて呼値が適用される。活発な市場で取引されていない金融資産および負債の公正価値は、ブローカー相場の買呼値を用いて決定される。特に、負債証券の公正価値は、フィナンシャル・タイムズの評価額およびブルームバーグの評価額を含む独立した値付ソースから入手した、ブローカー相場の参照によって決定される。

(e) 金融商品の相殺

認識された金額を法的に相殺する権利があり、純額ベースで決済する、または資産を現金化し、負債を同時に決済する意思がある場合、金融資産および負債は相殺され、純額が財政状態計算書に報告される。

(f) ブローカー債権／債務

ブローカー債権／債務は、それぞれ期末時点で契約されているが、未決済であるか、引き渡されていない、売却証券の未収金または購入証券の未払金を表章する。

(g) 収益および費用

受取利息は、実効金利法を使用して期間比例で認識される。収益には、現金および現金等価物の受取利息ならびに損益を通じて公正価値で測定する負債証券の受取利息が含まれる。

費用は、発生主義で会計処理される。

(h) 外貨換算**(i) 機能通貨および表示通貨**

サブ・ファンドの財務書類に含まれる項目は、サブ・ファンドが運営を行う主要な経済環境の通貨（以下「機能通貨」という。）を用いて測定される。

サブ・ファンド（シリーズ2018 S&P 500ファンドを除く）の機能通貨は日本円であり、主要な資本調達市場を反映している。シリーズ2018 S&P 500ファンドを除く財務書類は日本円で表示され、それは、サブ・ファンド（シリーズ2018 S&P 500ファンドを除く）の表示通貨でもある。シリーズ2018 S&P 500ファンドの機能通貨および表示通貨は米ドルである。

(ii) 取引および残高

外貨建て取引は、取引日の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算される。外貨建て資産および負債は、財政状態計算書の日付現在の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算される。

かかる取引の決済および期末為替レートを用いた外貨建て資産や負債の換算から発生する為替差損益は、包括利益計算書に認識される。

サブ・ファンドは、証券取引およびFDI取引に係る損益の部分について、為替変動によるものと証券の市場価格の変動によるものとに区別していない。かかる変動は、包括利益計算書の損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る純損益に含まれる。

(i) 現金および現金等価物

現金および現金等価物には、要求払い預金で保有される預金、当初満期が3か月以内のその他短期で流動性が高い投資および当座借越が含まれる。当座借越は、もしあれば、財政状態計算書に負債として表示される。

(j) ブローカー現金

ブローカー現金は、先物契約の証拠金預け入れが含まれ、それはブローカーで保有される担保に関係している。

(k) 買戻可能受益証券

受益者は、買戻手続に従い、いずれの買戻日においても、かかる買戻日現在の受益証券1口当たりの純資産価格で受益証券の全てまたは一部を買い戻すことをサブ・ファンドに請求することができる。サブ・ファンドに適用される最低買戻金額は、英文目論見書に記載されており、場合によっては、関連する補遺信託証書に記載されている。管理会社は、その絶対的な裁量により、各クラス全体に関して、または特定の買戻請求の全部もしくは一部に関して最低買戻金額を放棄することができる。

2021年6月30日現在、シリーズ2016 TOPIXファンド、シリーズ2016 日経225ファンドおよびシリーズ2018 S&P 500ファンドが有する発行済受益証券は2クラスである。受益証券は、(i)財政状態計算書の日付時点で、サブ・ファンドの発行済受益証券が1クラスのみであり、(ii)当該受益証券が、IAS第32号の「金融商品：表示」に基づいて、資本分類についてのその他全ての条件を、当該受益証券が満たす場合（これらの受益証券がサブ・ファンドにより発行されている中で最劣後受益証券であるという条件が含まれる。）に、受益証券は資本に分類される。

(1) 税金

サブ・ファンドには、現在、投資利益およびキャピタル・ゲインに関する特定の諸国による源泉徴収税が発生している。かかる収益または利益は、包括利益計算書の源泉徴収税の総額で計上される。

源泉徴収税は、包括利益計算書に個別項目として表示される。

税金の詳細については注記15を参照のこと。

(m) 設立費用

トラストおよび各サブ・ファンドの設立費用は、それぞれのサブ・ファンドが負担する。トラストおよびサブ・ファンドの組成時に発生した設立費用は、それらが生じた会計年度にサブ・ファンドの費用として認識される。

(n) 分配金

管理会社は、サブ・ファンドの受益者に支払われる分配の金額および時期について完全な裁量権を有する。全ての分配金は、源泉徴収税を控除して支払われる。

3. 金融リスク管理

サブ・ファンドの活動は、保有金融商品から生じる市場価格リスク、金利リスク、通貨リスク、信用リスクおよび流動性リスクを含むが、これに限らない、様々なリスクに晒される。金融商品は、サブ・ファンドの公表済の投資方針に従って保有され、それに応じた投資目的を達成するために管理される。

当該リスクを管理するために採用されたリスクおよび各リスクの管理方針を以下に開示する。

(a) 市場価格リスク

市場リスクは、主として、保有する金融商品の将来の価格についての不確実性から生じる。当該リスクは、サブ・ファンドが、価格変動に際し、市場でポジションを保有することにより被る可能性のあるリスクである。市場リスクは管理会社によって管理される。当該サブ・ファンドの場合、FDIにおける市場リスクは重要であるものの、全体的に投資家の利益に沿っている。実現および未実現利益は、それらが生じた会計年度の包括利益計算書に認識される。

新型コロナウイルス「COVID-19」による感染性呼吸器疾患は、長期の世界的なパンデミックを生じさせている。このコロナウィルスは、旅行制限、国境の閉鎖、入港などにおける健康検査の強化、医療サービスの準備や提供の中断、遅延、検疫の長期化、キャンセル、サプライチェーンの寸断、消費者需要の低下、さらには一般的な懸念や不確実性をもたらしている。

広範なワクチン接種プログラムを多くの国で採用するなど、パンデミックの影響を緩和するための開発が進められている一方で、COVID-19の影響は、世界経済全体に渡る多くの国々の経済、個々の発行体および資本市場への悪影響が継続している。この影響がいつまで続くかを正確に予測することは困難である。さらに、新興市場の国々における感染症の影響は、一般的に確立されていない医療システムのために、より大きな影響を受け、より長引く可能性がある。COVID-19のアウトブレイクによって引き起こされた公衆衛生危機は、特定の国においてまたは世界的に他の既存の政治的、社会的、経済的リスクを悪化させるかもしれない。COVID-19のアウトブレイクの期間とその影響を確実に判定することはできない。

報告日現在の市場全体のエクスポージャーは、以下の通りである。

シリーズ2016 TOPIXファンド

2021年6月30日

千円

売買目的保有

先物	(3,293)
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	(3,293)

上場株式およびFDIの価格が、1%上昇／下落したと仮定した場合、期末時点の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産は、(32,930) 円の増加／減少であったと考えられる。

シリーズ2016 日経225ファンド

2021年6月30日

千円

売買目的保有

株式	17,589,263
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	17,589,263

売買目的保有

先物	(4,262)
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	(4,262)

上場株式およびFDIの価格が、1%上昇／下落したと仮定した場合、期末時点の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産は、175,850,010円の増加／減少であったと考えられる。

シリーズ2018 S&P 500ファンド

2021年6月30日

千米ドル

売買目的保有

株式	351,033
投資信託	2,951
先物	97
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	354,081

上場株式およびFDIの価格が、1%上昇／下落したと仮定した場合、期末時点の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産は、3,540,810米ドルの増加／減少であったと考えられる。

シリーズ2016 TOPIXファンド

2020年6月30日

千円

売買目的保有

株式	6,197,618
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	6,197,618

売買目的保有

先物	(8,715)
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	(8,715)

上場株式およびFDIの価格が、1%上昇／下落したと仮定した場合、期末時点の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産は、61,889,030円の増加／減少であったと考えられる。

シリーズ2016 日経225ファンド

2020年6月30日

千円

売買目的保有

株式	18,561,403
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	18,561,403

売買目的保有

先物	(5,490)
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	(5,490)

上場株式およびFDIの価格が、1%上昇／下落したと仮定した場合、期末時点の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産は、185,559,130円の増加／減少であったと考えられる。

シリーズ2018 S&P 500ファンド

2020年6月30日

千米ドル

売買目的保有

株式	293,552
先物	251
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	293,803

上場株式およびFDIの価格が、1%上昇／下落したと仮定した場合、期末時点の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産は、2,938,030米ドルの増加／減少であったと考えられる。

シリーズ2016 JPY日経400ファンド**2020年6月30日****千円****売買目的保有**

株式	10,733,066
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	10,733,066

売買目的保有

先物	(7,961)
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	(7,961)

上場株式およびFDIの価格が、1%上昇／下落したと仮定した場合、期末時点の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産は、107,251,050円の増加／減少であったと考えられる。

(b) 金利リスク

金利リスクは、金利の変動が将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を与える可能性から生じるものである。実勢金利の変動または先物レートの期待値の変動が、保有証券の価値の値上がりまたは値下がりにつながることもある。通常、金利が上昇する場合、固定利付証券の価値が値下がりする。金利の下落は、通常その逆の効果をもたらす。その他の資産および負債は、金利リスクを負わない。サブ・ファンドは、主として資本性証券に投資するため金利リスクに対するエクスポージャーは重大ではなく、感応度分析は表示されない。

(c) 通貨リスク

通貨リスクは、為替レートの変動によって金融商品の価値が上下するリスクである。サブ・ファンドは、その資産および負債の大部分が、サブ・ファンドの機能通貨および表示通貨である日本円建ておよび米ドル建てであるため、外貨の残高および取引から生じる通貨リスクに晒されていない。したがって、経営陣は通貨リスクの感応度分析を表示する必要はないものと判断している。

(d) 信用リスク

信用リスクは、発行体または取引相手方が、サブ・ファンドと締結した約定（期日による全額支払いを含む）を履行することができない、または履行しようとししないリスクである。

サブ・ファンドは、取引を行う当事者に対して信用リスクに晒され、また決済不履行のリスクも負う。現金および売買目的証券は、期を通じて保管会社で保有される。サブ・ファンドが保有する全ての売買目的証券は、日本および米国で認可を受けた証券取引所に上場されている企業のものである。債務の特質を有するも

のではない。取引相手方との株式の決済は、引渡基準で各証券取引所の規則によって規制される。一般に、現金決済のような類の信用リスクが含まれることはない。

現金を管理する目的で、サブ・ファンドは、保管会社およびブローカーの銀行口座を有する。受託会社として、インタートラスト・コーポレート・サービシーズ（ケイマン）リミテッドは、ステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ（アイルランド）リミテッドおよびステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーを保管会社に任命している。

サブ・ファンドの全ての資産／（負債）は、保管会社で保有されていた。ただし、ブローカーであるみずほセキュリティーズシンガポールで保有される先物取引のための現金を除く。

以下の表は、2021年6月30日および2020年6月30日現在の外部格付けおよび信用リスクに対する最大エクスポージャーによる保管会社およびブローカーに保有されるサブ・ファンドの資産を要約したものである。

2021年6月30日	S&Pグローバル ・レーティング	シリーズ2016 TOPIXファンド 千円	シリーズ2016 日経225ファンド 千円	シリーズ2018 S&P 500ファンド 千米ドル	シリーズ2016 JPX日経400ファンド ¹ 千円
資産－保管会社	AA-	450,577	17,868,382	358,974	321,432
資産－ブローカー	A	120,523	332,877	1,421	-

¹ 当該サブ・ファンドは、2021年6月29日付で償還した。

2020年6月30日	S&Pグローバル ・レーティング	シリーズ2016 TOPIXファンド 千円	シリーズ2016 日経225ファンド 千円	シリーズ2018 S&P 500ファンド 千米ドル	シリーズ2016 JPX日経400ファンド 千円
資産－保管会社	AA-	6,338,433	18,761,763	293,816	10,881,570
資産－ブローカー	A	124,472	165,000	2,421	97,318

(e) 流動性リスク

流動性リスクは、金融負債に関する債務を履行することが困難となるリスクである。

サブ・ファンドは、参加型受益証券の日々の現金買戻しに対してリスクに晒される。サブ・ファンドは、活発な市場で取引される投資にその資産の大部分を投資しているため、容易に売却が可能である。サブ・ファンドの大部分の資産は上場証券で、一流の証券取引所に上場されてるため容易に現金化できるものとみなされる。

以下の表は、サブ・ファンドの金融負債を分析したもので、財政状態計算書の日付から契約上の満期日までの残存期間に基づいて、該当満期別に純額ベースで決済されるものの内訳である。表に開示された金額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである。全ての未払いは、1か月以内に決済期限が到来する。

シリーズ2016 TOPIXファンド

3か月未満

2021年6月30日

千円

損益を通じて公正価値で測定する金融負債	3,293
未払管理事務代行会社報酬	8,640
未払監査報酬	1,283
未払管理報酬	11,038
未払保管会社報酬	7,573
未払弁護士報酬および専門家報酬	4,281
その他の未払金	565
買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産	548,144
負債合計	584,817

シリーズ2016 日経225ファンド

3か月未満

2021年6月30日

千円

損益を通じて公正価値で測定する金融負債	4,262
未払源泉徴収税	2,474
未払管理事務代行会社報酬	3,733
未払監査報酬	699
未払管理報酬	20,550
未払保管会社報酬	926
未払弁護士報酬および専門家報酬	5,110
未払ライセンス料	4,556
その他の未払金	494
買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産	18,183,274
負債合計	18,226,078

シリーズ2018 S&P 500ファンド

3か月未満

2021年6月30日

千米ドル

損益を通じて公正価値で測定する金融負債	841
未払源泉徴収税	61
未払管理事務代行会社報酬	65
未払監査報酬	57
未払管理報酬	146
未払保管会社報酬	61
未払弁護士報酬および専門家報酬	9

投資対象購入未払金	39
未払ライセンス料	1
その他の未払金	56
買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産	360,121
負債合計	361,457

シリーズ2016 JPX日経400ファンド¹
2021年6月30日

3か月未満
千円

未払源泉徴収税	2,870
未払監査報酬	16
未払弁護士報酬および専門家報酬	1,555
未払受益証券買戻し	336,911
負債合計	341,352

¹ 当該サブ・ファンドは、2021年6月29日付で償還した。

シリーズ2016 TOPIXファンド
2020年6月30日

3か月未満
千円

損益を通じて公正価値で測定する金融負債	8,715
未払源泉徴収税	1,520
未払管理事務代行会社報酬	10,589
未払監査報酬	712
未払管理報酬	11,620
未払保管会社報酬	30,610
未払弁護士報酬および専門家報酬	1,272
その他の未払金	862
買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産	6,428,371
負債合計	6,494,271

シリーズ2016 日経225ファンド
2020年6月30日

3か月未満
千円

損益を通じて公正価値で測定する金融負債	5,490
未払源泉徴収税	4,127
未払管理事務代行会社報酬	16,418

未払監査報酬	845
未払管理報酬	17,966
未払保管会社報酬	3,067
未払弁護士報酬および専門家報酬	1,992
ブローカー債務	26,514
その他の未払金	1,239
買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産	18,885,154
負債合計	18,962,812

シリーズ2018 S&P 500ファンド

2020年6月30日

3か月未満

千米ドル

損益を通じて公正価値で測定する金融負債	681
未払源泉徴収税	111
未払管理事務代行会社報酬	141
未払管理報酬	330
未払保管会社報酬	116
未払弁護士報酬および専門家報酬	30
その他の未払金	167
買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産	302,178
負債合計	303,754

シリーズ2016 JPX日経400ファンド

2020年6月30日

3か月未満

千円

損益を通じて公正価値で測定する金融負債	7,961
未払源泉徴収税	2,933
未払管理事務代行会社報酬	12,448
未払監査報酬	31
未払管理報酬	15,315
未払保管会社報酬	4,044
未払弁護士報酬および専門家報酬	2,037
その他の未払金	2,879
負債合計	47,648

(f) 元本リスク管理

サブ・ファンドの元本は、サブ・ファンドの受益証券によって表章され、財政状態計算書の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産として表示される。投資目的を達成するため、サブ・ファンドは英文目論見書に記載されている投資方針に沿ってその元本を投資しつつ、買戻請求に応じるための十分な流動性を維持する。かかる流動性は、流動性のある投資を保有することで高められる。

4. 公正価値測定

サブ・ファンドは、測定を行う際に使用されるインプットの重要性を反映している公正価値ヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類する。公正価値ヒエラルキーは以下のレベルに分けられる。

レベル1－測定日にサブ・ファンドが入手可能な、同一の資産または負債の活発な市場における無調整の相場価格を反映したインプット。

投資の評価が、活発な市場における相場価格に基づくため、レベル1に分類される。

レベル2－活発とはみなされない市場におけるインプットを含む、直接的または間接的に観察可能な資産または負債の相場価格以外のインプット。

活発な市場とはみなされないが、観察可能なインプットとして裏付けされる市場価格、ディーラー相場または他の値付情報に基づき評価され、市場で取引される投資は、レベル2に分類される。

レベル2の投資には、活発な市場で取引されていない、および／または譲渡制限のあるポジションが含まれ、評価は、通常、入手可能な市場情報に基づいて、非流動性および／または非譲渡性を反映するよう調整されることがある。

レベル3－重要な観察不可能なインプットを使用する評価技法。評価技法に観察可能なデータに基づかないインプットが含まれ、かつ観察不可能なインプットが商品の評価に重要な影響を及ぼすであろう場合、当該カテゴリーに全ての商品が含まれる。重要な観察不可能な調整または前提に、商品間の差異を反映することが求められる場合、当該カテゴリーには、類似商品の相場価格に基づき評価される商品が含まれる。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき決定される。かかる目的において、インプットの重要性は全体としての公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観察不可能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性の評価では、資産または負債に特有な要素を考慮した判断が要求される。

「観察可能」を構成するものを決定するには、管理会社の重要な判断が要求される。管理会社は、容易に入手可能であり、定期的に配信または更新され、信頼性がありかつ検証可能な、属的なものでない、および関連市場において積極的に関与している独立したソースによって提供される市場データを観測可能データとみなす。

以下の表は、公正価値で測定される2021年6月30日に終了した会計年度のサブ・ファンドの金融資産および負債に関する公正価値ヒエラルキーの分析である。

シリーズ2016 TOPIXファンド	レベル1 千円	レベル2 千円	レベル3 千円	合計 千円
金融負債				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
先物	(3,293)	-	-	(3,293)
合計	(3,293)	-	-	(3,293)

シリーズ2016 日経225ファンド	レベル1 千円	レベル2 千円	レベル3 千円	合計 千円
金融資産				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式証券	17,589,263	-	-	17,589,263
合計	17,589,263	-	-	17,589,263
金融負債				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
先物	(4,262)	-	-	(4,262)
合計	(4,262)	-	-	(4,262)

シリーズ2018 S&P 500ファンド	レベル1 千米ドル	レベル2 千米ドル	レベル3 千米ドル	合計 千米ドル
金融資産				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式証券	351,033	-	-	351,033
投資信託	2,951	-	-	2,951
先物	97	-	-	97
合計	354,081	-	-	354,081
金融負債				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
未決済先渡契約	-	(841)	-	(841)
合計	-	(841)	-	(841)

以下の表は、公正価値で測定される2020年6月30日に終了した会計年度のサブ・ファンドの金融資産および負債に関する公正価値ヒエラルキーの分析である。

シリーズ2016 TOPIXファンド	レベル1 千円	レベル2 千円	レベル3 千円	合計 千円
金融資産				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式証券	6,197,618	-	-	6,197,618
合計	6,197,618	-	-	6,197,618
金融負債				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
先物	(8,715)	-	-	(8,715)
合計	(8,715)	-	-	(8,715)

シリーズ2016 日経225ファンド

	レベル1 千円	レベル2 千円	レベル3 千円	合計 千円
金融資産				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式証券	18,561,403	-	-	18,561,403
合計	18,561,403	-	-	18,561,403
金融負債				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
先物	(5,490)	-	-	(5,490)
合計	(5,490)	-	-	(5,490)

シリーズ2018 S&P 500ファンド

	レベル1 千米ドル	レベル2 千米ドル	レベル3 千米ドル	合計 千米ドル
金融資産				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式証券	291,426	-	-	291,426
投資信託	2,126	-	-	2,126
先物	251	-	-	251
先渡し	-	57	-	57
合計	293,803	57	-	293,860
金融負債				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
先渡し	-	(681)	-	(681)
合計	-	(681)	-	(681)

シリーズ2016 JPX日経400ファンド

	レベル1 千円	レベル2 千円	レベル3 千円	合計 千円
金融資産				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式証券	10,733,066	-	-	10,733,066
合計	10,733,066	-	-	10,733,066
金融負債				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
先物	(7,961)	-	-	(7,961)
合計	(7,961)	-	-	(7,961)

公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動は、期末に生じたものとみなされ、またIFRS第13号に基づく定義通りに、レベルの変動を引き起こすような投資の値付けに使用される値付けソースまたは方法が変更された場

合、公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動が生じたものとみなされる。当期中、レベル1、2および3の間で移動はなかった。

公正価値で計上されない資産および負債は、償却原価で計上され、その計上額は、合理的な公正価値に近似する。銀行預金を含む現金および活発な市場におけるその他の短期投資は、レベル1に分類される。投資売却未収金およびその他の未収金は、決済取引の契約額およびサブ・ファンドに対するその他の債務を含む。その他の未払金は、契約上の金額ならびに取引および費用の決済に対してサブ・ファンドが負う債務を表す。全ての未収金および未払金の残高は、レベル2に分類される。買戻可能受益証券の評価は、総資産とその他の全ての負債との間の正味差額に基づき計算される。受益証券は受益者の選択で買戻しが可能であり、受益証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産価額の受益証券の割合に等しい現金で、いずれの取引日においてもサブ・ファンドに買戻させることができるため、要求払条項が当該受益証券に付されている。そのため、レベル2は、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産に対する最良のカテゴリー化とみなされている。

5. カテゴリー別金融商品

金融資産

財政状態計算書に開示される損益を通じて公正価値で分類される投資とは別に、その他の未収金、ブローカーからの債権額ならびに現金および現金等価物を含む、財政状態計算書に開示されるその他全ての金融資産は、「その他の金融資産」に分類される。

金融負債

財政状態計算書に開示される損益を通じて公正価値で分類される投資とは別に、未払管理事務代行会社報酬、未払管理報酬、未払受託会社報酬、未払監査報酬、ブローカーに対する債務額およびその他の未払金を含む、財政状態計算書に開示される全ての金融負債は、「その他の金融負債」として分類される。

6. カテゴリー別金融デリバティブ商品

サブ・ファンドは、先物と先渡しを保有している。

先物契約は、将来の日付の特定の価格またはレートで証券または通貨を売買する二当事者間の契約である。契約額の日々の変動は、未実現損益として計上され、サブ・ファンドは、当該契約が終了した時点で実現損益を認識する。先物契約に係る未実現損益は、包括利益計算書に認識される。

先渡通貨契約とは、将来のある日に定められた価格で通貨を売買する（または、二つの通貨の相対的な価値の変化量を支払う、もしくは受け取る）という二当事者間の契約である。先渡通貨契約の市場価格は、先渡為替レートの変動に伴い変動する。

2021年6月30日現在、サブ・ファンドの財政状態計算書には、以下の先物が含まれていた。

2021年6月30日現在	想定元本 千円	公正価値 千円
シリーズ2016 TOPIXファンド	547,260	(3,293)
シリーズ2016 日経225ファンド	573,993	(4,262)
2021年6月30日現在	想定元本 千米ドル	公正価値 千米ドル

シリーズ2018 S&P 500ファンド

6,551

97

2021年6月30日現在、サブ・ファンドの財政状態計算書には、以下の先渡しが含まれていた。

2021年6月30日現在	未実現利益 千米ドル	未実現損失 千米ドル
シリーズ2018 S&P 500ファンド	-	(841)

2020年6月30日現在、サブ・ファンドの財政状態計算書には、以下の先物が含まれていた。

2020年6月30日現在	想定元本 千円	公正価値 千円
シリーズ2016 TOPIXファンド	242,439	(8,715)
シリーズ2016 日経225ファンド	288,321	(5,490)
シリーズ2016 JPX日経400ファンド	241,094	(7,961)

2020年6月30日現在	想定元本 千米ドル	公正価値 千米ドル
シリーズ2018 S&P 500ファンド	2,649	251

2020年6月30日現在、サブ・ファンドの財政状態計算書には、以下の先渡しが含まれていた。

2020年6月30日現在	未実現損失 千米ドル
シリーズ2018 S&P 500ファンド	(624)

7. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に係る純利益／（損失）

シリーズ2016 TOPIXファンド	2021年6月30日 千円
--------------------	------------------

損益を通じて公正価値で測定する
金融資産および負債に係る純利益：

投資実現利益	370,991
金融デリバティブ実現利益	36,052
投資未実現利益	432,487
金融デリバティブ未実現利益	5,422
	844,952

シリーズ2016 日経225ファンド	2021年6月30日 千円
--------------------	------------------

損益を通じて公正価値で測定する
金融資産および負債に係る純利益：

投資実現利益	1,900,775
--------	-----------

金融デリバティブ実現利益	167,877
投資未実現利益	2,347,248
金融デリバティブ未実現利益	1,229
	4,417,129

シリーズ2018 S&P 500ファンド

2021年6月30日

千米ドル

損益を通じて公正価値で測定する
金融資産および負債に係る純利益：

投資実現利益	86,703
金融デリバティブ実現利益	2,024
投資未実現利益	40,368
金融デリバティブ未実現（損失）	(396)
	128,699

シリーズ2016 JPX日経400ファンド¹

2021年6月30日

千円

損益を通じて公正価値で測定する
金融資産および負債に係る純利益：

投資実現利益	1,162,984
金融デリバティブ実現利益	19,473
投資未実現利益	1,100,217
金融デリバティブ未実現利益	7,961
	2,290,635

¹ 当該サブ・ファンドは、2021年6月29日付で償還した。

シリーズ2016 TOPIXファンド

2020年6月30日

千円

損益を通じて公正価値で測定する
金融資産および負債に係る純利益：

投資実現利益	48,687
金融デリバティブ実現利益	33,932
投資未実現利益	349,220
金融デリバティブ未実現（損失）	(7,484)
	424,355

シリーズ2016 日経225ファンド

2020年6月30日

千円

損益を通じて公正価値で測定する**金融資産および負債に係る純利益：**

投資実現利益	271,328
金融デリバティブ実現利益	43,664
投資未実現利益	1,686,746
金融デリバティブ未実現（損失）	(8,265)
	1,993,473

シリーズ2018 S&P 500ファンド**2020年6月30日****千米ドル****損益を通じて公正価値で測定する****金融資産および負債に係る純（損失）：**

投資実現（損失）	(13,744)
金融デリバティブ実現利益	925
投資未実現利益	633
金融デリバティブ未実現（損失）	(389)
	(12,575)

シリーズ2016 JPX日経400ファンド**2020年6月30日****千円****損益を通じて公正価値で測定する****金融資産および負債に係る純利益：**

投資実現（損失）	(274,907)
金融デリバティブ実現利益	35,017
投資未実現利益	879,174
金融デリバティブ未実現（損失）	(8,148)
	631,136

8. 発行済買戻可能受益証券

買戻可能参加型受益証券は、シリーズ2016 JPX日経400ファンドについては資本に分類され、またシリーズ2016 TOPIXファンド、シリーズ2016 日経225ファンドおよびシリーズ2018 S&P 500ファンドについて負債に分類される。シリーズ2016 TOPIXファンド、シリーズ2016 日経225ファンドおよびシリーズ2018 S&P 500ファンドは、資本として買戻可能参加型受益証券の分類に要求される単一の受益証券クラスを有するという基準を満たしていない。受益者が、関連する取引日における現金で、その受益証券をサブ・ファンドに買戻させるという権利を行使した場合、買戻可能参加型受益証券は、財政状態計算書の日付現在の未払いの買戻額として計上される。

買戻可能参加型受益証券は、発行または買戻し時にサブ・ファンドの受益証券1口当たりのNAVに基づく価格で、受益者の選択により、発行および買戻される。

サブ・ファンドの受益証券1口当たりのNAVは、買戻可能参加型受益証券の各クラスの受益者に帰属する純資産を、各クラスの買戻可能参加型受益証券の発行済口数の合計で除して計算される。サブ・ファンドの規定の条項に従って、投資持ち高は、申込みおよび買戻し受益証券1口当たりのNAVを算定する目的で、市場価格に基づき評価される。受益者は、いずれの取引日においても、その受益証券の全てまたは一部を買戻すことができる。さらに、説明覚書に従って、トラストおよびサブ・ファンドの組成において発生した設立費用は、サブ・ファンドが負担する。

2021年6月30日現在、シリーズ2016 TOPIXファンド、シリーズ2016 日経225ファンドおよびシリーズ2018 S&P 500ファンドは、2クラスの発行済受益証券（AクラスおよびBクラス）を有する。

2020年7月1日から2021年6月30日までの会計年度中の買戻可能参加型受益証券の変動は以下の通りである。

シリーズ2016 TOPIXファンド

2021年6月30日

	Aクラス	Bクラス
期首現在の発行済受益証券口数	4,100,000 口	12,891 口
受益証券発行	2,972 口	- 口
受益証券買戻し	(3,830,000) 口	(3,000) 口
期末現在の発行済受益証券口数	272,972 口	9,891 口
受益者に帰属する純資産	529,004 千円	19,140 千円
受益証券1口当たり純資産価格	1.94 千円	1.94 千円

シリーズ2016 日経225ファンド

2021年6月30日

	Aクラス	Bクラス
期首現在の発行済受益証券口数	366,000 口	487,023 口
受益証券発行	365,791 口	87,000 口
受益証券買戻し	(437,000) 口	(233,800) 口
期末現在の発行済受益証券口数	294,791 口	340,223 口
受益者に帰属する純資産	8,495,444 千円	9,687,830 千円
受益証券1口当たり純資産価格	28.82 千円	28.47 千円

シリーズ2018 S&P 500ファンド

2021年6月30日

	Aクラス	Bクラス
期首現在の発行済受益証券口数	158,415 口	1,182,422 口
受益証券発行	725,700 口	816,000 口
受益証券買戻し	(703,600) 口	(1,471,000) 口
期末現在の発行済受益証券口数	180,515 口	527,422 口
受益者に帰属する純資産	290,930 千米ドル	69,191 千米ドル
受益証券1口当たり純資産価格	1.61 千米ドル	0.13 千米ドル

シリーズ2016 JPX日経400ファンド¹

2021年6月30日

Aクラス

期首現在の発行済受益証券口数	789,400 口
受益証券発行	- 口
受益証券買戻し	(789,400) 口
期末現在の発行済受益証券口数	- 口
受益者に帰属する純資産	- 千円
受益証券1口当たり純資産価格	- 千円

¹ 当該サブ・ファンドは、2021年6月29日付で償還した。

2021年6月29日現在、シリーズ2016 JPX日経400ファンドは、以下の発行済みの買戻可能受益証券を有する。受益者に帰属する純資産336,911,187円、20,000口および受益証券1口当たり純資産価格16,845.56円。

2020年6月30日現在、シリーズ2016 TOPIXファンド、シリーズ2016 日経225ファンドおよびシリーズ2018 S&P 500ファンドは、2クラスの発行済受益証券（AクラスおよびBクラス）を有する。2020年6月30日現在、シリーズ2016 JPX日経400ファンドは、1クラスの発行済受益証券（Aクラス）を有する。

2019年7月1日から2020年6月30日までの会計年度中の買戻可能参加型受益証券の変動は以下の通りである。

シリーズ2016 TOPIXファンド

2020年6月30日

Aクラス

Bクラス

期首現在の発行済受益証券口数	6,974,500 口	38,891 口
受益証券発行	- 口	- 口
受益証券買戻し	(2,874,500) 口	(26,000) 口
期末現在の発行済受益証券口数	4,100,000 口	12,891 口
受益者に帰属する純資産	6,408,489 千円	19,882 千円
受益証券1口当たり純資産価格	1.56 千円	1.54 千円

シリーズ2016 日経225ファンド

2020年6月30日

Aクラス

Bクラス

期首現在の発行済受益証券口数	1,179,700 口	3,023 口
受益証券発行	647,600 口	484,000 口
受益証券買戻し	(1,461,300) 口	- 口
期末現在の発行済受益証券口数	366,000 口	487,023 口
受益者に帰属する純資産	8,153,365 千円	10,731,789 千円
受益証券1口当たり純資産価格	22.28 千円	22.04 千円

シリーズ2018 S&P 500ファンド

2020年6月30日

	Aクラス	Bクラス
期首現在の発行済受益証券口数	25,415 口	2,223 口
受益証券発行	499,600 口	2,618,100 口
受益証券買戻し	(366,600) 口	(1,437,901) 口
期末現在の発行済受益証券口数	158,415 口	1,182,422 口
受益者に帰属する純資産	185,882 千米ドル	116,296 千米ドル
受益証券1口当たり純資産価格	1.17 千米ドル	0.10 千米ドル

シリーズ2016 JPX日経400ファンド

2020年6月30日

	Aクラス
期首現在の発行済受益証券口数	1,127,400 口
受益証券発行	- 口
受益証券買戻し	(338,000) 口
期末現在の発行済受益証券口数	789,400 口
受益者に帰属する純資産	10,968,999 千円
受益証券1口当たり純資産価格	13.90 千円

9. 管理報酬

以下において(a)、(b)および(c)として記載される各管理報酬の合計額が、サブ・ファンドの資産から管理会社に支払われる。管理会社は、当該管理報酬から、投資運用会社および販売会社の報酬（管理会社はその絶対的な裁量に従い、以下の通り配分する。）を支払う。各管理報酬は、各評価日毎に計算され、日々発生し、シリーズ2016 TOPIXファンド、シリーズ2016 JPX日経400ファンドおよびシリーズ2016 日経225ファンドについては、各四半期毎に日本円で後払いされ、シリーズ2018 S&P 500ファンドについては、各四半期毎に米ドルで後払いされるものとする。

- (a) シリーズ2016 TOPIXファンド、シリーズ2016 JPX日経400ファンドおよびシリーズ2016 日経225ファンドについて、管理会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドのNAVの年率0.02%の管理会社報酬を受領する権利を有する。シリーズ2018 S&P 500ファンドについて、管理会社は、サブ・ファンドの資産から、各クラスごとのNAVに対して以下の料率の管理会社報酬を受領する権利を有する。Aクラス：0.02%およびBクラス：0.04%。

(b) 投資運用会社報酬

シリーズ2016 TOPIXファンド、シリーズ2016 JPX日経400ファンドおよびシリーズ2016 日経225ファンドについて、投資運用会社は、サブ・ファンドの資産から、(i)サブ・ファンドのNAVの合計の250億円以下の部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.07%の報酬、(ii)サブ・ファンドのNAVの合計の250億円を超え、かつ500億円以下の部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.06%の報酬、および(iii)サブ・ファンドのNAVの合計の500億円を超える部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。ただし、投資運用会社は、1年当たり最低10,000,000円の報酬を受領する権利を有する。シリーズ2018 S&P 500ファンドについて、投資運用会社は、サブ・ファンドの資産

から、(i) サブ・ファンドのNAVの合計の250百万米ドル以下の部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.11%の報酬、(ii) サブ・ファンドのNAVの合計の250百万米ドルを超え、かつ500百万米ドル以下の部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.10%の報酬、および(iii) サブ・ファンドのNAVの合計の500百万米ドルを超える部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.09%の報酬を受領する権利を有する。ただし、投資運用会社は、1年当たり最低100,000米ドルの報酬を受領する権利を有する。

- (c) すべてのサブ・ファンドについて、販売会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドのNAVの年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。

当期について、シリーズ2016 TOPIXファンドの管理報酬は、12,109,480円(2020年6月30日：16,540,928円)であり、期末現在の未払報酬は11,037,674円(2020年6月30日：11,620,380円)であった。

当期について、シリーズ2016 日経225ファンドの管理報酬は、23,925,922円(2020年6月30日：26,809,479円)であり、期末現在の未払報酬は20,550,072円(2020年6月30日：17,965,752円)であった。

当期について、シリーズ2018 S&P 500ファンドの管理報酬は、474,048米ドル(2020年6月30日：364,869米ドル)であり、期末現在の未払報酬は145,547米ドル(2020年6月30日：330,303米ドル)であった。

当期について、シリーズ2016 JPX日経400ファンドの管理報酬は、13,737,078円(2020年6月30日：20,870,148円)であり、期末現在の未払報酬はなかった(2020年6月30日：15,314,984円)。

10. 受託会社報酬

インタートラスト・コーポレート・サービシーズ(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)は、サブ・ファンドの資産から、各四半期毎に後払いされる年額2,500米ドルの受託報酬を、追加的に費やした時間に対する報酬、立替金、立替費用および設立費用を加算して受領する権利を有する。

当期について、シリーズ2016 TOPIXファンドの受託会社報酬は、140,935円(2020年6月30日：379,955円)であり、期末現在の未払報酬はなかった(2020年6月30日：なし)。

当期について、シリーズ2016 日経225ファンドの受託会社報酬は、140,935円(2020年6月30日：379,955円)であり、期末現在の未払報酬はなかった(2020年6月30日：なし)。

当期について、シリーズ2018 S&P 500ファンドの受託会社報酬は、11,745米ドル(2020年6月30日：8,744米ドル)であり、期末現在の未払報酬はなかった(2020年6月30日：なし)。

当期について、シリーズ2016 JPX日経400ファンドの受託会社報酬は、140,935円(2020年6月30日：379,955円)であり、期末現在の未払報酬はなかった(2020年6月30日：なし)。

11. 管理事務代行会社報酬

シリーズ2016 TOPIXファンド、シリーズ2016 JPX日経400ファンドおよびシリーズ2016 日経225ファンドについて、ステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(以下「管理事務代行会社」という。)は、サブ・ファンドの資産から、(i) サブ・ファンドのNAVの合計の100億円以下の部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.07%の報酬、(ii) サブ・ファンドのNAVの合計の100億円を超え、かつ250億円以下の部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.06%の報酬、(iii) サブ・ファンドのNAVの合計の250億円を超え、かつ500億円以下の部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.05%の報酬、および(iv) サブ・ファンドのNAVの合計の500億円を超える部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.04%の報酬を受領

する権利を有する。ただし、管理事務代行会社は、1月当たり最低720,000円の報酬を受領する権利を有する。

管理事務代行会社報酬は、各評価日毎に計算され、日々発生する。管理事務代行会社報酬は、各四半期毎に日本円で後払いされるものとする。

管理事務代行会社は、立替金および立替費用についてサブ・ファンドから払戻しを受ける。

シリーズ2018 S&P 500ファンドについて、ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）は、サブ・ファンドの資産から、(i)サブ・ファンドのNAVの合計の100百万米ドル以下の部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.07%の報酬、(ii)サブ・ファンドのNAVの合計の100百万米ドルを超え、かつ250百万米ドル以下の部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.06%の報酬、(iii)サブ・ファンドのNAVの合計の250百万米ドルを超え、かつ500百万米ドル以下の部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.05%の報酬、および(iv)サブ・ファンドのNAVの合計の500百万米ドルを超える部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。ただし、管理事務代行会社は、1月当たり最低6,000米ドルの報酬を受領する権利を有する。管理事務代行会社報酬は、各評価日毎に計算され、日々発生する。管理事務代行会社報酬は、各四半期毎に米ドルで後払いされるものとする。管理事務代行会社は、立替金および立替費用についてサブ・ファンドから払戻しを受ける。

当期について、シリーズ2016 TOPIXファンドの管理事務代行会社報酬は、6,780,861円（2020年6月30日：8,687,343円）であり、期末現在の未払報酬は8,639,740円（2020年6月30日：10,588,880円）であった。

当期について、シリーズ2016 日経225ファンドの管理事務代行会社報酬は、6,261,268円（2020年6月30日：12,658,352円）であり、期末現在の未払報酬は3,733,010円（2020年6月30日：16,417,546円）であった。

当期について、シリーズ2018 S&P 500ファンドの管理事務代行会社報酬は、221,752米ドル（2020年6月30日：168,223米ドル）であり、期末現在の未払報酬は65,164米ドル（2020年6月30日：141,100米ドル）であった。

当期について、シリーズ2016 JPX日経400ファンドの管理事務代行会社報酬は、3,696,368円（2020年6月30日：10,027,305円）であり、期末現在の未払報酬はなかった（2020年6月30日：12,447,828円）。

12. 保管会社報酬

シリーズ2016 TOPIXファンド、シリーズ2016 JPX日経400ファンドおよびシリーズ2016 日経225ファンドについて、ステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（以下「保管会社」という。）は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドのNAVの年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。ただし、保管会社は、1月当たり最低120,000円の報酬を受領する権利を有する。保管会社報酬は、各評価日毎に計算され、日々発生する。保管会社報酬は、各四半期毎に日本円で後払いされるものとする。

シリーズ2018 S&P 500ファンドについて、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（以下「保管会社」という。）は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドのNAVの年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。ただし、保管会社は、1月当たり最低1,000米ドルの報酬を受領する権利を有する。保管会社報酬は、各評価日毎に計算され、日々発生する。保管会社報酬は、各四半期毎に米ドルで後払いされるものとする。保管会社は、立替金および立替費用についてサブ・ファンドから払戻しを受ける。

当期について、シリーズ2016 TOPIXファンドの保管会社報酬は、なかった（2020年6月30日：10,586,872円）であり、期末現在の未払報酬は7,572,772円（2020年6月30日：30,609,634円）であった。

当期について、シリーズ2016 日経225ファンドの保管会社報酬は、17,147,125円（2020年6月30日：3,068,648円）であり、期末現在の未払報酬は926,461円（2020年6月30日：3,066,598円）であった。

当期について、シリーズ2018 S&P 500ファンドの保管会社報酬は、275,012米ドル（2020年6月30日：266,441米ドル）であり、期末現在の未払報酬は60,648米ドル（2020年6月30日：115,903米ドル）であった。

当期について、シリーズ2016 JPX日経400ファンドの保管会社報酬は、5,577,747円（2020年6月30日：3,162,031円）であり、期末現在の未払報酬はなかった（2020年6月30日：4,043,884円）。

13. ライセンス料

ライセンスされた指数の参照に関連する報酬は、サブ・ファンドが負担し、JPX日経インデックス400、日経225、スタンダード・アンド・プアーズ500インデックスおよびTOPIX指数のライセンサーに支払われる。

シリーズ2016 JPX日経400ファンドおよびシリーズ2016 日経225ファンドのライセンス料は、サブ・ファンドのNAVの0.02%である。ただしライセンサーは、各サブ・ファンドについて1年当たり最低100,000円のライセンス料を受領する権利を有する。シリーズ2018 S&P 500ファンドのライセンス料は、サブ・ファンドのNAVの0.01%である。シリーズ2016 TOPIXファンドのライセンス料は、(i)サブ・ファンドのNAVの合計の100億円未満の部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.01%、(ii)サブ・ファンドのNAVの合計の100億円以上、かつ500億円未満の部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.005%、(iii)サブ・ファンドのNAVの合計の500億円以上、かつ1000億円未満の部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.003%、(iv)サブ・ファンドのNAVの合計の1000億円以上、かつ3000億円未満の部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.002%、(v)サブ・ファンドのNAVの合計の3000億円以上、かつ5000億円未満の部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.001%、および(vi)サブ・ファンドのNAVの合計の5000億円以上の部分について、サブ・ファンドのNAVの年率0.0005%となる見込みである。ただし、ライセンサーは、1年当たり最低100,000円のライセンス料を受領する権利を有する。

ライセンス料は、各評価日毎に計算され、日々発生し、シリーズ2018 S&P 500ファンドが米ドルで支払われるのを除き、日本円で支払われる。

当期について、シリーズ2016 TOPIXファンドのライセンス料は、323,557円（2020年6月30日：848,967円）であり、期末現在の未払のライセンス料はなかった（2020年6月30日：なし）。

当期について、シリーズ2016 日経225ファンドのライセンス料は、3,419,347円（2020年6月30日：3,682,153円）であり、期末現在の未払のライセンス料は4,556,142円（2020年6月30日：なし）であった。

当期について、シリーズ2018 S&P 500ファンドのライセンス料は、6,856米ドル（2020年6月30日：29,986米ドル）であり、期末現在の未払のライセンス料は719米ドル（2020年6月30日：なし）であった。

当期について、シリーズ2016 JPX日経400ファンドのライセンス料は、1,616,657円（2020年6月30日：2,832,684円）であり、期末現在の未払のライセンス料はなかった（2020年6月30日：なし）。

14. 分配金

サブ・ファンドによる投資は、定期的に一定の金額の収益を生み出すと予想される。

管理会社は現在、Aクラスについては毎年2月と8月およびBクラスについては毎年5月と11月に、関連する分配日の直前の営業日においてサブ・ファンドの受益者名簿に記載されている受益者に対して半期分配を行う意向である（ただし、かかる分配を行う義務は負わない。）。

分配は、関連する会計年度に係るサブ・ファンドの純収益、実現および未実現損失控除後の実現および未実現キャピタル・ゲインならびに元本から行うことができ、または信託証書に記載するその他の方法により行うことができる。管理会社は、サブ・ファンドの受益者に支払われる分配の金額および時期について完全な裁量権を有する。

ただし、管理会社は、毎回、かかる分配金額に関して投資運用会社と協議し、半期ベースにおいて持続的な支払いが継続できる金額に基づく分配可能額に関して、管理事務代行会社の継続的な計算および情報に依拠する。

分配金は全て、源泉徴収が義務付けられる税金の控除後に支払われる。

以下の表は、2021年6月30日現在のサブ・ファンドの分配金を要約したものである。

分配落ち日	シリーズ2016 TOPIXファンド 千円	シリーズ2016 日経225ファンド 千円	シリーズ2018 S&P 500ファンド 千米ドル	シリーズ2016 JPX日経400ファンド ¹ 千円
2020年8月3日	-	-	2,489	-
2020年8月4日	50,985	46,231	-	97,630
2020年11月2日	113	55,853	-	-
2021年2月1日	13,886	10,265	994	48,122
2021年5月6日	-	38,776	-	-
分配金合計	64,984	151,125	3,483	145,752

¹ 当該サブ・ファンドは、2021年6月29日付で償還した。

以下の表は、2020年6月30日現在のサブ・ファンドの分配金を要約したものである。

分配落ち日	シリーズ2016 TOPIXファンド 千円	シリーズ2016 日経225ファンド 千円	シリーズ2018 S&P 500ファンド 千米ドル	シリーズ2016 JPX日経400ファンド 千円
2019年8月1日	97,783	-	-	152,883
2019年11月1日	465	457	-	-
2020年2月3日	64,680	-	626	135,190
2020年5月1日	176	64,935	-	-
分配金合計	163,104	65,392	626	288,073

15. 税金

トラストおよびサブ・ファンドは、ケイマン諸島におけるいかなる所得税、源泉徴収税またはキャピタル・ゲイン税も課されることはない。ケイマン諸島においてトラストおよびサブ・ファンドに課される唯一の税金は、サブ・ファンドの登記所に支払われる額面金額である。

サブ・ファンドは、信託法のセクション第74項に準拠した免税信託として登録されている。受託会社は、ケイマン諸島内閣長官に対し、サブ・ファンドの設定日から50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、サブ・ファンドに保有される資産もしくはサブ・ファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得している。したがって、所得税引当金は、当該財務書類に含まれない。

受益者が所有する受益証券およびかかる受益証券の分配金の受取に関して、受益者は、ケイマン諸島における所得税、源泉徴収税またはキャピタル・ゲイン税を課されることはなく、受益者がケイマン諸島における資産税または相続税を課されることもない。ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

サブ・ファンドが受け取る配当金および利息は、当該本国において源泉徴収されることがある。投資収益は、かかる税金の合計額で計上される。

トラストおよびサブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき、ユニット・トラストとして組成されている。日本の法律の条項により、トラストおよびサブ・ファンドは、日本の投資信託および投資会社法に関する法律に基づく、証券投資信託に類似の外国投資信託として取り扱われることを前提としている。さらに、サブ・ファンドは、証券取引所に上場されることを想定していない。

ケイマン諸島は、二重課税防止条約に対する当事者ではない。ケイマン諸島の現行法規に基づき、サブ・ファンドのケイマン諸島における利益に課税されることはなく、サブ・ファンドの配当は、税控除されることなくケイマン諸島の内外に居住する受益者に支払われる。サブ・ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関するケイマン諸島における印紙税は課されない。サブ・ファンは、ケイマン諸島以外の諸国に籍を置く事業体が発行する証券に投資する。

当該諸国の多くは、キャピタル・ゲイン税を申告ベースで算定することを義務付ける税法を有しており、したがって、かかる税金が「源泉徴収」ベースでサブ・ファンドのブローカーによって控除されないことがある。

16. 関連当事者との取引

当事者とは、ある当事者が、財務上または運営上の決定を行う際、他方当事者に重要な影響力を行使しうる支配能力を他方当事者に対して有する場合、関連しているとみなされる。

IAS第24号「関連当事者についての開示」に従い、以下の者が当期中の関連当事者である。日興アセットマネジメント株式会社は、サブ・ファンドの投資運用会社として従事している。J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドは、サブ・ファンドの管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者として従事している。インタートラスト・コーポレート・サービシーズ（ケイマン）リミテッドは、サブ・ファンドの受託会社として従事している。関連当事者取引の詳細は、注記9および10を参照のこと。

当期中にその他の関連当事者取引はない。

17. 比較対象期間

本財務書類の比較数値は2020年6月30日に終了した会計年度についてである。

18. 当期中の重要な事象

新型コロナウイルス「COVID-19」による感染性呼吸器疾患は、長期の世界的なパンデミックを生じさせている。トラストの金融リスクエクスポージャーにかかるこの重要な事象の影響は注記3に開示されている。投資運用会社は、トラストの投資目的を達成する能力に関してCOVID-19により生じている市況の影響を評価している。直近の入手可能な情報による限り、トラストはその投資目的に従って運用を継続しており、トラストの運用および純資産価額の公表についての混乱はない。

シリーズ2016 JPX日経400ファンドは、2021年6月29日付でその運用を終了した。2021年6月29日現在、シリーズ2016 JPX日経400ファンドは、以下の発行済みの買戻可能受益証券を有する。受益者に帰属する純資産336,911,187円、20,000口および受益証券1口当たり純資産価格16,845.56円。

当期中にその他の重要な事象はなかった。

19. 後発事象

シリーズ2016 JPX日経400ファンドは2021年7月2日付ですべての償還手取金の支払いを行った。

本財務書類の承認日まで、期末より後に財務書類に影響を与えるような重要な事象はない。

20. 財務書類の承認

2021年6月30日に終了した会計年度の財務書類は、受託会社によって2021年12月22日付で承認され、発行を許可された。

(3) 【投資有価証券明細表等】

シリーズ2016 TOPIXファンド
投資有価証券明細表
2021年6月30日現在

株数	公正価値 千円	総純資産 比率 (%)
普通株式：なし (2020年6月30日：96.41%)		
日本：なし (2020年6月30日：96.41%)		
広告業：なし (2020年6月30日：0.25%)		
航空宇宙・防衛：なし (2020年6月30日：0.11%)		
農業：なし (2020年6月30日：0.56%)		
航空：なし (2020年6月30日：0.33%)		
アパレル：なし (2020年6月30日：0.14%)		
自動車製造業：なし (2020年6月30日：5.45%)		
自動車部品・設備：なし (2020年6月30日：2.32%)		
銀行：なし (2020年6月30日：4.75%)		
飲料：なし (2020年6月30日：1.15%)		
バイオテクノロジー：なし (2020年6月30日：0.09%)		
建築資材：なし (2020年6月30日：1.85%)		
化学：なし (2020年6月30日：4.02%)		
石炭：なし (2020年6月30日：0.00%)		
商業サービス：なし (2020年6月30日：2.83%)		
コンピューター：なし (2020年6月30日：2.18%)		
化粧品・パーソナルケア：なし (2020年6月30日：2.43%)		
流通・卸売：なし (2020年6月30日：3.22%)		
各種金融サービス：なし (2020年6月30日：1.88%)		
電気：なし (2020年6月30日：0.93%)		
電気部品・設備：なし (2020年6月30日：0.42%)		
電子機器：なし (2020年6月30日：4.65%)		
代替エネルギー源：なし (2020年6月30日：0.01%)		
エンジニアリング・建設：なし (2020年6月30日：1.70%)		
娯楽：なし (2020年6月30日：0.93%)		
環境管理：なし (2020年6月30日：0.18%)		
食品：なし (2020年6月30日：3.18%)		
食品サービス：なし (2020年6月30日：0.00%)		
林産品・紙製品：なし (2020年6月30日：0.24%)		
ガス：なし (2020年6月30日：0.55%)		

株数	公正価値 千円	総純資産 比率（％）
普通株式：なし（2020年6月30日：96.41%） （つづき）		
日本：なし（2020年6月30日：96.41%）（つづき）		
工具・工作機械：なし（2020年6月30日：0.65%）		
ヘルスケア製品：なし（2020年6月30日：1.89%）		
医療サービス：なし（2020年6月30日：0.23%）		
住宅建築業者：なし（2020年6月30日：1.01%）		
家具・調度品／電化製品：なし（2020年6月30日：2.80%）		
家庭用品：なし（2020年6月30日：0.08%）		
家庭用雑貨：なし（2020年6月30日：0.00%）		
保険：なし（2020年6月30日：2.19%）		
インターネット：なし（2020年6月30日：1.90%）		
投資会社：なし（2020年6月30日：0.00%）		
鉄鋼業：なし（2020年6月30日：0.53%）		
レジャー：なし（2020年6月30日：0.70%）		
宿泊：なし（2020年6月30日：0.05%）		
機械（総合）：なし（2020年6月30日：4.90%）		
機械、建設・鉱業：なし（2020年6月30日：2.08%）		
メディア：なし（2020年6月30日：0.21%）		
組立金属製品・金物類：なし（2020年6月30日：0.42%）		
鉱業：なし（2020年6月30日：0.36%）		
その他の製造業：なし（2020年6月30日：0.32%）		
事務機器：なし（2020年6月30日：1.12%）		
事務用家具：なし（2020年6月30日：0.03%）		
石油・ガス：なし（2020年6月30日：0.57%）		
石油・ガスサービス：なし（2020年6月30日：0.00%）		
包装・容器：なし（2020年6月30日：0.16%）		
製薬：なし（2020年6月30日：6.98%）		
パイプライン：なし（2020年6月30日：0.02%）		
プライベート・エクイティ：なし（2020年6月30日：0.02%）		
不動産：なし（2020年6月30日：1.91%）		
小売業：なし（2020年6月30日：3.92%）		

株数		公正価値 千円	総純資産 比率（％）
	普通株式：なし（2020年6月30日：96.41%）（つづき）		
	日本：なし（2020年6月30日：96.41%）（つづき）		
	半導体：なし（2020年6月30日：1.86%）		
	造船業：なし（2020年6月30日：0.01%）		
	ソフトウェア：なし（2020年6月30日：1.23%）		
	倉庫業：なし（2020年6月30日：0.03%）		
	通信：なし（2020年6月30日：5.99%）		
	織物：なし（2020年6月30日：0.16%）		
	玩具・ゲーム：なし（2020年6月30日：1.56%）		
	輸送：なし（2020年6月30日：4.17%）		
	未決済先物契約*(0.60)%（2020年6月30日：(0.14)%）		
契約数	平均取得価額	未実現損失 千円	総純資産 比率（％）
28	1,955 Topix Index Futures September 2021	(3,293)	(0.60)
	先物契約未実現損失合計	(3,293)	(0.60)
	金融デリバティブ商品合計	(3,293)	(0.60)
		公正価値 千円	総純資産 比率（％）
	損益を通じて公正価値で測定する投資合計	(3,293)	(0.60)
	現金および現金等価物	453,870	82.80
	ブローカー現金	120,523	21.99
	その他の資産および負債	(22,956)	(4.19)
	買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	548,144	100.00

* 先物契約のブローカーは、みずほセキュリティーズシンガポールである。

[次へ](#)

PassIM Trust

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

As at 30 June 2021

	Notes	Series 2016 TOPIX Fund 30 June 2021 JPY'000	Series 2016 Nikkei 225 Fund 30 June 2021 JPY'000	Series 2018 S&P 500 Fund 30 June 2021 USD'000
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss	3,4	-	17,589,263	354,081
Dividends receivable		-	16,157	212
Cash and cash equivalents		453,870	283,381	5,734
Cash at brokers		120,523	332,877	1,421
Management fee rebate receivable		6,812	-	-
Other receivables		3,612	4,400	9
Total Assets		584,817	18,226,078	361,457
Liabilities				
Financial liabilities at fair value through profit or loss	3,4	(3,293)	(4,262)	(841)
Payable for investments purchased		-	-	(39)
Management fees payable	9	(11,038)	(20,550)	(146)
Withholding tax payable		-	(2,474)	(61)
Custodian fees payable	12	(7,573)	(926)	(61)
Administration fees payable	11	(8,640)	(3,733)	(65)
License fees payable		-	(4,556)	(1)
Legal and professional fees payable		(4,281)	(5,110)	(9)
Audit fees payable		(1,283)	(699)	(57)
Other payables		(565)	(494)	(56)
Total Liabilities		(36,673)	(42,804)	(1,336)
Net assets attributable to holders of redeemable units		548,144	18,183,274	360,121

The financial statements were approved and authorised for issue by the Trustee and the Directors of the Manager on 22 December 2021.

Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited as Trustee



J.P. Morgan Mansart Management Limited as Manager

Julie
Dechaume

Digitally signed by
Julie Dechaume
Date: 2021.12.24
18:15:19 +01'00'

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PassIM Trust**STATEMENT OF FINANCIAL POSITION (continued)**

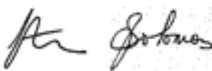
As at 30 June 2021

	Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund ¹ 30 June 2021 JPY'000
Assets	
Dividends receivable	19,920
Cash and cash equivalents	<u>321,432</u>
Total Assets	<u>341,352</u>
Liabilities	
Payable for units redeemed	(336,911)
Withholding tax payable	(2,870)
Legal and professional fees payable	(1,555)
Audit fees payable	<u>(16)</u>
Total Liabilities	<u>(341,352)</u>
Total Equity	<u>-</u>

¹The Sub-Fund ceased operations on 29 June 2021.

The financial statements were approved and authorised for issue by the Trustee and the Directors of the Manager on 22 December 2021.

Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited as Trustee



J.P. Morgan Mansart Management Limited as Manager

Julie
Dechaume

Digitally signed by
Julie Dechaume
Date: 2021.12.24
18:16:09 +01'00'

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PassIM Trust

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION (continued)

As at 30 June 2020

		Series 2016 TOPIX Fund 30 June 2020 JPY'000	Series 2016 Nikkei 225 Fund 30 June 2020 JPY'000	Series 2018 S&P 500 Fund 30 June 2020 USD'000
	Notes			
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss	3,4	6,197,618	18,561,403	293,860
Interest receivable		-	-	1
Dividends receivable		9,929	26,949	385
Amounts due from brokers		5,654	-	-
Cash and cash equivalents		149,530	205,850	7,069
Cash at brokers		124,472	165,000	2,421
Other receivables		7,068	3,610	18
Total Assets		6,494,271	18,962,812	303,754
Liabilities				
Financial liabilities at fair value through profit or loss	3,4	(8,715)	(5,490)	(681)
Management fees payable	9	(11,620)	(17,966)	(330)
Withholding tax payable		(1,520)	(4,127)	(111)
Custodian fees payable	12	(30,610)	(3,067)	(116)
Administration fees payable	11	(10,589)	(16,418)	(141)
Legal and professional fees payable		(1,272)	(1,992)	(30)
Audit fees payable		(712)	(845)	-
Amounts due to brokers		-	(26,514)	-
Other payables		(862)	(1,239)	(167)
Total Liabilities		(65,900)	(77,658)	(1,576)
Net assets attributable to holders of redeemable units		6,428,371	18,885,154	302,178

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PassIM Trust

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION (continued)

As at 30 June 2020

		Series 2016 JPK – Nikkei 400 Fund 30 June 2020 JPY'000
	Notes	
Assets		
Financial assets at fair value through profit or loss	3,4	10,733,066
Dividends receivable		19,154
Amounts due from brokers		8,679
Cash and cash equivalents		156,465
Cash at brokers		97,318
Other receivables		1,965
Total Assets		11,016,647
Liabilities		
Financial liabilities at fair value through profit or loss	3,4	(7,961)
Management fees payable	9	(15,315)
Withholding tax payable		(2,933)
Custodian fees payable	12	(4,044)
Administration fees payable	11	(12,448)
Legal and professional fees payable		(2,037)
Audit fees payable		(31)
Other payables		(2,879)
Total Liabilities		(47,648)
Total Equity		10,968,999

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PassIM Trust

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

For the financial year from 1 July 2020 to 30 June 2021

	Notes	Series 2016 TOPIX Fund 30 June 2021 JPY'000	Series 2016 Nikkei 225 Fund 30 June 2021 JPY'000	Series 2018 S&P 500 Fund 30 June 2021 USD'000
Income				
Net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	7	844,952	4,417,129	128,699
Dividend income		44,992	279,570	5,827
Interest income		-	-	2
Other income		15,494	-	22
Total net income		905,438	4,696,699	134,550
Expenses				
Investment Management fees	9	(12,109)	(23,926)	(474)
Custodian fees	12	-	(17,147)	(275)
Administration fees	11	(6,781)	(6,261)	(222)
Legal and professional fees		(2,967)	(2,899)	(26)
Set up fees		-	-	(8)
Audit fees		(719)	(719)	(78)
License fees	13	(324)	(3,419)	(7)
Trustee fees	10	(141)	(141)	(12)
Other expenses		(1,332)	(2,806)	(188)
Total operating expenses		(24,373)	(57,318)	(1,290)
Finance cost:				
Distribution to Unitholders	14	(64,984)	(151,125)	(3,483)
Profit before tax		816,081	4,488,256	129,777
Withholding tax		(6,890)	(42,715)	(1,668)
Net increase for the financial year in net assets attributable to unitholders from operations		809,191	4,445,541	128,109

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

15

PassIM Trust

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME (continued)

For the financial year from 1 July 2020 to 30 June 2021

There are no gains or losses in the financial year other than those dealt with in the Statement of Comprehensive Income and accordingly no statement of total recognised gains and losses has been presented.

All results are from continuing operations with the exception of Series 2016 JPX - Nikkei 400 Fund which ceased operations on 29 June 2021.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

16

PassiM Trust

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME (continued)

For the financial year from 1 July 2020 to 30 June 2021

	Notes	Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund [†] 30 June 2021 JPY'000
Income		
Net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	7	2,290,635
Dividend income		188,913
Total net income		2,479,548
Expenses		
Investment Management fees	9	(13,737)
Custodian fees	12	(5,578)
Administration fees	11	(3,696)
Legal and professional fees		(3,130)
Audit fees		(570)
License fees	13	(1,617)
Trustee fees	10	(141)
Other expenses		(1,576)
Total operating expenses		(30,045)
Profit before tax		2,449,503
Withholding tax		(28,751)
Net increase for the financial year in net assets attributable to unitholders from operations		2,420,752

[†]The Sub-Fund ceased operations on 29 June 2021.

There are no gains or losses in the financial year other than those dealt with in the Statement of Comprehensive Income and accordingly no statement of total recognised gains and losses has been presented.

All results are from continuing operations with the exception of Series 2016 JPX - Nikkei 400 Fund which ceased operations on 29 June 2021.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PassIM Trust

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME (continued)

For the financial year from 1 July 2019 to 30 June 2020

	Notes	Series 2016 TOPIX Fund 30 June 2020 JPY'000	Series 2016 Nikkei 225 Fund 30 June 2020 JPY'000	Series 2018 S&P 500 Fund 30 June 2020 USD'000
Income				
Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	7	424,355	1,993,473	(12,575)
Dividend income		188,111	368,697	5,703
Interest loss		-	-	(7)
Total net income/(loss)		612,466	2,362,170	(6,879)
Expenses				
Investment Management fees	9	(16,541)	(26,809)	(365)
Custodian fees	12	(10,587)	(3,069)	(266)
Administration fees	11	(8,687)	(12,658)	(168)
Legal and professional fees		(2,533)	(2,533)	(19)
Set up fees		(84)	-	(6)
Audit fees		(693)	(693)	(5)
License fees	13	(849)	(3,682)	(30)
Trustee fees	10	(380)	(380)	(9)
Other expenses		(1,082)	(3,111)	(143)
Total operating expenses		(41,436)	(52,935)	(1,011)
Finance cost:				
Distribution to Unitholders	14	(163,104)	(65,392)	(626)
Profit/(Loss) before tax		407,926	2,243,843	(8,516)
Withholding tax		(28,804)	(56,466)	(1,676)
Net increase/(decrease) for the financial year in net assets attributable to unitholders from operations		379,122	2,187,377	(10,192)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

18

PassIM Trust

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME (continued)

For the financial year from 1 July 2019 to 30 June 2020

There are no gains or losses in the financial year other than those dealt with in the Statement of Comprehensive Income and accordingly no statement of total recognised gains and losses has been presented.

All results are from continuing operations.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

19

PassIM Trust**STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME (continued)***For the financial year from 1 July 2019 to 30 June 2020*

	Notes	Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund 30 June 2020 JPY'000
Income		
Net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	7	631,136
Dividend income		323,406
Total net income		954,542
Expenses		
Investment Management fees	9	(20,870)
Custodian fees	12	(3,162)
Administration fees	11	(10,027)
Legal and professional fees		(2,541)
Audit fees		(693)
License fees	13	(2,833)
Trustee fees	10	(380)
Other expenses		(1,347)
Total operating expenses		(41,853)
Profit before tax		912,689
Withholding tax		(49,530)
Net increase for the financial year in net assets attributable to unitholders from operations		863,159

There are no gains or losses in the financial year other than those dealt with in the Statement of Comprehensive Income and accordingly no statement of total recognised gains and losses has been presented.

All results are from continuing operations.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PassIM Trust

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO REDEEMING PARTICIPATING UNITHOLDERS

For the financial year from 1 July 2020 to 30 June 2021

	Series 2016 TOPIX Fund 30 June 2021 JPY'000	Series 2016 Nikkei 225 Fund 30 June 2021 JPY'000	Series 2018 S&P 500 Fund 30 June 2021 USD'000
Net assets attributable to redeeming participating unitholders at beginning of the financial year	6,428,371	18,885,154	302,178
Proceeds from the issue of redeemable participating units	5,145	12,028,153	1,082,435
Payment on the redemption of redeemable participating units	(6,694,563)	(17,175,574)	(1,152,601)
Net decrease resulting from unit transactions	(6,689,418)	(5,147,421)	(70,166)
Net increase for the financial year in net assets attributable to unitholders from operations	809,191	4,445,541	128,109
Net assets attributable to redeeming participating unitholders at end of the financial year	<u>548,144</u>	<u>18,183,274</u>	<u>360,121</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

21

PassIM Trust

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY (continued)

For the financial year from 1 July 2020 to 30 June 2021

	Notes	Series 2016 JPY – Nikkei 400 Fund ¹ 30 June 2021 JPY'000
Total equity at beginning of the financial year		10,968,999
Proceeds from the issue of redeemable participating units		-
Payment on the redemption of redeemable participating units		(13,243,999)
Net decrease resulting from unit transactions		(13,243,999)
Distribution to Unitholders	14	(145,752)
Net increase for the financial year in net assets attributable to unitholders from operations		<u>2,420,752</u>
Total equity at end of the financial year		<u>-</u>

¹The Sub-Fund ceased operations on 29 June 2021.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

22

PassiM Trust

STATEMENTS OF CHANGES IN NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO REDEEMING PARTICIPATING UNITHOLDERS (continued)

For the financial year from 1 July 2019 to 30 June 2020

	Series 2016 TOPIX Fund 30 June 2020 JPY'000	Series 2016 Nikkei 225 Fund 30 June 2020 JPY'000	Series 2018 S&P 500 Fund 30 June 2020 USD'000
Net assets attributable to redeeming participating unitholders at beginning of the financial year	10,896,740	24,778,762	28,206
Proceeds from the issue of redeemable participating units	-	25,473,054	284,164
Payment on the redemption of redeemable participating units	(4,847,491)	(33,554,039)	-
Net (decrease)/increase resulting from unit transactions	(4,847,491)	(8,080,985)	284,164
Net increase/(decrease) for the financial year in net assets attributable to unitholders from operations	379,122	2,187,377	(10,192)
Net assets attributable to redeeming participating unitholders at end of the financial year	<u>6,428,371</u>	<u>18,885,154</u>	<u>302,178</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PassIM Trust

STATEMENTS OF CHANGES IN EQUITY (continued)

For the financial year from 1 July 2019 to 30 June 2020

	Notes	Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund 30 June 2020 JPY'000
Total equity at beginning of the financial year		15,406,976
Proceeds from the issue of redeemable participating units		-
Payment on the redemption of redeemable participating units		(5,013,063)
Net decrease resulting from unit transactions		(5,013,063)
Distribution to Unitholders	14	(288,073)
Net increase for the financial year in net assets attributable to unitholders from operations		863,159
Total equity at end of the financial year		10,968,999

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

24

PassIM Trust

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the financial year from 1 July 2020 to 30 June 2021

	Series 2016 TOPIX Fund 30 June 2021 JPY'000	Series 2016 Nikkei 225 Fund 30 June 2021 JPY'000	Series 2018 S&P 500 Fund 30 June 2021 USD'000
Cash flows from operating activities			
Net increase for the financial year in net assets attributable to unitholders from operations	809,191	4,445,541	128,109
Adjustments for:			
Distribution paid to Unitholders	64,984	151,125	3,483
Dividend income	(44,992)	(279,570)	(5,827)
Interest income	-	-	(2)
Withholding tax on dividend income	6,890	42,715	1,658
Operating gain before working capital changes	836,073	4,359,811	127,431
Decrease/(increase) in financial assets at fair value through profit or loss	6,197,618	972,140	(60,221)
(Decrease)/increase in financial liabilities at fair value through profit or loss	(5,422)	(1,228)	160
Decrease/(increase) in receivables	2,298	(790)	9
Decrease in payables	(23,805)	(33,626)	(399)
Decrease/(increase) in cash at broker	3,949	(167,877)	1,000
Net cash provided by operations	7,010,711	5,128,430	67,980
Taxation paid	(6,890)	(42,715)	(1,658)
Dividends received	54,921	290,362	6,000
Interest income	-	-	2
Net cash provided by operating activities	7,058,742	5,376,077	72,314
Cash flows used in financing activities			
Proceeds from issue of redeemable participating units	5,145	12,028,153	1,082,435
Payments from redemption of redeemable participating units	(5,694,563)	(17,175,574)	(1,152,601)
Distribution paid to Unitholders	(64,984)	(151,125)	(3,483)
Net cash outflow from financing activities	(6,754,402)	(5,298,546)	(73,649)
Net change in cash and cash equivalents	304,340	77,531	(1,335)
Cash and cash equivalents at the beginning of the financial year	149,530	205,850	7,069
Cash and cash equivalents at the end of the financial year	453,870	283,381	5,734

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

25

PassIM Trust

STATEMENT OF CASH FLOWS (continued)

For the financial year from 1 July 2020 to 30 June 2021

	Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund [†] 30 June 2021 JPY'000
Cash flows from operating activities	
Net increase for the financial year in net assets attributable to unitholders from operations	2,420,752
Adjustments for:	
Dividend income	(188,913)
Withholding tax on dividend income	28,751
Operating gain before working capital changes	<u>2,260,590</u>
Decrease in financial assets at fair value through profit or loss	10,733,066
Decrease in financial liabilities at fair value through profit or loss	(7,961)
Decrease in receivables	10,644
Increase in payables	301,665
Decrease in cash at broker	<u>97,318</u>
Net cash provided by operations	<u>13,395,322</u>
Taxation paid	(28,751)
Dividends received	<u>188,147</u>
Net cash provided by operating activities	<u>13,554,718</u>
Cash flows used in financing activities	
Proceeds from issue of units to equity holders	-
Payments from redemption of units from equity holders	(13,243,999)
Distribution paid to Unitholders	<u>(145,752)</u>
Net cash outflow from financing activities	<u>(13,389,751)</u>
Net change in cash and cash equivalents	164,967
Cash and cash equivalents at the beginning of the financial year	<u>156,465</u>
Cash and cash equivalents at the end of the financial year	<u>321,432</u>

[†]The Sub-Fund ceased operations on 29 June 2021.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PassIM Trust

STATEMENT OF CASH FLOWS (continued)

For the financial year from 1 July 2019 to 30 June 2020

	Series 2016 TOPIX Fund 30 June 2020 JPY'000	Series 2016 Nikkei 225 Fund 30 June 2020 JPY'000	Series 2018 S&P 500 Fund 30 June 2020 USD'000
Cash flows from operating activities			
Net increase/(decrease) for the financial year in net assets attributable to unitholders from operations	379,122	2,187,377	(10,192)
Adjustments for:			
Distribution paid to Unitholders	163,104	65,392	626
Dividend income	(188,111)	(368,897)	(5,703)
Interest loss	-	-	7
Withholding tax on dividend income	28,804	56,466	1,676
Operating gain/(loss) before working capital changes	382,919	1,940,538	(13,586)
Decrease/(increase) in financial assets at fair value through profit or loss	4,368,783	5,780,134	(266,711)
Increase in financial liabilities at fair value through profit or loss	7,484	5,490	681
Decrease/(increase) in receivables	7,767	(2,192)	3
Increase in payables	6,426	24,438	692
(Increase)/decrease in cash at broker	(33,932)	1,336	(2,237)
Net cash provided by/(used in) operations	4,739,447	7,749,744	(281,158)
Taxation paid	(28,804)	(56,466)	(1,676)
Dividends received	194,453	378,385	5,399
Interest loss	-	-	(7)
Net cash provided by/(used in) operating activities	4,905,096	8,071,663	(277,442)
Cash flows (used in)/provided by by financing activities			
Proceeds from issue of redeemable participating units	-	25,473,054	284,164
Payments from redemption of redeemable participating units	(4,847,491)	(33,554,039)	-
Distribution paid to Unitholders	(163,104)	(65,392)	(626)
Net cash (outflow)/inflow from financing activities	(5,010,595)	(8,146,377)	283,538
Net change in cash and cash equivalents	(105,499)	(74,714)	6,096
Cash and cash equivalents at the beginning of the financial year	255,029	280,564	973
Cash and cash equivalents at the end of the financial year	149,530	205,850	7,069

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

27

PassIM Trust

STATEMENT OF CASH FLOWS (continued)

For the financial year from 1 July 2019 to 30 June 2020

	Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund 30 June 2020 JPY'000
Cash flows from operating activities	
Net increase for the financial year in net assets attributable to unitholders from operations	863,159
Adjustments for:	
Dividend income	(323,406)
Withholding tax on dividend income	49,530
Operating gain before working capital changes	589,283
Decrease in financial assets at fair value through profit or loss	4,318,218
Increase in financial liabilities at fair value through profit or loss	7,961
Decrease in receivables	16,563
Decrease in payables	(5,668)
Increase in cash at broker	(35,017)
Net cash provided by operations	4,891,340
Taxation paid	(49,530)
Dividends received	329,652
Net cash provided by operating activities	5,171,462
Cash flows used in financing activities	
Proceeds from issue of units to equity holders	-
Payments from redemption of units from equity holders	(5,013,063)
Distribution paid to Unitholders	(288,073)
Net cash outflow from financing activities	(5,301,136)
Net change in cash and cash equivalents	(129,674)
Cash and cash equivalents at the beginning of the financial year	286,139
Cash and cash equivalents at the end of the financial year	156,465

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

28

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1. General Information

PassIM Trust (the “Trust”), is a unit trust established as an umbrella fund under the laws of the Cayman Islands pursuant to the Trust Deed dated 2 December 2014, as amended and restated pursuant to an Amended and Restated Declaration of Trust dated 25 July 2018 (the “Trust Deed”).

For the purposes of AIFMD, the Trust will constitute a Non-European Economic Area (“NON-EEA”) AIF with a European Economic Area (“EEA”) AIFM. The distribution of this trust is restricted to Japanese investors only.

The Trust has been established as an umbrella fund and accordingly the assets of the Trust are separated into different sub-Funds (together, the “Sub-Funds”). As at 30 June 2021, the Trust holds 13 active Sub-Funds, Series 2016 Nikkei 225 Fund, Series 2016 TOPIX Fund, Series 2018 S&P 500 Fund, China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund, India 2x Bear Fund, AUD Target Maturity Bond Fund 201609, AUD Target Maturity Bond Fund 201612, US Technology 2X Bull Fund and US Technology 2X Bear Fund.

For the Sub-Funds Series 2016 TOPIX Fund, Series 2016 JPX-Nikkei 400 Fund, Series 2016 Nikkei 225 Fund and Series 2018 S&P 500 Fund for which this Annual Report and Audited Financial Statements have been prepared, the Sub-Fund administrators are State Street Fund Services (Ireland) Limited and State Street Cayman Trust Company Limited. The Sub-Fund custodians are State Street Custodial Services (Ireland) Limited and State Street Bank and Trust Company. For the remaining 10 Sub-Funds, the Sub-Fund administrators are BNP Paribas Securities Services and BNP Paribas Fund Administration Services (Ireland) Limited and the Sub-Fund custodian is BNP Paribas Securities Services. A separate Annual Report and Audited Financial Statements have been prepared for these 10 Sub-Funds.

Series 2016 TOPIX Fund commenced its operations from 20 September 2016, Series 2016 Nikkei 225 Fund commenced its operations from 24 October 2016 and Series 2018 S&P 500 Fund commenced its operations from 27 November 2018.

Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund commenced its operations from 14 October 2016. The Sub-Fund ceased its operations on 29 June 2021.

The Sub-Funds invest in Index Securities (as defined in the Supplements of the Sub-Funds) having significantly the same weightings as those of the JPX-Nikkei Index 400, Nikkei 225 Index, S&P 500 Index and TOPIX Index and Financial Derivative Instruments (“FDI”), including, but not limited to, futures for tracking the performance of the JPX-Nikkei Index 400, Nikkei 225 Index, S&P 500 Index and TOPIX Index and for the purpose of efficient portfolio management, including equitisation of cash exposures.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

1. General Information (continued)

The Sub-Funds operate principally as index tracking funds and as such, the adverse performance of an Index Security will not ordinarily result in the elimination of that Index Security from the Sub-Funds' portfolios. The Sub-Funds may not be invested in all the Index Securities of the JPX-Nikkei Index 400, Nikkei 225 Index, S&P 500 Index and TOPIX Index at all times due to various factors such as, but not limited to, the passive investment strategy of the Sub-Funds and changes to the composition of the JPX-Nikkei Index 400, Nikkei 225 Index, S&P 500 Index and TOPIX Index. For example, when an Index Security ceases to be a constituent of the JPX-Nikkei Index 400, Nikkei 225 Index, S&P 500 Index and TOPIX Index, Nikko Asset Management Co., Ltd. ("Investment Manager") may rebalance the Sub-Funds' portfolio by selling the outgoing Index Security and using the proceeds to invest in a replacement Index Security, which will reflect the replacement constituent of the JPX-Nikkei Index 400, Nikkei 225 Index, S&P 500 Index and TOPIX Index. However, the Sub-Funds' portfolio may at any time contain securities which are not a constituent of the JPX-Nikkei Index 400, Nikkei 225 Index, S&P 500 Index and TOPIX Index, but will be within the permitted investment universe of the Sub-Funds.

2. Summary of significant accounting policies

The principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to the financial year presented, unless otherwise stated.

All references to net asset value ("NAV") throughout these financial statements refer to net assets attributable to registered holders of Units ("Unitholders") unless otherwise stated.

(a) Basis of preparation

The financial statements of the Sub-Funds have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS").

The financial statements have been prepared under the historical cost convention as modified by the revaluation of financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss. The financial statements of each sub-fund have been prepared on a going concern basis with the exception of Series 2016 JPX - Nikkei 400 Fund which has been prepared on a non-going concern basis.

The preparation of the financial statements in conformity with IFRS requires management to make judgements, estimates and assumptions that effect the application of accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses.

Actual results may differ from these estimates. Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the financial year in which the estimates are revised and in any future periods affected.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

2. Summary of significant accounting policies (continued)

(a) Basis of preparation (continued)

The functional currency of the Sub-Funds (excluding Series 2018 S&P 500 Fund) as well as the operational currency of the redeemable participating units (the "Units") is Japanese Yen ("JPY"). The functional currency of Series 2018 S&P 500 Fund is United States Dollar ("USD"). The financial statements of the Sub-Funds (excluding Series 2018 S&P 500 Fund) are presented in JPY. The functional presentation currency of Series 2018 S&P 500 Fund is USD as this is the currency in which the Sub-Fund holds the majority of investments.

New standards, amendments and interpretations issued and effective for the financial year ended 30 June 2021

There are no new standards, interpretations or amendments to existing standards issued and effective for the financial year beginning 1 July 2020 that have a significant impact on the Sub-Funds' financial position, performance or disclosures in its financial statements.

New standards, amendments and interpretations issued but not effective for the financial year ended 30 June 2021 and not early adopted

IFRS 17: Insurance Contracts, was issued in May 2017 and will become effective for accounting periods beginning on or after 1 January 2023. It applies to: insurance contracts, including reinsurance contracts, issued by an entity; reinsurance contracts held by an entity; and investment contracts with discretionary participation features issued by an entity that issues insurance contracts. An insurance contract is defined as 'a contract under which one party (the issuer) accepts significant insurance risk from another party (the policyholder) by agreeing to compensate the policyholder if a specified uncertain future event (the insured event) adversely affects the policyholder'. The new standard is not expected to have any significant impact on the Sub-Funds' financial position, performance or disclosures in its financial statements.

There are no other standards, interpretations or amendments to existing standards.

(b) Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

(i) Classification

The Sub-Funds classify their investments in equity securities and FDI as financial assets or liabilities at fair value through profit or loss in accordance with IFRS 9 "Financial Instruments" ("IFRS 9").

(ii) Valuation of Investments

J.P. Morgan Mansart Management Limited (the "Manager") has appointed State Street Fund Services (Ireland) Limited (the "Administrator") for the purposes of calculating the NAV of the Sub-funds' and valuing each asset in accordance with the pricing hierarchy and procedures outlined in the Securities Valuation Price Source Agreement.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

2. Summary of significant accounting policies (continued)

(b) Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)

(ii) Valuation of Investments (continued)

The Investment Manager must assist the Administrator and the Manager in pricing the assets of the Sub-funds' where applicable, including the provision of any supporting pricing information.

Realised gains and losses on financial assets at fair value through profit or loss represent the difference between disposal proceeds or valuation and historic cost and take into account all brokers' charges and commissions. Realised and unrealised gains or losses on financial assets at fair value through profit or loss are recorded in the Statement of Comprehensive Income.

(iii) Recognition and derecognition

Purchases and sales of investments are recognised on trade date - the date on which the Sub-Funds commit to purchase or sell the investments. Investments are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Sub-Funds have transferred substantially all risks and rewards of ownership.

(iv) Measurement

Investments are initially recognised at fair value, and transaction costs for financial assets carried at fair value through profit or loss are expensed as incurred.

Subsequent to initial recognition, investments are measured at fair value. The fair value of financial assets and liabilities traded in active markets is based on their quoted market prices at the close of trading on the reporting date. The quoted market prices used for financial assets held by the Sub-Funds are the market closing prices at reporting date.

Gains and losses arising from changes in the fair value of the "financial assets at fair value through profit or loss" category are included in the Statement of Comprehensive Income within "net gains of financial assets at fair value through profit or loss" in the financial year in which they arise.

(c) Financial Derivative Instruments

FDI are recognised at fair value on the date on which a FDI contract is entered into and subsequently are re-measured at their fair value. All FDI are carried as assets when their fair value is positive and as liabilities when their fair value is negative. Changes in fair values of FDI are included in the Statement of Comprehensive Income. The price is based on counterparty tradeable market price. The fair value of future contracts is based upon daily quoted settlement prices. Changes in the value of the contract are recognized as unrealized gain or losses in the Statement of Comprehensive Income. The fair value of open forward foreign currency exchange contracts and open foreign currency exchange spot contracts is calculated as the difference between the contracted rate and the current forward rate that would close out the contract on the Statement of Financial Position date.

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****2. Summary of significant accounting policies (continued)****(d) Fair value estimation**

The fair value of financial asset and liabilities traded in active markets (such as publicly traded FDI and trading securities) is based on quoted market prices at the date of the Statement of Financial Position. When the Sub-Funds hold FDI with offsetting market risks, it uses mid-market prices as a basis for establishing fair values for the offsetting risk positions and applies this bid or asking price to the net open position, as appropriate. The fair value of financial assets and liabilities that are not traded in an active market is determined using bid price of broker quotes. In particular, the fair value of debt securities is determined by reference to the broker quotes as obtained from independent pricing sources including Financial Times Evaluated and Bloomberg.

(e) Offsetting financial instruments

Financial assets and liabilities are offset and the net amount is reported in the Statement of Financial Position when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

(f) Amounts due from/to broker

Amounts due from/to broker represent receivables for securities sold and payables for securities purchased that have been contracted for but not yet settled or delivered at the financial year end respectively.

(g) Income and expenses

Interest income is recognised on a time-proportionate basis using the effective interest method. It includes interest income from cash and cash equivalents and on debt securities at fair value through profit or loss.

Expenses are accounted for on an accrual basis.

(h) Foreign currency translation***(i) Functional and presentation currency***

Items included in the Sub-Funds' financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency").

This is JPY for the Sub-Funds (excluding Series 2018 S&P 500 Fund) which reflects the primary capital raising market. The financial statements are presented in the JPY which is also the Sub-Funds' (excluding Series 2018 S&P 500 Fund) presentation currency. The functional presentation currency of Series 2018 S&P 500 Fund is USD.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

2. Summary of significant accounting policies (continued)

(h) Foreign currency translation (continued)

(ii) Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign currency assets and liabilities are translated into the functional currency, using the exchange rate prevailing at the financial position date.

Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at period-end exchange rates of all assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognised in the Statement of Comprehensive Income.

The Sub-Funds do not isolate that portion of gains or losses on trading securities and FDI which is due to changes in foreign exchange rates from that which is due to changes in the market price of securities. Such fluctuations are included in the net gains or losses on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss in the Statement of Comprehensive Income.

(i) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include deposits held at call with banks, other short-term highly liquid investments with original maturities of three months or less, and bank overdrafts. Bank overdrafts, if any, are shown as liabilities in the Statement of Financial Position.

(j) Cash at Broker

Cash at broker includes margin deposits for futures contracts which relates to collateral held with the relevant broker.

(k) Redeemable units

Unitholders may request the Sub-Funds to redeem all or any of their units on any redemption date at the net asset value per unit on such redemption date, in accordance with the redemption procedures. The minimum redemption amount that applies to the Sub-Funds are contained in the Prospectus or, as the case may be, the relevant Supplement. The Manager may, in its absolute discretion, waive the minimum redemption amount for each class in general, or in respect of a specific redemption request in whole or in part.

Series 2016 TOPIX Fund, Series 2016 Nikkei 225 Fund and Series 2018 S&P 500 Fund have two classes of units in issue as at 30 June 2021. Units are classified as equity when there is only one class of units outstanding for a Sub-Fund as at the Statement of Financial Position date and these units meet all the other conditions of equity classification under IAS 32 "Financial Instruments Presentation", including the condition that these units were the most subordinated units in issue in that Sub-Fund.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

2. Summary of significant accounting policies (continued)

(l) Taxation

The Sub-Funds currently incur withholding taxes imposed by certain countries on investment income and capital gains. Such income or gains are recorded gross of withholding taxes in the Statement of Comprehensive Income.

Withholding taxes are shown as a separate item in the Statement of Comprehensive Income.

Refer to Note 15 for details of taxation.

(m) Preliminary expenses

The preliminary expenses of the Trust and each Sub-Fund are borne by the respective Sub-Funds. The preliminary expenses incurred in the establishment of the Trust and the Sub-Funds are recognised as expenses of the Sub-Funds in the financial year in which they arise.

(n) Distributions

The Manager has complete discretion as to the amount and timing of the distributions payable to the Unitholders of the Sub-Funds. All distributions will be paid net of any taxes required to be withheld.

3. Financial risk management

The Sub-Funds activities expose them to a variety of risks, including but not limited to market price risk, interest rate risk, currency risk, credit risk and liquidity risk arising from the financial instruments held. The financial instruments are held in accordance with the published investment policies of the Sub-Funds and managed accordingly to achieve the investment objectives.

The risks and respective risk management policies employed to manage these risks are disclosed below:

(a) Market price risk

Market risk arises mainly from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss the Sub-Funds might suffer through holding market positions in the face of price movements. Market risk is managed by the Manager. In the case of these Sub-Funds, market risk within the FDI will be significant, but is entirely in line with investor returns. Realised and unrealised gains are recognised in the Statement of Comprehensive Income in the financial year in which they arise.

The infectious respiratory illness caused by a novel coronavirus known as COVID-19 has given rise to an extended global pandemic. This coronavirus has resulted in travel restrictions, closed international borders, enhanced health screenings at ports of entry and elsewhere, disruption of and delays in healthcare service preparation and delivery, prolonged quarantines, cancellations, supply chain disruptions, and lower consumer demand, as well as general concern and uncertainty.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(a) Market price risk (continued)

While developments are being made with a view to ameliorating the effects of the pandemic, including the adoption in many countries of widescale vaccination programmes, the impact of COVID-19 continues to adversely affect the economies of many nations across the entire global economy, individual issuers and capital markets. It is not yet possible to predict with any accuracy how long this impact will continue to be felt. In addition, the impact of infectious illnesses in emerging market countries may be greater in impact, and more prolonged in duration, due to generally less established healthcare systems. Public health crises caused by the COVID-19 outbreak may exacerbate other pre-existing political, social and economic risks in certain countries or globally. The duration of the COVID-19 outbreak and its effects cannot be determined with certainty.

As at reporting date the overall market exposure is as follows:

Series 2016 TOPIX Fund	30 June 2021
	JPY'000
<i>Held for trading</i>	
Futures	(3,293)
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	(3,293)

If the prices of listed equities and FDI had increased/decreased by 1%, the Sub-Fund's net assets attributable to Unitholders at end of the financial year would have resulted in an increase/decrease of JPY(32,930).

Series 2016 Nikkei 225 Fund	30 June 2021
	JPY'000
<i>Held for trading</i>	
Equities	17,589,263
Total financial assets at fair value through profit or loss	17,589,263
<i>Held for trading</i>	
Futures	(4,262)
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	(4,262)

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(a) Market price risk (continued)

If the prices of listed equities and FDI had increased/decreased by 1%, the Sub-Fund's net assets attributable to Unitholders at end of the financial year would have resulted in an increase/decrease of JPY175,850,010.

Series 2018 S&P 500 Fund	30 June 2021
	USD'000
<i>Held for trading</i>	
Equities	351,033
Investment Fund	2,951
Futures	97
Total financial assets at fair value through profit or loss	354,081

If the prices of listed equities and FDI had increased/decreased by 1%, the Sub-Fund's net assets attributable to Unitholders at end of the financial year would have resulted in an increase/decrease of USD3,540,810.

Series 2016 TOPIX Fund	30 June 2020
	JPY'000
<i>Held for trading</i>	
Equities	6,197,618
Total financial assets at fair value through profit or loss	6,197,618
<i>Held for trading</i>	
Futures	(8,715)
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	(8,715)

If the prices of listed equities and FDI had increased/decreased by 1%, the Sub-Fund's net assets attributable to Unitholders at end of the financial year would have resulted in an increase/decrease of JPY61,889,030.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(a) Market price risk (continued)

Series 2016 Nikkei 225 Fund	30 June 2020
	JPY'000
<i>Held for trading</i>	
Equities	18,561,403
Total financial assets at fair value through profit or loss	18,561,403
<i>Held for trading</i>	
Futures	(5,490)
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	(5,490)

If the prices of listed equities and FDI had increased/decreased by 1%, the Sub-Fund's net assets attributable to Unitholders at end of the financial year would have resulted in an increase/decrease of JPY185,559,130.

Series 2018 S&P 500 Fund	30 June 2020
	USD'000
<i>Held for trading</i>	
Equities	293,552
Futures	251
Total financial assets at fair value through profit or loss	293,803

If the prices of listed equities and FDI had increased/decreased by 1%, the Sub-Fund's net assets attributable to Unitholders at end of the financial year would have resulted in an increase/decrease of USD2,938,030.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(a) Market price risk (continued)

Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund	30 June 2020
	JPY'000
<i>Held for trading</i>	
Equities	10,733,066
Total financial assets at fair value through profit or loss	10,733,066
<i>Held for trading</i>	
Futures	(7,961)
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	(7,961)

If the prices of listed equities and FDI had increased/decreased by 1%, the Sub-Fund's net assets attributable to Unitholders at end of the financial year would have resulted in an increase/decrease of JPY107,251,050.

(b) Interest rate risk

Interest rate risk arises from the possibility that changes in interest rates will affect future cash flows or the fair values of financial instruments. Changes to prevailing interest rates or changes in expectations of future rates may result in an increase or decrease in the value of the securities held. In general, if interest rates rise, the value of fixed income securities will decline. A decline in interest rates will in general have the opposite effect. Other assets and liabilities bear no interest rate risk. The Sub-Funds invest primarily in equity securities, therefore is not significantly exposed to interest rate risk and no sensitivity analysis has been presented.

(c) Currency risk

Currency risk is the risk that the value of financial instruments will fluctuate due to changes in foreign exchange rates. The Sub-Funds are not exposed to currency risk arising from balances and transactions in foreign currencies as the majority of their assets and liabilities are denominated in JPY and USD, the Sub-Funds' functional and presentation currency. Accordingly, the Management considers that it is not necessary to present a sensitivity analysis of currency risk.

(d) Credit risk

Credit risk is the risk that an issuer or a counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment (including payment of amounts in full when due) that it has entered into with the Sub-Funds.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(d) Credit risk (continued)

The Sub-Funds will be exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. Cash and trading securities are held with the Custodian throughout the year. All trading securities held by the Sub-Funds are companies listed on recognised stock exchanges in Japan and the United States. None of them are in the nature of debt. The settlement of equities with the counterparty is on an against delivery basis and is regulated by rules of respective stock exchanges. In general, there is no credit risk involved for such kind of cash settlement.

For the purpose of cash management, the Sub-Fund has bank accounts with the Custodian and Broker. Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited as Trustee has appointed State Street Custodial Services (Ireland) Limited and State Street Bank and Trust Company as its Custodian.

All the assets/(liabilities) of the Sub-Funds were held with the Custodian except cash held at the Broker, Mizuho Securities Singapore, for futures trading.

The tables below summarises the amount of the Sub-Funds' assets held with the Custodian and Broker with external rating and maximum exposure to credit risk as at 30 June 2021 and as at 30 June 2020:

30 June 2021	S&P Global Ratings	Series 2016 TOPIX Fund JPY'000	Series 2016 Nikkei 225 Fund JPY'000	Series 2018 S&P 500 Fund USD'000	Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund ¹ JPY'000
Assets at Custodian	AA-	450,577	17,868,382	358,974	321,432
Assets at Broker	A	120,523	332,877	1,421	-

¹The Sub-Fund ceased operations on 29 June 2021.

30 June 2020	S&P Global Ratings	Series 2016 TOPIX Fund JPY'000	Series 2016 Nikkei 225 Fund JPY'000	Series 2018 S&P 500 Fund USD'000	Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund JPY'000
Assets at Custodian	AA-	6,338,433	18,761,763	293,816	10,881,570
Assets at Broker	A	124,472	165,000	2,421	97,318

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(e) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk of encountering difficulty in meeting obligations associated with financial liabilities.

The Sub-Funds are exposed to daily cash redemptions of participating units. Sub-Funds therefore invest the majority of their assets in investments that are traded in an active market and can be readily disposed. The Sub-Funds' majority assets are listed securities which are considered readily realisable as they are listed on well established stock exchanges.

The tables on the following page analyse the Sub Funds' financial liabilities which will be settled on a net basis into relevant maturity groupings based on the remaining period at the Statement of Financial Position date to the contractual maturity date. The amounts disclosed in the tables are the contractual undiscounted cash flows. All payables are due for settlement within one month.

Series 2016 TOPIX Fund

30 June 2021	Less than 3 months
	JPY'000
Financial liabilities at fair value through profit or loss	3,293
Administration fees payable	8,640
Audit fees payable	1,283
Management fees payable	11,038
Custodian fees payable	7,573
Legal and professional fees payable	4,281
Other payables	565
Net asset value attributable to redeeming participating unitholders	<u>548,144</u>
Total liabilities	<u>584,817</u>

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(e) Liquidity risk (continued)

Series 2016 Nikkei 225 Fund

30 June 2021

Less than 3 months

JPY'000

Financial liabilities at fair value through profit or loss	4,262
Withholding tax payable	2,474
Administration fees payable	3,733
Audit fees payable	699
Management fees payable	20,550
Custodian fees payable	926
Legal and professional fees payable	5,110
License fees payable	4,556
Other payables	494
Net asset value attributable to redeeming participating unitholders	<u>18,183,274</u>
Total liabilities	<u>18,226,078</u>

Series 2018 S&P 500 Fund

30 June 2021

Less than 3 months

USD'000

Financial liabilities at fair value through profit or loss	841
Withholding tax payable	61
Administration fees payable	65
Audit fees payable	57
Management fees payable	146
Custodian fees payable	61
Legal and professional fees payable	9
Payable for investments purchased	39
License fees payable	1
Other payables	56
Net asset value attributable to redeeming participating unitholders	<u>360,121</u>
Total liabilities	<u>361,457</u>

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****3. Financial risk management (continued)****(e) Liquidity risk (continued)****Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund¹****30 June 2021****Less than 3 months****JPY'000**

Withholding tax payable	2,870
Audit fees payable	16
Legal and professional fees payable	1,555
Payable for units redeemed	<u>336,911</u>
Total liabilities	<u>341,352</u>

¹The Sub-Fund ceased operations on 29 June 2021.**Series 2016 TOPIX Fund****30 June 2020****Less than 3 months****JPY'000**

Financial liabilities at fair value through profit or loss	8,715
Withholding tax payable	1,520
Administration fees payable	10,589
Audit fees payable	712
Management fees payable	11,620
Custodian fees payable	30,610
Legal and professional fees payable	1,272
Other payables	862
Net asset value attributable to redeeming participating unitholders	<u>6,428,371</u>
Total liabilities	<u>6,494,271</u>

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(e) Liquidity risk (continued)

Series 2016 Nikkei 225 Fund

30 June 2020

Less than 3 months

JPY'000

Financial liabilities at fair value through profit or loss	5,490
Withholding tax payable	4,127
Administration fees payable	16,418
Audit fees payable	845
Management fees payable	17,966
Custodian fees payable	3,067
Legal and professional fees payable	1,992
Amounts due to brokers	26,514
Other payables	1,239
Net asset value attributable to redeeming participating unitholders	<u>18,885,154</u>
Total liabilities	<u>18,962,812</u>

Series 2018 S&P 500 Fund

30 June 2020

Less than 3 months

USD'000

Financial liabilities at fair value through profit or loss	681
Withholding tax payable	111
Administration fees payable	141
Management fees payable	330
Custodian fees payable	116
Legal and professional fees payable	30
Other payables	167
Net asset value attributable to redeeming participating unitholders	<u>302,178</u>
Total liabilities	<u>303,754</u>

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(e) Liquidity risk (continued)

Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund

30 June 2020

Less than 3 months

JPY'000

Financial liabilities at fair value through profit or loss	7,961
Withholding tax payable	2,933
Administration fees payable	12,448
Audit fees payable	31
Management fees payable	15,315
Custodian fees payable	4,044
Legal and professional fees payable	2,037
Other payables	2,879
Total liabilities	47,648

(f) Capital risk management

The Sub-Funds' capital is represented by the Units in the Sub-Funds and shown as net assets attributable to the holders of redeemable units in the Statement of Financial Position. In order to achieve the investment objectives, the Sub-Funds endeavor to invest its capital in accordance with the investment policies as outlined in the Prospectus, whilst maintaining sufficient liquidity to meet redemption requests. Such liquidity is augmented by the holding of liquid investments.

4. Fair value measurement

The Sub-Funds classify fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements. The fair value hierarchy has the following levels:

Level 1 - Inputs that reflects unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that the Sub-Funds have the ability to access at measurement date;

Investments whose values are based on quoted market prices in active markets, and are therefore classified within Level 1.

Level 2 - Inputs other than quoted prices that are observable for the asset or liability either directly or indirectly, including inputs in markets that are not considered to be active;

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4. Fair value measurement (continued)

As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Level 3 - Valuation techniques using significant unobservable inputs. This category includes all instruments where the valuation technique includes inputs not based on observable data and the unobservable inputs could have a significant impact on the instrument's valuation. This category includes instruments that are valued based on quoted prices for similar instruments where significant unobservable adjustments or assumptions are required to reflect differences between the instruments.

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgement, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Managers. The Managers consider observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

The following tables analyses within the fair value hierarchy the Sub-Funds' financial assets and liabilities measured at fair value at the financial year ended 30 June 2021:

Series 2016 TOPIX Fund

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Financial Liabilities				
<i>Financial liabilities at fair value through profit or loss</i>				
Futures	(3,293)	-	-	(3,293)
Total	(3,293)	-	-	(3,293)

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****4. Fair value measurement (continued)****Series 2016 Nikkei 225 Fund**

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Financial Assets				
<i>Financial assets at fair value through profit or loss</i>				
Equity securities	17,589,263	-	-	17,589,263
Total	17,589,263	-	-	17,589,263
Financial Liabilities				
<i>Financial liabilities at fair value through profit or loss</i>				
Futures	(4,262)	-	-	(4,262)
Total	(4,262)	-	-	(4,262)

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4. Fair value measurement (continued)

Series 2018 S&P 500 Fund

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	USD'000	USD'000	USD'000	USD'000
Financial Assets				
<i>Financial assets at fair value through profit or loss</i>				
Equity securities	351,033	-	-	351,033
Investment Funds	2,951	-	-	2,951
Futures	97	-	-	97
Total	354,081	-	-	354,081
Financial Liabilities				
<i>Financial liabilities at fair value through profit or loss</i>				
Open Forward Contracts	-	(841)	-	(841)
Total	-	(841)	-	(841)

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4. Fair value measurement (continued)

The following table analyses within the fair value hierarchy the Sub-Funds' financial assets and liabilities measured at fair value at the financial year ended 30 June 2020:

Series 2016 TOPIX Fund

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Financial Assets				
<i>Financial assets at fair value through profit or loss</i>				
Equity securities	6,197,618	-	-	6,197,618
Total	6,197,618	-	-	6,197,618
Financial Liabilities				
<i>Financial liabilities at fair value through profit or loss</i>				
Futures	(8,715)	-	-	(8,715)
Total	(8,715)	-	-	(8,715)

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4. Fair value measurement (continued)

Series 2016 Nikkei 225 Fund

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Financial Assets				
<i>Financial assets at fair value value through profit or loss</i>				
Equity securities	18,561,403	-	-	18,561,403
Total	18,561,403	-	-	18,561,403
Financial Liabilities				
<i>Financial liabilities at fair value through profit or loss</i>				
Futures	(5,490)	-	-	(5,490)
Total	(5,490)	-	-	(5,490)

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4. Fair value measurement (continued)

Series 2018 S&P 500 Fund

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	USD'000	USD'000	USD'000	USD'000
Financial Assets				
<i>Financial assets at fair value value through profit or loss</i>				
Equity securities	291,426	-	-	291,426
Investment Funds	2,126	-	-	2,126
Futures	251	-	-	251
Forwards	-	57	-	57
Total	293,803	57	-	293,860
Financial Liabilities				
<i>Financial liabilities at fair value through profit or loss</i>				
Forwards	-	(681)	-	(681)
Total	-	(681)	-	(681)

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****4. Fair value measurement (continued)****Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund**

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Financial Assets				
<i>Financial assets at fair value value through profit or loss</i>				
Equity securities	10,733,066	-	-	10,733,066
Total	10,733,066	-	-	10,733,066
Financial Liabilities				
<i>Financial liabilities at fair value through profit or loss</i>				
Futures	(7,961)	-	-	(7,961)
Total	(7,961)	-	-	(7,961)

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4. Fair value measurement (continued)

Transfers between levels of the fair value hierarchy are deemed to have occurred at the end of the financial year and are deemed to have occurred when the pricing source or methodology used to price an investment has changed which triggers a change in level as defined under IFRS 13. There were no transfers between Levels 1, 2 or 3 during the financial year.

Assets and liabilities not carried at fair value are carried at amortised cost; their carrying values are a reasonable approximation of fair value. Cash includes deposits held with banks and other short-term investments in an active market and they are categorised as Level 1. Receivable for investments sold and other receivables include the contractual amounts for settlement of trades and other obligations due to the Sub-Funds. Other payables represent the contractual amounts and obligations due by the Sub-Funds for settlement of trades and expenses. All receivable and payable balances are categorised as Level 2. The value of redeeming units is calculated based on the net difference between total assets and all other liabilities. A demand feature is attached to these units, as they are redeemable at the holders' option and can be put back to the Sub-Funds at any dealing date for cash equal to a proportionate share of the Sub-Fund's net asset value attributable to the share class. As such, Level 2 is deemed to be the most appropriate categorisation for the net assets attributable to holders of redeeming units.

5. Financial instruments by category

Financial assets

Apart from investments disclosed in the Statement of Financial Position which are classified as at fair value through profit or loss, all other financial assets as disclosed in the Statement of Financial Position, including other receivables, amounts due from broker and cash and cash equivalents, are categorized as "other financial assets".

Financial liabilities

Apart from investments disclosed in the Statement of Financial Position which are classified as fair value through profit or loss, all financial liabilities as disclosed in the Statement of Financial Position, including administration fee payable, management fee payable, trustee fee payable, audit fee payable, amounts due to broker and other payables are categorised as "other financial liabilities".

6. Financial Derivative Instruments by category

The Sub-Funds hold futures and forwards.

A futures contract is an agreement between two parties to buy or sell a security or currency at a specific price or rate at a future date. The daily change in contract value is recorded as an unrealised gain or loss and the Sub-Funds recognise a realised gain or loss when the contract is closed. Unrealised gains and losses on futures contracts are recognised in the Statement of Comprehensive Income.

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****6. Financial Derivative Instruments by category (continued)**

A forward currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date (or to pay or receive the amount of the change in relative values of the two currencies). The market price of a forward currency contract fluctuates with changes in forward currency exchange rates.

As of 30 June 2021, the Sub-Funds' Statement of Financial Position included the following futures:

30 June 2021	Notional value	Fair value
	JPY'000	JPY'000
Series 2016 TOPIX Fund	547,260	(3,293)
Series 2016 Nikkei 225 Fund	573,993	(4,262)

30 June 2021	Notional value	Fair value
	USD'000	USD'000
Series 2018 S&P 500 Fund	6,551	97

As of 30 June 2021, the Sub-Funds' Statement of Financial Position included the following forwards:

30 June 2021	Unrealised gain	Unrealised loss
	USD'000	USD'000
Series 2018 S&P 500 Fund	-	(841)

As of 30 June 2020, the Sub-Funds' Statement of Financial Position included the following futures:

30 June 2020	Notional value	Fair value
	JPY'000	JPY'000
Series 2016 TOPIX Fund	242,439	(8,715)
Series 2016 Nikkei 225 Fund	288,321	(5,490)
Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund	241,094	(7,961)

30 June 2020	Notional value	Fair value
	USD'000	USD'000
Series 2018 S&P 500 Fund	2,649	251

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****6. Financial Derivative Instruments by category (continued)**

As of 30 June 2020, the Sub-Funds' Statement of Financial Position included the following forwards:

30 June 2020	Unrealised loss
	USD'000
Series 2018 S&P 500 Fund	(624)

7. Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

Series 2016 TOPIX Fund	30 June 2021
	JPY'000

Net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:

Realised gain on investments	370,991
Realised gain on financial derivatives	36,052
Unrealised gain on investments	432,487
Unrealised gain on financial derivatives	5,422
	<u>844,952</u>

Series 2016 Nikkei 225 Fund	30 June 2021
	JPY'000

Net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:

Realised gain on investments	1,900,775
Realised gain on financial derivatives	167,877
Unrealised gain on investments	2,347,248
Unrealised gain on financial derivatives	1,229
	<u>4,417,129</u>

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

7. Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)

Series 2018 S&P 500 Fund	30 June 2021
	USD'000
Net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:	
Realised gain on investments	86,703
Realised gain on financial derivatives	2,024
Unrealised gain on investments	40,368
Unrealised (loss) on financial derivatives	(396)
	<u>128,699</u>
 Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund ¹	 30 June 2021
	JPY'000
Net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:	
Realised gain on investments	1,162,984
Realised gain on financial derivatives	19,473
Unrealised gain on investments	1,100,217
Unrealised gain on financial derivatives	7,961
	<u>2,290,635</u>

¹The Sub-Fund ceased operations on 29 June 2021.

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****7. Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)**

Series 2016 TOPIX Fund	30 June 2020
	JPY'000
Net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:	
Realised gain on investments	48,687
Realised gain on financial derivatives	33,932
Unrealised gain on investments	349,220
Unrealised (loss) on financial derivatives	(7,484)
	<u>424,355</u>
Series 2016 Nikkei 225 Fund	30 June 2020
	JPY'000
Net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:	
Realised gain on investments	271,328
Realised gain on financial derivatives	43,664
Unrealised gain on investments	1,686,746
Unrealised (loss) on financial derivatives	(8,265)
	<u>1,993,473</u>

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

7. Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)

Series 2018 S&P 500 Fund	30 June 2020
	USD'000
Net (loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:	
Realised (loss) on investments	(13,744)
Realised gain on financial derivatives	925
Unrealised gain on investments	633
Unrealised (loss) on financial derivatives	(389)
	<u>(12,575)</u>
 Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund	 30 June 2020
	JPY'000
Net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:	
Realised (loss) on investments	(274,907)
Realised gain on financial derivatives	35,017
Unrealised gain on investments	879,174
Unrealised (loss) on financial derivatives	(8,148)
	<u>631,136</u>

8. Redeemable units in issue

Redeemable participating units are classified as a equity for Series 2016 JPX - Nikkei 400 Fund and a liability for Series 2016 TOPIX Fund, Series 2016 Nikkei 225 Fund and Series 2018 S&P 500 Fund. Series 2016 TOPIX Fund, Series 2016 Nikkei 225 Fund and Series 2018 S&P 500 Fund do not fulfil the criteria of having a single share class required to classify redeemable participating units as equity. Redeemable participating units are carried at the redemption amount that is payable at the date of the Statement of Financial Position if the holders exercise their rights to put the units back to the Sub-Funds for cash at the relevant dealing day.

Redeemable participating units are issued and redeemed at the option of the holders at prices based on the Sub-Funds' NAV per unit at the time of issue or redemption.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

8. Redeemable units in issue (continued)

The Sub-Funds' NAV per unit is calculated by dividing the net assets attributable to holders of each class of redeemable participating units with the total number of outstanding redeemable participating units for each respective class. In accordance with the provisions of the Sub-Funds' regulations, investment positions are valued based on the quoted market prices for the purpose of determining the NAV per unit for subscriptions and redemptions. Unitholders may redeem their units on any dealing day which is daily in whole or in part. In addition, in accordance with the explanatory memorandum, the preliminary expenses incurred in the formation of the Trust and the Sub-Funds are borne by the Sub-Funds.

Series 2016 TOPIX, Series 2016 Nikkei 225 Fund and Series 2018 S&P 500 Fund have two classes of units in issue as at 30 June 2021, Class A and Class B.

The movements of the Redeemable Participating Units during the financial year from 1 July 2020 to 30 June 2021 are as follows:

Series 2016 TOPIX Fund	30 June 2021	30 June 2021
	Class A	Class B
Number of units in issue at the beginning of the financial year	4,100,000	12,891
Units issued	2,972	-
Units redeemed	(3,830,000)	(3,000)
Number of units in issue at the end of the financial year	272,972	9,891
Net assets attributable to Unitholders - JPY'000	529,004	19,140
Net asset value per unit - JPY'000	1.94	1.94

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****8. Redeemable units in issue (continued)**

Series 2016 Nikkei 225 Fund	30 June 2021	30 June 2021
	Class A	Class B
Number of units in issue at the beginning of the financial year	366,000	487,023
Units issued	365,791	87,000
Units redeemed	(437,000)	(233,800)
Number of units in issue at the end of the financial year	294,791	340,223
Net assets attributable to Unitholders - JPY'000	8,495,444	9,687,830
Net asset value per unit - JPY'000	28.82	28.47
Series 2018 S&P 500 Fund	30 June 2021	30 June 2021
	Class A	Class B
Number of units in issue at the beginning of the financial year	158,415	1,182,422
Units issued	725,700	816,000
Units redeemed	(703,600)	(1,471,000)
Number of units in issue at the end of the financial year	180,515	527,422
Net assets attributable to Unitholders - USD'000	290,930	69,191
Net asset value per unit - USD'000	1.61	0.13

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

8. Redeemable units in issue (continued)

Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund ¹	30 June 2021
	Class A
Number of units in issue at the beginning of the financial year	789,400
Units issued	-
Units redeemed	(789,400)
Number of units in issue at the end of the financial year	-
Net assets attributable to Unitholders - JPY'000	-
Net asset value per unit - JPY'000	-

¹The Sub-Fund ceased operations on 29 June 2021.

As at 29 June 2021, Series 2016 JPX-Nikkei 400 has the following redeemable units in issue: Net assets attributable to Unitholders JPY336,911,187, Number of Units in Issue 20,000 and Net asset value per unit JPY16,845.56.

Series 2016 TOPIX, Series 2016 Nikkei 225 Fund and Series 2018 S&P 500 Fund have two classes of units in issue as at 30 June 2020, Class A and Class B. Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund has one class of units in issue as at 30 June 2020, Class A.

The movements of the Redeemable Participating Units during the financial year from 1 July 2019 to 30 June 2020 are as follows:

Series 2016 TOPIX Fund	30 June 2020	30 June 2020
	Class A	Class B
Number of units in issue at the beginning of the financial year	6,974,500	38,891
Units issued	-	-
Units redeemed	(2,874,500)	(26,000)
Number of units in issue at the end of the financial year	4,100,000	12,891
Net assets attributable to Unitholders - JPY'000	6,408,489	19,882
Net asset value per unit - JPY'000	1.56	1.54

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****8. Redeemable units in issue (continued)**

Series 2016 Nikkei 225 Fund	30 June 2020	30 June 2020
	Class A	Class B
Number of units in issue at the beginning of the financial year	1,179,700	3,023
Units issued	647,600	484,000
Units redeemed	(1,461,300)	-
Number of units in issue at the end of the financial year	366,000	487,023
Net assets attributable to Unitholders - JPY'000	8,153,365	10,731,789
Net asset value per unit - JPY'000	22.28	22.04
Series 2018 S&P 500 Fund	30 June 2020	30 June 2020
	Class A	Class B
Number of units in issue at the beginning of the financial year	25,415	2,223
Units issued	499,600	2,618,100
Units redeemed	(366,600)	(1,437,901)
Number of units in issue at the end of the financial year	158,415	1,182,422
Net assets attributable to Unitholders - USD'000	185,882	116,296
Net asset value per unit - USD'000	1.17	0.10

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

8. Redeemable units in issue (continued)

Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund	30 June 2020
	Class A
Number of units in issue at the beginning of the financial year	1,127,400
Units issued	-
Units redeemed	(338,000)
Number of units in issue at the end of the financial year	789,400
Net assets attributable to Unitholders - JPY'000	10,968,999
Net asset value per unit - JPY'000	13.90

9. Management fees

An aggregate amount of the management fees described below as (a), (b) and (c) is payable to the Manager out of the assets of the Sub-Funds. The Manager will pay, out of the management fees, the fees of the Investment Manager and the Distributor, as allocated by the Manager as follows, subject to its absolute discretion.

The management fees are calculated on each Valuation Day, accrued daily and payable in JPY quarterly in arrears for Series 2016 Topix Fund, Series 2016 JPX - Nikkei 400 Fund and Series 2016 Nikkei 225 Fund and payable in US Dollars quarterly in arrears for Series 2018 S&P 500 Fund.

- (a) For Series 2016 Topix Fund, Series 2016 JPX - Nikkei 400 Fund and Series 2016 Nikkei 225 Fund the Manager is entitled to receive out of the assets of the Sub-Funds a fee at an annual rate of 0.02% of the NAV of the Sub-Funds. For Series 2018 S&P 500 Fund the Manager is entitled to receive out of the assets of the Sub-Fund the following Net Asset Value percentage per Class: Class A - 0.02% and Class B - 0.04%.

(b) Investment Manager Fee:

For Series 2016 Topix Fund, Series 2016 JPX - Nikkei 400 Fund and Series 2016 Nikkei 225 Fund the Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Sub-Fund a fee at an annual rate of: (i) 0.07% of the NAV of the Sub-Fund for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Fund which is equal to or less than JPY25 billion; (ii) 0.06% of the NAV of the Sub-Fund for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Fund which is more than JPY25 billion and equal or less than JPY50 billion; and (iii) 0.05% of the NAV of the Sub-Fund for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Fund which is more than JPY50 billion, provided that the Investment Manager shall be entitled to a minimum of JPY10,000,000 per annum. For Series 2018 S&P 500 Fund the Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Sub-Fund a fee at an annual rate of: (i) 0.11% of the NAV of the Sub-Fund for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Fund which is equal to or less than

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

9. Management fees (continued)

USD250 million; (ii) 0.10% of the NAV of the Sub-Fund for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Fund which is more than USD250 million and equal or less than USD500 million; and (iii) 0.09% of the NAV of the Sub-Fund for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Fund which is more than USD500 million, provided that the Investment Manager shall be entitled to a minimum of USD100,000 per annum.

- (c) For all Sub-Funds the Distributor is entitled to receive out of the assets of the Sub-Fund a fee at an annual rate of 0.05% of the NAV of the Sub-Fund.

The investment management fees for the Series 2016 TOPIX Fund for the financial year amounted to JPY12,109,480 (30 June 2020: JPY16,540,928) with JPY11,037,674 (30 June 2020: JPY11,620,380) in outstanding fees at the end of the financial year.

The investment management fees for the Series 2016 Nikkei 225 Fund for the financial year amounted to JPY23,925,922 (30 June 2020: JPY26,809,479) with JPY20,550,072 (30 June 2020: JPY17,965,752) in outstanding fees at the end of the financial year.

The investment management fees for the Series 2018 S&P 500 Fund for the financial year amounted to USD474,048 (30 June 2020: USD364,869) with USD145,547 (30 June 2020: USD330,303) in outstanding fees at the end of the financial year.

The investment management fees for the Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund for the financial year amounted to JPY13,737,078 (30 June 2020: JPY20,870,148) with JPYNil (30 June 2020: JPY15,314,984) in outstanding fees at the end of the financial year.

10. Trustee fees

Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited (the “Trustee”) is entitled to receive out of the assets of the Sub-Funds, the annual Trustee Fee of USD2,500 payable quarterly in arrears, plus fees for additional time, disbursements, out-of-pocket expenses and start-up expenses.

The Trustee fees for the Series 2016 TOPIX Fund for the financial year amounted to JPY140,935 (30 June 2020: JPY379,955) with JPYNil (30 June 2020: JPYNil) in outstanding fees at the end of the financial year.

The Trustee fees for the Series 2016 Nikkei 225 Fund for the financial year amounted to JPY140,935 (30 June 2020: JPY379,955) with JPYNil (30 June 2020: JPYNil) in outstanding fees at the end of the financial year.

The Trustee fees for the Series 2018 S&P 500 Fund for the financial year amounted to USD11,745 (30 June 2020: USD8,744) with USDNil (30 June 2020: USDNil) in outstanding fees at the end of the financial year.

The Trustee fees for the Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund for the financial year amounted to JPY140,935 (30 June 2020: JPY379,955) with JPYNil (30 June 2020: JPYNil) in outstanding fees at the end of the financial year.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

11. Administrators fees

For Series 2016 Topix Fund, Series 2016 JPX - Nikkei 400 Fund and Series 2016 Nikkei 225 Fund, State Street Fund Services (Ireland) Limited (the "Administrator") is entitled to receive out of the assets of the Sub-Funds a fee at an annual rate of: (i) 0.07% of the NAV of the Sub-Funds for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Funds which is equal to or less than JPY10 billion; (ii) 0.06% of the NAV of the Sub-Funds for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Funds which is more than JPY10 billion and equal or less than JPY25 billion; (iii) 0.05% of the NAV of the Sub-Funds for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Funds which is more than JPY25 billion and equal or less than JPY50 billion; and (iv) 0.04% of the NAV of the Sub-Funds for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Funds which is more than JPY50 billion, provided that the Administrator shall be entitled to a minimum of JPY720,000 per month.

The Administrator Fee is calculated on each Valuation Day and shall be accrued daily. The Administrator Fee is payable in Japanese Yen quarterly in arrears.

The Administrator will be reimbursed by the Sub-Funds for its disbursements and out-of-pocket expenses.

For Series 2018 S&P 500 Fund, State Street Cayman Trust Company, Ltd. (the "Administrator") is entitled to receive out of the assets of the Sub-Fund a fee at an annual rate of: (i) 0.07% of the NAV of the Sub-Fund for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Fund which is equal to or less than USD 100 million; (ii) 0.06% of the NAV of the Sub-Fund for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Fund which is more than USD 100 million and equal or less than USD 250 million; (iii) 0.05% of the NAV of the Sub-Fund for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Fund which is more than USD 250 million and equal or less than USD 500 million; and (iv) 0.04% of the NAV of the Sub-Fund for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Fund which is more than USD 500 million, provided that the Administrator shall be entitled to a minimum of USD 6,000 per month. The Administrator Fee will be calculated on each Valuation Day and shall be accrued daily. The Administrator Fee shall be payable in US Dollars quarterly in arrears. The Administrator will be reimbursed by the Sub-Fund for its disbursements and out-of-pocket expenses.

The Administrator fees for the Series 2016 TOPIX Fund for the financial year amounted to JPY6,780,861 (30 June 2020: JPY8,687,343) with JPY8,639,740 (30 June 2020: JPY10,588,880) in outstanding fees at the end of the financial year.

The Administrator fees for the Series 2016 Nikkei 225 Fund for the financial year amounted to JPY6,261,268 (30 June 2020: JPY12,658,352) with JPY3,733,010 (30 June 2020: JPY16,417,546) in outstanding fees at the end of the financial year.

The Administrator fees for the Series 2018 S&P 500 Fund for the financial year amounted to USD221,752 (30 June 2020: USD168,223) with USD65,164 (30 June 2020: USD141,100) in outstanding fees at the end of the financial year.

The Administrator fees for the Series 2016 JPX - Nikkei 400 Fund for the financial year amounted to JPY3,696,368 (30 June 2020: JPY10,027,305) with JPYNil (30 June 2020: JPY12,447,828) in outstanding fees at the end of the financial year.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

12. Custodians fees

For Series 2016 Topix Fund, Series 2016 JPX - Nikkei 400 Fund and Series 2016 Nikkei 225 Fund, State Street Custodial Services (Ireland) Limited (the "Custodian") is entitled to receive out of the assets of the Sub-Funds a fee at an annual rate of 0.01% of the NAV of the Sub-Funds, provided that the Custodian shall be entitled to a minimum of JPY 120,000 per month. The Custodian Fee will be calculated each Valuation Day and shall be accrued daily. The Custodian Fee shall be payable in Japanese Yen quarterly in arrears.

For Series 2018 S&P 500 Fund, State Street Bank and Trust Company (the "Custodian") is entitled to receive out of the assets of the Sub-Fund a fee at an annual rate of 0.01% of the NAV of the Sub-Fund, provided that the Custodian shall be entitled to a minimum of USD 1,000 per month. The Custodian Fee will be calculated on each Valuation Day and shall be accrued daily. The Custodian Fee shall be payable in US Dollars quarterly in arrears. The Custodian will be reimbursed by the Sub-Fund for its disbursements and out-of-pocket expenses.

The Custodian fees for the Series 2016 TOPIX Fund for the financial year amounted to JPYNil (30 June 2020: JPY10,586,872) with JPY7,572,772 (30 June 2020: JPY30,609,634) in outstanding fees at the end of the financial year.

The Custodian fees for the Series 2016 Nikkei 225 Fund for the financial year amounted to JPY17,147,125 (30 June 2020: JPY3,068,648) with JPY926,461 (30 June 2020: JPY3,066,598) in outstanding fees at the end of the financial year.

The Custodian fees for the Series 2018 S&P 500 Fund for the financial year amounted to USD275,012 (30 June 2020: USD266,441) with USD60,648 (30 June 2020: USD115,903) in outstanding fees at the end of the financial year.

The Custodian fees for the Series 2016 JPX - Nikkei 400 Fund for the financial year amounted to JPY5,577,747 (30 June 2020: JPY3,162,031) with JPYNil (30 June 2020: JPY4,043,884) in outstanding fees at the end of the financial year.

13. License fees

Fees incurred in connection with the reference to a licensed index are paid to the JPX-Nikkei Index 400 licensor, Nikkei 225 Index licensor, S&P 500 Index licensor and TOPIX Index licensor and borne by the Sub-Funds.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

13. License fees (continued)

The License fee for the Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund and the Series 2016 Nikkei 225 Fund is 0.02% of the NAV of the Sub-Funds provided that the licensor shall be entitled to a minimum of JPY100,000 per annum for each of these Sub-Funds. For Series 2018 S&P Fund it is 0.01% of the NAV of the Sub-Fund. For the Series 2016 TOPIX Fund is (i) 0.01% of the NAV of the Sub-Fund for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Fund which is less than JPY10 billion; (ii) 0.005% of the NAV of the Sub-Fund for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Fund which is equal or more than JPY10 billion and less than JPY50 billion; (iii) 0.003% of the NAV of the Sub-Fund for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Fund which is equal or more than JPY50 billion and less than JPY100 billion; (iv) 0.002% of the NAV of the Sub-Fund for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Fund which is equal or more than JPY100 billion and less than JPY300 billion; (v) 0.001% of the NAV of the Sub-Fund for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Fund which is equal or more than JPY300 billion and less than JPY500 billion and (vi) 0.0005% of the NAV of the Sub-Fund for any portion of the aggregate NAV of the Sub-Fund which is equal or more than JPY500 billion, provided that the licensor shall be entitled to a minimum of JPY100,000 per annum.

The License fee will be calculated on each Valuation Day, accrued daily and payable in JPY except Series 2018 S&P 500 Fund, will be payable in US Dollars.

The License fees for the Series 2016 TOPIX Fund for the financial year amounted to JPY323,557 (30 June 2020: JPY848,967) with JPYNil (30 June 2020: JPYNil) in outstanding fees at the end of the financial year.

The License fees for the Series 2016 Nikkei 225 Fund for the financial year amounted to JPY3,419,347 (30 June 2020: JPY3,682,153) with JPY4,556,142 (30 June 2020: JPYNil) in outstanding fees at the end of the financial year.

The License fee for the Series 2018 S&P 500 Fund for the financial year amounted to USD6,856 (30 June 2020: USD29,986) with USD719 (30 June 2020: USDNil) in outstanding fees at the end of the financial year.

The License fees for the Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund for the financial year amounted to JPY1,616,657 (30 June 2020: JPY2,832,684) with JPYNil (30 June 2020: JPYNil) in outstanding fees at the end of the financial year.

14. Distribution

The Sub-Funds' investments are expected to generate a certain amount of income on a periodic basis.

It is the current intention of the Manager (although it is under no obligation to do so) to make semi-annual distributions in February and August for Class A, and in May and November for Class B of each year to Unitholders of record of the Sub-Funds on the Business Day immediately preceding the relevant distribution date.

Distributions may be made out of the net income, realised and unrealised capital gains net of realised and unrealised losses and capital of the Sub-Funds for the relevant financial year, or in such other manner as specified in the Trust Deed. The Manager has complete discretion as to the amount and timing of the distributions payable to the Unitholders of the Sub-Funds.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

14. Distribution (continued)

However, the Manager will on each occasion consult with the Investment Manager as to the amount of such distributions and will rely on the Administrator's continuing calculations and information as to the amount available to be distributed based on the possibility of continuing sustainable pay-out amounts on such semi-annual basis.

All distributions will be paid net of any taxes required to be withheld.

The table below summarises the distribution of the Sub-Funds as at 30 June 2021:

Ex-date	Series 2016 TOPIX Fund JPY'000	Series 2016 Nikkei 225 Fund JPY'000	Series 2018 S&P 500 Fund USD'000	Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund ¹ JPY'000
03 August 2020	-	-	2,489	-
04 August 2020	50,985	46,231	-	97,630
02 November 2020	113	55,853	-	-
01 February 2021	13,886	10,265	994	48,122
06 May 2021	-	38,776	-	-
Total distribution	64,984	151,125	3,483	145,752

¹The Sub-Fund ceased operations on 29 June 2021.

The table below summarises the distribution of the Sub-Funds as at 30 June 2020:

Ex-date	Series 2016 TOPIX Fund JPY'000	Series 2016 Nikkei 225 Fund JPY'000	Series 2018 S&P 500 Fund USD'000	Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund JPY'000
01 August 2019	97,783	-	-	152,883
01 November 2019	465	457	-	-
03 February 2020	64,680	-	626	135,190
01 May 2020	176	64,935	-	-
Total distribution	163,104	65,392	626	288,073

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. Taxation

The Trust and its sub-funds are not subject to any income, withholding or capital gains taxes in the Cayman Islands. The only taxes which will be chargeable on the Trust and its Sub-Funds in the Cayman Islands are nominal amounts payable to the registrar of Sub-Fund.

The Sub-Funds are registered as an exempted trust pursuant to Section 74 of the Trusts Law. The Trustee has obtained a tax exemption certificate from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands, which provides that, for a period of 50 years from the date of the creation of the Sub-Funds, no law that is thereafter enacted in the Cayman Islands imposing any tax or duty to be levied on income or on capital assets, gains, or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax will apply to any property comprised in the Sub-Funds, or to any income arising under the Sub-Funds or to the Trustee or to the Unitholders in respect of any such property or income. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

Unitholders will not be subject to any income, withholding or capital gains taxes in the Cayman Islands, with respect to the Units owned by them and distributions received on such Units, nor will they be subject to any estate or inheritance taxes in the Cayman Islands. There are no exchange controls in Cayman.

Dividend and interest income received by the Sub-Funds may be subject to withholding tax imposed in the country of origin. Investment income is recorded gross of such taxes.

The Trust and its Sub-Funds have been formed as a unit trust under the Cayman Islands law. The Trust and its Sub-Funds are assumed to be treated as a foreign investment trust, as a matter of Japanese law, which is similar to a securities investment trust under the Law concerning Investment Trusts and Investment Corporations of Japan. Further, it is anticipated that the Sub-Funds are not listed on any stock exchange.

The Cayman Islands are not party to any double taxation treaties. Under current Cayman Islands law no tax will be charged in the Cayman Islands on profits or gains of the Sub-Funds and dividends of the Sub-Funds will be payable to Unitholders reside in or outside the Cayman Islands without deduction of tax. No stamp duty is levied in the Cayman Islands on the transfer or redemption of Units in the Sub-Funds. The Sub-Funds invest in securities issued by entities which are domiciled in countries other than the Cayman Islands.

Many of these foreign countries have tax laws which indicate that capital gains taxes are required to be determined on a self-assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted by the Sub-Funds' broker on a "withholding" basis.

16. Transactions with related parties

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party to exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

16. Transactions with related parties (continued)

In accordance with IAS 24 'Related Party Disclosures', the following are the related parties during the financial year. Nikko Asset Management Co., Ltd. acts as Investment Manager for the Unit Trust. J.P. Morgan Mansart Management Limited acts as Manager and Alternative Investment Fund Manager for the Unit Trust. Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited acts as Trustee for the Unit Trust. For further details of the related party transactions, please refer to Notes 9 and 10.

There are no other related party transactions during the financial year.

17. Comparative period

The comparative amounts in these financial statements are for the financial year ended 30 June 2020.

18. Significant events during the financial year

The infectious respiratory illness caused by a novel coronavirus known as COVID-19 has given rise to an extended global pandemic. The impact of this significant event on the Trust's financial risk exposure is disclosed in Note 3. The Investment Manager has assessed the impact of market conditions arising from the COVID-19 outbreak on the Trust's ability to meet its investment objectives. Based on the latest available information, the Trust continues to be managed in line with its investment objectives, with no disruption to the operations of the Trust and the publication of net asset values.

Series 2016 JPX - Nikkei 400 Fund ceased its operations on 29 June 2021. As at 29 June 2021, Series 2016 JPX-Nikkei 400 has the following redeemable units in issue: Net assets attributable to Unitholders JPY336,911,187, Number of Units in Issue 20,000 and Net asset value per unit JPY16,845.56.

There were no other significant events during the financial year.

19. Post Balance Sheet events

Series 2016 JPX - Nikkei 400 Fund fully paid the redemption proceeds on 2 July 2021.

Up to the date of approval of these financial statements there are no significant events after the financial year end date that would have an impact to the financial statements.

20. Approval of the financial statements

The financial statements for the financial year ended 30 June 2021 were approved and authorised for issue by the Trustee on 22 December 2021.

Series 2016 TOPIX Fund**SCHEDULE OF INVESTMENTS**

As at 30 June 2021

Nominal	Fair Value JPY'000	% of Total Net Assets
Common Stock: Nil (30 June 2020: 96.41%)		
Japan: Nil (30 June 2020: 96.41%)		
Advertising: Nil (30 June 2020: 0.25%)		
Aerospace & Defense: Nil (30 June 2020: 0.11%)		
Agriculture: Nil (30 June 2020: 0.56%)		
Airlines: Nil (30 June 2020: 0.33%)		
Apparel: Nil (30 June 2020: 0.14%)		
Auto Manufacturers: Nil (30 June 2020: 5.45%)		
Auto Parts & Equipment: Nil (30 June 2020: 2.32%)		
Banks: Nil (30 June 2020: 4.75%)		
Beverages: Nil (30 June 2020: 1.15%)		
Biotechnology: Nil (30 June 2020: 0.09%)		
Building Materials: Nil (30 June 2020: 1.85%)		
Chemicals: Nil (30 June 2020: 4.02%)		
Coal: Nil (30 June 2020: 0.00%)		
Commercial Services: Nil (30 June 2020: 2.83%)		
Computers: Nil (30 June 2020: 2.18%)		
Cosmetics & Personal Care: Nil (30 June 2020: 2.43%)		
Distribution & Wholesale: Nil (30 June 2020: 3.22%)		
Diversified Financial Services: Nil (30 June 2020: 1.88%)		
Electric: Nil (30 June 2020: 0.93%)		
Electrical Components & Equipment: Nil (30 June 2020: 0.42%)		
Electronics: Nil (30 June 2020: 4.65%)		
Energy - Alternate Sources: Nil (30 June 2020: 0.01%)		
Engineering & Construction: Nil (30 June 2020: 1.70%)		
Entertainment: Nil (30 June 2020: 0.93%)		
Environmental Control: Nil (30 June 2020: 0.18%)		
Food: Nil (30 June 2020: 3.18%)		
Food Service: Nil (30 June 2020: 0.00%)		
Forest Products & Paper: Nil (30 June 2020: 0.24%)		
Gas: Nil (30 June 2020: 0.55%)		

Series 2016 TOPIX Fund

SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)

As at 30 June 2021

Nominal	Fair Value JPY'000	% of Total Net Assets
Common Stock: Nil (30 June 2020: 96.41%) (continued)		
Japan: Nil (30 June 2020: 96.41%) (continued)		
Hand & Machine Tools: Nil (30 June 2020: 0.65%)		
Healthcare Products: Nil (30 June 2020: 1.89%)		
Healthcare Services: Nil (30 June 2020: 0.23%)		
Home Builders: Nil (30 June 2020: 1.01%)		
Home Furnishings: Nil (30 June 2020: 2.80%)		
Household Products & Wares: Nil (30 June 2020: 0.08%)		
Housewares: Nil (30 June 2020: 0.00%)		
Insurance: Nil (30 June 2020: 2.19%)		
Internet: Nil (30 June 2020: 1.90%)		
Investment Companies: Nil (30 June 2020: 0.00%)		
Iron & Steel: Nil (30 June 2020: 0.53%)		
Leisure Time: Nil (30 June 2020: 0.70%)		
Lodging: Nil (30 June 2020: 0.05%)		
Machinery – Diversified: Nil (30 June 2020: 4.90%)		
Machinery, Construction & Mining: Nil (30 June 2020: 2.08%)		
Media: Nil (30 June 2020: 0.21%)		
Metal Fabricate & Hardware: Nil (30 June 2020: 0.42%)		
Mining: Nil (30 June 2020: 0.36%)		
Miscellaneous Manufacturing: Nil (30 June 2020: 0.32%)		
Office & Business Equipment: Nil (30 June 2020: 1.12%)		
Office Furnishings: Nil (30 June 2020: 0.03%)		
Oil & Gas: Nil (30 June 2020: 0.57%)		
Oil & Gas Services: Nil (30 June 2020: 0.00%)		
Packaging & Containers: Nil (30 June 2020: 0.16%)		
Pharmaceuticals: Nil (30 June 2020: 6.98%)		
Pipelines: Nil (30 June 2020: 0.02%)		
Private Equity: Nil (30 June 2020: 0.02%)		
Real Estate: Nil (30 June 2020: 1.91%)		
Retail: Nil (30 June 2020: 3.92%)		

Series 2016 TOPIX Fund

SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)

As at 30 June 2021

Nominal		Fair Value JPY'000	% of Total Net Assets
Common Stock: Nil (30 June 2020: 96.41%) (continued)			
Japan: Nil (30 June 2020: 96.41%) (continued)			
Semiconductors: Nil (30 June 2020: 1.86%)			
Shipbuilding: Nil (30 June 2020: 0.01%)			
Software: Nil (30 June 2020: 1.23%)			
Storage & Warehousing: Nil (30 June 2020: 0.03%)			
Telecommunications: Nil (30 June 2020: 5.99%)			
Textiles: Nil (30 June 2020: 0.16%)			
Toys & Games: Nil (30 June 2020: 1.56%)			
Transportation: Nil (30 June 2020: 4.17%)			
Open Futures Contracts*: (0.60)% (30 June 2020: (0.14)%)			
No of contracts	Average cost price	Unrealised loss JPY'000	% of Total Net Assets
28	1,955 Topix Index Futures September 2021	(3,293)	(0.60)
Total Unrealised Loss on Futures Contract		(3,293)	(0.60)
Total Financial Derivative Instruments		(3,293)	(0.60)
		Fair Value JPY'000	% of Total Net Assets
Total investments at fair value through profit or loss		(3,293)	(0.60)
Cash and cash equivalents		453,870	82.80
Cash at broker		120,523	21.99
Other assets and liabilities		(22,956)	(4.19)
Net assets attributable to holders of redeemable units		548,144	100.00

*The broker for Futures Contracts is Mizuho Securities Singapore.

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2021年10月末日現在)

		円（IVを除く）
Ⅰ． 資産総額		595,687,621
Ⅱ． 負債総額		27,905,740
Ⅲ． 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）		567,781,881
Ⅳ． 発行済口数	Aクラス受益証券	272,972口
	Bクラス受益証券	9,891口
Ⅴ． 1口当たり純資産価格	Aクラス受益証券	2,007.37
	Bクラス受益証券	2,004.45

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換

受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ステート・ストリート・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

取扱場所 アイルランド ダブリン 2 サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー 78

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社・売出人に委託している場合には、販売会社・売出人を通じて販売会社・売出人の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（2）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額（2021年10月末日現在）

払込済資本金の額	2,500万米ドルおよび1英ポンド（約28億4,175万円）
発行済株式総数	25,000,001株（1株1米ドルの普通株式25,000,000株および額面1英ポンドの普通株式1株）
授權株式数	管理会社は授權株式資本を有さず、そのため管理会社によって発行され得る株式数または株式資本に上限はない。
最近5年間における授權株式数に係る変化はない。	

（2）会社の機構

管理会社は、イングランドおよびウェールズ法に基づいて、2007年11月7日に非公開有限責任会社として設立された。管理会社の取締役は、管理会社の事業の経営につき責任を負い、かかる経営の目的において管理会社のすべての権限を行使することができる。管理会社の株主は、特別決議により、特定の行為を行うか、または行わないよう取締役に対して指図することができる。かかる特別決議はいずれも、取締役が当該決議の可決前に行ったいかなる事項も無効とするものではない。

取締役は、他の取締役に対して会議の通知を行うことまたは会社秘書役（もしあれば）にかかる通知を行うための権限を与えることにより、取締役会を招集することができる。

取締役として行為する意志を有し、かつ、取締役として行為することを法律で許可される者は、以下のいずれかの方法により取締役の任命を受けることができる。

（i）通常決議

（ii）取締役会の決定

管理会社の普通株式の過半数の保有者は、ある者を取締役役に任命することおよび取締役を解任することができる。任命または解任は、かかる保有者またはその代理人により署名が付された管理会社に対する書面による通知をもって行われるものとし、当該通知が管理会社の登記上の事務所に提出されたか、またはいずれかの取締役会に提出された時点で効力を生じるものとする。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、本トラストのAIFMに指定されており、AIFMD規則に従い、英国の金融行為監督機構（以下「FCA」という。）による認可を受けている。管理会社の主たる活動は、集団投資スキームおよび特別目的ヴィークルの管理である。管理会社は、FCAの規制対象の資産運用会社であり、J.P.モルガン・チェース投資銀行内に拠点を置く。管理会社は、その活動の中でもとりわけ、世界（米国を除く。）の法人顧客および仲介業者に対して、個々に合わせてカスタマイズされた革新的な資産運用商品を提供することに重点を置いている。

管理会社は、本トラストのAIFMおよび投資運用者として行為し、本トラストの資産の日々の投資運用を行い、本トラストに関するリスク管理機能を担い、本トラストに関連するサポート業務を提供する責任を負う。また管理会社は、AIFMDの遵守について責任を負う。

2021年10月末日現在、管理会社は以下のとおり投資信託の管理および運用を行っている。

（2021年10月末日現在）

種類（基本的性格）	設立国	本数	純資産額の合計 （米ドル）
-----------	-----	----	------------------

ストラクチャード・ファンド	アイルランド	23	約2,429百万
	ルクセンブルク	2	約383百万
	ケイマン	18	約2,225百万

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、英国における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年10月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.67円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1) 【貸借対照表】

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド

貸借対照表

2020年12月31日現在

		2020年		2019年	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
非流動資産					
繰延税金資産	13	41,827	4,754	—	—
流動資産					
現金および現金等価物	14	15,308,007	1,740,061	13,661,742	1,552,930
債権	15	6,588,374	748,900	6,637,394	754,473
流動資産合計		21,896,381	2,488,962	20,299,136	2,307,403
資産合計		21,938,208	2,493,716	20,299,136	2,307,403
流動負債					
債務：					
1年以内に返済予定の金額	16	(6,376,524)	(724,819)	(6,041,154)	(686,698)
純流動資産		15,519,857	1,764,142	14,257,982	1,620,705
純資産		15,561,684	1,768,897	14,257,982	1,620,705
株主資本					
払込済株主資本	17	25,000,002	2,841,750	25,000,002	2,841,750
その他の準備金		34,864	3,963	34,864	3,963
累積損失		(9,473,182)	(1,076,817)	(10,776,884)	(1,225,008)
株主資本合計		15,561,684	1,768,897	14,257,982	1,620,705

注記は、本財務書類の不可欠の一部である。

2021年4月20日に取締役会が本財務書類を承認し、取締役会を代表して署名：

マシュー・メリング

取締役

2021年4月20日

（２）【損益計算書】

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド

損益計算書

2020年12月31日に終了した年度

	注記	2020年		2019年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業収益	6	18,366,426	2,087,712	9,460,856	1,075,416
営業費用	6	(12,523,244)	(1,423,517)	(5,281,301)	(600,325)
管理費用		(4,494,555)	(510,896)	(3,807,165)	(432,760)
その他の収益	7	63,558	7,225	2,193	249
営業利益		1,412,185	160,523	374,583	42,579
利息および類似収益	8	9,754	1,109	103,410	11,755
支払利息および類似費用	9	(11,097)	(1,261)	(8,500)	(966)
所得税控除前利益	10	1,410,842	160,370	469,493	53,367
所得税費用	11	(107,140)	(12,179)	(86,611)	(9,845)
会計年度の利益		1,303,702	148,192	382,882	43,522

包括利益計算書

上記の会計年度の利益以外に、包括利益または包括費用のその他の勘定科目はなかった（2019年：なし）。その結果、会計年度の利益は、当年度および前年度の包括利益の合計を表す。

注記は、本財務書類の不可欠の一部である。

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド

株主資本変動計算書

2020年12月31日に終了した年度

	払込済株主資本		その他の準備金		累積損失		株主資本合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2019年1月1日 現在残高	25,000,002	2,841,750	34,864	3,963	(11,159,766)	(1,268,531)	13,875,100	1,577,183
当年度利益	—	—	—	—	382,882	43,522	382,882	43,522
2019年12月31日 現在残高	25,000,002	2,841,750	34,864	3,963	(10,776,884)	(1,225,008)	14,257,982	1,620,705
当年度利益	—	—	—	—	1,303,702	148,192	1,303,702	148,192
2020年12月31日 現在残高	25,000,002	2,841,750	34,864	3,963	(9,473,182)	(1,076,817)	15,561,684	1,768,897

その他の準備金は、当社が従業員に付与した株式に基づく報奨に関連する。

注記は、本財務書類の不可欠の一部である。

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド**財務書類に対する注記****１．一般情報**

当社は英国において設立され、同地に本拠地を置く非公開有限責任会社である。当社の直接の親会社は、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）、デラウェア州で設立されたザ・ベアー・スターンズ・カンパニーズ・エル・エル・シーである。当社の最終の親会社および当社の業績が連結される唯一のグループの親会社は、米国デラウェア州で設立されたJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー（以下「会社」または「JPモルガン・チェース」という。）である。会社の連結財務書類は、当社の登記事務所（英国、ロンドン E14 5JP、カナリー・ワーフ、バンク・ストリート25）より入手可能である。

主要事業

当社は、リスク管理業務および戦略的な資産運用業務を顧客に提供する資産管理会社である。当社は、金融行為監督機構（以下「FCA」という。）により定められている規制上の許可に従って、投資信託、投資ソリューションおよびその他の資産ソリューションを販売、設立および管理する。当社は、FCAによって認可および規制されている。

２．作成基準

本財務書類は、財務報告基準第101号「開示減免のフレームワーク」（以下「FRS第101号」という。）に準拠して作成されている。FRS第101号は、2006年会社法の要件に準拠して国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）の認識および測定に係る要求事項を適用している。

本財務書類は、取得原価主義および2006年会社法に準拠して継続企業的前提基準で作成されている。

FRS第101号に準拠した本財務書類の作成にあたり、2006年会社法の要件に準拠してIFRSの以下の要求事項の例外規定が適用されている。

- ・ 当グループの資本性金融商品に関する株式報酬の一定の開示（IFRS第2号「株式に基づく報酬」第45(b)項および第46項から第52項）
- ・ 株式資本の調整に関する比較情報の開示（IAS第1号第38項「財務書類の表示」（以下「IAS第1号」という。）IAS第1号第79(a)(iv)項）
- ・ IFRSへの準拠表明（IAS第1号第16項）
- ・ キャッシュ・フロー計算書および関連する注記（IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」）
- ・ 公表済であるが未発効である新基準または改訂基準に関する開示（IAS第8号第30項および第31項「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」）
- ・ 主要な経営陣の報酬の開示（IAS第24号第17項「関連当事者に関する開示」（以下「IAS第24号」という。））
- ・ 完全所有グループ会社との関連当事者取引（IAS第24号）

３．重要な会計上の見積りおよび判断

財務書類の作成においては、一般に経営陣が、当該財務書類の認識額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。当社の事業の性質および残高により、本財務書類の作成にあたり、重要な会計上の見積りや判断は必要とされない。

4. 重要な会計方針

本財務書類の作成に適用されている重要な会計方針は、以下に記載される通りである。別段の記載がない限り、表示される各年度に対して、当該方針が一貫して適用されている。

4.1 機能通貨および表示通貨

当社の財務書類に含まれる項目は、企業が運営を行う主要な経済環境の通貨を使用して測定される（以下「機能通貨」という。）。アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）が、当社の機能通貨および表示通貨と見なされる。

4.2 為替換算

外貨建ての貨幣性資産および貨幣性負債は、貸借対照表日の為替レートにより米ドルに換算される。外貨建ての損益項目は、取引日の為替レートにより米ドルに換算される。換算により生じる損益は、損益計算書に直接計上される。

取得原価で計上されている外貨建ての非貨幣性項目は、取引が最初に認識された日付の為替レートにより米ドルに換算される。

4.3 収益および費用の認識

資産運用報酬

当該収益のカテゴリには、投資運用および関連サービスからの報酬が含まれる。

投資運用報酬は通常、運用資産の価値に基づいており、運用サービスが提供される各期間毎に、当該期間に係る運用資産の価値が把握可能となる期末に回収および認識される。当社は、資産運用事業に関連して、販売およびその他のサービスを提供する契約上の取決めを第三者と締結している。

アクセス契約からの収益

当社は、その他のJPモルガン・チェースの関連会社と契約上の取り決めに基づき、特定の投資ストラクチャーに関して主要な管理会社および／または投資運用会社の形式で業務を提供し、かかる商品の当初の準備を支援している。この契約からの収益は、かかる契約に定義されている一定の固定費用および契約に規定されている範囲内でファンドの設立時に発生した費用の立替によって決定される。

費用

第三者のサービス提供者へ支払われた金額は、ファンド関連費用の営業費用に計上される。営業費用には、保管費用、決済手数料および為替手数料、規制対応費用、管理事務報酬、監査報酬または弁護士報酬が含まれるが、これらに限定されない。すべての費用は、対象の契約が法的に拘束力を有する時点、または合意された（後日の）支払期日に認識される。

4.4 引当金

引当金は、過去の事象の結果として当社が現在の債務を（法的または推定的に）有しており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、また当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識される。

4.5 年金およびその他の退職後給付

当社は、英国の確定拠出年金制度に加入している。

確定拠出制度は、当社が定義されたレベルの拠出金を支払う年金制度である。確定拠出型年金制度に拠出される債務は、費用として認識され、発生基準で損益計算書に計上される。

4.6 株式に基づく報酬制度

株式に基づく報奨は、会社のインセンティブ報奨制度に基づき当社の従業員に対して行われる。かかる株式、新株予約権、または株式オプションの公正価値は、条件付報奨が付与された時点で測定される。当該評価額は、雇用主の社会保障費用または他の給与税と共に成果基準に関連する期間にわたり、当社に対する報酬費用として認識される。付与されたすべての報奨は、株式による決済である。当社は、権利喪失の水準を見積り、付与日時点においてかかる権利喪失率を適用する。

4.7 現金および現金等価物

現金および現金等価物には、現金および銀行預金ならびに満期が3か月または3か月未満の銀行への貸出金が含まれる。

4.8 当期法人税および繰延法人税

課税所得（当期税）に係る未払法人税は、利益が発生した期間の費用として認識される。控除対象となる損失に係る未収還付法人税は、当期または過年度に生じた課税所得との相殺により還付可能とみなされる場合のみ、当期税金資産として認識される。当期税金は、貸借対照表日現在に施行されている、または実質的に施行されている税率および税法を使用して算定される。

繰延税は、資産負債の課税基準額と財務書類上の簿価額との差額から生じる一時的差異に対して、負債法を用いて、全額引き当てられる。繰延税は、貸借対照表日までに施行され、または実質的に施行されている税率および法律が、当該繰延税金資産が実現し、もしくは繰延税金負債が決済される時点において適用されているとの予測の下に、それらの税率および法律を使用して算定される。繰延税金資産および繰延税金負債は、法的な権利があり、かつ純額ベースによる決済の意向がある場合にのみ相殺される。当期税金および繰延税金は、当該税金が同一期間または異なる期間において資本に認識される項目に関連する場合、資本に直接認識される。

4.9 金融商品

4.9.1 金融資産および金融負債

i. 金融資産および金融負債の認識

当社は、金融資産および金融負債を、当該商品の契約条項の当事者となった時点で認識する。金融資産の通常方法による売買は、当社が資産を売買することを約定する日である取引日に認識される。

ii. 金融資産および金融負債の分類および測定

当初認識時、金融資産は償却原価、その他の包括利益（以下「FVOCI」という。）を通じた公正価値、または損益を通じた公正価値（以下「FVTPL」という。）で分類され測定される。分類は、金融資産を管理するビジネスモデルとその契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づく。当社が資産グループのビジネスモデルを決定するに当たり検討する要因は、これらの資産のキャッシュ・フローがどのように回収されたか、資産のパフォーマンスがどのように評価され主要経営陣に報告されたか、リスクはどのように評価され管理されているか、および管理者がどのように報酬を受けているのかについての過去の実績が含まれる。

当初認識時、金融負債は償却原価またはFVTPLのどちらかで測定されるものに分類される。

a) 償却原価で測定される金融資産および金融負債

金融資産は、それらが、契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的とするビジネスモデルに基づき保有され（回収目的保有）、かつキャッシュ・フローがもっぱら元本および利息の支払いのみである契約条件（以下「SPPI」という。）を有する場合、償却原価で測定される。当社は、SPPIの評価を行うに当たり、契約上のキャッシュ・フローが、基本的な貸付の取決めと整合性があるかどうか（すなわち、利息は、基本的な貸付の取決めと整合した貨幣の時間価値、信用リスク、その他の基本的貸付リスクおよび利益マージンに対する対価のみが含まれる。）を検討する。契約条件に、基本的な貸付の取決めと整合性のないリスクまたはボラティリティーに対するエクスポージャーを導入する場合、関連する金融資産は、FVTPLで分類および測定される。組込デリバティブを有する金融資産は、そのキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを決定する際に全体的に検討される。これらの基準の適用の結果、負債性金融資産のみが償却原価で測定される資格を有する。

償却原価で測定される金融資産には、現金および現金等価物ならびに回収目的保有のビジネスモデルにおける債権が含まれる。

金融負債は、それらが売買目的で保有またはFVTPLで測定するよう指定されていない限り、償却原価で測定される。当社のほとんどの金融負債は償却原価で測定される。償却原価で測定される金融負債には、債務、未払金およびその他のJPモルガン・チェースの関連会社に対する債務が含まれる。

償却原価で測定される金融資産および金融負債は、当初に、以下に説明のある取引費用を含む公正価値で認識される。当初に認識された金額は、その後、元本支払額と実効金利法を用いた経過利息が減額される（以下参照）。さらに、金融資産の簿価は、損益を通じて予想信用損失の引当金を認識することで調整される。

実効金利法は、該当する期間の受取利息または支払利息を配分するために用いられる。実効金利とは、金融資産または金融負債の予想残存期間（場合によっては、より短い期間）にわたって将来の現金支払額または受取額の見積額を、金融資産または金融負債の正味帳簿価額に割引きする率である。実効金利は、金融資産または金融負債の当初認識時に設定される。実効金利の計算には、すべての手数料の授受、取引コストおよび実効金利の不可欠な部分であるディスカウントまたはプレミアムが含まれる。取引コストとは、金融資産または金融負債の取得、発行または処分に直接起因する増分コストである。

償却原価で測定される金融資産の処分から生じる損益は、関連する「取引利益」または「その他の非金利収益」に認識される。

4.9.2 受取利息および支払利息

金融資産が、信用損失に陥らない限り、受取利息は、予想信用損失に対する引当金を調整する前に、金融資産の帳簿価額に対する適切な実効金利法を適用することにより認識される。金融資産が、信用損失となった場

合、受取利息は、予想信用損失に対する引当金を含む金融資産の帳簿価額に対する適切な実効金利を適用することにより認識される。

金融負債の支払利息は、金融負債の償却原価に対する実効金利法を適用することにより認識される。FVTPLで分類されたものを除く金融資産および金融負債に係る受取利息および支払利息は、それぞれ償却原価で測定される金融資産からの受取利息ならびにFVOCIおよび償却原価で測定される金融負債からの支払利息として表示される。「負」の金利の結果として生じる利息は、受取利息または支払利息として総額で認識される。

4.9.3 金融資産の減損

当社は、償却原価で測定される金融資産についてECLを認識する。

ECLは、償却原価またはFVOCIで測定される範囲内の金融商品に基づいて決定される。ECLは、ステージ1およびステージ2の資産についてはポートフォリオ・ベース(モデル化された)のアプローチにより集合的に測定されるが、一般的にステージ3の資産については個別に測定される。ECLは、予想可能期間に合理的かつサポート可能な(R&S) 予想可能期間、転換期間および残存期間を含み、貨幣の時間的価値を考慮した金融商品の範囲における12か月間（ステージ1）または予想残存期間（ステージ2または3）にわたって予想される。金融商品のECL測定およびステージングを決定するに当たり、当社は、会社全体の定義の統一を維持するため、バーゼルのデフォルト定義と整合性のあるデフォルト定義を適用する。

引当金の妥当性の判断は複雑であり、本質的に不確実な状況の影響について経営陣の判断を必要とする。さらに、引当金の見積りには、起こりうる結果を幅広く検討することが含まれており、経営陣はその最善の見積りを決定するために評価を行う。

当社は、各報告期間におけるECLの見積もりの策定に使用される方法論およびインプットに関する決定および判断の妥当性を検討し、それらを適切に文書化しなければならない。

4.10 金融資産および金融負債の認識の中止

以下のいずれかの条件を満たすことで、資産からキャッシュ・フローを受領する契約上の権利が失効または譲渡された時点で、金融資産の認識は中止される。

- a) 当社が、実質的にすべてのリスクおよび資産の所有に伴う経済価値を譲渡する場合。
- b) 当社が、実質的にすべてのリスクおよび経済価値を維持することも譲渡することもしないが、当該資産の管理を放棄する場合。

金融負債の認識が中止となるのは、それらが消滅する、債務が返済される、取り消されるもしくは失効した時点である。

4.11 株主資本

当社の株主資本は、資本に分類される普通株式で構成されている。

5. セグメント分析

当社は、自社の負債性金融商品または資本性金融商品が公開市場で取引されていないことから、IFRS第8号「営業セグメント」の適用範囲に含まれないため、当社の収益および資産のセグメント別分析は必要とされない。当社は、EMEAの地理的地域において事業を行う。

6. 営業収益および費用

	2020年	2019年
	米ドル	米ドル
アクセス契約報酬	3,947,116	3,227,052
資産管理報酬		
投資運用報酬	14,419,310	6,233,804
	18,366,426	9,460,856
営業費用	(12,523,244)	(5,281,301)
	5,843,182	4,179,555

投資運用報酬は、ファンド・ソリューション事業によるリスク管理および戦略的資産運用サービスに関する報酬を表している。当期収益は、アクセス契約に関するその他のJPモルガン・チェースの関連会社から受領した報酬3,947,116米ドル（2019年：3,227,052米ドル）が含まれる。営業費用には、ファンドのために当社が支払ったファンドの費用が含まれている。この取決めは、すべての費用または合意された特定の限度を超える費用の支払いを含めることがある。当社は、売上高の代わりに営業収益を開示している。これは、営業収益の開示が当社の活動の実績および性質をより正確に反映するためである。

7. その他の収益

	2020年	2019年
	米ドル	米ドル
為替差益	63,558	2,193

8. 利息および類似収益

	2020年	2019年
	米ドル	米ドル
利息および類似収益：		
金融商品、償却原価	9,754	103,410

すべての利息および類似収益は、その他のJPモルガン・チェースの関連会社からの未収金である。

9. 支払利息および類似費用

2020年	2019年
-------	-------

米ドル

米ドル

支払利息および類似費用：

金融商品、償却原価

11,097

8,500

すべての支払利息および類似費用は、その他のJPモルガン・チェースの関連会社からの未払金である。

10. 所得税控除前利益

2020年

2019年

米ドル

米ドル

所得税控除前利益は、以下の費用を控除後の金額である：

当社の年次財務書類の監査に対する監査人の報酬

68,360

98,509

監査関連保証サービス

22,969

23,263

賃金および給与

1,944,965

1,538,626

社会保障費

299,803

267,990

その他の年金費用および給付費用

153,779

149,485

株式に基づく報酬

147,811

299,742

当年度において、当社にサービスを提供する月平均人員数は6名であった（2019年：6名）。

11. 所得税費用

2020年

2019年

米ドル

米ドル

(a) 当年度税金負担の分析

当年度税金

当年度の利益に係る当年度の税金

235,578

86,611

前年度に関する調整

(86,611)

—

当年度税金合計

148,967

86,611

繰延税金

当年度負担

(41,827)

—

繰延税金合計

(41,827)

—

当年度税金費用合計

107,140

86,611

(b) 当年度税金負担に影響する要因

当年度税金負担は、英国における法人税の標準税率19%（2019年：19%）と同じである。この差異の説明は以下の通りである。

	2020年	2019年
	米ドル	米ドル
所得税控除前利益	1,410,842	469,493
所得税控除前利益に英国法人税の標準税率19% （2019年：19%）を乗じた額	268,060	89,204
影響の内訳：		
前年度に関する調整	(86,611)	—
損金不算入額	1,458	623
非課税収益	(33,940)	(3,216)
従業員株式制度	(41,827)	—
当年度税金負担合計	107,140	86,611

12. 取締役報酬および人件費

	2020年	2019年
	米ドル	米ドル
報酬総額	17,383	28,080
確定拠出制度への拠出額合計	125	381
LTIPに基づき株式を受け取ったか、または受け取る予定の取締役の人数	2	3
確定拠出年金の権利が生じている取締役の人数	2	3

2006年会社法に準拠して、上記取締役の報酬は適格なサービスに対してLTIPを含む当社に支払われたか、または支払われる予定の金額を表している。取締役は適格ではないサービスについても報酬を受け取るが、そうした報酬に関する開示は義務付けられていない。

最高年俸の取締役

2020年度について、最高年俸の取締役の報酬は、200,000英ポンド未満であり、2006年会社法の要件に基づく開示を義務付けられていない。

13. 繰延税金資産

	2020年	2019年
	米ドル	米ドル

以下に帰属する一時的差異を構成する残高：

株式に基づく報酬：

1月1日現在期首残高	—	—
期間中の損益計算書に計上される繰延税金	41,827	—
12月31日現在期末残高	41,827	—

14. 現金および現金等価物

銀行残高の全額は、JPモルガン・チェースの関連会社に保有されている。

15. 債権

	2020年	2019年
	米ドル	米ドル
前払いおよび未収収益	11,186	—
営業債権	6,577,188	6,637,394
	6,588,374	6,637,394

営業債権には、JPモルガン・チェースの関連会社に対する債権残高1,649,063米ドル（2019年:3,227,052米ドル）が含まれる。

16. 債務：1年以内に返済予定の金額

	2020年	2019年
	米ドル	米ドル
営業債務	4,518,483	4,836,731
未払金	1,540,744	1,092,063
当座借越	68,013	22,840
納税債務	249,284	89,520
	6,376,524	6,041,154

1年以内に返済予定の債務には、JPモルガン・チェースの関連会社に対する債務残高818,764米ドル（2019年：1,017,347米ドル）が含まれる。

17. 払込済株式資本

	2020年	2019年
	米ドル	米ドル
発行済および完全払込済株式資本		
額面1株当たり1ポンドの普通株式1株（2019年：1株）	2	2

額面1株当たり1米ドルの普通株式25,000,000株

（2019年：25,000,000株）

25,000,000	25,000,000
25,000,002	25,000,002

18. 年金費用

当社は英国の確定拠出年金制度に加入している。

2020年度において、当社は、106,388米ドル（2019年：101,409米ドル）の年金費用合計を計上した。

19. 株式に基づく報酬

従業員株式報奨

当社の最終の親会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーは、2015年5月19日付で修正・改訂され、2018年5月15日付で追加修正・改訂された長期インセンティブ制度（以下「LTIP」という。）に基づき、長期株式報奨を一部の従業員に付与した。LTIPの条項に基づき、2020年12月31日現在、67百万株（2019年：75百万株）の普通株式が2022年5月までに発行可能となっている。LTIPは、会社が現在、株式インセンティブ報奨を付与している、唯一の運用中の制度である。下記において、LTIPならびに会社の旧制度および取得によって引き継いだ制度を「LTI制度」と総称する。会社の株式インセンティブ制度はこのような制度からなる。

会社は、各報奨の各トランシェについて、これらが独自の権利確定日を有する個別の報奨であるかのように、報酬費用を個別に認識している。付与された各トランシェについて、報酬費用は、各トランシェの付与日から権利確定日までの報奨の確定方法に従って認識されるが、従業員が権利確定日までの期間中に適格規定で定める一定の勤務年数に到達しないことを条件とする。一定の勤務年数を定めた適格規定が付された報奨および将来における相当量の役務提供の要件なしで付与された報奨については、会社は、退職後の制約による影響を考慮せず、付与日時点で従業員に提供される予定の報奨の見積額を未払計上する。権利確定日までの期間中に適格規定で定める一定の勤務年数に到達する予定の従業員に付与された各トランシェについては、報酬費用が、付与日から従業員が適格規定で定める一定の勤務年数に到達した日と各トランシェの権利確定日のいずれか早い方の日までの報奨の確定方法に従って認識される。

制限付株式ユニット

制限付株式ユニット（以下「RSU」という。）は、付与に伴い無償で対象者に与えられる。通常、RSUは年に1回付与され、2年後に50%、3年後に残りの50%の割合で一般的に権利が確定し、権利確定日時点で普通株式に転換される。さらに、RSUには通常、一定の勤務年数を定めた適格規定が設けられており、これにより従業員は、年齢または勤務に関する要件に基づく退職後およびその他の制限を条件として、自己都合退職時にも権利の確定を継続することができる。すべての当該報奨は、権利が確定するまでは失効の対象であり、一定の規定された状況下では権利確定前に解約に至る可能性もあるクロバック条項が付されている。RSUは、RSUの発行されている期間において、対象普通株式に係る配当支払額に相当する現金支払額を受領する権利を受益者に付与する。

RSUの報酬費用は、付与された株式数に付与日の株価を乗じて測定され、従業員株式オプションおよびSAR（株式増価受益権）の報酬費用は、付与日にブラック・ショールズ評価モデルを用いて測定される。これらの報奨の報酬費用は、上記の通り認識される。

全従業員を対象とした株式オプション

2019年度または2020年度に全従業員を対象とした株式オプションの付与はなかった。

2020年12月31日に終了した年度における加重平均株価は、106.52米ドル（2019年：113.7米ドル）であった。

株式に基づくインセンティブに関する報酬費用

株式に基づく報酬に関する当年度の費用総額は、147,811米ドル（2019年：299,742米ドル）であり、そのすべてが株式で決済される株式に基づく報酬に関連していた。

[次へ](#)

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED**Balance sheet**

31 December		2020	2019
	Note	\$	\$
Non-current assets			
Deferred tax asset	13	41,827	—
Current assets			
Cash and cash equivalents	14	15,308,007	13,661,742
Debtors	15	6,588,374	6,637,394
Total current assets		21,896,381	20,299,136
Total assets		21,938,208	20,299,136
Current liabilities			
Creditors: amounts falling due within one year	16	(6,376,524)	(6,041,154)
Net current assets		15,519,857	14,257,982
Net assets		15,561,684	14,257,982
Equity			
Called-up share capital	17	25,000,002	25,000,002
Other reserves		34,864	34,864
Accumulated losses		(9,473,182)	(10,776,884)
Total equity		15,561,684	14,257,982

The notes on pages 21 - 28 form an integral part of these financial statements.

The financial statements on pages 18 - 28 were approved by the Board of Directors on 20 April 2021 and signed on its behalf by:



Matthew Melling
Director

Date: 20 April 2021

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED**Income statement**

Year ended 31 December		2020	2019
	Note	\$	\$
Operating income	6	18,366,426	9,460,856
Operating expense	6	(12,523,244)	(5,281,301)
Administrative expenses		(4,494,555)	(3,807,165)
Other income	7	63,558	2,193
Operating profit		1,412,185	374,583
Interest and similar income	8	9,754	103,410
Interest expense and similar charges	9	(11,097)	(8,500)
Profit before income tax	10	1,410,842	469,493
Income tax expense	11	(107,140)	(86,611)
Profit for the financial year		1,303,702	382,882

Statement of comprehensive income

There were no other items of comprehensive income or expense other than the profit for the financial year shown above (2019: \$nil). As a result, profit for the financial year represents total comprehensive income in both the current and prior financial year.

The notes on pages 21 - 28 form an integral part of these financial statements.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Statement of changes in equity

	Called-up share capital	Other reserves	Accumulated losses	Total equity
	\$	\$	\$	\$
Balance as at 1 January 2019	25,000,002	34,864	(11,159,766)	13,875,100
Profit for the financial year	—	—	382,882	382,882
Balance as at 31 December 2019	25,000,002	34,864	(10,776,884)	14,257,982
Profit for the financial year	—	—	1,303,702	1,303,702
Balance as at 31 December 2020	25,000,002	34,864	(9,473,182)	15,561,684

Other reserves relate to share based payment awards granted to employees by the Company.

The notes on pages 21 - 28 form an integral part of these financial statements.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Notes to the financial statements

1. General information

The Company is a private limited company incorporated and domiciled in United Kingdom. The Company's immediate parent undertaking is The Bear Stearns Companies LLC, incorporated in the state of Delaware in the United States of America ("U.S.") The Company's ultimate parent undertaking, and the parent undertaking of the only group in which the results of the Company are consolidated, is JPMorgan Chase & Co. (the "Firm" or "JPMorgan Chase"), which is incorporated in the state of Delaware in the U.S. The consolidated financial statements of the Firm can be obtained from the Company's registered office at 25 Bank Street, Canary Wharf, London, E14 5JP, England.

Principal activities

The Company is an asset management company which provides risk management and strategic asset management services to clients. The Company promotes, launches and manages funds, investments and other investment solutions in line with its regulatory permissions as set by the Financial Conduct Authority ("FCA"). The Company is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority ("FCA").

2. Basis of preparation

These financial statements have been prepared in accordance with Financial Reporting Standard 101, "Reduced Disclosure Framework" ("FRS 101"). FRS 101 applies the recognition and measurement requirements of International Financial Reporting Standards ("IFRS") in conformity with the requirements of the Companies Act 2006.

The financial statements have been prepared on a going concern basis under the historical cost convention and in accordance with the Companies Act 2006.

The following exemptions from the requirements of IFRS in conformity with the requirements of the Companies Act 2006 have been applied in the preparation of these financial statements, in accordance with FRS 101:

- Certain share based payment disclosures in respect of Group equity instruments (IFRS 2, 'Share-based payment' paragraphs 45(b) and 46 to 52);
- Comparative information disclosures (paragraph 38 of IAS 1, 'Presentation of financial statements' ("IAS 1") for reconciliation of share capital (paragraph 79(a)(iv) of IAS 1);
- Statement of compliance to IFRS (paragraph 16, IAS 1);
- Cash flow statement and related notes (IAS 7 Cash flow statements);
- Disclosures in relation to new or revised standards issued but not yet effective (paragraph 30 and 31, IAS 8 'Accounting policies, changes in accounting estimates and errors');
- Key management compensation disclosures (paragraph 17, IAS 24 'Related Party Disclosures' ("IAS 24"));
- Related party transactions with wholly owned group undertakings (IAS 24).

3. Critical accounting estimates and judgements

The preparation of financial statements generally requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the amounts recognised in the financial statements. Due to the nature of Company's business and balances, no significant accounting estimates or judgements were required in preparation of these financial statements.

4. Significant accounting policies

The following are the significant accounting policies applied in the preparation of these financial statements. These policies have been applied consistently in each of the years presented, unless otherwise stated.

4.1 Functional and presentation currency

Items included in the financial statements of the Company are measured using the currency of the primary economic environment in which the entity operates (the "functional currency"). United States ("U.S.") dollars is considered as the functional and presentation currency of the Company.

4.2 Foreign currency translation

Monetary assets and monetary liabilities in foreign currencies are translated into U.S. dollars at rates of exchange ruling on the balance sheet date. Income and expense items denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at exchange rates prevailing at the date of the transactions. Any gains or losses arising on translation are taken directly to the income statement.

Non-monetary items denominated in foreign currencies that are stated at historical cost are translated into U.S. dollars at the exchange rate ruling at the date when the transaction was initially recognised.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Notes to the financial statements (continued)

4. Significant accounting policies (continued)

4.3 Income and expense recognition

Asset management fees

This revenue category includes fees from investment management and related services.

Investment management fees are typically based on the value of assets under management and are collected and recognised at the end of each period over which the management services are provided and the value of the managed assets is known. The Company has contractual arrangements with third parties for providing distribution and other services in connection with its asset management activities.

Income from Access agreement:

The Company has contractual arrangements with another JP Morgan Chase undertaking for providing services in the form of principal manager and or investment manager for certain investment structure and to assist with the initial preparations of such products. Income from this agreement is driven by the reimbursement of certain fixed costs as defined in the agreement and expenses incurred in establishing the Funds subject to the limits prescribed therein

Expenses

Amounts paid to third-party service providers are recorded in operating expenses under fund related expenses. Operating expenses include, but are not limited to custody costs, settlement and exchange fees, regulatory fees, administrative, audit or legal fees. All expenses are recognised when the underlying contract becomes legally binding or at the agreed due date if later.

4.4 Provisions

Provisions are recognised when the Company has a present legal or constructive obligation as a result of past events, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation, and a reliable estimate of the amount of the obligation can be made.

4.5 Pensions and other post-retirement benefits

The Company participates in a defined contribution pension scheme in the United Kingdom.

A defined contribution plan is a pension plan under which the Company pays a defined level of contributions. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense and charged to the income statement on an accrual basis.

4.6 Share-based payment awards

Share-based payment awards may be made to employees of the Company under the Firm's incentive awards schemes. The fair value of any such shares, rights to shares or share options is measured when the conditional award is made. This value is recognised as the compensation expense to the Company over the period to which the performance criteria relate together with employer's social security expenses or other payroll taxes. All of the awards granted are equity settled. The Company estimates the level of forfeitures and applies this forfeiture rate at the grant date.

4.7 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include cash and balances at banks and loans and advances to banks with maturities of three months or less.

4.8 Current and deferred income tax

Income tax payable on taxable profits (current tax) is recognised as an expense in the period in which the profits arise. Income tax recoverable on tax allowable losses is recognised as a current tax asset only to the extent that it is regarded as recoverable by offset against taxable profits arising in the current or prior period. Current tax is measured using tax rates and tax laws that have been enacted or substantively enacted at the balance sheet date.

Deferred tax is provided in full, using the liability method, on temporary differences arising from the differences between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts in the financial statements. Deferred tax is determined using tax rates and legislation enacted or substantively enacted by the balance sheet date, which are expected to apply when the deferred tax asset is realised or the deferred tax liability is settled. Deferred tax assets and liabilities are only offset when there is both a legal right and an intention to settle on a net basis. Current tax and deferred tax are recognised directly in equity if the tax relates to items that are recognised in the same or a different period in equity.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Notes to the financial statements (continued)

4. Significant accounting policies (continued)

4.9 Financial instruments

4.9.1 Financial assets and financial liabilities

i. Recognition of financial assets and financial liabilities

The Company recognises financial assets and financial liabilities when it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Regular way purchases and sales of financial assets are recognised on the trade-date, which is the date on which the Company commits to purchase or sell an asset.

ii. Classification and measurement of financial assets and financial liabilities

On initial recognition, financial assets are classified and measured at amortised cost, fair value through other comprehensive income ("FVOCI") or fair value through profit or loss ("FVTPL"). The classification is based on both the business model for managing the financial assets and their contractual cash flow characteristics. Factors considered by the Company in determining the business model for a group of assets include past experience on how the cash flows for these assets were collected, how the assets' performance is evaluated and reported to key management personnel, how risks are assessed and managed, and how managers are compensated.

On initial recognition, financial liabilities are classified as measured at either amortised cost or FVTPL.

a) Financial assets and financial liabilities measured at amortised cost

Financial assets are measured at amortised cost if they are held under a business model with the objective to collect contractual cash flows ("Hold to Collect") and they have contractual terms under which cash flows are solely payments of principal and interest ("SPPI"). In making the SPPI assessment, the Company considers whether the contractual cash flows are consistent with a basic lending arrangement (i.e. interest includes only consideration for the time value of money, credit risk, other basic lending risks and a profit margin that is consistent with a basic lending arrangement). Where the contractual terms introduce exposure to risk or volatility that are inconsistent with a basic lending arrangement, the related financial asset is classified and measured at FVTPL. Financial assets with embedded derivatives are considered in their entirety when determining whether their cash flows are SPPI. As a result of the application of these criteria, only debt financial assets are eligible to be measured at amortised cost.

Financial assets measured at amortised cost include cash and cash equivalents and debtors that are in the Hold to Collect business model.

Financial liabilities are measured at amortised cost unless they are held for trading or designated as measured at FVTPL. Most of the Company's financial liabilities are measured at amortised cost. Financial liabilities measured at amortised cost include trade creditors, accruals and amounts owed to other JP Morgan Chase undertakings.

Financial assets and financial liabilities measured at amortised cost are initially recognised at fair value including transaction costs (which are explained below). The initial amount recognised is subsequently reduced for principal repayments and for accrued interest using the effective interest method (see below). In addition, the carrying amount of financial assets is adjusted by recognising an expected credit loss allowance through the profit or loss.

The effective interest method is used to allocate interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial asset or financial liability or a shorter period when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. The effective interest rate is established on initial recognition of the financial asset or financial liability. The calculation of the effective interest rate includes all fees and commissions paid or received, transaction costs, and discounts or premiums that are an integral part of the effective interest rate. Transaction costs are incremental costs that are directly attributable to the acquisition, issuance or disposal of a financial asset or financial liability.

Gains and losses arising on the disposal of financial assets measured at amortised cost are recognised in trading profit or other non-interest revenue as relevant.

4.9.2 Interest income and interest expense

Unless a financial asset is credit-impaired, interest income is recognised by applying the effective interest method to the carrying amount of a financial asset before adjusting for any allowance for expected credit losses. If a financial asset is credit-impaired, interest income is recognised by applying the effective interest rate to the carrying amount of the financial asset including any allowance for expected credit losses.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Notes to the financial statements (continued)

4. Significant accounting policies (continued)

4.9 Financial instruments (continued)

4.9.2 Interest income and interest expense (continued)

Interest expense on financial liabilities is recognised by applying the effective interest method to the amortised cost of financial liabilities. Interest income and expense on financial assets and financial liabilities, excluding those classified at FVTPL, are presented in interest income from financial assets measured at amortised cost and FVOCI and interest expense from financial liabilities measured at amortised cost respectively. Interest generated as a result of 'negative' interest rates is recognised gross, as interest income or interest expense.

4.9.3 Impairment of financial assets

The Company recognises ECL for financial assets that are measured at amortised cost.

The ECL is determined on in-scope financial instruments measured at amortized cost or FVOCI. ECL are measured collectively via a portfolio-based (modeled) approach for Stage 1 and 2 assets but are generally measured individually for Stage 3 assets. ECL are forecasted over the 12-month term (Stage 1) or expected life (Stage 2 or 3) of in-scope financial instruments, where the forecast horizon includes the reasonable and supportable (R&S) forecast period, the reversion period and the residual period and considers the time value of money. In determining the ECL measurement and staging for a financial instrument, the Company applies the definition of default consistent with the Basel definition of default to maintain uniformity of the definition across the Firm.

Determining the appropriateness of the allowance is complex and requires judgment by management about the effect of circumstances that are inherently uncertain. Further, estimating the allowance involves consideration of a range of possible outcomes, which management evaluates to determine its best estimate.

The Company must consider the appropriateness of decisions and judgments regarding methodology and inputs utilized in developing estimates of ECL each reporting period and document them appropriately.

4.10 Derecognition of financial assets and financial liabilities

Financial assets are derecognised when the contractual right to receive cash flows from the asset has expired, or has been transferred with either of the following conditions met:

- a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of ownership of the asset; or
- b) the Company has neither retained nor transferred substantially all of the risks and rewards; but has relinquished control of the asset.

Financial liabilities are derecognised when they are extinguished, that is when the obligation is discharged, cancelled or expires.

4.11 Share Capital

The share capital of the Company consists of ordinary shares, classified as equity.

5. Segmental analysis

The Company is not in scope of IFRS 8 'Operating segments', as its debt or equity instruments are not traded on a public market, therefore segmental analysis of the Company's revenue and assets is not necessary. The Company operates in the EMEA geographic region.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Notes to the financial statements (continued)

6. Operating income and expense

	2020	2019
	\$	\$
Access Agreement fees	3,947,116	3,227,052
Asset management fees		
Investment management fees	14,419,310	6,233,804
	18,366,426	9,460,856
Operating expenses	(12,523,244)	(5,281,301)
	5,843,182	4,179,555

Investment management fees represents fees for risk management and strategic asset management services, via its fund solutions business. Current year income includes fees of \$3,947,116 (2019: \$3,227,052) from other JPMorgan Chase undertakings pertaining to the Access Agreement. Operating expenses include fund costs paid by the Company on behalf of the funds. This arrangement may include payment of all the expenses or those expenses exceeding specific limit which has been agreed upon. The Company has disclosed operating income instead of turnover as this reflects more accurately the results and nature of the Company's activities.

7. Other income

	2020	2019
	\$	\$
Foreign exchange translation gain	63,558	2,193

8. Interest and similar income

	2020	2019
	\$	\$
Interest and similar income:		
Financial instruments at amortised cost	9,754	103,410

All interest and similar income is receivable from other JPMorgan Chase undertakings.

9. Interest expense and similar charges

	2020	2019
	\$	\$
Interest expense and similar charges:		
Financial instruments at amortised cost	11,097	8,500

All interest expense and similar charges is payable to other JPMorgan Chase undertakings.

10. Profit before income tax

	2020	2019
	\$	\$
Profit before income tax is stated after charging:		
Auditors' remuneration for the audit of the Company's annual financial statements	68,360	98,509
Audit-related assurance services	22,969	23,263
Wages and salaries	1,944,965	1,538,626
Social security costs	299,803	267,990
Other pension and benefit costs	153,779	149,485
Share based payments	147,811	299,742

The average monthly number of persons providing services to the Company during the year was 6 (2019: 6).

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Notes to the financial statements (continued)

11. Income tax expense

	2020	2019
	\$	\$
(a) Analysis of tax charge for the year		
Current taxation		
Current tax on profits for the year	235,578	86,611
Adjustment in respect of prior years	(86,611)	—
Total current tax	148,967	86,611
Deferred tax		
Current year charge	(41,827)	—
Total deferred tax	(41,827)	—
Total tax expense for the year	107,140	86,611

(b) Factors affecting the current tax charge for the year

The tax charge for the year is same as the standard rate of corporation tax in the UK 19% (2019: 19%). The differences are explained below:

	2020	2019
	\$	\$
Profit before income tax	1,410,842	469,493
Profit before income tax multiplied by standard rate of UK corporation tax 19% (2019: 19%)	268,060	89,204
Effects of:		
Adjustment in respect of prior years	(86,611)	—
Non deductible expenses	1,458	623
Income not taxable	(33,940)	(3,216)
Employee stock plan	(41,827)	—
Total tax charge for the year	107,140	86,611

12. Directors' emoluments and staff costs

	2020	2019
	\$	\$
Aggregate emoluments	17,383	28,080
Total contributions to a defined contribution plan	125	381
Number of directors with shares received or receivable under LTIPs	2	3
Number of directors to whom defined contribution pension rights accrued	2	3

In accordance with the Companies Act 2006, the directors' emoluments above represent the proportion paid or payable in respect of qualifying services to the Company including LTIPs. Directors also received emoluments for non-qualifying services, which are not required to be disclosed.

Highest paid director

For 2020, the emoluments of the highest paid director is under £200,000 which is not required to be disclosed under the requirements of the Companies Act 2006.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Notes to the financial statements (continued)

13. Deferred tax asset

	2020	2019
	\$	\$
The balance comprises temporary differences attributable to:		
Share based payments:		
Opening balance as of 1 January	—	—
Deferred tax charged to income statement for the period	41,827	—
Closing balance as of 31 December	41,827	—

14. Cash and cash equivalents

All bank balances are held with JPMorgan Chase undertakings.

15. Debtors

	2020	2019
	\$	\$
Prepayment and accrued income	11,186	—
Trade debtors	6,577,188	6,637,394
	6,588,374	6,637,394

Trade debtors includes balance owed by a JPMorgan Chase undertaking of \$1,649,063 (2019: \$3,227,052).

16. Creditors: amounts falling due within one year

	2020	2019
	\$	\$
Trade creditors	4,518,483	4,836,731
Accruals	1,540,744	1,092,063
Bank overdraft	68,013	22,840
Tax liabilities	249,284	89,520
	6,376,524	6,041,154

Creditors: amounts falling due within one year includes balances owed to JPMorgan Chase undertakings of \$818,764 (2019: \$1,017,347).

17. Called-up share capital

	2020	2019
	\$	\$
Issued and fully paid share capital		
1 (2019: 1) Ordinary share of £1	2	2
25,000,000 (2019: 25,000,000) Ordinary shares of \$1 each	25,000,000	25,000,000
	25,000,002	25,000,002

18. Pension costs

The Company participates in a defined contribution pension scheme in the United Kingdom.

The Company recorded a total pension expense of \$106,388 for the year 2020 (2019: \$101,409).

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Notes to the financial statements (continued)

19. Share based payments

Employee stock-based awards

The ultimate parent of the Company, JPMorgan Chase & Co. has granted long-term share-based awards to certain key employees under its LTIP (Long Term Incentive Plan), as amended and restated effective May 19, 2015 and further amended and restated effective May 15, 2018. Under the terms of the LTIP, as of 31 December 2020, 67 million shares of common stock were available for issuance through May 2022 (2019: 75 million shares). The LTIP is the only active plan under which the Firm is currently granting share-based incentive awards. In the following discussion, the LTIP, plus prior Firm plans and plans assumed as the result of acquisitions, are referred to collectively as the "LTIP Plans" and such plans constitute the Firms' share-based incentive plans.

The Firm separately recognises compensation expense for each tranche of each award as if it were a separate award with its own vesting date. For each tranche granted, compensation expense is recognised in line with how awards vest from the grant date until the vesting date of the respective tranche, provided that the employees will not become full-career eligible during the vesting period. For awards with full-career eligibility provisions and awards granted with no future substantive service requirement, the Firm accrues the estimated value of awards expected to be awarded to employees as of the grant date without giving consideration to the impact of post-employment restrictions. For each tranche granted to employees who will become full-career eligible during the vesting period, compensation expense is recognised in line with how awards vest from the grant date until the earlier of the employee's full-career eligibility date or the vesting date of the respective tranche.

Restricted stock units

Restricted stock units ("RSUs") are awarded at no cost to the recipient upon their grant. RSUs are generally granted annually and generally vest at a rate of 50% after two years, 50% after three years, and convert into shares of common stock at the vesting date. In addition, RSUs typically include full-career eligibility provisions, which allow employees to continue to vest upon voluntary termination, subject to post-employment and other restrictions based on age or service-related requirements. All of these awards are subject to forfeiture until vested and contain clawback provisions that may result in cancellation prior to vesting under certain specified circumstances. RSUs entitle the recipient to receive cash payments equivalent to any dividends paid on the underlying common stock during the period the RSUs are outstanding.

Compensation expense for RSUs is measured based upon the number of shares granted multiplied by the stock price at the grant date, and for employee stock options and SARs (stock appreciation rights), is measured at the grant date using the Black-Scholes valuation model. Compensation expense for these awards is recognised as described above.

Broad-based employee stock options

No broad-based employee stock options were granted in 2019 or in 2020.

The weighted-average share price during the year ended 31 December 2020 was \$106.52 (2019: \$113.7).

Compensation expense related to stock-based incentives

The total expense for the year relating to share based payments was \$147,811 (2019: \$299,742), all of which relates to equity settled share based payments.

4【利害関係人との取引制限】

有価証券届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1) リスク要因

② 利益相反」をご参照されたい。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、臨時株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はない。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は毎年1月1日に開始し12月31日に終了する。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額および事業の内容】

（1）インタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド（Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited）（「受託会社」）

（イ）資本金の額

資本金の額は開示されていない。

（ロ）事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島法に基づき設立され、その登記上の事務所をケイマン諸島、KY1-9005グランド・ケイマン カマナ・ベイ ワン・ネクサス・ウェイに有する会社である。

受託会社は、30カ国4,000人の専門家からなる海外ネットワークを有する信託および法人業務の大企業グループの一社である。インタートラスト・グループは企業および高額資産を有する個人に対して、商業、法務、税務および事務管理に及ぶ広範な業務を提供している。

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき適法に設立され、受託者として正当に行為するための認可を受けている。

（2）ステート・ストリート・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド（State Street Fund Services (Ireland) Limited）（「管理事務代行会社」兼「登録事務代行会社」）

（イ）資本金の額

資本金の額は開示されていない。

（ロ）事業の内容

管理事務代行会社兼登録事務代行会社は、アイルランド法に基づき設立され、その登記上の事務所をアイルランド ダブリン 2 サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー 78に有する会社である。管理事務代行会社兼登録事務代行会社は、アイルランド中央銀行の規制を受けている。

（3）ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ（アイルランド）リミテッド（State Street Custodial Services (Ireland) Limited）（「保管会社」）

（イ）資本金の額

資本金の額は開示されていない。

（ロ）事業の内容

保管会社は、アイルランド法に基づき設立され、その登記上の事務所をアイルランド ダブリン 2 サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー 78に有する会社である。保管会社は、アイルランド中央銀行の規制を受けている。

（4）日興アセットマネジメント株式会社（Nikko Asset Management Co., Ltd.）（「投資運用会社」）

（イ）資本金の額

2021年10月末日現在、173億6,300万円

（ロ）事業の内容

投資運用会社は、日本法に基づき設立され、その登記上の事務所を郵便番号107-6242日本国東京都港区赤坂9-7-1に有する会社である。2021年9月末現在、投資運用会社は、31兆5,304億円の運用資産を有する。投資運用会社は、日本において、日本の金融庁の規制を受けており、金融商品取引法に基づく金融商品取引業者として登録されている（登録番号：関東財務局長第368号）。

（5）JPモルガン証券株式会社（「販売会社」兼「売出人」兼「代行協会員」）

（イ）資本金の額

2021年10月末日現在、73,272百万円

(ロ) 事業の内容

日本の法人であるJPモルガン証券株式会社は、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー（JPMorgan Chase & Co.）およびJPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション（JPMorgan Chase Bank, National Association）の間接的な完全子会社である。販売会社は、日本の金融庁に登録された金融商品取引業者として規制を受けている。販売会社は、金融庁および証券取引等監視委員会による規制を受けるとともに、東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所および東京金融取引所の会員として登録されている。

販売会社の登記上の事務所は、東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディングである。

2【関係業務の概要】

(1) インタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）
信託証書に基づき本サブ・ファンドの受託業務を行う。

(2) ステート・ストリート・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド（State Street Fund Services (Ireland) Limited）（「管理事務代行会社」兼「登録事務代行会社」）

管理事務代行契約に基づき本サブ・ファンドの管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。

(3) ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ（アイルランド）リミテッド（「保管会社」）

保管契約に基づき、本サブ・ファンド資産の保管業務を行う。

(4) 日興アセットマネジメント株式会社（「投資運用会社」）

投資運用契約に基づき、本サブ・ファンドに対する投資運用業務を行う。

(5) JPモルガン証券株式会社（「販売会社」兼「売出人」兼「代行協会員」）

受益証券販売・買戻契約に基づき受益証券の日本における販売および買戻しの取扱いならびに売出しを行い、代行協会員契約に基づき代行協会員としての業務を行う。

3【資本関係】

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドとJPモルガン証券株式会社は、いずれもJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーを最終親会社とするグループ会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンド法の概要

ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（「ミューチュアル・ファンド法」）が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（改正済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。

ケイマン諸島はかつて英国の属領（現在は英国の海外領）であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープンエンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（「設立計画推進者」）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社、およびリミテッドパートナーシップのファンドを設定した。

2021年6月30日現在、規制を受けているオープンエンド型の投資信託の数は約11,771¹であった。かかる投資信託の総資産あるいは純資産の総計の正確な数字は入手できない。

ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネー・ロンダリング）およびオフショアバンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

1

https://www.cima.ky/upimages/commonfiles/QuarterlyListofallMutualFundsregisteredandlicensedwiththeCaymanIslandsMonetaryAuthority-30June2021_1625765870.pdf

2. ケイマン諸島の投資信託制度の記述

A. 投資信託規制

- 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（改正済）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を規定している。プライベート・ファンド法（改正済）（「プライベート・ファンド法」）は2020年に制定され、クローズドエンド型ファンドに対する規則を規定している。（銀行、信託会社および保険会社をも監督している）金融庁法（改正済）（「金融庁法」）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（「CIMA」）が、ミューチュアル・ファンド法およびプライベート・ファンド法の下での規制の責任を課せられている。プライベート・ファンド法に基づくプライベート・ファンドに関する当該規制および監督の程度は、以下に記載されるミューチュアル・ファンド法に基づくものとほぼ類似している。ミューチュアル・ファンド法およびプライベート・ファンド法は、これらの法の各規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課しており、各法律の違反については、金融庁（課徴金）規則（改正済）に基づきCIMAによって行政罰を課される場合がある。
- ミューチュアル・ファンド法の対象となる投資信託とは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップで、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。この点は、プライベート・ファンド法の対象となる、投資者の選択による償還または買戻しができない受益権を発行するプライベート・ファンドと比較することができる。

3. ミューチュアル・ファンド法の第4(4)(b)条の下で規制を免除されている投資信託は、ケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において、当該区分においてCIMAが規制している受益権の公募を、証券投資業法（改正済）に基づく免許の保有者によってまたはその者を介して実施するファンドで、かつ(i)受益権がCIMAがケイマン諸島の官報に掲載する通達で指定する証券取引所（店頭市場を含む。）に上場されている、または(ii)当該区分において規制され、かつ、公募の目的でCIMAが承認する海外規制当局により規制されるファンドである。
4. ミューチュアル・ファンド法の下において規制を受ける投資信託には次の三つの型が存在する。

4.1 免許投資信託

この場合、ファンドによってCIMAに対して、CIMAのレギュラトリー・エンハンスド・エレクトロニック・フォーム・サブミッション（「REEFS」）システムを通じて、目論見書をそのオンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともに提出し、登録時および毎年4,268.29米ドルの手数料を納入する。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。設立計画推進者が健全な評判を有し、ファンドを運営するための十分な専門性を有する健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、ファンドの取締役、受託会社およびゼネラルパートナーならびにその他の業務提供者に関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第4.2項参照）

4.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者およびファンドにより作成され、ファンドおよび業務提供者の詳細を要約した目論見書が、オンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託管理の十分な専門性を有する者が存在すること、受益権を募る方法が適切に行われていること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合、投資信託がCIMAにより承認または他に規制された国もしくは領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268.29米ドルである。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

4.3 登録投資信託（ミューチュアル・ファンド法第4(3)条および第4(4)条）

規制投資信託の第三の類型はさらに四つの類型に分けられる。

- (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドル超であるもの
- (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (iii) マスター・ファンド（ミューチュアル・ファンド法において定義される。）でかつ一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドル超であるかまたはマスター・ファンドの受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (iv) 15名以内の投資者（その過半数をもってファンドの管理者を選任し、または解任することができる。）が受益権を保有するもの

上記(i)および(ii)の場合には、投資信託は、その販売書類を、オンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともにCIMAに対して届け出て、かつ4,268.29米ドルの当初手数料および年間手数料を登録時に課される365.85米ドルの事務手数料とともに支払う。

上記(iii)の場合で販売書類が存在しない場合、投資信託は、オンライン登録手続に必要なマスター・ファンドの主要事項を詳述した関連様式をCIMAに対して届け出て、かつ3,048.78米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。ミューチュアル・ファンド法は、ケイマン諸島において設立または設定され、一または複数の投資者に受益権を発行し、規制フィード・ファンドのすべての投資方針を遂行するという主たる目的のために投資対象を保有し、取引活動を行っており、一または複数の規制フィード・ファンドを直接もしくはマスター・ファンドに投資するために設立した媒介法人を通じて保有し、銀行・信託会社法（改正済）もしくは保険法（改正済）に基づく免許を有しておらず、または住宅金融組合法（改正済）もしくは共済会法（改正済）に基づく登録を有しない投資信託について、マスター・ファンドとして定義している。

上記(iv)の場合、投資信託は、オンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式をCIMAに対して届け出て、数の上での投資者の過半数をもって投資信託の管理者を選任し、または解任することができる旨を明記した投資信託の設立書類の抜粋の認証謄本を提供し、かつ、4,268.29米ドルの当初手数料および年間手数料を登録時に課される365.85米ドルの事務手数料とともに支払う。

B. 投資信託の現行要件

1. いずれの規制投資信託（規制マスター・ファンドまたは投資者が15名以内の規制投資信託以外）も、受益権についてすべての重要事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
2. すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程でファンドが以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると考えるときはCIMAに対し迅速に書面により通知を送付する法的義務を負っている。
 - 2.1 ファンドが、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - 2.2 ファンドの投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - 2.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたは行おうとしている場合。
 - 2.4 詐欺または犯罪行為により事業を行いまたは行おうとしている場合。
 - 2.5 ミューチュアル・ファンド法（改正済）もしくはミューチュアル・ファンド法に基づくその他の規則、金融庁法（改正済）、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）または投資信託業免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうとしている場合。

3. すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

C. 投資信託管理者

1. 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つのタイプがある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行おうとする場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、（会社型であると契約型であるとを問わず）投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社またはファンドの取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
2. いずれのタイプの免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、評判がよく、かつ適切な方法で規制投資信託を管理するという法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつその所有権および財務構造ならびにその取締役および役員を詳細に記載した申請書をCIMAに対して提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低487,804.87米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者（ただし制限的投資信託管理者ではない。）は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所を自ら有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。制限的投資信託管理者の免許を有する事業体は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。
3. 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、かかる投資信託のすべてにつきCIMAに通知し、次に上記A.4.2項に定めた事態をCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
4. 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができる。このタイプは、ケイマンにファンドマネージャーの会社を創設した設立計画推進者がファンドに関連した一連のファミリーファンドを管理することを認める。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。このため、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記A.4.3項参照）または第4(4)条（上記A.3項およびA.4.3項参照）に規制されていない場合は、別個に免許を受けなければならない。
5. 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた現地の監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する事由があることを知るに至りまたはかかる事由があると信ずる理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - 5.1 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - 5.2 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - 5.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたは行おうとしている場合。
 - 5.4 詐欺または犯罪行為により事業を行いまたは行おうとしている場合。
 - 5.5 ミューチュアル・ファンド法、投資信託管理者免許の条件またはケイマン諸島のその他の法律を遵守せずに事業を行いまたは行おうとしている場合。
6. CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証もしくは満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

7. 投資信託管理者の株主、取締役、または上級役員の変更についてはCIMAの承認が必要である。
8. 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料および年間手数料は、24,390.24米ドル（当初）／36,585.37米ドル（年間）（50ファンド以下の場合）または30,487.80米ドル（当初）／42,682.93米ドル（年間）（50ファンド超の場合）であり、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料および年間手数料は8,536.59米ドルである。

3. ケイマン諸島におけるタイプ別の投資信託の仕組みの概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

A. 免税会社

最も一般的な投資信託の手段は、会社法（改正済）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。

1. 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これを取締役として提案されている者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
2. 存続期限のある／存続期間限定会社 — 存続期間が限定される会社型のファンドで外国（例えば米国）の税法上非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
3. 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な要件は、以下のとおり要約される。
 - 3.1 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - 3.2 取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - 3.3 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - 3.4 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - 3.5 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持されなければならない。
 - 3.6 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿および記録を維持しなければならない。
4. 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服するものとし、とりわけ、注意を払ってかつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
5. 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
6. 額面株式の発行は認められない。
7. いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
8. 株式の買戻しも認められる。
9. 株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
10. 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役はその支払後、会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

11. 免税会社は、今後20年間（さらに10年間の延長が可能）税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。
12. 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。
13. 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

B. 免税ユニット・トラスト

1. ユニット・トラストは、（税金または規制の理由により）ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
2. ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者により形成される。また、投資運用会社がトラストを設立する信託証書の当事者となり、信託証書に基づく権利、義務および債務を有することが一般的になりつつある。
3. ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者と称する。）の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。ユニット・トラストの信託証書の特別条項に従い、各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
4. 受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
5. 大部分のユニット・トラストは、信託法（改正済）に基づく「免税信託」として信託登記官に登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
6. 免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島における課税に服さないとの約定を取得することができる。
7. 信託は、150年まで存続することができるが、財産永久所有法（Perpetuities Law）（改正済）に規定されている一定の制限的例外に従う。
8. 免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。
9. 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

C. 免税リミテッドパートナーシップ

1. 免税リミテッドパートナーシップは、幅広い種類の投資ストラクチャーにおいて用いられる。
2. リミテッドパートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、当該法は、英国の1907年リミテッドパートナーシップ法に基礎を置く。ケイマン諸島の免税リミテッドパートナーシップ法（改正済）は、他の法域のリミテッドパートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。
3. 免税リミテッドパートナーシップは、免税リミテッドパートナーシップ契約を締結するゼネラルパートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッドパートナーにより、免税リミテッドパートナーシップ法（改正済）により登録されることによって形成される。登録はゼネラルパートナーが、免税リミテッドパートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

4. 登録にかかわらず、免税リミテッドパートナーシップはそのパートナーから独立した個別の法人ではない。ケイマン諸島法の下では、免税リミテッドパートナーシップのすべての種類の権利または財産（無形資産ならびにキャピタル・コールを行う権利および一もしくは複数のゼネラルパートナーに譲渡されるか帰属するか、その代理で保有されるか、または免税リミテッドパートナーシップの名義で譲渡されるか帰属する当該資産の手取金を受領する権利を含む。）は、ゼネラルパートナーにより保有されるか保有されるとみなされるものとし、ゼネラルパートナーが複数いる場合には、パートナーシップ契約の条件に従い免税リミテッドパートナーシップの資産として信託することによりゼネラルパートナーにより共同名義で保有されるか保有されるとみなされるものとする。同様に、免税リミテッドパートナーシップの業務の遂行においてゼネラルパートナーにより発生する債務または義務は、免税リミテッドパートナーシップの債務または義務であるとみなされるものとする。
5. ゼネラルパートナーは、リミテッドパートナーを除外して免税リミテッドパートナーシップの業務の運営を行う。またリミテッドパートナーが積極的に免税リミテッドパートナーシップの業務の遂行に参加する等の例外的な状況がなければ、リミテッドパートナーは有限責任を享受する。ゼネラルパートナーの機能、義務および責任の詳細は、免税リミテッドパートナーシップ契約に記載される。
6. ゼネラルパートナーは、誠意をもって、かつ、免税リミテッドパートナーシップ契約とは異なる明確な条項に従いパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、例えばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法（改正済）の下での、ゼネラルパートナーシップの法理が適用される。
7. 免税リミテッドパートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - 7.1 ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - 7.2 名称、住所、リミテッドパートナーとなった日付の詳細を含むリミテッドパートナーの登録簿を維持する。
 - 7.3 各リミテッドパートナーの出資額および出資日ならびにリミテッドパートナーへの出資額の全部または一部の返還としての支払金額および支払日の記録を維持する。
 - 7.4 リミテッドパートナーによるリミテッドパートナーシップ権益に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
8. パートナーシップ契約に従い、各リミテッドパートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
9. パートナーシップ契約に従い、リミテッドパートナーシップ権益は、パートナーシップを解散せずにパートナーシップの出資からいつでも買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。リミテッドパートナーが自己の出資額のいずれかの部分の返還としての支払金額に相当する支払いを受領し、かつ支払いが行われる時点でリミテッドパートナーシップが支払不能でありリミテッドパートナーがかかる支払不能を実際に認識している場合は、かかる支払日から6か月間、リミテッドパートナーは、出資がパートナーシップの資産となる期間内に発生した免税リミテッドパートナーシップの債務または義務を履行するために返済が必要な範囲内で、当該支払金額をパートナーシップに支払う義務を負う。
10. 免税リミテッドパートナーシップは、50年間の期間について将来のケイマン諸島における税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
11. 免税リミテッドパートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッドパートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
12. 免税リミテッドパートナーシップは、リミテッドパートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

4. ケイマン諸島の投資信託に関する準拠法令

A. ミューチュアル・ファンド法および金融庁法の下における規制投資信託に対するCIMAによる規制と監督

1. CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
2. 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラルパートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ12,195.12米ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき609.75米ドルの罰金に処せられる。
 - 3.1 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行いまたは行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行できるようにするために合理的に要求する情報または説明をCIMAに対して提供するよう指示することができる。
 - 3.2 何人でも第3.1項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。
 - 3.3 第3.1項の目的のために情報または説明を提供する者は、自らそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。
4. 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行いまたは行おうとしているとCIMAが判断した場合は、CIMAは、グランドコートに投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有している。
 - 5.1 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第5.3項に定めるいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - 5.1.1 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - 5.1.2 規制投資信託がその投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - 5.1.3 免許投資信託である規制投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行いまたは行おうとしている場合。
 - 5.1.4 規制投資信託の指示および管理が適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - 5.1.5 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員を務める者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
 - 5.2 第5.1項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
 - 5.2.1 CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - 5.2.2 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
 - 5.2.3 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - 5.2.4 CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
 - 5.3 第5.1項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。

- 5.3.1 投資信託に関するミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託の免許または登録を撤回すること。
- 5.3.2 投資信託が保有するいずれかの投資信託の免許に対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
- 5.3.3 投資信託の設立計画推進者または運用者の入替えを求めること。
- 5.3.4 事務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
- 5.3.5 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 5.4 CIMAが第5.3項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 5.5 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関し第5.3項および第5.4項により自ら行いまたは行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 5.6 第5.3.4項または第5.3.5項により選任された者は、当該ファンドの費用負担において選任される。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 5.7 第5.3.5項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 5.8 第5.7項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 5.9 第5.3.4項または第5.3.5項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- 5.9.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- 5.9.2 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- 5.9.3 第5.9.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供する。
- 5.10 第5.3.4項もしくは第5.3.5項により選任された者が第5.9項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 5.11 投資信託に関する第5.9項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- 5.11.1 CIMAが特定する方法で投資信託に関する事柄を再編するよう投資信託に要求すること。
- 5.11.2 投資信託が会社の場合、会社法（改正済）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- 5.11.3 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドの解散を受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- 5.11.4 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。

またCIMAは、第5.3.4項または第5.3.5項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為を実行することができる。

- 5.12 CIMAが第5.11項の措置を執った場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第5.3項に定めたその他の措置を執るように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 5.13 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第5.3.1項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 5.14 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止したことまたは任意清算もしくは解散に付されるものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- 5.15 グランドコートが第5.11.3項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。
- 5.16 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、投資信託が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたは任意清算もしくは解散に付されるものと確信したときは、いつでも投資信託の免許または登録を取り消すことができる。
6. CIMAは、あらゆる合理的な時期に、(a)規制法（金融庁法に定義されている。）に基づき規制される者、(b)関係者または(c)問い合わせに関係する情報を有するとCIMAが合理的に信じる者に対し書面で通知を交付することにより、ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、その他の規制法またはその他の法律によるこれらに基づき付与された職務のCIMAによる実行に関連しCIMAが合理的に請求するところにより、上記の者に対し(i)指定情報もしくは指定された種類の情報の提供または(ii)指定文書もしくは指定された種類の文書の提出を請求し、かつケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則に対する遵守の監視を請求することができる。
7. 金融庁法に従い、海外規制当局による請求に応じ援助を提供すべきことにつきCIMAが納得する場合、CIMAは書面により、(a)規制法に基づき規制される者、(b)関係者、(c)規制法に基づき規制に従うべき業務に従事している者または(d)請求が関連する問い合わせに関係する情報を有すると合理的に信じる者に対し、所定の時間内に、(i)請求が関連する問い合わせに関係する事項に係る指定情報もしくは指定された種類の情報をCIMAに提供すること、(ii)上記の問い合わせに関係する指定文書もしくは指定された種類の文書を提出すること、または(iii)上記の問い合わせに関係しCIMAが書面で特定する援助をCIMAに対して与えることを書面で指示することができる。
8. ある者が請求もしくは指示の行われた日から3日以内またはCIMAが認めるこれより長い期間内に、第6項に基づく請求または第7項に基づき付与される指示に従わない場合、CIMAは請求または指示の遵守をその者に要求する命令を裁判所に申し立てることができる。
9. 第6項に基づく請求または第7項に基づき付与される指示に関連し、ある者の宣誓による審問が必要であるとCIMAが考える場合、CIMAは裁判所がその者を審問し、審問の結果をCIMAに送付させるよう即決裁判所に申請することができる。
10. 裁判所は第9項に基づく申請をその受領から7日以内に処理し、審問から14日以内に審問結果をCIMAに送付する。
11. 第6項または第7項に基づき文書が提出される場合、CIMAはこれらの謄本または抄本を作成することができる。
12. 弁護士がその依頼人または本人の住所および氏名の提供を請求される場合を除き、いかなる者も、法的手続において法律上の専門家特権に基づき開示または提供を拒絶する権利を有する情報の開示または文書の提供を本項により要求されない。
13. 合理的な理由なく(a)第6項によるCIMAの請求もしくは第7項によるCIMAの指示に従わない者、(b)第6項もしくは第7項の規定を無効とする意図を持って、文書の破棄、汚損、毀損、隠蔽もしくは除去を行う者、また

は(c)第6項もしくは第7項に従って実行されるCIMAによる問い合わせを故意に妨害する者は、罪に問われ、12,195.21米ドルの罰金の略式処分および121,951.21米ドルの罰金の起訴処分を課され、同人が有罪と決せられる違犯が処分後も継続する場合、同人はさらに違犯を犯していることになり、かかる違犯が継続する一日につき12,195.21米ドルの罰金を課せられる。

14. (a) 法人の犯した第6項および第7項に基づく違犯が、法人の取締役、マネージャー、秘書役もしくはその他の類似役員またはかかる資格で行為するとされるあらゆる者の同意もしくは黙認を得て実行されたか、またはこれらの側の過失に帰せられると証明された場合、法人の他、これらの者はかかる違犯について罪を問われ、これに従い法的手続に処せられかつ処罰される。
- (b) 法人の業務がその社員により管理される場合、当該社員の管理職務に関連する同人の行為および不履行について、同人が法人の取締役であるものとして第14(a)条が適用される。
15. ある者が第6項に基づく請求、第7項に基づく指示もしくは第8項に基づく命令に従う場合または第9項に基づく証拠を提供する場合、かかる遵守は、法律によるかまたはこれに基づく情報の開示制限の違犯とはみなされず、民法上の責任を生じるものではない。
16. CIMAは、一定の状況下において、かつ、海外規制当局による求めに応じ援助を提供すべきことにつきCIMAが納得する場合、(a)適格者に対し、CIMAの協力権能の一部の行使を授權しかつ、(b)その協力権能の行使において警察庁長官の支援を求めることができる。
17. 海外の規制当局またはその代理人により実行される問い合わせの対象となる者またはかかる対象の主題である(a)CIMAにより指定された者の業務もしくは業務の側面または(b)CIMAにより指定された主題の調査を目的とする場合を除き、第16項に基づく支援を求めてはならずまたは職権は授与されるものではない。
18. いかなる者も、要求された場合に自己の権限の証拠を提出しない限り、第16項により授与される職権により権限を行使する者が課した要求に従う義務を負うものではない。
19. CIMAが第16項に基づき支援を求めるかまたは権限を授与する場合、支援または権限は、CIMAが決定する方法で提供されるかまたは実行される。またCIMAがかかる権限のある者に授与する場合、同人は当該権限の行使およびその行使結果についてCIMAが要求する方法でCIMAに報告を行う。

B. ミューチュアル・ファンドの取締役の登録および免許

1. 取締役登録及び免許法（改正済）（「DRLA」）に従い、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されるミューチュアル・ファンドおよび証券投資事業法第5(4)条に基づく「登録者」として登録される大半の会社（併せて「対象会社」）の全取締役は、(i)CIMAに登録するかまたは(ii)かかる取締役が(a)20社以上の対象会社の取締役を務める場合または(b)一定の例外に基づく法人取締役である場合は、CIMAによる免許を受けなければならない、いずれの場合も、適切な登録料または免許料を支払わなければならない。
2. DRLAは現時点において、パートナーシップまたはユニット・トラストに該当する対象会社には適用されない。
3. 登録取締役は、専門取締役のカテゴリーに該当しない自然人である。登録取締役は、DRLAに基づき登録を受ける必要がある。
4. 専門取締役は、20社以上の対象会社の取締役として任命されている自然人である。専門取締役は、DRLAに基づき免許を受ける必要がある。ただし、専門取締役が、
- (a) 会社管理法に基づき発行される会社管理の免許またはミューチュアル・ファンド法に従い発行されるミューチュアル・ファンド管理会社の免許を保有する会社、または
- (b) 「ファンド管理者」（すなわち、投資運用サービス、投資顧問サービスを提供するかまたはプロモーター（ミューチュアル・ファンド法に定義される。）を務める。）であり、特定の海外規制当局により登録され、または免許を受けている会社（かかる取締役の任命がファンド管理者との関係により発生する場合）

の取締役、従業員、構成員、役員、パートナーまたは株主である場合を除く。

(a)または(b)の場合、専門取締役は、認可の申請ではなく、DRLAに基づく登録を行う必要がある。

5. 法人取締役は、対象会社の取締役に任命された法人である。法人取締役は、会社管理の免許またはミューチュアル・ファンド管理会社の免許（専門取締役にに関して上記に概説されている。）を保有していない限り、免許を受ける必要がある。さらに、一定のその他の登録要件が適用される場合がある。
6. 登録に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。

(a) 以下を含む申請書

- (i) 申請者の氏名、生年月日、国籍および出生国
- (ii) 申請者の主たる居住地の住所および郵送先の住所（居住地の住所と異なる場合）
- (iii) 詐欺行為または不正行為等の刑事上の有罪判決の内容
- (iv) 規制当局、自主規制団体または専門規制機関による不利な指摘、罰金、制裁措置または懲戒処分の内容
- (v) 申請者が取締役に務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号

(b) 返金不可の申請料および登録料：853.69米ドル

上記に加え、第4項に記載される理由のうちいずれかに基づき免許要件を免除される専門取締役は、個人情報に記載した質問書のすべての項目に記入し、免除の根拠を裏付ける追加の内容および確認書類を提供する必要がある。CIMAは、登録の処理を行うために追加の情報を要求することができ、申請者が(i)詐欺または不正行為等の犯罪行為を犯している場合または(ii)規制当局、自主規制団体または専門懲戒機関による不利な指摘、罰金、制裁措置または懲戒処分を受けている場合、通常、申請者の申請を却下することができる。

7. 免許申請に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。

(a) 以下を含む申請書および補足書類

- (i) 申請者の氏名、生年月日、国籍および出生国
- (ii) 申請者の主たる居住地の住所および郵送先の住所（居住地の住所と異なる場合）
- (iii) 個人情報を記載した質問書
- (iv) 3通以上の照会状。うち1通は申請者の人柄に関するもの、1通は申請者の財務状態が健全であることを証するもの、1通は犯罪経歴証明書（またはこれに相当するもの）
- (v) 申請者が取締役に務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号
- (vi) 保険加入を証するもの

(b) 返金不可の申請料および認可料：3,658.54米ドル

CIMAは、認可申請の処理を行うために必要なその他の情報を要求することができるが、通常、申請者の(i)誠実さ、高潔さおよび評判、(ii)適正および能力、(iii)財務の健全性を考慮し、申請者が適格であるかを判断する。

8. 会社取締役の免許申請に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。

(a) 以下を含む申請書および補足書類

- (i) 外国会社の場合は申請者を代理して送達または通知を受ける権限を有する1名以上の者の氏名および住所
- (ii) 申請者の設立証明書
- (iii) 申請者が取締役に務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号
- (iv) 申請者のすべての取締役、管理職および役員の氏名、住所および国籍

- (v) 申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する各株主の氏名、住所および国籍
- (vi) (i)取締役、管理職および役員、(ii)申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する株主および実質株主それぞれの個人情報に記載した質問書
- (vii) (i)取締役、管理職および役員、(ii)申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する株主および実質株主それぞれに関し、3通以上の照会状。うち1通は人柄に関するもの、1通は財務状態が健全であることを証するもの、1通は犯罪経歴証明書（またはこれに相当するもの）
- (viii) 申請者の基本定款および通常定款（またはこれに相当する設立文書）の写しならびに取締役1名による宣誓書
- (ix) すべての親会社および子会社の商号、主たる事務所および登録事務所の住所
- (x) 海外規制当局で認可または登録されている申請者のすべての親会社および子会社の存続証明書
- (xi) 申請者を規制しているすべての海外規制当局が発行した存続証明書
- (xii) 保険加入を証するもの

(b) 返金不可の申請料および認可料：9,756.10米ドル

CIMAは、認可申請の処理を行うために必要なその他の情報を要求することができるが、通常、申請者の(i)誠実さ、高潔さおよび評判、(ii)適正および能力、(iii)財務の健全性を考慮し、申請者が適格であるかを判断する。

認可を受けた場合、法人取締役は、新たな取締役会構成員を任命する前にCIMAの書面による承認を得なければならない。

9. 専門取締役および法人取締役は、公認保険会社（すなわち、保険法（改正済）上認可を受けている保険会社またはCIMAが認めるその他の保険会社）の最小の付保を維持しなければならない。

C. 投資信託管理者に対するCIMAの規制および監督

1. CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を受け、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
2. 免許投資信託管理者は、第1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ24,390.24米ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき609.75米ドルの罰金に処せられる。
3. ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理者として行為し、あるいは事業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対し、ミューチュアル・ファンド法の下でCIMAの義務を実行できるようにするためにCIMAが合理的に要求する情報および説明をCIMAに対して提出するように指示することができる。
4. 第3項により付与された指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に課せられる。
5. 第3項の目的のために情報または説明を提供する者は、自らそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。
6. CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

6.1 ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ

6.2 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。

7. CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当するとCIMAが認めた場合は、第9項に定める行為を行うことができる。

- 7.1 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないときまたは履行できないおそれがある場合。
- 7.2 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法の規定またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反している場合。
- 7.3 会社法パートXVIIIA、有限責任会社法パート12または有限責任パートナーシップ法（改正済）パート8に定義されている「法人向け業務提供者」である免許投資信託管理者が当該パートに違反している場合。
- 7.4 免許投資信託管理者が、自らが管理している投資信託の投資者または自らの債権者もしくはかかる投資信託の債権者を害するような方法で事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその投資信託管理事業を解散する場合。
- 7.5 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 7.6 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- 7.7 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。

8. 第7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

8.1 免許投資信託管理者の以下の不履行

- 8.1.1 CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うことまたは所定の手数料を支払うこと。
- 8.1.2 CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- 8.1.3 投資信託、またはファンドの設立計画推進者もしくは運用者に関し、条件が満たされていること。
- 8.1.4 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- 8.1.5 CIMAによる指示に従い、名称を変更すること。
- 8.1.6 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- 8.1.7 少なくとも2人の取締役をおくこと。
- 8.1.8 CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。

8.2 CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。

8.3 CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーを選任すること。

8.4 CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。

9. 第7項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。

- 9.1 その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または撤廃すること。
- 9.2 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。
- 9.3 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。

- 9.4 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 9.5 投資信託管理者が保有している投資信託管理者免許を取り消すこと。
10. CIMAが第9項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているファンドの投資者とその債権者および当該ファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
11. 第9.3項または第9.4項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任される。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
12. 第9.4項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（清算人または管財人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を管理するために必要な一切の権限を有する。
13. 第12項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
14. 第9.3項または第9.4項により免許投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- 14.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- 14.2 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理者に関する勧告をCIMAに対して行う。
- 14.3 第14.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供する。
15. 第9.3項または第9.4項により選任された者が、以下の事由に当たる場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 15.1 第14項の義務に従わない場合、または
- 15.2 満足できる形で投資信託管理者に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
16. 免許投資信託管理者に関する第14項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- 16.1 投資信託管理者に対し、CIMAが特定する方法でその業務を再編するように要求すること
- 16.2 投資信託管理者が会社の場合、会社法（改正済）の第94条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- またCIMAは、第9.3項または第9.4項により選任される者の選任に関して適切と考える行為を執ることができる。
17. CIMAが第16項の措置を執った場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置を執るよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
18. CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- 18.1 CIMAが、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることを停止したことを納得した場合。
- 18.2 免許保有者が、解散、または清算に付された場合。
19. 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第9項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

20. 投資信託管理者が信託会社の場合、例えば、投資信託の受託者である場合、投資信託管理者は、銀行・信託会社法に基づきCIMAにより規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

D. ミューチュアル・ファンド法の下での一般的法の執行

1. 執行官が、CIMAまたは検査官と同じレベル以上の警察官がミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその他の人々が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (i) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
- (ii) それらの場所またはその場所にいる他の者を搜索すること。
- (iii) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。
- (iv) ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
- (v) ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録を点検し写しをとること。これが実行できない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

2. CIMAが記録を持ち去ったか、またはCIMAに記録が引き渡された場合、CIMAはこれを点検し、写しを取り、抜粋を作成するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返すべきものとする。

3. 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ243,902.43米ドルの罰金に処せられる。

E. CIMAによる金融庁法上の開示

金融庁法により、CIMAの取締役、役員、従業員、代理人または顧問は、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- 1. CIMAに関する事柄。
- 2. 規制法に基づきCIMAまたは政府に対してなされた申請。
- 3. 規制法に基づき免許を保有する者（住宅金融組合または信用組合を含む。）に関する事柄。
- 4. 免許保有者により管理されている会社または投資信託の顧客、構成員、依頼人または保険契約者に関する事柄。
- 5. 海外の規制当局によって共有されている情報またはこれに関する通信情報。

ただし、これらの情報は、CIMAが金融庁法またはその他の法律により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- 1. 例えば秘密情報公開法に基づき、ケイマン諸島内の管轄裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されあるいは許可された場合。
- 2. 金融庁法、その他の法律またはこれらに基づき制定された規則により付与された職務の実行においてCIMAを補助することを目的とする場合。
- 3. 免許所有者の業務に関する場合、または免許所有者によるか、その同意が任意に付与されている免許所有者、顧客、依頼人、保険契約者、会社もしくは投資信託（場合による。）の権限をもって管理・運用される会社もしくは投資信託の顧客、依頼人、保険契約者の業務に関する場合、またはかかる会社もしくは投資信託に関する場合。

4. CIMAが金融庁法またはその他の法律に基づきその職務を実行する際に金融庁法もしくはこれに基づき制定された規則によるかまたは長官とCIMAの間の取引に関連し長官に付与された職務を長官が実行することを可能とするかまたはこれを助ける目的の場合。
5. 開示された情報が他の源泉から公衆に提供されるかまたは提供された場合。
6. 開示された情報が、免許所有者の身元、または当該情報の関連する免許所有者により管理される会社もしくは投資信託の顧客、依頼人もしくは保険契約者の身元、またはかかる会社もしくは投資信託の身元の確認を可能としない方法で表明された要約または統計に含まれている場合。
7. (i)刑事手続の提起のためもしくは刑事手続の目的上ケイマン諸島の法務長官もしくは法執行機関に対して適法に行われる場合、(ii)いずれかの者に対してマネー・ロンダリング防止規則に基づき適法に行われる場合、または(iii)第9項に基づき海外規制当局に対して適式に行われる場合。
8. (i)免許所有者の解散もしくは清算または(ii)免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。
9. ケイマン諸島外の投資信託規制当局により管理される法令および規則を執行するための民事または行政調査および手続の実行を含む規制上の職務を当該当局が実行することを可能とするために必要な情報を、かかる当局に提供する場合。

上述に規定された認められた状況におけるもの以外の情報を開示するCIMAの取締役、役員、従業員、代理人または顧問は、12,195.12米ドルの罰金および1年間の懲役の略式処分または起訴処分の場合は60,975.60米ドルの罰金および3年間の懲役の処分を課せられる。

F. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

1. 過失による誤った事実表明

投資信託に係る販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申し込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、受託会社、運用者、ゼネラルパートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、かかる者に対し、販売書類中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている部分における不実表示による損失の請求を招く可能性がある。

2. 欺罔的不実表明

事実の欺罔的不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら、または表明が事実であるとは思わずに、または表明が真実であるか虚偽であるかについて信じることなく注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

3. 契約法（改正済）

契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。契約法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

一般的事柄としては、当該契約はファンドそのもの（または受託会社）と結ぶので、ファンド（または受託会社）は運用者、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者はファンドである。

4. 欺罔に対する訴訟提起

損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。

- (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされた。
- (ii) そのような不実の表明の結果、受益権を申し込むように仕向けられた。

「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら、または表明が真実であるとは思わずに、または表明が真実であるか虚偽であるかについて信じることなく注意を払わずに行ったことを意味する。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。

情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該表明を明確に訂正せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

5. 契約上の債務

販売書類はファンド（または受託会社）と受益権分の成約申込者との間の契約の基礎も形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除し、および／または損害賠償を求めてファンド（または受託会社）ならびに／または運用者、設立計画推進者、ゼネラルパートナーおよび／もしくは取締役に対し訴えを提起することができる。

一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと結ぶので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラルパートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

6. 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラルパートナー、取締役、役員または代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

G. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な刑法上の債務

1. 刑法（改正済）第257条

会社の役員（あるいはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者（申込者を含む。）を会社の事項について欺罔する意図の下に、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるかまたは欺罔的であるような声明または計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、同人は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

2. 刑法（改正済）第247条および第248条

欺罔により、不正に自ら金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図の下に不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。

この目的上、同人が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとし、「取得」とは、他の者のための取得または他の者をして取得もしくは保有させることを含む。両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、一切の欺罔（未必の故意または故

意によるものかを問わない。)をいい、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

H. 課徴金を科すCIMAの権限

1. CIMAの職権

CIMAは、マネー・ロンダリング防止規則、マネー・ロンダリング法（改正済）またはいずれかの「規制法」の違反について課徴金を科す権限を有する。

金融庁（課徴金）規則（改正済）（「課徴金規則」）は、違反を軽微、重大または極めて重大に分類すると規定している。

課徴金は、以下の要領で徴収される。

- (a) 軽微と規定される違反について、課徴金は5,000ケイマン諸島ドル。CIMAは、総額20,000ケイマン諸島ドルを上限として、一または複数回の課徴金をCIMAが決定する間隔で継続して課す権限を有する。
- (b) 重大と規定される違反について、課徴金は以下を超えない金額の課徴金一回とする。
 - (i) 個人の場合、50,000ケイマン諸島ドル
 - (ii) 法人の場合、100,000ケイマン諸島ドル
- (c) 極めて重大とされる違反について、課徴金は以下を超えない金額の課徴金一回とする。
 - (i) 個人の場合、100,000ケイマン諸島ドル
 - (ii) 法人の場合、1,000,000ケイマン諸島ドル

2. 罰則の例

課徴金規則に基づき定められた規定の例としては、以下がある。

- (a) ミューチュアル・ファンド法に基づく関連するライセンスまたは登録なしで事業を継続するまたは継続を試みること：極めて重大な違反
- (b) ミューチュアル・ファンド法に基づく決算書の監査を怠ること：重大な違反
- (c) ミューチュアル・ファンド法に基づくCIMAに対する監査済決算書の送付を怠ること：重大な違反
- (d) ミューチュアル・ファンド法に基づく年間手数料の支払いを期日までに行わないこと：軽微
- (e) マネー・ロンダリング防止規則に基づく顧客の本人確認および検証を怠ること：極めて重大
- (f) マネー・ロンダリング防止規則で義務付けられたマネー・ロンダリング防止規則コンプライアンス責任者の任命を怠ること：重大

これはケイマン諸島における規制上の義務違反の一例にすぎず、CIMAが課徴金を課す権限を有するか否かの判断においては、課徴金規則との関連において検証されるべきである。

5. マネー・ロンダリング防止、テロリストへの資金供与対策および拡散金融対策（「AML」）

- 1. ミューチュアル・ファンド法に基づき免許を付与されているか、または規制を受けている事業体は、犯罪収益法（改正済）（「POCA」）に定義されている「関連金融事業」を行っているものとみなされる。「関連金融事業」を行っている者は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止に関する法律ならびに関連する規制、規則および指針（「AML法」）を遵守することを義務付けられる。
- 2. ケイマン諸島は、金融活動作業部会（「FATF」）の準メンバーであるカリブ金融行動課題実行部隊のメンバー国である。AML法の主要な源泉は三つある。
 - (i) 犯罪収益法（「POCA」）は、マネー・ロンダリング活動を防止することを目的としたケイマン諸島の一次法である。
 - (ii) マネー・ロンダリング防止規則（「AML規則」）は、POCAに基づき公布されており、「関連金融事業」に従事している者に適用される。

- (iii) ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）は、ケイマン諸島におけるマネー・ロンダリング、テロリストへの資金供与および拡散金融の防止および摘発に関するガイダンス・ノート（「本ガイダンス・ノート」）を公表している。
 - (iv) また、以下の法律も関連する。
 - (a) 枢密院令によりケイマン諸島に移入された制裁命令（「本制裁命令」）
 - (b) 腐敗行為防止法
 - (c) テロ行為法（改正済）（「TA」）
 - (d) 拡散金融（禁止）（改正）法（「PFPA」）
 - (e) 金融庁法（改正済）
3. AML規則により、関連金融事業を行っている者は、リスク・ベース・アプローチ（「RBA」）をとることを義務付けられる。かかる者は、その特定の組織、体制および事業活動について適切なRBAを構築する必要がある。RBAの一環として、ある者は、以下を行うことを義務付けられる。
- (i) 関連するマネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与のリスクを特定すること。
 - (ii) 以下に関してマネー・ロンダリング／テロリストへの資金供与のリスクを評価すること。
 - (a) 顧客および実質的所有者
 - (b) 顧客および実質的所有者が居住し、または事業を展開している国または地理的領域
 - (c) 国または地理的領域
 - (d) 提供される商品、業務および取引
 - (e) デリバリー・チャンネル（ある者が、例えば直接的にまたはその他の手段（電子メール、インターネット、仲介機関等）により、顧客との取引関係を継続する手段
 - (f) 新たな商品、デリバリー・メカニズム、技術
4. これに関して、AML規則により、関連金融事業を行っている者は、AML制度を遵守してAMLに関する方針および手続を維持することを義務付けられる。かかる方針および手続は、以下のAML規則の要件を網羅する必要がある。
- (i) デュー・ディリジェンスによる顧客の本人確認および検証の手続
 - (ii) RBAの導入
 - (iii) 高い基準を確保するための従業員のスクリーニング
 - (iv) AML規則を遵守した適切な記録の保存（かかる記録は、請求に応じて遅滞なく管轄当局に提供しなければならない。）
 - (v) 人、国および活動に関するリスクを特定するための適切なシステムおよび研修の実施（これには、すべての適用ある制裁リストとの照合が含まれるものとする。）
 - (vi) 検証前に顧客が取引関係を利用する可能性がある状況に関するリスク管理手続の導入
 - (vii) いずれかの管轄当局が公表した、FATFの推奨事項を遵守していないか、または十分に遵守していない国のリストの遵守
 - (viii) AML規則に従った内部報告手続
 - (ix) マネー・ロンダリング、テロリストへの資金供与および拡散金融を防止し、阻止し、報告する目的のための取引関係または一回限りの取引の継続的モニタリング手続ならびにケイマン諸島において適用される対象を絞った金融制裁の対象となる資産を特定することを可能にするかかる手続
 - (x) ケイマン諸島において適用される対象を絞った金融制裁に関する義務の遵守を確保するための手続
 - (xi) マネー・ロンダリング、テロリストへの資金供与および拡散金融を未然に防ぎ、防止する目的のための取引関係または一回限りの取引の継続的モニタリングに適したその他の内部統制手続（適切かつ効果的であってリスク・ベースの独立した監査機能および通信を含む。）

5. 関連金融事業を行っている者は、AML規則の遵守を確保する目的のため、マネー・ロンダリング防止コンプライアンス責任者（AMLCO）、マネー・ロンダリング報告責任者（MLRO）およびマネー・ロンダリング報告副責任者（DMLRO）を選任することを義務付けられる。
6. 本ガイダンス・ノートの規定により、関連金融事業を行っている者は、対象を絞った様々な国際的金融制裁／命令に基づく義務、ならびにテロリストへの資金供与および拡散金融（場合に応じて）に関して発出された指定および指示に留意し、かかる制裁／命令を遵守する必要がある。
7. 英国は、独自の制裁レジームを有し、国際連合による制裁を実施する。かかる制裁は、海外枢密院令により自動的にケイマン諸島に移入される。一般に、英国（財務省）において施行されている制裁リストは、ケイマン諸島にまで及ぶ。かかる制裁は、ケイマン諸島のすべての個人および事業体に適用される。英国（財務省）において発行されるリストは、米国（OFAC）等のその他の国が発行するリストとは異なる可能性がある。ケイマン諸島は、独自の制裁を科すことがある。ケイマン諸島において適用される制裁を少なくともすべて盛り込んでいないリストは関連金融会社のAMLの枠組みに不備を生じさせる可能性があるため、関連金融会社は、制裁リストを慎重に選択することが重要である。
8. 関連金融事業を行っている者は、本制裁命令に違反している関係を発見した場合、関連する法律／命令に基づき義務付けられるとおり、疑わしい活動に関する報告書の提出、資金の凍結および長官への通知等の行為を行うことを義務付けられる。制裁とは、国際的な平和および安全を維持し、または回復させることを目的として実施される禁止および制限である。制裁は、一般に、特定の個人もしくは事業体または特定のセクター、業種もしくは権益を対象とする。制裁は、特定の国もしくは領域の一定の人々および対象または何らかの組織もしくはかかる組織内の要素に向けられることがある。また、テロ行為に関与している者および組織を対象とする制裁もある。ケイマン諸島による制裁には、TAおよびPFPAに基づき発出された対象を絞った国際的な金融制裁および指示が含まれる。
9. 制裁の区分は三つある。すなわち、
 - (i) テロ行為／テロリストへの資金供与
 - (ii) 拡散金融
 - (iii) 国に対する一般的な制裁（国内紛争）
10. 金融制裁は様々な形態で適用され、その形態は状況の事実関係に左右される。近年用いられている最も一般的な種類の金融制裁は、以下のものである。
 - (i) 対象を絞った資産凍結 — 通常、指定された個人、事業体および機関に適用され、当該個人、事業体および機関が資金および経済的資源にアクセスすることならびにこれらを利用する能力を制限する。
 - (ii) セクター全体の様々な金融市場および金融業務に対する制限 — かかる制限は、指定された個人、事業体および機関、特定のグループまたはセクター全体に適用される可能性がある。これまでのところ、かかる制限は、投資禁止措置、資本市場へのアクセスに対する制限、銀行取引関係および銀行業務活動を停止する旨の指示、一定の支払いを行う前または受領する前に通知を行うか、または承認を求める旨の要件、ならびに金融業務、保険業務、仲介業務、顧問業務またはその他の金融面での支援の提供に対する制限の形態をとっている。
 - (iii) すべての取引を停止する旨の指示 — 特定の者、グループ、セクター、領域または国との間の特定の種類のすべての取引を停止する旨の指示である。
11. 金融制裁が資産凍結の形態をとる場合、関連金融会社は、一般に、以下を行うことを禁止される。
 - (i) 被指定者に帰属するか、または被指定者が所有し、保有し、もしくは管理する資金または経済的資源を取り扱うこと。

- (ii) 被指定者がまたは被指定者の利益のために直接的または間接的に資金または経済的資源を利用できるようにすること。
 - (iii) 金融制裁による禁止事項を直接的または間接的に潜脱する行為を行うこと。
12. 関連金融事業を行っている者は、そのAMLの枠組みの不可欠な一部として制裁コンプライアンス・プログラムを織り込む必要がある。ケイマン諸島において適用される正式な制裁命令は、ケイマン諸島政府により官報において公表される。
13. 関連金融事業を行っている者は、申請者、顧客、実質的所有者、取引、業務提供者およびその他の関連する当事者が制裁対象者または制裁対象者／国に関連する者に関わる取引を行っているか、または行う可能性があるかを判断するため、関連する制裁リストに照らして当該申請者、顧客、実質的所有者、取引、業務提供者およびその他の関連する当事者のスクリーニングを行うことを義務付けられる。
14. 完全に一致するか、または疑義がある場合、関連金融会社は、制裁に関する義務（報告要件を含む。）の遵守を確保するために以下の手続を執ることを確保するものとする。
15. 制裁命令または指示の後に行われた決定は、文書化し、記録するものとする。かかる文書には、制裁に関する義務を遵守するために行われたすべての行為およびかかる行為それぞれの根拠を盛り込む必要がある。
16. AML法に基づく違反を犯した者は、多額の罰金および懲役に処せられることがある。AML規則の違反につき責任を負う者は、609,756.10米ドルの罰金または罰金および2年の懲役を科される場合がある。

6. 情報の自動的交換

1. 国内税制の完全性に関するG20の懸念に対処するため、経済協力開発機構（「OECD」）は、共通報告基準（「CRS」）を策定するよう委任を受けた。かかる策定に際して、OECDは、管轄当局間モデル協定および共通報告基準に関するコメンタリー（「本コメンタリー」）も作成した。CRSは、税務上の金融口座情報の自動的交換に関する国際基準となることが意図されている。CRSは、米国外国口座税務コンプライアンス法（「FATCA」）。CRSと総称して「AEOI」）の実施のために多くの法域が導入しているアプローチに基づき構築されている。
2. AEOIに基づき、諸法域は、保管機関、金融機関、投資事業体および特定の保険業務提供者（総称して「本金融機関」）から特定の金融情報を収集し、年に一度、自動的にパートナー法域との間で当該情報を交換する。投資信託は、通常、AEOI制度に基づき本金融機関に区分される。
3. ケイマン諸島の管轄当局は、税務情報庁（「TIA」）である。TIAの受託職務は、税務上の情報交換に係るすべての仕組みの運営を所管する政府部局である国際税務協力局（「DITC」）の局長およびスタッフが行う。
4. ケイマン諸島においてAEOIを実施する一次法は、税務情報庁法（「TIA法」）である。これは、すべての形態の税務上の情報交換に係る法的枠組みを規定するものである。CRSの詳細な規定は、TIA法に基づく二次法、具体的には2018年2月28日に統合され、かつ、改正された2015年税務情報庁（国際税務コンプライアンス）（共通報告基準）規則（「CRS規則」）により実施される。FATCAは、具体的にはケイマン諸島と米国の間の政府間協定および税務情報庁（国際税務コンプライアンス）（アメリカ合衆国）規則（「FATCA規則」）。CRS規則と総称して「AEOI規則」）により実施されている。AEOI規則は、関連するコンプライアンス体制および規制上の制度、さらに行政処分を用いたTIAの執行権限について定めている。TIAは、FATCAおよびCRSに関するガイダンス・ノートを公表している。
5. AEOI制度に基づき、ケイマンの本金融機関は、以下を行わなければならない。
- (i) 米国内国歳入庁に登録し、GIINを取得すること。
 - (ii) 書面によるCRSに関する方針および手続を確立し、維持し、実施し、遵守すること。
 - (iii) TIAに対し一定の情報を通知すること。

- (iv) 口座名義人に対しデュー・ディリジェンス手続を適用すること。
 - (v) TIAに対し年次報告を行うこと。
 - (vi) 関連する情報を保持すること。
6. デュー・ディリジェンス手続により、本金融機関は、本金融口座を特定し、かかる本金融口座のうちいずれがAEOI制度に基づく報告対象口座であるかを、本口座名義人によってまたは本口座名義人が受動的NFEである場合には本口座名義人の支配者（当該用語はAEOI制度において定義されている。）によって判断することを義務付けられる。かかる報告対象口座については、TIAに提出される年次報告書上で報告しなければならない。本金融機関は、提出した報告書に関する情報を6年間保持しなければならない。

7. データ保護法

1. ケイマン諸島に所在する事業体は、2017年ケイマン諸島データ保護法（「DPA」）の対象となる。かかる事業体は、DPAに従う場合にのみ個人データを使用することが認められている。DPAは、個人データの使用に関する世界的に認められている原則をケイマン諸島に導入するものである。DPAは、ケイマン諸島と世界中のその他の主要法域、特に欧州連合の足並みを揃えさせるものである（DPAは、EU一般データ保護規則をモデルとしている。）。オンブズマン事務局は、ケイマン諸島のデータ保護に関する監督当局である。かかる役割の一環として、オンブズマンは、苦情について聴取、調査および裁定を行い、データ管理者によるコンプライアンスについてモニタリング、調査および報告を行う。
2. ケイマン諸島の投資信託は、マネー・ロンダリング防止義務ならびに上記に定められるその他の法律上および規制上の義務を遵守することを義務付けられる。ケイマン諸島の投資信託がかかる義務を遵守するためには、個人のデータ主体（DPAに定義されている。）に関する個人データは、ケイマン諸島の投資信託またはその代理人が取り扱わなければならない。
3. 投資信託は、かかるデータに関して「データ管理者」（DPAに定義されている。）とみなされる。オンブズマンは、データ管理者に適用されるガイダンス・ノートを発行している。
4. DPAに基づき、個人のデータ主体は、ファンドならびにその関連会社および受任者による個人データの取扱いに関する権利を有し、データ管理者としてのファンドは、かかる取扱いに関する義務を負う。ファンドは、DPAに従って個人データを取り扱わなければならない、ファンドが個人データを受領する個人に対し、DPAに基づくかかる個人の権利およびファンドの義務についてかかる個人に通知するデータ・プライバシー通知を行わなければならない。
5. データ管理者は、当該データ管理者が取り扱う個人データに関係するデータ保護の原則を遵守しなければならない、当該データ管理者の代理人が取り扱う個人データに関してかかるデータ保護の原則が遵守されることを確保しなければならない。データ保護の原則は、以下のとおりである。
 - (i) 個人データは、適正に取り扱うものとする。
 - (ii) 個人データは、一または複数の特定の合法的な目的のためにのみ入手するものとし、かかる一または複数の目的に抵触する態様でさらなる取扱いを行わないものとする。
 - (iii) 個人データは、当該個人データの一または複数の収集目的または取扱目的に関して適切であり、関連性があり、かつ、過大でないものとする。
 - (iv) 個人データは、正確であるものとし、必要な場合、最新の内容に維持するものとする。
 - (v) 何らかの目的のために取り扱われる個人データは、当該目的に必要とされる以上に長い期間にわたって保管しないものとする。
 - (vi) 個人データは、DPAに基づくデータ主体の権利に従って取り扱うものとする。
 - (vii) 個人データの不正または違法な取扱いおよび偶発的な個人データの紛失、個人データの破壊または個人データへの損害に対して適切な技術的および組織的な措置を講じなければならない。

- (viii) 個人データのある国または領域に移転してはならない。ただし、当該国または領域が、個人データの取扱いに関するデータ主体の権利および自由について適切な水準の保護を確保している場合はこの限りではない。
6. 第5項(vii)に関して、データ管理者またはその代理人は、個人データを他の者に移転してはならない。ただし、DPAの要件に適合する書面による契約に従って当該データを移転する場合はこの限りではない。また、個人データを他の国または領域に移転してはならない。ただし、「適切な水準の保護」を確保することができる場合はこの限りではない。
7. データ管理者によるDPAの違反は、強制執行措置（多額の罰金（DPAに基づき行われた違反によって異なる。）を含む。）につながる可能性がある。

8. 解散

会社の解散は、会社法（改正済）（および会社法に基づく解散規則）、会社の基本定款および定款に準拠する。解散は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者もしくは会社の申立てに従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理者が解散されるべきことを裁判所に申し立てる権限を有する（参照：上記第4.A.5.11.2項および第4.B.16項）。剰余資産は、もしあれば、基本定款および定款の規定に従い、株主に分配される。

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託であるトラストを解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている（参照：第4.A.5.11.3項）。剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

免税リミテッドパートナーシップの清算および解散は、免税リミテッドパートナーシップ法（改正済）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、投資信託であるパートナーシップを清算および解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立てをする権限を有している（参照：第4.A.5.11.4項）。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ゼネラルパートナーは清算後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

9. 税金

1. ユニット・トラスト

現在ケイマン諸島には、トラストの収益に適用される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税は存在しない。ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。受託者は、信託法（改正済）81条に基づく保証をケイマン諸島政府から受領しており、トラスト設定日から50年間、所得、資本資産、利益または評価益に対する税、その他遺産税または相続税の性質を有する税を課税する、その後制定されたケイマンの法律が、ファンドを構成する資産またはトラストに発生する収益に適用されない旨、またはかかる資産または収益についてファンドの受託者または受益者に適用されない旨が保証されている。

2. パートナーシップ

ケイマン諸島の現行法の下では、パートナーシップの利益に適用される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税は、ケイマン諸島に存在しない。ケイマン諸島においては、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。ゼネラルパートナーは、長官の決定する期間（ただしかかる保証の日から50年を超えない）、所得、収益、利益または評価益に対する税を課税する制定されたケイマン諸島の法律が、パートナーシップまたはリミテッドパートナーのリミテッドパートナーシップ権益に適用されない旨、また所得、収益、利益または評価益に課される税、または遺産税または相続税の性質を有する税が、かかるパートナー

シップまたはリミテッドパートナーのリミテッドパートナーシップ権益について課されない旨の保証をケイマン諸島政府に対し申請し、当該保証をケイマン諸島政府から受領することができる。

3. 会社

現在、ケイマン諸島には直接税は存在せず、免税会社に支払われる利息、配当および利益は、いずれのケイマン諸島の税も課されることなく受領することができる。ケイマン諸島において設立された免税会社は、課税特例法（改正済）6条に基づく免税について保証をケイマン諸島政府に申請することができ、かかる保証をケイマン諸島政府から受領する予定である。課税特例法第6条は、保証の発行された日から30年以下の期間において、所得、収益、利益または評価益に課税する、ケイマン諸島においてその後に制定された法律が、当該会社の収益または資産に適用されない旨規定する。

（注） 投資信託制度の概要において、ケイマン諸島ドルの金額は、便宜上、1ケイマン諸島ドル = 0.82米ドルのレートで換算されている。

第4【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2020年12月28日 有価証券報告書／有価証券届出書

2021年3月31日 半期報告書／有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

別紙

定 義 集

「管理事務代行契約」	管理会社とステート・ストリート・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドの間で2016年8月25日付で締結された契約（およびその修正または補足）をいう。
「管理事務代行会社」	本サブ・ファンドの管理事務代行会社としてのステート・ストリート・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドをいう。
「AIFM」	本トラストのオルタナティブ投資ファンド運用者としてのJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドをいう。
「AIFMD」	オルタナティブ投資ファンド運用者指令（指令2011/61/EU）（その後の改正を含む。）をいう。
「AIFMD委任規則」	AIFMDを補足する2012年12月19日の委員会委任規則（EU）No. 231/2013をいう。
「AIFMD規則」	2013年英国オルタナティブ投資ファンド運用者規則（その後の改正を含む。）をいう。
「希薄化防止賦課金」	正味申込みまたは買戻しが発生した営業日において、資産の取得または場合により売却に関連する費用によるサブ・ファンドの価値の希薄化から、すべての受益者の利益を保護するために適切であると管理会社が判断することのある金額をいう。
「申込書」	登録事務代行会社または募集代行会社（該当するもの）から投資予定者に提供される、サブ・ファンドの受益証券の購入に関する申込書をいう。
「監査人」	本トラストの監査人としてのグラントソントン ケイマン諸島をいう。
「基準通貨」	本サブ・ファンドの基準通貨をいい、日本円を指す。
「営業日」	ダブリンおよび東京において商業銀行が営業している日であって、東京証券取引所が取引のために営業している日をいう。
「計算代理人」	本件スワップ取引に基づく計算を行う責任を負う事業体としてのJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーをいう。
「クラス」	本トラストまたはサブ・ファンドが随時発行する受益証券のクラスをいう。
「クロージング日」	当初募集期間の最終日または管理会社とその絶対的な裁量により決定し、申込者に通知するその他の日をいう。
「本件担保」	スワップ相手方当事者もしくは金融デリバティブ商品のその他の相手方当事者が提供する担保（該当する場合）、および／または場合により資金調達投資をいう。
「本件集団投資スキーム」	本トラストが投資することができる集団的投資スキームをいう。

「相手方当事者」	スワップ相手方当事者、または本トラストがサブ・ファンドのために、サブ・ファンドの勘定で金融デリバティブ商品および／または場合により資金調達投資の取引を行うその他の相手方当事者をいう。
「保管会社」	本サブ・ファンドの保管者としてのステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ（アイルランド）をいう。
「保管契約」	受託会社とステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ（アイルランド）リミテッドの間で2016年9月7日付で締結された契約（およびその修正または補足）をいう。
「取引日」	申込みおよび買戻しに関して、各営業日および／または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
「取引期限」	本サブ・ファンドの受益証券の申込みまたは買戻しの申請に関して、本トラストが関連する申込日または買戻日（該当するもの）に関連する受益証券の申込みまたは買戻しを行うために、本トラストに代わり登録事務代行会社が当該申請を受領しなければならない日時をいう。詳しくは有価証券届出書「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（1）海外における販売 ②申込手続」をご参照されたい。
「取締役」	管理会社の取締役をいう。
「販売会社」	本サブ・ファンドの販売者としてのJPモルガン証券株式会社をいう。
「賦課金および手数料」	サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの資産の当初取得もしくは増加、もしくは追加権利の購入、または受益証券の設定、発行、販売、交換もしくは買戻し、または投資の売却、購入もしくは一部解約に関連してか、または当該賦課金および手数料の支払義務のある取引もしくはディーリングに関し、もしくはそれに先立ち、もしくはそれに関連し、もしくはそれに起因し、もしくはその実行時に支払義務が発生し、もしくは発生する可能性のある証書その他のものに関してかを問わず、一切の印紙税およびその他の賦課金、税金、公租公課、仲介料、銀行手数料、為替スプレッド、利子、名義書換手数料、登録手数料その他の賦課金および手数料をいう。疑義を避けるために付言すると、申込みおよび買戻しの価格の計算時においては、差額準備金（純資産価額を計算する目的で資産が評価された価格と、当該資産が申込みの結果として購入され、買戻しの結果として売却される見積価格との差を考慮したもの）を含むが、これに限定されず、受益証券の販売および購入時に代理人に支払うコミッション、または関連するサブ・ファンドの受益証券の純資産価額を確定する際に考慮されることのあるコミッション、税金、手数料もしくは費用は含まないものとする。
「ERISA」	1974年米国従業員退職所得保障法（その後の改正を含む。）をいう。

「EU」	欧州連合をいう。
「ユーロ」	欧州連合加盟国の単一通貨をいう。
「FATCA」	米国外国口座税務コンプライアンス法（一般に「FATCA」と呼ばれる。）源泉徴収税とは1986年米国内国歳入法第1471項ないし第1474項（その後の改正を含み、以下「歳入法」という。）、その現在または将来の規制もしくは公式解釈、歳入法第1471(b)項に従い締結された合意または財政または規制上の法律、規則もしくは歳入法の当該項の適用に関して締結された政府間合意に従って採用された実務に従い課され、または徴収される米国連邦源泉徴収税をいう。
「金融デリバティブ商品」	金融派生商品をいう（店頭金融デリバティブ商品を含む。）。
「FCA」	英国の金融行為監督機構をいう。
「資金調達投資」	金融市場商品、譲渡可能な有価証券、レポ取引、売戻条件付購入取引、スワップ取引その他これらに類する取引等の金融商品をいう。
「フル・ファンデッド・スワップ」	サブ・ファンドが取引開始時に1回限りの支払を行い、当該スワップのスワップ相手方当事者から裏付資産のパフォーマンスに連動した1回限りまたは複数回の支払を受領する店頭金融デリバティブ商品（スワップとして記録される。）をいう。
「当初発行価格」	サブ・ファンドの受益証券の当初募集が行われる際の受益証券1口当たりの価格（申込手数料を含まない。）をいう。
「当初募集期間」	サブ・ファンドに関して当初発行価格でサブ・ファンドの受益証券の募集が行われる当初の募集期間をいう。
「仲介人」	(a) 第三者のために投資事業により支払いを受ける業務またはそれを含む業務、または(b) 第三者のために投資事業において受益権を保有する者をいう。
「投資運用会社」	本サブ・ファンドの投資運用者としての日興アセットマネジメント株式会社をいう。
「管理会社」	本トラストの管理会社としてのJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドをいう。

「市場混乱事由」

本件スワップ取引に基づき、計算代理人の合理的な商業的意見において、以下のいずれかの事由が発生した場合をいう。

- (a) 本件スワップ取引の計算代理人が、本件スワップ取引の時価を計算し、公表することができない場合。
- (b) 取引所で取引されている参照資産またはその構成資産について、当該取引所またはその他により取引の停止または制限が課された場合。
- (c) 取引所で取引されていない参照資産について、店頭市場における取引の流動性が消滅した場合。
- (d) 参照資産については取引所で、または取引所で取引されていない参照資産については店頭市場で、一般にその取引を実行し、またはその時価を取得する市場参加者の能力を混乱させ、または損なう事由が発生した場合。
- (e) 予定されていたか否かにかかわらず、取引所が開かれなかった場合。
- (f) 予定終了時間前に取引所が終了した場合（実際の終了時間の1時間以上前に当該終了時間の繰上げが発表された場合を除く。）。
- (g) 該当する法域内の大手商業銀行の多数が、平日の予定営業終了時刻より前に営業を終了した場合。

取引時間の制限は、関連する取引所または市場の通常営業時間の変更が十分な事前通知をもって発表された結果行われた場合には、市場混乱事由を構成しない。

「最低追加投資額」

各受益者が（最低当初投資額を投資した後に）サブ・ファンドに投資することを管理会社が適宜要求する最低現金額、または場合により受益証券の最低口数（もしあれば）をいい、本サブ・ファンドの最低追加投資額は1,000,000円である。

「最低当初投資額」

当初申込期間中（もしあれば）または当初募集期間後の申込日に、サブ・ファンドの受益証券に関する当初投資として各受益者が投資することを管理会社が適宜要求する最低当初現金額、または場合により受益証券の最低口数（もしあれば）をいい、本サブ・ファンドの最低当初投資額は1,000,000円である。

「最低買戻金額」

常時買戻可能なサブ・ファンドの受益証券の最低口数または場合により最低価額（もしあれば）をいい、本サブ・ファンドの最低買戻金額は1,000,000円である。

「最低保有条件」

受益者が常時保有しなくてはならないサブ・ファンドの受益証券の最低口数または場合により最低価額（もしあれば）をいい、常に最低買戻金額以上となる。本サブ・ファンドの最低保有条件は、1,000,000円である。

「金融市場商品」

通常金融市場で取引され、以下のすべての条件を満たす商品をいう（マネー・マーケット・ファンドの受益証券を含む。）。

- (a) 流動性が高い、すなわち、7営業日以内に現在価値に近い価格で現金化できること。
- (b) 常に正確に算定可能な価値を有すること。

「純資産価額」	有価証券届出書「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 （1）資産の評価」に記載する方法に従い計算される、本トラスト、本サブ・ファンド、クラスまたはシリーズ（該当するもの。）の純資産価額をいう。
「1口当たり純資産価格」	サブ・ファンド（または該当する場合には、当該サブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ）の受益証券について、当該サブ・ファンド（または該当する場合には、クラスもしくはシリーズ）の受益証券に帰属する純資産価額を当該サブ・ファンド（または該当する場合には、クラスもしくはシリーズ）の発行済受益証券口数で除したものをいう。
「OECD」	経済協力開発機構をいう。
「募集」	サブ・ファンドの受益証券への申込みの募集をいう。
「普通決議」	本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの受益者集会もしくは関連する受益証券に影響を及ぼす事項に関する集会のいずれか該当するものに出席し投票する権利を有する受益者の単純多数により、または本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの受益証券の50%以上を表章する、受益者集会に出席し投票する権利を有する受益者の書面による同意により可決された決議をいう。
「店頭金融デリバティブ商品」	店頭取引金融デリバティブ商品をいう。
「PRA」	英国の健全性規制機構をいう。
「英文目論見書」	本トラストに関する英文目論見書（随時の修正および補足を含む。）をいう。
「買戻日」	サブ・ファンドの受益証券の買戻しが可能な関連する営業日をいい、本サブ・ファンドの買戻日は各評価日および／または管理会社が受益者に事前に通知の上随時決定するその他の日である。
「買戻価格」	有価証券届出書「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」に記載のとおり、受益証券が買い戻される価格（買戻手数料またはその他の手数料、費用もしくは税金の控除前）をいう。
「買戻代金」	有価証券届出書「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」に記載のとおり、買戻価格から買戻手数料およびその他の手数料、コスト、費用、または税金を差し引いた金額をいう。
「買戻請求」	有価証券届出書「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」に記載のとおり提出される、受益証券の買戻しの請求をいう。
「参照資産」	サブ・ファンドが本件スワップ取引を締結した場合において、当該サブ・ファンドが当該本件スワップ取引を通じてエクスポージャーを有する資産（受益証券、指数、金利、その他のレート、外国為替レート、ファンド、コモディティおよび／またはその他の種類の証券もしくは資産を含むが、これらに限定されない。）をいう。

「関連機関」	(a) EEA（欧州連合加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）内で認可された信用機関、 (b) （EEA加盟国以外の）1988年7月のバーゼル自己資本比率規制合意の調印国（スイス、カナダ、日本、米国）内で認可された信用機関、または (c) ジャージ島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可された信用機関
「シリーズ」	管理会社が設定する受益証券のクラスのシリーズをいう。
「特別決議」	本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの受益者集会に出席し投票する権利を有する受益者により当該決議につき投じられた議決権総数の75%以上を構成する多数により、または、本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの受益証券の75%以上を表章する、本トラストもしくは当該サブ・ファンドの受益者集会に出席し投票する権利を有する受益者の書面による同意によりそれ相応に承認された決議をいう。
「英ポンド」	英国の法定通貨である英ポンドをいう。
「本サブ・ファンド」	信託証書の条件に従い補遺信託宣言により設定された本トラストのサブ・ファンドであり、独立した別個のトラストを構成する、シリーズ2016 TOPIXファンドをいう。
「申込日」	本サブ・ファンドの受益証券の購入が可能な関連する営業日をいい、本サブ・ファンドの申込日は各評価日および／または管理会社が受益者に事前に通知の上随時決定するその他の日である。
「英文目論見書補遺」	サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの受益証券に付随する権利を記載した英文の目論見書補遺をいい、英文目論見書の一部を構成する。
「スワップ相手方当事者」	JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションまたは本件スワップ取引のスワップ相手方当事者として投資運用会社が随時選任するその他の者をいう。JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションは、PRAにより認可されており、FCAによる規制およびPRAによる限定的規制を受けている。
「本件スワップ取引」	サブ・ファンドについて、本トラストのために、本トラストに代わり行為する投資運用会社とスワップ相手方当事者の間のフル・ファンデッド・スワップまたはアンファンデッド・スワップをいう。詳しくは有価証券届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 （1）投資方針」をご参照されたい。
「譲渡可能な有価証券」	株式およびその他の株式と同等の証券、債券およびその他の形式の証券化された負債、ならびに申込みまたは交換により当該譲渡可能な有価証券を取得できる権利を伴うその他の有価証券をいう。
「登録事務代行会社」	本サブ・ファンドの登録事務代行者としてのステート・ストリート・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドをいう。

「本トラスト」	信託証書に従い設定されたアンブレラ型ユニット・トラストであるパッシム・トラストをいう。
「信託証書」	管理会社と受託会社の間で締結され、2016年4月26日付修正および改訂信託宣言により修正および改訂された2014年12月2日付の本トラストを設定する信託証書（随時の修正を含む。）をいう。
「信託期間」	信託証書の日付に開始し、当該日から150年間満了後の日から1日引いた日に終了する期間をいう。
「受託会社」	本トラストの受託会社としてのインタートラスト・コーポレート・サービスーズ（ケイマン）リミテッドをいう。
「アンファンデッド・スワップ」	サブ・ファンドが定期的に支払を行い、スワップの満期日にスワップ相手方当事者から裏付資産のパフォーマンスに連動した現金支払を受領する店頭金融デリバティブ商品（スワップとして記録される。）をいう。
「英国」	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国をいう。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領、米国の州、ならびにコロンビア特別区をいう。
「受益者」	受益証券の登録保有者をいう。
「受益証券」	信託証書に従い発行された、本サブ・ファンドの資産の受益持分を表章する無額面の受益証券をいい、受益証券の端数を含む。
「米ドル」	米国の法定通貨である米ドルをいう。
「米国人」	管理会社が別段の決定を行わない限り、1933年米国証券法（その後の改訂を含む。）に基づき公布されたレギュレーションSに規定される「米国人」の定義に該当する者をいう。
「評価日」	各営業日をいう。
「評価時点」	本サブ・ファンドの純資産価額が決定される各評価日の該当する時間であり、各評価日における東京証券取引所の終業時間または管理会社が決定するその他の時間をいう。

独立監査人報告書

パッシム・トラストの受託会社御中

監査意見

我々は、パッシム・トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドであるシリーズ2016 TOPIXファンド、シリーズ2016 日経225ファンド、シリーズ2018 S&P 500ファンドおよびシリーズ2016 JPX日経400ファンド（以下、総称して「サブ・ファンド」という。）の2021年6月30日現在の財政状態計算書、2021年6月30日に終了した年度の包括利益計算書、資本変動計算書／買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに関連する財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。当該財務書類は、その中に記載される会計方針の下に作成されている。

我々の意見では、添付の財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して2021年6月30日現在のサブ・ファンドの財務状態ならびに同日に終了した年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、すべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

監査意見を含む本報告書は、全体としてのトラストの受益者のためにのみ、および規制当局への報告目的にのみ作成されている。意見を述べるにあたり、我々が事前に同意書で明確に同意している場合を除き、我々は、その他の目的に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。これらの基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってトラストから独立した立場にあり、また我々はIESBA規程に従って他の倫理的な責任も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

強調事項

注記1および注記2（a）に記載のとおり、シリーズ2016 JPX日経400ファンドは運用を終了したため、当該サブ・ファンドの会計基準を継続企業ベースから清算ベースに変更している。当該事項は、我々の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の情報

その他の情報は、年次報告書に記載されている情報のうち、財務書類および監査人報告書以外のもの、例えば、受託会社の報告書や投資運用会社の報告書などで構成される。経営陣はその他の情報に対する責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、監査人報告書に明示されている場合を除き、我々はその他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明するものではない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかを検討することである。財務書類にそのような重要な不一致を特定した場合、我々は財務書類に重要な虚偽表示があるか、またはその他の情報の重要な虚偽表示があるかを判断することが求められる。我々が実施した調査に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々は、その事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、IFRSに準拠して、財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、トラストが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がトラストの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がな

い場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の前提による会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、トラストの財務報告プロセスを監督する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは全体としてみると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々は、ISAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、または内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、トラストの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 経営陣が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、トラストの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、トラストは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が対象となる取引および事象を公正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項について、統治責任者に対して報告を行う。

グラントソントン ケイマン諸島

ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-1102
171 エルジン アベニュー、
クリケットスクエア、センチュリーヤード2階
2021年12月22日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE TRUSTEE OF PASSIM TRUST

Opinion

We have audited the financial statements of the sub-funds Series 2016 TOPIX Fund, Series 2016 Nikkei 225 Fund, Series 2018 S&P 500 Fund and Series 2016 JPX-Nikkei 400 Fund (together the “sub-funds”) of the PASSIM Trust (or the “Trust”), which comprise the statement of financial position as at 30 June 2021, statement of comprehensive income, statement of changes in equity/net assets attributable to redeeming participating unitholders and statement of cash flows for the year ended 30 June 2021 and the related notes to the financial statements. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects the financial position of the sub-funds as at 30 June 2021 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards (“IFRS”).

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Trust's unitholders as a body and for regulatory filing purposes only. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISA”). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Emphasis of Matter

As described in notes 1 and 2(a), the Series 2016 JPX-Nikkei 400 Fund has ceased operations and as a result, the basis of accounting for that Fund has been changed from the going concern basis to the liquidation basis. Our opinion is not modified in respect of this matter.

Other information

Other information comprises information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon, such as the trustee's report and the investment manager's report. Management are responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, except to the extent otherwise explicitly stated in our report, we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify such material inconsistencies in the financial statements, we are required to determine whether there is a material misstatement in the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Trust's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion.

Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISA will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISA, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Grant Thornton
Cayman Islands

2nd Floor, Century Yard, Cricket Square
171 Elgin Avenue
Grand Cayman, KY1-1102
Cayman Islands
22 December 2021

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

(訳文)

独立監査人の監査報告書

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドのメンバー各位

財務書類の監査に対する報告**監査意見**

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドの財務書類に対する私どもの意見は、以下の通りである。

- ・ 2020年12月31日現在の当社の財政状態および同日に終了した年度における当社の利益について真実かつ公正な概観を提供している。
- ・ 英国において一般に公正妥当と認められる会計慣行（FRS第101号「開示減免のフレームワーク」により構成される英国会計基準および適用される法律）に準拠して適正に作成されている。
- ・ 2006年会社法の規定に準拠して作成されている。

私どもは、2020年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度における損益計算書、包括利益計算書および株主資本変動計算書ならびに重要な会計方針の記載を含む財務書類に対する注記により構成されている、年次報告書に含まれる財務書類について監査を行った。

監査意見の根拠

私どもは、国際監査基準（英国）（以下「ISA（英国）」という。）および適用される法律に準拠して監査を行った。ISA（英国）のもとでの私どもの責任は、当報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」において詳述されている。私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

私どもは、FRC倫理基準を含む、英国における財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき当社に対して独立性を保持しており、また、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たしている。

継続企業の前提に関する結論

私どもが行った作業に基づき、私どもは、財務書類の公表が承認される日から12か月以内の期間において、個別に、または集合的に、当社が継続企業として存続する能力について重要な疑義を生じさせ得る、事象または状況に関連する重要な不確実性を特定していない。

財務書類の監査において、私どもは、取締役が財務書類の作成に継続企業の前提による会計処理を実施することが適切であるという結論に達した。

しかしながら、将来のすべての事象または状況を予見することはできないため、この結論が当社の継続企業として存続する能力を保証するものではない。

継続企業の前提に関する私どもの責任および取締役の責任は、本報告書の関連セクションに記載される。

その他の記載内容の報告

年次報告書のうち財務書類および監査報告書以外のすべての情報は、その他の記載内容を構成する。取締役は、その他の記載内容に対して責任を有している。私どもの財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって私どもは、当該その他の記載内容に対して、監査意見、または当報告書で明確に記載された範囲を除き、いかなる保証も表明しない。

財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、明らかに重要な不一致または重要な虚偽表示を識別した場合には、財務書類の重要な虚偽表示であるのか、またはその他の記載内容の重要な虚偽表示であるのかを結論付けるための手続きを実施するよう求められている。私どもは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私どもは、これらの責任に基づき報告すべき事項はない。

私どもは、戦略レポートおよび取締役報告書について、英国における2006年会社法が求める開示事項が含まれているかについても検討した。

また私どもは、2006年会社法により、監査の過程において行った作業に基づいて、以下に記載される特定の意見および事項を報告することが求められている。

戦略レポートおよび取締役報告書

監査の過程において行った作業に基づく私どもの意見では、2020年12月31日をもって終了した年度における戦略レポートおよび取締役報告書に含まれる情報は、当該財務書類と整合しており、適用法の要件に準拠して作成されている。

監査の過程で入手した当社の知識および理解ならびにその状況を考慮した上で、私どもは、戦略レポートおよび取締役報告書においていかなる重要な虚偽表示も認識しなかった。

財務書類および監査に関する責任

財務書類に関する取締役の責任

取締役の責任の記載に詳述の通り、取締役は適切なフレームワークに準拠して財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を提供するものであることを充足させる責任を有している。また取締役は不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、取締役は、当社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、取締役が当社の清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に関する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を作成することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA（英国）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

不法行為を含む異常事項は、法令違反の事例である。私どもは上記の責任に従って、不法行為を含む異常事項に関する重要な虚偽表示を発見するための手続きを立案している。不法行為を含め、私どもの手続きがどの程度の異常事項を発見できるかについては、以下に詳述する。

当社および業界に対する私どもの理解に基づき、私どもは、金融行為監督機構（以下「FCA」という。）に関連する法令違反の主要なリスクを特定し、当該違反による財務書類への重要な影響の可能性を検討した。また、2006年会社法のように、財務書類に直接影響を与える法令についても検討した。私どもは、財務書類の不正操作に対する経営陣の動機と機会（内部統制の無効化リスクを含む）を評価し、主要なリスクは不適切な仕訳入力の計上および会計上の見積みへの経営陣の偏向の適用に関するものであると判断した。実施した監査手続きは以下を含む。

- ・ 重要な会計上の見積み、特に株式に基づく報酬費用に関する計算の際に、上級管理職によってなされた主要な仮定と判断への検証と確認。
- ・ 上級管理職が計上する仕訳入力を含む、不正リスク基準の適用を経由したテスト用の仕訳入力の特定。
- ・ 経営陣が異常事項を防止および発見するために実施している事業体レベルの統制の評価。
- ・ 上級管理職、英国監査・コンプライアンス委員会、内部監査・内部法務アドバイザーとの照会（既知または疑いのある法令違反の事例および不正を含む）。
- ・ 内部通報手続き、報告および経営陣による当該事項の調査の評価。
- ・ コンプライアンスおよび規制手続きに関連する規制当局（FCA）との主要対応の検討。

上記の監査手続きには固有の限界がある。私どもは、財務書類に反映される事象や取引と密接に関連しない法令違反の事例について気づく可能性は低いと考えている。また、不正による重要な虚偽表示を発見しないリスクは、不正が、例えば偽造または意図的な虚偽表示による隠蔽、または共謀によるものである場合があるため、誤謬による虚偽表示を発見しないリスクよりも高くなる。

財務書類監査に関する私どもの責任の詳細については、FRCのウェブサイトwww.frc.org.uk/auditors-responsibilitiesに示されている。当記載は私どもの監査報告書の一部を構成する。

当報告書の利用

監査意見を含む当報告書は、2006年会社法第3章第16条に準拠して機関としての会社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、その他の目的はない。意見を述べるにあたり、私どもが事前に同意書で明確に同意している場合を除き、私どもは、その他の目的に対して責任を負わず、また、当報告書を閲覧するその他の者または当報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

報告を要求されているその他の事項

2006年会社法による例外事項の報告

2006年会社法に基づき、私どもは、以下に該当する事項がある場合、私どもの意見としてその報告を要求されている。

- ・ 私どもの監査に必要なすべての情報および説明を私どもが入手していない場合。
- ・ 当社が適切な会計記録を保持していない、あるいは私どもが往査をしていない支店から私どもの監査に対して十分な回答を得ていない場合。
- ・ 法で定められた取締役報酬の一定の開示が行われていない場合。
- ・ 財務書類が会計記録および回答と一致していない場合。

この責任に基づき報告すべき例外事項はない。

シーナ・コウチーニョ（上級監査人）

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーを代表して

勅許会計士、法定監査人

ロンドン

2021年4月20日

注：この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。訳文が原文監査報告書の内容を正確に表すことを確保するために相当な注意が払われていますが、情報、見解または意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。

[次へ](#)

Independent auditors' report to the members of J.P. Morgan Mansart Management Limited

Report on the audit of the financial statements

Opinion

In our opinion, J.P. Morgan Mansart Management Limited's financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Company's affairs as at 31 December 2020 and of its profit for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice (United Kingdom Accounting Standards, comprising FRS 101 "Reduced Disclosure Framework", and applicable law); and
- have been prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2006.

We have audited the financial statements, included within the Annual Report, which comprise: the balance sheet as at 31 December 2020; the income statement, the statement of comprehensive income, the statement of changes in equity for the year then ended; and the notes to the financial statements, which include a description of the significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) ("ISAs (UK)") and applicable law. Our responsibilities under ISAs (UK) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We remained independent of the company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the UK, which includes the FRC's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

Conclusions relating to going concern

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from when the financial statements are authorised for issue.

In auditing the financial statements, we have concluded that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this conclusion is not a guarantee as to the company's ability to continue as a going concern.

Our responsibilities and the responsibilities of the directors with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report other than the financial statements and our auditors' report thereon. The directors are responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

With respect to the Strategic report and Directors' report, we also considered whether the disclosures required by the UK Companies Act 2006 have been included.

Based on our work undertaken in the course of the audit, the Companies Act 2006 requires us also to report certain opinions and matters as described below.

Strategic Report and Directors' Report

In our opinion, based on the work undertaken in the course of the audit, the information given in the Strategic report and Directors' report for the year ended 31 December 2020 is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

In light of the knowledge and understanding of the company and its environment obtained in the course of the audit, we did not identify any material misstatements in the Strategic report and Directors' report.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Responsibilities of the directors for the financial statements

As explained more fully in the Statement of directors' responsibilities set out on page 13, the directors are responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework and for being satisfied that they give a true and fair view. The directors are also responsible for such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are

considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Irregularities, including fraud, are instances of non-compliance with laws and regulations. We design procedures in line with our responsibilities, outlined above, to detect material misstatements in respect of irregularities, including fraud. The extent to which our procedures are capable of detecting irregularities, including fraud, is detailed below.

Based on our understanding of the company and industry, we identified that the principal risks of non-compliance with laws and regulations related to the Financial Conduct Authority (FCA), and we considered the extent to which non-compliance might have a material effect on the financial statements. We also considered those laws and regulations that have a direct impact on the financial statements such as the Companies Act 2006. We evaluated management's incentives and opportunities for fraudulent manipulation of the financial statements (including the risk of override of controls), and determined that the principal risks were related to the posting of inappropriate journal entries and the application of management bias in accounting estimates. Audit procedures performed included:

- Challenge and validation of key assumptions and judgements made by senior management in calculating critical key accounting estimates, in particular in relation to share-based payment expenses;
- Identification of journal entries for testing via the application of fraud risk criteria, including journal entries posted by senior management;
- Evaluation of entity level controls put in place by management to prevent and detect irregularities;
- Enquiries with senior management, the UK Audit and Compliance Committee, internal audit and internal legal advisors including consideration of known or suspected instances of non-compliance with laws and regulations, and fraud;
- Assessment of whistleblowing procedures, reports and management's investigation of such matters; and
- Review of key correspondence with regulatory authorities (the FCA) in relation to compliance and regulatory proceedings.

There are inherent limitations in the audit procedures described above. We are less likely to become aware of instances of non-compliance with laws and regulations that are not closely related to events and transactions reflected in the financial statements. Also, the risk of not detecting a material misstatement due to fraud is higher than the risk of not detecting one resulting from error, as fraud may involve deliberate concealment by, for example, forgery or intentional misrepresentations, or through collusion.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the FRC's website at: www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities. This description forms part of our auditors' report.

Use of this report

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with Chapter 3 of Part 16 of the Companies Act 2006 and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Other required reporting

Companies Act 2006 exception reporting

Under the Companies Act 2006 we are required to report to you if, in our opinion:

- we have not obtained all the information and explanations we require for our audit; or
- adequate accounting records have not been kept by the Company, or returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or
- certain disclosures of directors' remuneration specified by law are not made; or
- the financial statements are not in agreement with the accounting records and returns.

We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Sheena Coutinho (Senior Statutory Auditor)
for and on behalf of PricewaterhouseCoopers LLP
Chartered Accountants and Statutory Auditors
London

20 April 2021

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。